

環境保全における文学の貢献

—台湾と日本における油症の比較を中心に—

A Role of Literature in Environmental Conservation :

A Comparative Study of Taiwan Yucheng and Kanemi Yusho

2019年5月

長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科

金星

目次

序章	3
第1節 研究動機	3
第2節 先行研究	4
第3節 研究目的	10
注	12
第1章 環境文学にみられる環境問題	18
第1節 レイチェル・カーソン著『沈黙の春』(1962)	18
第2節 石牟礼道子著『苦海浄土 わが水俣病』(1969)	22
第3節 有吉佐和子著『複合汚染』(1975)と『有吉佐和子の中国レポート』 (1979)	35
第4節 綿貫礼子著『胎児からの黙示』(1986)	46
第5節 戴晴編著『三峡ダムー建設の是非をめぐっての論争』(1989)	50
第6節 スヴェトラナ・アレクシェービッチ著『チェルノブイリの祈り』 (1997)	57
第7節 柴静著『中国メディアの現場は何を伝えようとしているか: 女性キ ャスターの苦悩と挑戦』(2013)	62
第8節 伊格言著『グラウンド・ゼロ 台湾第四原発事故』(2013)	67
第9節 まとめ	69
注	74
第2章 陳昭如著『被遺忘的 1979: 台湾油症事件 30年』にみられる 食中毒事件	82

第1節	台湾油症事件	82
第2節	陳昭如へのインタビュー	99
第3節	『被遺忘的一九七九：台湾油症事件 30 年』にみられる台湾油症事件	101
	注	113
第3章	環境文学からみたカネミ油症と台湾油症——矢野トヨコ著	
	『カネミが地獄をつれてきた』(1987年)と陳昭如著『被遺忘的 1979：台湾油症事件三十年』(2010年)	132
第1節	矢野トヨコの生涯	132
第2節	『カネミが地獄をつれてきた』と『被遺忘的 1979：台湾油症事件三十年』からみた油症事件	134
第3節	まとめ	142
	注	143
第4章	カネミ油症と台湾油症の比較——患者の症状、認定基準(日本)・患者登録(台湾)を中心に	145
第1節	はじめに	145
第2節	油症についての概要	147
第3節	カネミ油症患者と台湾油症患者の症状	148
第4節	食中毒事件としての油症認定問題	162
第5節	まとめ	176
	注	179
終章		204
	注	206
	今後の課題	207
	参考文献・映像リスト	208
	初出一覧	219
	謝辞	220

序章

第1節 研究動機

21世紀は「環境の世紀」であるべきだと言われる。20世紀は、前半期は「戦争の世紀」、
「支配の世紀」であったことへの反省として、そして、後半期は「福祉国家の世紀」を目ざ
しながらも「経済成長の世紀」に重心が置かれすぎていた。20世紀後半だけでなく、21世
紀になっても、戦争も続いている。これを乗り越える21世紀の世界共通のキーワードは「環
境」である。なお20世紀は「人口爆発の世紀」でもあった【注1】。人口も環境への影響を
及ぼす。

ポール・エリックやバリー・コモナーが強調したように、環境負荷（Impact）を左右す
る3大要因は、人口（Population）、豊かさ（Affluence：一人当たり消費量）、技術の質
（Technology）である。力点の置き方としては、当初のエリックはPTA、最近のエリッ
クはAPT、コモナーはTAPであった（『人口が爆発する』エリック夫妻、新曜社1994年な
ど参照）。

環境保護については2つの面があると思う。1つは環境保護のための科学技術の発展。も
う1つは環境教育の発展だと思う。環境教育の普及に従って、人々の環境意識が高まる。環
境文学は環境教育の一分野として、大きな力を発揮することができると思う。

環境文学の主題は人間・社会・自然の関係である。人間と自然、人間と人間の関係を扱う
表現形式は環境文学と言える。修士論文のテーマは「環境文学についての考察——レイチェ
ル・カーソンと有吉佐和子を中心に」であった。画期的な意義があるアメリカのレイチェル・
カーソン著『沈黙の春』と毒性物質の複合がもたらす汚染の実態を訴える日本の有吉佐和子
著『複合汚染』を主に考察した。さらに、その周辺についても分析して、環境文学は何かと
いう問題を、論じた。その中で、2010年陳昭如著『被遺忘的1979——台湾油症事件三十年』
（『忘れてきた1979——台湾油症事件三十年』。以下、『台湾油症事件三十年』）として台湾
油症事件に関する内容も少し触れた。

博士後期課程に入り、①修士課程における台湾油症と『台湾油症事件三十年』の研究につ
いて深く探求していきたい。さらに、食中毒事件である台湾油症事件発生の経緯、患者の症
状、政府の対応について、『台湾油症事件三十年』がいかに取り上げられ、どのように展開
されたかの検討を行った。この作品が社会に与えた影響を通して、食中毒問題がいか
に認識されているかについて考察し、明らかにしたい。カネミ油症の場合、矢野トヨコ著『カネミ
が地獄を連れてきた』（1987年）を通して、カネミ油症事件を考察した。なお、『カネミが地
獄を連れてきた』は矢野トヨコの自分史である。油症被害者の視点から、カネミ油症に関す
ることを読者に伝えている。

②レイチェル・カーソン著『沈黙の春』（1962）、「現代日本の公害の原点」という水俣病
についての石牟礼道子著『苦海浄土 わが水俣病』（1969）、有吉佐和子著『複合汚染』（1975）

及び『有吉佐和子の中国のレポート』(1979)、「日本のカーソン」とも言われる綿貫礼子著『胎児からの黙示』(1986)、環境保護先駆者としての戴晴著『三峡ダム—建設の是非をめぐる論争』(1989)、2015年ノーベル文学賞を受賞したベラルーシのスヴェトラナ・アレクシエービッチ著『チェルノブイリの祈り』(1997)、中国の大気汚染問題についての柴静著『中国メディアの現場は何を伝えようとしているか：女性キャスターの苦悩と挑戦』(2013)、台湾作家である伊格言著『グラウンド・ゼロ 台湾第四原発事故』(2013)を考察・比較し、これまでの環境文学の特徴とその定義がどのように変わってきたかを研究したい。さらに、現在の多様な環境文学の定義を明確にしたい。

第2節 先行研究

近年、環境については、文学研究者が文学研究として環境の視点から作品を読む「環境文学」という領域が認識され、研究が活発化している(米村2008:225)。文学研究の視点から「環境」を追求することを目的に創設されたアメリカの文学・環境学会(ASLE:Association for the Study of Literature and Environmentの省略)は1992年に発足。日本では、文学・環境学会(ASLE-Japan)が1994年に発足。英国では、ASLE-UKが1998年に発足。その後ニュージーランド、カナダ、インド、韓国などにASLEが次々誕生している。

世界の各地で活動を遂行する過程で、環境文学研究の理論や方法を構築するとともに、既存の文学作品を「環境」の視点から読み直し、再評価を試みる作業にも着手している(生田ほか2008:10)。

上記によって、「環境文学」の隆盛は、文学が社会の単なる反映ではなく、社会が孕む倫理的な問題に積極的にかかわり社会全体の意識を刺激し、新たな意識を形成し、警鐘を鳴らし、社会的な課題の解決に文学ならではの役割を果たすことが可能であるとする研究者が増えてきたことを物語っている(米村2008:230)。さらに、2015年のノーベル文学賞がスベトラナ・アレクシエービッチの環境文学・反戦文学に与えられたことは、環境文学が国際社会で市民権を獲得しつつあることの、1つのあかしだと思われる。

本論文の環境文学については、ASLE-Japan/文学・環境学会が発行した学会誌『文学と環境』、単行本『たのしく読めるネイチャーライティング 作品ガイド120』(2000年)、国立環境研究所主任研究員多田満、アメリカ文学研究者野田研一、英語英米文学者加藤貞通、アメリカ文学研究者・環境文学研究者結城正美などの著書及び論文を主に参考にした。

先行研究によれば、「環境文学(environmental literature)」は自然を主題とするノンフィクションエッセイなどを指し、1980年代以降のアメリカでnature writingという言葉が初めて使われた。

英米文学において「自然」はもっとも重要なテーマの1つであった。イギリス文学について言えば、パストラルと呼ばれる田園文学の長い伝統があり、さらに近代においては、ロマン主義をはじめとするさまざまな自然観がそこに織り込まれている。アメリカ文学の場合

は、社会と文化の成り立ちそのものに北米大陸の広大な自然が深くかかわってきた。自然というテーマを抜きにしては、英米文学は語りえないとさえ言えるほどである（文学・環境学会 2000 : i）。もっとも基本的な定義に従えば、nature writing とは、自然と人間とのかかわりを省察する「一人称形式によるノンフィクション」を指している。また、特に「環境文学」と言う場合には、ノンフィクションから詩や小説や演劇まで、自然がクローズアップされるすべての文学を含むことになる（文学・環境学会 2000 : ii）。

「環境文学」は、ヨーロッパにおける伝統的な博物学／博物誌（natural history）の流れを汲んでおり、上述のように、アメリカでは 1980 年代に本格的な研究が行われるようになった。トーマス・ライアン（Thomas Jefferson Lyon, 1937-）は、『この比類なき土地——アメリカン・ネイチャーライティング小史（*This Incomparable Land: A Book of American Nature Writing*, 1989）』の中で、ネイチャーライティングを次に示す 3 つの要素にまとめている（多田 2011=2012 : 126）。

1. 自然に関する科学的情報（客観性）
2. 自然に対する個人的な反応（主観性）
3. 自然に関する思想的・哲学的解釈

日本では、多田満は次のように定義している。

nature writing は主として自然と人間を扱うノンフィクション（事実や実体験にもとづいた物語）を指すことが多いが、環境文学、あるいは「環境をめぐる文学（environmental writing）」は、ノンフィクションに限定せず、より包括的な枠組みで自然と人間をめぐる文学を考えようとする。環境の根源がわたしたちのそれぞれが個別の様態で暮らす「エコ」＝「家、場所」のあり方に求められているとすれば環境文学研究は、自らが生きる場所とそこに蓄積された文化や歴史への洞察を介することで、ほかの場所の文化において継承されてきた自然観や世界観を知る契機が見出され、他者に対する共感が育まれる。（多田 2011:127）。

「環境文学」史は、ヘンリー・D・ソロー（1827-1862）の『ウォールデン』（1854 年）を大きな里程標としており、「ソロー以前」、「ソロー以降」というかたちで歴史的に二分される。ソロー以前は natural history（博物誌）の系譜として特徴づけられ、自然科学的な客観的観察を基本にしている（野田 2003 : 9）。

一方、新妻昭夫は、英国の「環境文学」の先駆的な作品として、アイザック・ウォルトンの『釣魚大全』（1653 年）とギルバート・ホワイトの『セルボーン博物誌』（1789 年）をあげている（White1789=1997）。

文学・環境学会編『たのしく読める——ネイチャーライティング作品ガイド 120』の中の

nature writing の年表によれば、『釣魚大全』よりもっと早い作品はエドモンド・スペンサー (Edmund Spenser, 1552?-99) 著の『羊飼いの暦』(*The Shepherdes Calender*, 1579) である。

『羊飼いの暦』は、12 ヶ月を題名とする 12 篇の牧歌が収められている。自然が比喻として登場する。また、『釣魚大全』は、イギリスのさまざまな淡水魚の釣り方が説明されるだけでなく、釣りの道具の作り方、魚の料理の仕方、はては養魚池の作り方まで披露される。『セルボーンの博物誌』では、森林伐採による水循環のかく乱について描かれている。17 世紀は科学革命の時代であり、近代的な環境問題はまだまだあまり顕在化していない。18 世紀に産業革命とともに生活環境汚染と自然環境破壊問題は急増する。だから、18 世紀以降の nature writing は現在の「環境文学」の意味だと考えておこう。

さらに、第 2 次世界大戦後、特に 1970 年代以降、環境問題に対する関心の高まりや、地球環境が危機的状況にあるとの認識から、環境文学は単なる伝統的、写実的な自然描写ではなく、近代の環境問題に対する考察や意識に裏打ちされていることが必要である。

これに対して、多田満は次のように述べている：

従来の人間中心主義の自然観が、自然は固有の価値ある世界であり、人間も自然の一部であるとする自然観へと大きく変化し始めたため、地球規模で深刻化した 1960 年以降、レイチェル・カーソンの『沈黙の春』(1962) をきっかけに nature writing は脚光を浴びるようになる。また、日本において nature writing が提起されるようになったのは、1990 年代に入ってからのもので、近年では自然が重要な意味を持ち、自然がクローズアップされる詩や小説や演劇を含む、「環境文学」(environmental literature) という新たな名称が定着しつつある。(多田 2011:127)

一方で、『沈黙の春』(1962 年) や石牟礼道子『苦海浄土 わが水俣病』(1969 年)、有吉佐和子『複合汚染』(1975 年) などのように、環境(主に化学物質による公害問題)汚染の観点から語られるエコクリティシズム(ecocriticism)も環境文学の一部門(文学批評)であろう(多田 2006)。

なお、文学批評としてのエコクリティシズム【注 2】という用語の初出は 1978 年ウィリアム・リッカートの「文学とエコロジー——エコクリティシズムの実験」に遡る(伊藤 1998: 4)。20 世紀後半における地球環境の破壊に対する危機意識を背景に形成された、生態学における諸概念や哲学などに見られるエコロジカルな思想を取り入れた文学批評のジャンルである。環境破壊の拡大に対し、文学の分野から積極的に関わっていくという姿勢、そして文学作品やその研究が環境問題の考察に少なからず貢献するという意識がその特徴として挙げられる(Fromm, et al. 1998)。

一方、エコクリティシズムが対象とする主要な文学テキストは、一般に「ネイチャーライティング」または「環境文学」と呼ばれており、両者は同義のように使われることもあるが、

基本的に前者は自然と人間の関係を省察する「一人称形式によるノンフィクション」、後者はノンフィクション以外のジャンルも含む「自然がクローズアップされるすべての文学」と定義されてきた（茅野 2005:51）。

多田満は、環境文学を「地球文学」と名づけている。彼に従えば、地球文学は客観的な知識（自然に関する科学的情報）と主観的な反応をふまえて、「自然とは何か」を語る文学である。その意義は、それによって読者が、エコロジカルなもの見方に目覚めることであり、さらに彼らの自然観や社会観、生命観につながるものである。そして、地球という惑星でどう生きるかということ問い、われわれに新しい自然観を提示することである。そして、地域の生態に沿って人間文化を作り上げるという概念である。

従来文学においては、どのジャンルであれ、主要な関心は人間に向けられていた。自然が表現されることはあっても、それは人間の活動の背景として、または人間の世界の出来事の比喩と飾りとして扱われる傾向があった。「人間にふさわしい研究は人間である」（アレキサンダー・ポープ）という言葉が従来文学研究のコンセプトを要約している。これに対し、関心を人間の世界に限定せず、人間外の世界に開こうとするのがネイチャーライティング/環境文学研究のコンセプトである。（加藤 2007:107）

とりあえず、「ネイチャーライティング」とか、「エコクリティシズム」とか、「地球文学」などの「環境文学」は人間と自然の関係を扱うことである。それは伝統的な「人間中心主義」的な見方から「生態系中心主義」的な見方への転換ということだと考えている。

上記によって、環境文学の主題は人間と自然の関係である。人間と自然の関係を扱う表現はたいてい環境文学である（加藤 2007:103）。

しかしながら、「環境問題は人間問題」【注3】（村上陽一郎）といわれるが、環境問題は、環境の側の問題というよりは、むしろその原因となっている人間の側の問題であるといえる。たとえば、温暖化問題は、「政治問題として」、「人口問題として」、「倫理の問題として」、「エネルギーの問題として」の「人間問題」の見方が可能である（北野 2009）【注4】。

なお、近年非西洋的な環境観への関心の高まりとアメリカ中心的な批評枠を相対化する動きを背景に、自然・環境と人間は分け隔てられたものではなく、むしろ環境のなかに人が存在し、また人との関係において環境をとらえるべきだという見解が強くなっている（生田ほか 2008:10）。

本論文では、人間と人間の間を主に表現する『台湾油症事件三十年』や『カネミが地獄を連れてきた』を環境文学として考察した。またその中で登場する環境問題、すなわち油症事件をピックアップし、台湾油症とカネミ油症を考察し、世界中で日本と台湾にのみ発生した油症事件の両国の比較を行った。『台湾油症事件三十年』や『カネミが地獄を連れてきた』では、自然環境にあまり言及していない。しかし、それは、自然環境は人間によって利用されるために存在するという人間中心主義思想ではなく、人間と人間の間を表現し、鑑として持続可能性を考える思想である。

一方、環境文学を次の3つに分類してみる（A、B、Cは戸田2015、下線は金星2018）。

- A 自然と人間を描く小説、詩。例えば、アーネスト・ヘミングウェイ著『老人と海』など。
- B 自然や環境についてのエッセイやルポルタージュ。例えば、有吉佐和子著『複合汚染』、石牟礼道子著『苦海浄土 わが水俣病』など
- C 科学者の著書で文学性の高いあるいは文学に影響を与えたもの。例えば、レイチェル・カーソン著『沈黙の春』、チャールズ・ダーウィン著『種の起源』【注5】など。

今までの環境文学の定義は様々であって、まだ統一されていない。本論文が挙げた「環境文学」の中の「環境」は、「自然環境」と「社会環境」の両方を含むものである。すなわち、人間と自然、人間と人間の関係性を扱うことである。「文学」は、固有の人間の内面を描写する。この手法によって、作品の中で、環境問題をわかりやすく説明し、一般人に認識してもらうことができる。

一方、欧米や日本では環境について出版された作品が多い。そして、社会に影響を与え、環境保護に大きな力を発揮している。それに対して、中国の環境についての作品は少なく、まだ始まったばかりの状態である。しかし、将来発展する可能性は大きいと思う。

中国の「環境文学」の作品が少ないのは以前からである。なお、多田満によると、日本において、最初の「環境文学」は『古事記』（681年）である。それに対して、中国において、最初の「環境文学」は『詩経』（約西暦紀元前11到7世紀）であろう。昔から、中国人は「天人合一」ということを尊重していた。人間と自然が仲良く暮らすことを提唱していた。しかし、環境保護への関心は薄い。中国の古い時代の文学の中で、自然の大切さと美しさを謳った芸術および文学作品は多い。孔子は「知者は水を楽しみ、仁者は山を楽しむ」と述べている。これは「借景抒情」（自然の景色を借り、自分の気持ちを表現する）ということである。例えば、中国の「山水詩」では、自然に対する敬意は、山川草木と比較した時の自分の考えに表されている。もう1つの場合は、生活がままならないから、故郷に戻って隠棲することである。例えば、東晋時代、後世「隠逸詩人」「田園詩人」と呼ばれる陶淵明は、当時の政治環境に失望して、職を辞し、帰郷した。彼は江南の田園風景を背景に、官吏時代にもすでに世俗の生活に背を向けた多くの作品を書いている。フィクションであり東洋版のユートピアの表現である『桃花源記』は桃源郷の語源となった有名な作品である。

現在中国の経済は高度成長しているが、環境の破壊も非常に進んでいる。そのため、人々が環境保護を重視するようになりつつある。

「環境文学」は人間・社会・自然の関係を描写する文学形式である。中国の「環境文学」は発展する潜在力があると思う。歴史的に自然を描写した作品は多いが、環境保護の意識、主題、概念はまだはっきりと形成されていないと思う。中国の文学は昔から、道教の「道法

自然」(自然の成り行きに任せよ！ 自然体であれ！ ゆったりと人生を楽しめ！)、儒教の「参贊化育」(天地の働きをよく知って、そこに人間が加わって、天地の働きを助けるところに、人間の本当の生きがいがある教育)、仏教の「万物平等」(人間を含めて全ての他の生き物は平等である)の影響を受けた。莊子、李白、陶淵明など多くの優れた作家がいる。彼らの遺伝子はまだ現在の中国人の体の中に存在している。だから、時代とともに社会が自然環境と社会環境の保護を意識するにつれて、中国の「環境文学」も盛になると思う。

陳昭如の『台湾油症事件三十年』は現代の中国語・華僑文化圏の「環境文学」分野の先駆的作品として、文学的な表現法によって、個々人の悲惨な生活を個別的に述べている。この作品はあくまでルポルタージュとして、一般人に油症などの食品安全問題を意識させた功績が大きい。将来、「環境文学」は環境保護の意識を育てる役割がますます大きくなる。

先行研究について、環境の場合、「油症」、「カネミ油症」に関する論文・記事は膨大である。その中で、主に社会学的側面と医学的側面から油症事件を紹介している。しかし、CiNii Articlesで検索したところ(最終閲覧日:2018年1月22日)、「台湾油症」に関する論文わずか5本である。この中で、社会学的側面から台湾油症事件を紹介しているのは社会学者堀田恭子の3本である。堀田恭子はカネミ油【注6】症患者の症状は台湾より重いという結論を出している。それに対して、筆者は現場から提供された1次資料及び文献や新聞記事といった2次資料を参考にして、国立台湾大学医学部の郭育良ほかの「現在、台湾と日本の油症患者の症状はほぼ同程度」という推測に同意する立場に至った。さらに、聞き取り調査及び先行研究を参考にして、台湾油症の全体像を解明した。

一方、油症問題の対応策の選択肢を次のように提案し、それらを考察した。

1. 現在の食品衛生法及び食品衛生法施行令を改正し、運用も改善する。
2. 現在の公害の法的定義を拡張して、カネミ油症を公害病に認定する。
3. カネミ油症は慢性疾患である点が公害に似ているので、マスコミや市民運動などから「食品公害」と呼ばれることが少なくない。従って、「食品公害」を法律上定義する。
4. 現状のままで良い。

しかしながら、上記の提案の実現はどれも難しく、解決には政治の力が必要なのは言うまでもない。

なお、食品公害の被害者支援のため国と関連企業で基金を創設するよう提言する声もある。社会学者宇田和子は、原因企業による補償金負担を基本としながらも、経営が立ちゆかずに補償が行き詰まった場合には基金で患者を支えることを想定する(毎日新聞2018年10月10日)。

中国語の資料の場合、本論文の内容に関する先行研究は少なく、特に「油症問題」に関する研究について、私の調べる限り1編もない。なお、台湾語の資料は、第2章の注1(p.113)を主に参考にした。

第3節 研究目的

油症は人類が初めて経験した PCBs 及び PCDFs 集団食中毒事件である。世界中で、発生したのは日本と台湾だけである。1968 年の秋、福岡県北九州市に始まって西日本一帯に及び発覚した「カネミ油症」(Yusho) 事件から 10 年目の 1978 年末、台湾の台中県【注7】及び彰化県でも油症が発覚した。それはカネミ油症とほぼ同じような症状を有するものであって「台湾油症」(Yucheng) とされる。すなわち、米ぬか油がポリ塩化ビフェニル (PCBs) や、ダイオキシン類の 1 種であるポリ塩化ジベンゾフラン (PCDFs) などに汚染されたことによる化学性食中毒事件である。

2010 年陳昭如著『油症事件三十年』【注8】が出版された。この作品は陳昭如が関連文献資料を整理し、当事者にインタビューして、物語形式によって、台湾油症の全貌を初めて明らかにした一般読者向けのルポルタージュである。この作品では、具体例は実名のままに記され、大量の確実な事実及び各種の科学データによって、当時の状況が示されている。

本論文は、食中毒事件である台湾油症事件発生の経緯、患者の症状、政府の対応について、『台湾油症事件三十年』がいかに取り上げられ、どのように展開されたかの検討を行った。この作品が社会に与えた影響を通して、食中毒問題がいかに関心されているかについて考察した。カネミ油症の場合、矢野トヨコ著『カネミが地獄を連れてきた』(1987 年)を通して、カネミ油症事件を考察した。なお、『カネミが地獄を連れてきた』は矢野トヨコの自分史である。油症被害者の視点から、カネミ油症に関することを読者に伝えている。それに対して、『台湾油症事件三十年』の第1部は、陳昭如がジャーナリストとして取材した油症被害者、支援者、研究者へのインタビュー及び文献資料をもとに、第三者の視点から台湾油症の全体像を読者に伝えている。第2部は、台湾油症事件被害者、支援者、研究者の各記録で、さまざまな視点から油症事件を読者に示している。すなわち、さまざまな自分史である。2つの作品に共通することは、個人の物語を通して、人の内面を読者に示している。何気ない情景を挟むことで臨場感を持たせ、そして個々人が油症事件に直面する様子を印象づけている。

次に、台湾油症とカネミ油症の比較について社会的に考察した。油症被害者及び支援者数十名及び研究者数名に直接聞き取り調査を実施し、文献及び現地で入手した 1 次資料等を参考にして、健康被害について、油症問題の長期にわたる、治療困難性及び胎児性患者の存在などの特徴を考察した。その結果、両油症事件では、おそらくほぼ同一レベルのダイオキシン汚染による中毒症状が発現したとみなすことができるであろう。

次いで、食中毒としてのいわゆる「認定基準」(日本)や「患者登録」(台湾)について考察した。両油症事件は、環境汚染(大気汚染、水質汚濁、土壌汚染)を経由しないため法律上の「公害」ではなく、法的な位置づけとしては食中毒事件である。一方、油症は慢性疾患である点などが公害に類似しており、マスコミや市民運動などから「食品公害」と呼ばれることが少なくない。なお、水俣病は法的に「公害事件」及び「食中毒事件」である。

しかしながら、食中毒事件の被害者に認定基準がおかしいと思われる。現実の問題として、当然認定されるべき患者が公式認定されていない。認定条件について、1971年の水俣病の認定要件（原因食品摂取の確認と1つ以上の症状が判定要件）を参考にすることを提案し、検討した。さらに、油症に関係する様々な分野での聞き取り調査の結果をまとめた。それによって、台湾油症とカネミ油症被害の補償が不十分であるなどの現状を明らかにした。

また、第1章では『沈黙の春』【注9】、『苦海浄土 わが水俣病』【注10】、『複合汚染』【注11】、『有吉佐和子の中国のレポート』【注12】、『胎児からの黙示』【注13】、『三峡ダム—建設の是非をめぐる論争』【注14】、『チェルノブイリの祈り』【注15】、『中国メディアの現場は何を伝えようとしているか：女性キャスターの苦悩と挑戦』【注16】及び『グラウンド・ゼロ 台湾第四原発事故』【注17】という環境文学を分析した。

なお、今までの環境文学にはさまざまな定義がなされているが、まだ一般化された定義はない。本論文が挙げた「環境文学」の中の「文学」は、通常いわゆる「文学」（小説、詩、エッセイなど）ではなく、文学的な表現法が使われている作品である。即ち、文学的な手法によって、作品の中で、環境問題をわかりやすく説明し、一般人に認識してもらうことである。そして、このような作品の内容と影響について分析して、社会における環境文学の重要性を考察した。それによって、今までの環境文学の分類を試みた。

中国人の私にとって、中国の環境問題は切実である。昔から、中国人は儒教の思想を受け、自然を人間の利益のために利用することを肯定していた。中国の環境問題は技術と政策の問題だけではなくて、複雑な社会問題である。今中国の経済は急速に発展したために、社会に多くの環境汚染を生じさせている。

レイチェル・カーソンの時代よりもっと厳しいと思う。『沈黙の春』のなかには、鳥たちが鳴かなくなった春を描いた。今の中国の都市の人々は鳥たちの声が聞こえないだけではなく、食品安全（ex. 毒餃子事件）などの問題は人々の生存を直接的におびやかしている。

中国中央政府の環境部局である国家環境保護局（NEPA）のある職員は、この状況を「たまたまみくもに経済成長が起きた」と表現した【注18】。数十年、あるいは数百年も無視されてきた中国の環境問題は、今やこの国家を経済的に挫折させる力を秘めている。環境汚染および悪化のコストは、1年にGDPの8%から12%の間と試算されている（Economy2004=2005:26）。加えて、汚染と資源の不足は国内で社会不安、大規模な人口移動、公衆衛生問題の大きな原因となっている。

経済成長と環境問題の関係の論争は昔からある。ある者は、成長は石炭、水、石油など天然資源の収奪と消費を必要とするので、必然的に環境に有害であると考え。しかし、それに反論して、経済成長につれて、環境保護意識を高め、技術の進歩などによって環境保護を促進するという者もいる。政治学者のロナルド・イングルハートが数十年にわたるサーベイ・リサーチによって発見したように、所得が上がり貧困が減るにつれて、教育水準が高まり、より良い環境への欲求が大きくなるといった形で環境保護のような価値観が社会に普及する【注19】。

しかし、環境保全と経済成長は対立関係ではない。現在中国の政府も努力している。例えば、2008年中国環境保護局は環境部になった。2014年4月24日第12回全国人民代表大会第8次会議で修正された『中華人民共和国環境保護法』が通過した。その中では5つの要点が重要である。①環境優先 ②環境保護部間は法律の執行権がある ③厳重に処罰する ④政府の工事提案を否決できる ⑤公共の利益の主体範囲を拡大した【注20】。

さらに、2017年10月18日に第19回中国共産党大会で習近平総書記が行った報告は、環境問題にも複数の部分で触れている。省エネや資源節約の進展、森林被覆率の向上、国際社会での気候変動対策へのリーダーシップなどに言及し「生態文明建設」を過去5年間で顕著に効果を上げた活動とする一方、日増しに人々のニュースが高まる課題や領域として「民主、法治、公平、正義、安全」とともに「環境」を、また「経済、政治、文化」とともに「生態（系）」を挙げている。そして、習近平時代のスローガンとされる「新時代の中国の特色ある社会主義」の中で、14項目に列挙されている重点政策領域の9番目に「人と自然の調和・共生を堅持する」が掲げられている（相川2018）。

従って、中国政府と一般国民は環境保全について急速に重視するようになっていた。それがきっかけで、将来の中国の環境文学の可能性と環境問題を解決する糸口を探った。

注

1. 小川直宏 2008 「人口爆発から人口高齢化へ」

<https://kotobank.jp/word/%E4%BA%BA%E5%8F%A3%E7%88%86%E7%99%BA%E3%81%8B%E3%82%89%E4%BA%BA%E5%8F%A3%E9%AB%98%E9%BD%A2%E5%8C%96%E3%81%B8-182916>（最終閲覧日：2018年9月13日）。

2. 日本にエコクリティシズムが紹介されて20年は、大きく3つのステージに分けることができる。まず、翻訳を通して環境文学、ネイチャーライティング、エコクリティシズムが紹介された第1期（1990年代前半-2000年）。次に、欧米のエコクリティシズム理論を援用して比較研究的アプローチから日本文学の分析が活発化した第2期（2000-2010年頃）。そして第2期と若干重複するが、米英文学研究者を中心とする環境文学研究者（エコクリティック）と日本文学研究者の研究交流をおして日本のエコクリティシズムの探求が本格的に着手された第3期（2000年代後半-現在）。（小谷一明ほか著『文学から環境を考える エコクリティシズムガイドブック』（2014年）のはじめに（i-ii）から引用している）。

3. 多田満著『センス・オブ・ワンダーへのまなざし』（2014年）の12頁は、「人間について。人間一人ひとり、自然の一部（一員）であり、社会の一部であり、それらのあいだで感性をはたらかせて生きている生命である」と述べている。

4. 多田満著『レイチェル・カーソンに学ぶ環境問題』（2011年）の138頁から再引用。

5. チャールズ・ダーウィンの環境文学について、ネイチャーライティングとは、自然と人間とのかかわりを省察する「一人称形式によるノンフィクション」を指している。また、特に「環境文学」と言う場合には、ノンフィクションから詩や小説や演劇まで、自然がク

ローズアップされるすべての文学を含むことになる（文学・環境学会 2000：ii）。つまり、環境文学は、ノンフィクションに限定せず、より包括的枠組みで自然と人間をめぐる文学を考えようとする（多田 2011=2012：127）。

『ビーグル号航海記』は、ビーグル号による航海の記録を日記の形式でまとめた旅行記である。1831年12月、イギリス海軍の木造帆船ビーグル号（H. M. S. Beagle）は艦長ロバート・フィッツロイの指揮下、約5年間にわたって、南アメリカ、南太平洋、オーストラリア及びインド洋などを調査した。この間チャールズ・ダーウィンは土地の風物を観察・探検し、それらを記録した。さらに、人々の生活について人類学及び民俗学的な観点から記録している。例えば、ウラストン島の原住民について、『ビーグル号航海記』は次のように述べている。

いろいろの部落は政府、または首長をもたないが、それでも他の方言をつかう他の敵対部族に囲まれており、わずかに砂漠の境界または中立地帯によってへだてられているにすぎない。その戦争の原因は生活手段にあるらしい。彼らの国は荒々しい岩や、けわしい嶺、はてしもない森林の断続した塊であり、そういうものが霧やたえまない嵐を通して見られるのである…彼らの技能は、ある点で動物の本能と比較できる。なぜというに、それは経験によって改良されていないからだ。貧しいとはいえ、彼らの創意を示したカヌーは、ドレークによって知られるように、この二百五十年のあいだ、まったく同じ状態にある。（チャールズ・ダーウィン 1839=1954：143）。

このウラストン島の各部落の描写は、人と人の関係、人と自然の関係、または部落中の社会関係を読者に示している。

一方、チャールズ・ダーウィンが人道主義者で奴隷制度に反対し、『ビーグル号航海記』で南米の鉱山労働者の悲惨な労働条件に深い同情を次のように示している。

鉱山についた時、わたしは多くの人間の蒼白い顔に驚いて、彼らの状態についてニキソン氏にただした。鉱山は四百五十フィートの深さがあり、各人は二百ポンドの重量ある石をかつぎあげてくる。このお荷物をもって彼らは堅坑のなかに鋸歯状の線に並べられた丸木に刻まれている交互の凹みをよじのぼってこなければならぬのである。十八歳や二十歳の、体の筋肉もあまり発達していない（彼らはズボンをはきただけの裸体である）、顎髭もはえない若い連中までが、この大荷物を背負ってほとんど同じ深さから登ってくるのである。こういう労働になれていない丈夫な男は、単に自分の体をはこびあげるだけでもまったく湿れネズミのように汗をかく。この激烈きわまる労働をしながら、彼らはまったくソラマメだけで生活しているのである。彼らはパンだけの方を好むが、その主人たちは、パン

でそれほど激しい仕事をやりきれないことを知って、これを馬のように待遇し、ソラムメを食わせるのである。その賃銀はそこではハーフェルの鉱山よりいくらかよく、一ヵ月二十四シリングから二十八シリングだ。彼らは三週間に一度だけ坑内からでるが、その時は、二日間だけ家族といっしょに暮す。鉱山のこの規則の一つはひどく残酷なように聞こえるが、主人の目的にはすこぶるかなっている。金を盗む唯一の方法は鉱石の破片をかくしておき、機会をねらって持ちだけにある。執事がこうして隠された塊を見いだすと、その価値ぜんたいがすべての人間の賃銀のうちから差引かれる。労働者はこうして、すべてが団結することなしに、互いに監視の眼を光らすことを余儀なくされるのである。(チャールズ・ダーウィン 1839=1954 : 195-196)。

チャールズ・ダーウィンは奴隷制度をひどく憎む雰囲気の中で育てられてきた——ウェッジウッド (チャールズ・ダーウィンの母方の祖父) 家はイングランドでは最も初期に奴隷制度反対運動を行った人々のうちに入っていた——彼は、リオデジャネイロに帰って来たらさえも、自分の見てきたことや奴隷制の残酷さと偽善について、考えをめぐらせていた (アラン・ムーアヘッド 1969=1982 : 59、括弧は筆者)。

チャールズ・ダーウィンの社会思想は明確にまとまっているわけではない、後世の人々がいう優生学や社会ダーウィニズムを展開する際に利用されてしまった。彼の思想は現在でいう環境思想ではないと考えられる。(フランシス・ゴルトンなどと違って、チャールズ・ダーウィン自身はトマス・マルサスなどの影響はあるものの、優生思想家ではなかったが、英国上層中産階級の一般的な社会観、人間観の範囲を出るものではなかった。) (戸田 2015)。

『ビーグル号航海記』は主観的であるため、旅行記や日記としては文学作品といえる。さらに、トマス・ライアンが指摘したネイチャーライティングの3つの要素 (①自然に関する科学的情報 (客観性)、②自然に対する個人的な反応 (主観性)、③自然に関する思想的・哲学的解釈) をすべて含んでいるため、『ビーグル号航海記』は環境文学だと言える。

それに対して、『種の起原』は、一般読者にとって進化論についてわかりやすい自然科学書と見なされてきた。動植物についての具体的な記述が主になっていて、作者独自の感情や情緒は抑制されている。しかし、『種の起原』は後世の文学に広く影響を与えてきた。現在では、*The Oxford Companion to English Literature* (2000, sixth edition) の745頁に文学作品として収録されている。さらに、トマス・ライアンが指摘したネイチャーライティングの3つの要素から判断し、『種の起原』も環境文学に含まれると考えられる。

なお、文学・環境学会は、『ビーグル号航海記』と『種の起原』共にネイチャーライティングの代表作品として『たのしく読めるネイチャーライティング——作品ガイド 120』に収録している。

一方、科学と哲学以外の分野における進化という考えの影響は、サミュエル・バトラー、フリードリヒ・ニーチェ、そしてジョージ・バーナード・ショーの作品によってよく例示

される。これらの人々は主に作家であり、それぞれ小説、古典哲学、戯曲の分野を代表しているとも言える (Goudge, et al. 1968=1987 : 57)。

また、『種の起源』の出版年を中心とする数十年をとり、その間に書かれた文学作品のいくつかは、進化論、ダーウィニズムの影響を受けた (渡辺 1984=1986 : 170)。

なお、『種の起源』のみを焦点とする理由は、この本がダーウィンの時代 (事実がまだ科学的事実とは言えず、神話的なものの名残がきわめてはっきりしていた時期) の人々に広く、しかも徹底的に読まれていたからである。『種の起源』を読むことは、読者を物語の経験に連座させる行為である。この経験は読者によって、悲劇的なものに思われたり、喜劇的なものに思われたりするだろうが、とにかくそれは常に主観的で文学的なのである。(Beer1983=1998 : 16)。

さらに、『種の起源』はバシュラールが『科学精神の形成』で述べているような、科学的客観性を達成する際の主観的経験が生きているのである (Beer1983=1998 : 80)。

以上、『種の起源』は文学とも関連が切り離せないと思われる。さらに、ダーウィンの著作は後世の文学に広く影響を与えた。

さらに、現在「文学的ダーウィニズム」(Literary Darwinism) は発展している。

Literary Darwinism, also known as evolutionary criticism or biopoetics, has established itself in recent decades as a fast growing sub-discipline, attracting notice and stimulating debate. Theoretical questions concerning the origin and adaptive value of art have drawn substantial scholarly attention; interrelationships between imagination, aesthetics, and other aspects of human cognition likewise have undergone exploration. Because contemporary evolutionary studies is an essentially interdisciplinary endeavor, it has stimulated fruitful collaboration across traditional disciplinary boundaries, bringing literary scholars together with cohorts from psychology, anthropology, linguistics, economics, philosophy, and numerous others fields. (Shackelford, Todd K., Hansen, Randal D. (Eds.), 2015, *The Evolution of Sexuality*, Springer-Verlag, p30)

また、中国の「文学的ダーウィニズム」の研究も進んでいる。

跨学科研究是文学批评的新领域，科际整合对于文学研究具有重要意义。英国生物学家查尔斯·达尔文所创立的进化论即达尔文主义被视为人类历史上重要的里程碑，它不仅推动了自然科学的进步，而且对于人文科学及社会科学的发展均产生了巨大的影响。达尔文主义与文学的契合极大地丰富了文学创作，也为文学批评提供了新的视阈，形成了新的文学批评理论——文学达尔文主义。」

(邦訳：学際研究は文学的批判の新しい分野であり、文学研究に対して重要な意味がある。イギリスの生物学者のチャールズ・ダーウィンが創立した進化論、すなわちダーウィン主義は、人類の歴史上の重要なマイルストーンと見なされている。それは自然科学の進歩を推進しただけでなく、人文科学や社会科学の発展にも大きな影響を与えた。ダーウィン主義と文学の結語は文学的創作を豊かにしており、文学批評にも新たな視野を提供し、新しい文学批評理論を形成している。すなわち文学的ダーウィニズムである。)

(出所) 威暉 2008「达尔文主义对文学创作与文学批评的影响」『北方论丛』No14, 31.
(筆者訳)

一方、『種の起源』の構成はダーウィンがいちばん愛読していた作家のひとり、チャールズ・ディケンズを、かなりお手本にしているようである。一見乱雑にあふれかえっているように見える材料が、さかのぼってだんだん秩序だってくる点、また事例や関係を通してこそ表現できる論を示すために、事例がおびただしい、という点である (Beer1983=1998 : 21)。

例えば、「同じ綱に属する全生物の類縁関係は、ときに一本の樹木で表されてきた。この直喩は大いに真実を語っていると思う。芽を出している緑の小枝は現生種にあたる。前年以前の古い枝は歴代の絶滅種にあたる。成長期を迎えるごとに、元気な枝はあらゆる方向に芽を伸ばそうとし、周囲の枝や小枝を覆い隠して殺してしまう。それはまさに、生きるための大いなる闘いにおいて、種や種のグループが他の種を圧倒しようとしてきたのと同じである…生命力に恵まれていれば、四方に枝を伸ばし、弱い枝を枯らしてしまう。それと同じで、世代を重ねた「生命の大樹」も枯れ落ちた枝で地中を埋め尽くしつつも、枝分かれを続ける美しい樹形で地表を覆うことだろう。」 (Darwin1859 =2009 : 227-228)。

上記の引用部分はライアンのネイチャーライティングの3つの要素にすべて合うと思う。①全生物の類縁関係に関する科学知識を客観的に説明している。②生物の類縁性は、主観的に大きな樹木に例えて、分かりやすく説明している。③自然を観察し、客観的な知識と自然と向き合う主観的な思考をふまえて、新たな目で生物の類縁性とは何かを説明している。

環境文学の主題は人間・社会・自然の関係である。人間と自然、人間と人間の間を扱う表現形式は環境文学と言える。しかしながら、『種の起原』(1859年)は、客観性が強く、自然を描写するだけであるため、「チャールズ・ダーウィンの環境文学」の代表作として挙げるならば、主観性が強く人間・社会・自然を描写している『ビーグル号航海記』(1845年)であろう。すなわち、『種の起原』より『ビーグル号航海記』の方がより環境文学的であると考えられる。

6. 社会学者堀田恭子は、「資料 (国民健康局 2006『国民健康局九十四年度科技研究発展計画書

健康風険及政策評価中心 環境健康風険評価・管理興溝通組』)によれば、台湾と日本の主な違いは、2点ある。第1に台湾が被害者の年齢が比較的、若いことであった。台湾では被害者全体のうち10-19歳が最も多く、日本ではどの年齢も平均的であった。第2に台湾は日本ほど症状が重くないことである。(堀田 2016a:24、堀田 2016b:29)。」と述べている。

7. 台中県：2010年12月25日台中県と台中市を合併して、新たに中華民国の直轄市「台中市」となった。
8. 以下は、陳昭如, 2010, 『台湾油症事件三十年』台湾同喜文化出版の頁数で示している。
9. 以下は、Carson, Rachel, 1962, *Silent Spring* (=1974, 青樹築一訳『沈黙の春』新潮文庫新装版1993年)の頁数で示している。
10. 以下は、石牟礼道子, 1969, 『苦海浄土 わが水俣病』(=2004, 講談社文庫新装版(原田正純解説))の頁数で示している。
11. 以下は、有吉佐和子, 1979, 『複合汚染』新潮社の頁数で示している。
12. 以下は、有吉佐和子, 1979, 『有吉佐和子の中国のレポート』新潮社の頁数で示している。
13. 以下は、綿貫礼子, 1986, 『胎児からの黙示』世界書院の頁数で示している。
14. 以下は、戴晴, 1989, 『長江 長江』(=1996, 驚見一夫・胡暉婷訳『三峡ダム—建設の是非をめぐる論争』築地書館)の頁数で示している。
15. 以下は、Alexievitch, Svetlana, 1997, *Chernobyl's Prayer* (=2011, 松本妙子訳『チェルノブイリの祈り—未来の物語』岩波現代文庫)の頁数で示している。
16. 以下は、柴静, 2013, 『看見』(=2014, 鈴木将久・河村昌子・杉村安幾子訳『中国メディアの現場は何を伝えようとしているか』平凡社)の頁数で示している。
17. 以下は、伊格言, 2013, 『零地点 GroundZero』(=2017, 倉本知明訳『グラウンド・ゼロ 台湾第四原発事故』白水社)の頁数で示している。
18. Abigail Jahiel, “The Organization of Environmental Protection in China,” *China Quarterly* 156 (December 1998):781. (Economy2004=2005) から再引用。
19. Ronald Inglehart, “Globalization and Postmodern Values,” *The Washington Quarterly*, 23, no. 1 (2000):219. (Economy2004=2005) から再引用。
20. 中国の百度百科「中華人民共和国環境保護法」を参照。
http://baike.baidu.com/link?url=gr_PvvHRMzyk_qaAUDf8XsHM68znxvWJcJ19wCTaygQoMiu0ti3XIjMUr077x3MrGax64KUaH3T0b8ff0NG4KK (最終閲覧日:2018年9月13日)。

第1章 環境文学にみられる環境問題

第1節 レイチェル・カーソン著『沈黙の春』

レイチェル・ルイズ・カーソン【注1】(*Rachel Louise Carson*, 1907年5月27日 - 1964年4月14日)は、アメリカ合衆国のペンシルベニア州に生まれ、1960年代に環境問題を告発した生物学者である。

レイチェル・カーソンの著書は6冊(生前4冊、遺稿2冊)、『潮風の下で』(1941年)、『われらをめぐる海』(1951年)、『海辺』(1955年)、『沈黙の春』(1962年)、遺稿『センス・オブ・ワンダー』(1965年)『失われた森』(1998年)はすべて「環境文学」だと思われる。

1962年6月16日、『沈黙の春』は週刊誌『ニュー Yorker』に連載され始めた。同年9月27日にホートンミフリン社から単行本として出版された。10月にはベストセラーの第1位になった。その後、アメリカ全国的に大きな反響を呼んでいた。例えば、当時アメリカの総合化学品生産会社であるアメリカン・サイアナミッドに関わるロバート・ホワイト・スティーブンス博士が、「もしもミス・カーソンの教えに忠実に従うならば、われわれは暗黒時代に戻ることになるろうし、昆虫と病気と害虫とが地球を再度占領することになるろう」(太田1997:5)と述べていた。

『沈黙の春』によって、アメリカでは1969年にDDTの使用は禁止された。それにしても、現在のアメリカでは16,000種類以上の農薬が使用されている。日本のDDT規制は、農薬登録(使用開始)が1948年、農薬登録失効(禁止)が1971年である。なお禁止後に在庫が東南アジア諸国に輸出された(公害輸出)。日本での全面禁止は1981年(化審法)。欧米諸国の大半は1970年代前半にDDTを禁止した。1960年代のDDT禁止はおそらくハンガリー(全国)と中国(一部地域)のみである。中国でのDDT全面禁止は1992年であった。中国は中央集権国家なのに、DDT対応では政策の地域差が大きい。ハンガリーについては1968年説もある。2007年現在で主に製造している国は中国とインドで、主に発展途上国に輸出されマラリア対策に使われている。中国の瀋陽近郊の人民公社が1964年にDDTの使用を注視したのが世界初と思われることを有吉佐和子が明らかにしているが(有吉1979:230)、これについては後述する。

『沈黙の春』はDDTを始めとする合成化学薬品の危険性を、鳥達が鳴かなくなった春という比喻を通して訴えた作品である。

『沈黙の春』は17章からなる。1.「明日のための寓話」、2.「負担は耐えねばならぬ」、3.「死の霊薬」、4.「地表の水、地底の海」、5.「土壌の世界」、6.「みどりの地表」、7.「何のための大破壊?」、8.「そして鳥は鳴かず」、9.「死の川」、10.「空からの一斉攻撃」、11.「ボルジア家の夢をこえて」、12.「人間の代価」、13.「狭き窓より」、14.「四人にひとり」、15.「自然は逆襲する」、16.「迫り来る雪崩」、17.「べつの道」である。

『沈黙の春』の第1章「明日のための寓話」は、自然との共生から破壊への歴史を寓話形式で始まる。かつて、人間は自然の循環の法則にしたがって生活してきた。春には田畑を耕し、夏、秋に収穫する。家を建て、家畜を飼う。自然の循環（時間）に沿って、自然を利用する。人間の時間と自然の時間は一致していた。

やがて人間は、自然の時間を科学の知識を使って短縮する技術を手に入れた。人間は自然界に存在しないものを作り出して自然をねじ伏せることを思いついた。気が付くと、鳥は歌わず、花は咲かず、動物たちは仔を生まず、人間の子供も病むようになる。自然から生まれたものは自然に還る。しかし人間が合成したものは自然の循環—時間—を阻害することになる。春が来ても自然は黙りこくっている。レイチェル・カーソンは、人間の無制限な利益追求が、生命の母体を破壊し続けていることを暗示している。

『沈黙の春』の中に書かれた昔の環境問題が現在の原発問題を連想させることとなる。「化学薬品」を「原子力発電所」や「放射性物質」に置き換えて読むと、今の私たちに、真に迫ってくる。利益のために今地球を破壊し続けている。『沈黙の春』の第1章「明日のための寓話」は、当時急速に工業化社会へ向かうアメリカ、そして世界への警告である。しかし、60年前の作品であるが、現在読んでも違和感がない。なお『沈黙の春』にも放射能汚染への言及（大気圏内核実験によって降下するストロンチウムなど）はある。評伝を書いた環境史家のリンダ・リアは次のように指摘している。「レイチェル・カーソンの自然観は、原子力時代の到来と東西冷戦によって激しくかき乱されてきました。レイチェル・カーソンが『沈黙の春』で述べた、もっとも危険な化学物質は、だれもが思うであろう DDT ではなく、アメリカや日本の両国で『死の灰』として知られている放射性降下物のストロンチウム 90 でした」（Lear1997=2002：1、日本語版への序文）

福島原発事故で話題になった放射性物質はセシウム 137 を中心にヨウ素 131、ストロンチウム 90、トリチウム、プルトニウムなどであったが、1960年代の話題はストロンチウム 90 にかかなり集中していた（Mangano2008=2012）。ストロンチウムはアルカリ金属であるからカルシウム似ていて、骨や歯に集まる。セシウムよりも生物学的半減期は長い。骨髄が内部被曝すれば白血病になる恐れが懸念された。現在も原発事故や平常運転の放射能汚染を監視するために、乳歯のストロンチウム 90 測定が行われている。なお、『沈黙の春』が 1962 年、部分的核実験禁止条約（PTBT、大気圏内や海中の核実験を禁止）が 1963 年であった（戸田 2015）。

第2章「負担は耐えねばならぬ」は次のように始まる：

この地上に生命が誕生して以来、生命と環境という二つのものが、たがいに力を及ぼしあいながら、生命の歴史を織りなしてきた。といっても、たいてい環境のほうが、植物、動物の形態や習性をつくりあげてきた。地球が誕生してから過ぎ去った時の流れを見渡しても、生物が環境を変えるという逆の力は、ごく小さなものにすぎない。だが、二十世紀というわずかのあいだに、人間という一族が、おそるべき力を手に入れて、自

然を変えようとしている。(Carson1962=1974:14)。

この文章では生命と環境が織りなしてきた共存関係について説明している。20世紀になって、人間が一方的に自然と環境を決定的に変える力を持つようになった。その1つが自然に今まで存在しなかった殺虫剤と除草剤を合成したことである。カーソンはそれらの毒性を具体的に述べている。それは「有機塩素化合物」とよばれる DDT、クロールデン、ディルドリン、アルドリン、エンドリンなどの化学合成化合物である。有機リン系のパラチオン、マラチオンなども重要である。彼女はそれらの「おそろべき力」「禍いのもと」の合成化合物がどのように人体に有害であり、やがては死をまねいていくかを簡潔に紹介している。有機リン系は、オウム真理教事件(1995年)で有名になった「毒ガス・サリン」の仲間である。現代文明は「金儲けや戦争のために、毒をもてあそぶ文明」と言っても過言ではない(戸田2015)。

第2章と第3章の中に専門用語が多いが、わかりやすい言葉で説明されている。レイチェル・カーソンに文学的な才能を感じる。

次に4章から6章までは水、土壌、鳥や生き物、植物、河川などがどのように農薬によって汚染されていくかが具体的に示される。河川は、原子炉、病院や研究施設からの放射性廃棄物、都市の下水、工場の化学薬品の廃棄物、大量に使用された殺虫剤や除草剤によって複合的に汚染されることになる。さらに、重要なのは廃棄された化学薬品が相互に影響しあい、別の化学物質を作り出していることである。

レイチェル・カーソンは「水は生命の輪と切りはなしては考えられない。水は生命をあらしめているのだ。(中略)一つの生命から一つの生命へと、物質はいつはてるともなく循環している。水中の有用な無機物は食物連鎖の輪から輪へと渡り動いていく。水中に毒が入れば、その毒も同じではないのか。自然の連鎖の輪から輪へと移り動いていかないと、だれが断言できようか」(Carson1962=1974:59)と述べている。

さらに、レイチェル・カーソンは、このことをカリフォルニア州のクリア湖などの事例をあげて説明する。そして、「どこまでもたち切れることなく続いてゆく毒の連鎖——この連鎖はいったいどこで終るのか。その終りは? 人間??」(Carson1962=1974:62-63)と警告する。

レイチェル・カーソンはほとんど各章の文末を疑問形にし、彼女の出した問いへの答えを読者に導かせようとしている。それによって、レイチェル・カーソンは読者との間に対話を成立させようとしていると思われる。食物連鎖についての問題、欧米だけではなく、日本にもある。たとえば、「水俣病」である。チッソ化学工場から排出された有機水銀が含まれた海水で育った小魚が大きな魚に食べられる。その魚たちが人間に食べられる。そして、人間は子供を産む。この間に有害化学物質が次から次へと循環し、濃縮されていく。一部はほかの化学物質と結合して、新しい有害化学物質になって、複合的に汚染を生み出す原因にもなりえる。

7章から10章までは「春になっても鳥が鳴かない」というように、農薬の散布が鳥たちに影響をおよぼしていることを具体的に述べている。コマドリやワシなどが例にあげられる。農薬の散布によって昆虫やミミズが汚染される。それを食べた鳥が残留していた毒で死んだり、生殖能力を失ったりする。そうして、鳥の数が減少し、次には消滅する。しかし、人間のいわゆる「害虫」駆除のための「農薬スプレーは昆虫ばかりでなく、昆虫の第一の敵、鳥をいためつける、あとになって昆虫が再発生するようなことになれば、それを押さえるべき鳥たちは、もはやどこにもいない」（Carson1962=1974：131）という事態がひきおこされてしまう。そして、「殺虫剤の害は、それにふれた世代の次の世代になってあらわれる」（Carson1962=1974：142）。

11章は有名な「ボルジア家」の名前が出されている。「砒素化合物はたいてい無味無臭なので、ボルジアの時代のはるか前から、毒殺用に使われてきた」「私たちはボルジア家の客の二の舞を演じようとしているのだ」と述べている。ボルジア家はイタリア・ルネサンス期に実在した一族だが、その一族のチェーザレ・ボルジアは「毒をもる男」として世間に知られていたと言われる。普通の家庭生活での身の回りの化学薬品汚染をボルジア家の毒薬に例えて冗談のようにして批判している。有名な史実を引用し、読者に興味を持たせて、環境保護に対する使命感を持たせようとしている。

12章から14章までは、私たちに身近な化学薬品を取り上げて、「いまや、毒薬の時代」であることが強調される。化学薬品の人間に対する危険性が説明される。「環境がひどく破壊され、人間はかつて滅んだ恐竜と同じ運命をたどるのではないか。そしてもっと困ることは、最初の象徴があらわれる二十年まえ、あるいはそれ以前にすでに私たちの運命が定められているかもしれない」（Carson1962=1974：212-213）とレイチェル・カーソンは指摘している。

ところで、多くの人が「毒」として真っ先に思い浮かべるのは青酸カリ（シアン化カリウム）であろう。プラスチックや合成繊維の原料となるアクリロニトリルや、史上最悪の化学災害であるインドのボパール事件（1984年）の原因となったイソシアン酸メチルなど、多くのシアン系化合物が工業で使われている。『沈黙の春』にシアン系化合物への言及はない。

15章、16章では、人間は自然を自由にコントロールできない。自然のバランスがくずれ、自然の逆襲がはじまるかもしれないと警告する。

最後の17章「べつの道」は人間と地球を守る道なのだとまとめる。殺虫剤の使用は、いろいろな直接的利益を与えてくれるために、恐らく今後もなくならないと思う。自然破壊は、人間が人間の為だけに行なった結果である。しかし、現在の世代は将来の世代のために、「べつの道」を選択しなければならない。レイチェル・カーソンは次のように結論づけている。

「さまざまなところから侵入してくる化学薬品の蓄積量はどこまでふえていくのか、だれにもわからない。だから、この程度までなら安全だ、などと言っても意味がない。」「身近の、直接の被害ばかりに目を奪われてはならない。少量の薬品でもよい。じわじわと知らない間に人間のからだにしみこんでいく。それが将来どういう作用を及ぼすのか。こういう

ことこそ、人類全体のために考えるべきであろう」、「原因と結果は、空間的にも時間的にもかけはなれている」（Carson1962=1974：331-332）。

環境問題が起こった時、真っ先に被害に遭うのは、社会的弱者であり、年齢の低い子どもたちである。また、有害化学物質によって生体細胞内の DNA を損傷させると考えられている。そして、その損傷が、子々孫々に遺伝してしまう。

そして、すでに先ほど引用したように、「レイチェル・カーソンの自然観は、原子力時代の到来と東西冷戦によって激しくかき乱されてきました。カーソンが『沈黙の春』のなかで述べた、最も危険な化学物質は、誰もが思うであろう DDT ではなく、アメリカや日本の両国で、『死の灰』として知られている放射性降下物のストロンチウム 90 でした」（Lear 1997=2000：1）。レイチェル・カーソンはその時代の公害問題を描いただけではなく、将来の環境問題も予言していた。

村上春樹は「高くて硬い壁と、壁にぶつかって割れてしまう卵があるときには、私は常に卵の側に立つ。そう、壁がどんなに正しかろうとも、その卵がどんなに間違っていようとも、私の立ち位置は常に卵の側にあります。何が正しくて何が間違っているか、何かがそれを決めなければならないとしても、それはおそらく時間とか歴史とかいった類のものです。どんな理由があるにせよ、もし壁の側に立って書く作家がいたとしたら、その仕事にどんな価値があるというのでしょうか」と述べている【注2】。

「経済利益中心」が壁、「自然中心」が卵である。確かに現在の世代の経済の利益は重要である。しかし、そのことが未来世代の生存環境を決して損なってはいけない。人間社会が存続できるかできないかの鍵である。

半世紀以上も前に出版されたレイチェル・カーソンの『沈黙の春』が、既に、現在人間社会が直面している危機を予測している。

第2節 石牟礼道子著『苦海浄土 わが水俣病』

石牟礼道子（1927年3月11日 - 2018年2月10日）は、日本の作家である。

石牟礼の代表作『苦海浄土 わが水俣病』は、文明の病としての水俣病を鎮魂の文学として描き出した作品として絶賛された。同作で第1回大宅壮一ノンフィクション賞を与えられたが、受賞を辞退した。この作品は「常識的」には、ノンフィクションに分類されるべきもので、普通にいう文学とはだいぶ趣を異にする。

しかし、石牟礼は患者について書き記すとき、伝統的な「観察者」にとどまることを拒否し、語りのあらゆるところに融けこみ、自身の言葉によって患者の物語を語る。事実と自分の想像を織り交ぜて、各々の患者と一体化し、患者の苦しみや回想、彼らにこの世がどう見えているのかを読者に示している。

米本浩二著『評伝 石牟礼道子——渚に立つひと』（2017）は次のように述べている。

完成形である『苦海浄土 わが水俣病』には「わたし」「私」「わたくし」と、作家石牟礼道子を思わせる一人称が複数登場し、実在の人物（石牟礼道子）の物語空間への果敢な介入で関係性に深みが出るように構想されている。さらに、患者の独白や医師の報告書が随時挿入されるなど、エピソードがエピソードを取り込み、一筋縄でいかない構造なのだ。（米本 2017 : 105）。

さらに、『苦海浄土 三部作』を池澤夏樹はあえて選び、個人編の『世界文学全集』（全 30 巻、河出書房新社、主に 20 世紀後半の世界文学を対象とする）に唯一日本文学の巻に収録したのだった（第Ⅲ期第 4 巻、2011 年）。池澤夏樹はこの作品を、「戦後日本文学第一の傑作だと思う」と評している。また、思想家・歴史家・評論家渡辺京二は、「実をいえば『苦海浄土』は聞き書なぞではないし、ルポルタージュですらない。ジャンルのことをいっているのではない。作品成立の本質的な内因をいっているのであって、それでは何かといえば、石牟礼道子の私小説である」（石牟礼 1969=2004 : 368）。と評価している。ちなみに、『苦海浄土 わが水俣病』をはじめとする石牟礼の著書は今までに中国語訳がまったくない。

表 1 中国語訳のある日本人作家の例（氏名 50 音順）

芥川龍之介、有吉佐和子、井上靖、大江健三郎、川端康成、太宰治、夏目漱石、堀田善衛、松本清張、村上春樹、紫式部、柳田国男、山崎豊子、横光利一、など。

（出所） 筆者作成。

駐日米大使、キャロライン・ケネディ氏は次のように述べている【注 3】。

私たちの環境の未来を左右する闘いの最前線は「海」にある。海は地球の生命維持システムの中心だが、我々は海をゴミで苦しめ、魚の乱獲で資源を奪ってきた。

海は私にとっても身近だ。私の祖先はアメリカンドリームを求めて海を渡り、（父の）ケネディ大統領は「人間の血液、汗、涙のすべてに塩分が含まれている。人間は海とつながっている」と述べた。

海は地表の 6 割超を覆っており国際的連携が必要だ。米国と日本が主導すれば、成功するはずだ。

米国の環境保護運動のルーツは、レイチェル・カーソンだ。彼女の著書「沈黙の春」は国民的な議論を呼んだ。日本でも 1960 年代に詩人で主婦の石牟礼道子さんが「苦海浄土 わが水俣病」を出版。当時、北九州では母親グループが大気汚染問題で立ち上がった。その遺産はいま新世代の福島の子供たちに受け継がれている。

『苦海浄土 わが水俣病』は 1969 年に出版されたが、今の世代にまだ十分に影響力があると思う。

『苦海浄土 わが水俣病』は1969年に講談社から刊行され、1972年に講談社文庫（渡辺京二解説）、2004年に講談社文庫新装版（原田正純解説）が出た。『苦海浄土 三部作』とは、『苦海浄土』（1969年）、『神々の村』（1970年—89年の雑誌『辺境』連載に加筆して2004年の石牟礼道子全集[藤原書店]第2巻で書籍化）、および『天の魚』（1974年）のことである。

水俣病とは、新日本窒素肥料株式会社（のちのチッソ）が海に流した廃液にふくまれたメチル水銀が食物連鎖の過程で魚介類に蓄積し、それを日常的に食べていた漁民を中心に引き起こされた食中毒事件である。なお、水俣病は法的な位置づけとしては食中毒（食品衛生法）および公害（環境基本法）である。認定・救済の場合、公害を優先して、「公害健康被害補償法」「水俣病補償協定」に基づいて、被害者を認定・救済している。

水俣病の公式発見は1956年であった。新日本窒素肥料株式会社による水銀の排出は1932年にはじまり、水俣病の発生は1941年あるいはそれ以前に始まったと思われる。排出の停止は1968年5月、公害病指定は1968年9月であった【注4】。

表2 水俣病年表

1932	水銀触媒の利用始まる（おそらく海の汚染も）。
1941	おそらくこのころから水俣病発生。
1956	水俣病公式発見。
1959	有機水銀中毒（化学性食中毒）と判明。見舞金契約。認定始まる。
1967	公害対策基本法。
1968	排水の停止（5月）/政府が水俣病を公害病と認める（9月）。
1971	昭和46年認定基準（大石武一長官）いずれかの症状。
1973	水俣病裁判で被害者側がチッソに勝訴（3月）（高校日本史教科書はこれで終わり）/公害健康被害補償法（10月）。
1977	昭和52年判断条件（石原慎一郎長官）。症状の組み合わせ、認定基準改悪。
1990	環境庁局長山内豊徳の自殺、水俣病訴訟担当などで苦慮の末。
1995	未認定患者の一部（被害者）に一時金260万円の給付などで政治決着。
1998	日本精神神経学会が昭和52年判断条件は科学的に誤りであると指摘。
2004	水俣病関西訴訟が最高裁で国に勝訴（10月）。
2009	水俣病特措法（7月）自公民賛成、共産社民反対。未認定の被害者に一時金210万円など給付。
2012	特措法の申請受付終了（7月）。
2013	EPA報告書に津田・原田・頼藤論文掲載/水俣病認定訴訟で原告が最高裁勝訴（4月）/水銀に関する水俣条約を熊本で採択・署名（10月）。
2014	環境省が自治体に指針通知（3月）。特措法の救済対象者確認（8月）。感覚障害のみの場合は地域や年齢の線引きが厳しい。

2016	公式発見 60 周年。医師団体と朝日新聞の 1 万人分析で救済域外も多くの人に症状。裁判はいまも続いている。
------	--

(出所) 戸田清, 2017, 『核発電の便利神話——3・11 後の平和学 〈パート 2〉』長崎文献社, 79 頁。

なお、上表 1932 年と 1941 年のことについて、『苦海浄土』も以下のように言及している。

水俣工場は昭和七年以来今日まで二十七年酢酸の製造に水銀を使いまた昭和十六年以降においては塩化ビニールの製造にも水銀を使っており、これら水銀の損失の一部として工場排水と共に水俣湾内に流入しているのは事実である。しかもその量は、過去における酢酸生産十九万トン、塩化ビニール三万トン程度であるところから六十トン、最高百二十トンということであります。(石牟礼 1969=2004: 259)。

水俣病の症状は、初期は急性劇症型である。『熊本医学会雑誌』(1959 年 3 月)では、病理学者武内忠男は、「水俣病の臨床及び病理所見はハンター・ラッセル症候群に酷似している」と述べている。すなわち、有機水銀中毒例の症状の特徴である運動失調、言語障害、求心性視野狭窄、聴力障害などの組み合わせである(原田 1985: 5)。

症状並びに経過の概観として、『苦海浄土』では細川一博士(1901-1970)による厚生省への報告書(1956 年)が次のように引用されている。

水俣病の症状は、初期は急性劇症型である。『熊本医学会雑誌』(1959 年 3 月)では、病理学者武内忠男は、「水俣病の臨床及び病理所見はハンター・ラッセル症候群に酷似している」と述べている。すなわち、有機水銀中毒例の症状の特徴である運動失調、言語障害、求心性視野狭窄、聴力障害などの組み合わせである(原田 1985: 5)。

細川一は、東京大学医学部卒業。新日本窒素肥料株式会社(後のチッソ株式会社)水俣工場附属病院長であり、水俣工場が引き起こした水俣病の症状を公式に発見した医師である。1954 年、細川一は運動失調や言語障害などを伴う見たこともない症状の患者に遭遇した。翌年も 1 人、翌々年にも同じ症状の患者が次々と入院してきた。この時すでに、彼は「ふつうの病気ではなさそうだ、あとが出るのではないか」(石牟礼 1969=2004: 41)という予感を持った。そして 1956 年 5 月 1 日、細川一は、「原因不明の中樞神経疾患が多発している」と、水俣保健所に報告した。この日が「水俣病公式発見」の日とされている。1957 年、彼はチッソ工場から出る工場廃液を猫に与える実験を開始した。1959 年 10 月 7 日、実験に使われていた猫 400 号は、ついにいわゆる水俣病の症状を発症した。しかし会社はこの結果を必死に隠蔽、1959 年 11 月 30 日、工場幹部は細川一の実験を禁止した。さらに彼は工場側の政治家・市民・漁民からの誤解や非難を浴び、患者からの信頼も揺らいでいった。再び実験

が再開できるのは1960年、細川一は辞表を持って工場幹部のもとへ行き、廃液の検査をさせてくれなければ辞職する旨を伝えた。工場幹部はこれを認め、再び工場廃液を使った実験が再開させた。

1962年、細川一は研究の結果、廃液中のメチル水銀が水俣病を発症させることを突き止めたのち、26年間勤めたチッソを退職した。

石牟礼道子が引用している上記の部分は、1956年8月29日、細川一の名で熊本県の衛生部予防課を通じて、厚生省に提出した水俣病の報告書である。原田正純医師は、「この報告書は今日みても驚くほど水俣病の問題点を簡潔に把握しているものといえよう・・・すなわち当初から水俣病というのは、一定の枠にはめられない多様性を持っていたことを示す重要な資料である」（原田1972=1977：18）と述べている。

石牟礼道子は、具体例を実名のまま記し、読者の記憶に水俣病症状の深刻さを刻みつけている。

上記の症状を示す個々の子どもたちの様子は、『苦海浄土』では次のように表現されている。

十歳前後になった子どもたちは、母親や祖父の腕の中で、たいがい首を仰向けにがくんと背中の方にたれて、バスの外の景色を感じていた。子どもたちの視力は、まるで見えなかったり、視野が極度に狭められていた。発語を阻止されている子どもたちのあげた微妙な声やその視線からは、みかけの『四肢の異常姿態』つまり、硬直して鳥のようになったかぼそいその手足を、胸に抱くようにしている小さな彼らが、バスに乗せられたことを非常に喜んでいるのがわかったし、大人たちは、そのような子どもたちを見くらべて微笑しあい、心をほぐしたようにおしゃべりをはじめたのだった。（石牟礼1969=2004：20）。

この段落は、水俣病患者を検診の場所に連れて行く専用バスの中の風景である。石牟礼道子は、水俣病患者である1人1人の子どもたちの生きている喜びを表現している。子どもたちの天真爛漫な姿と、それを見つめる大人たちも心を和ませている情景が浮かんでいる。また、石牟礼道子は、仙助爺さんの水俣病で視野狭窄の姿を次のように描いている。

むこうから三人づれの人の来よらすとすると、真ん中の人間は見ゆるが、横の二人は、首ばあちことせんば見えんが。目のかすんだちゅうともちごうとる。（石牟礼1969=2004：68）。

なお、症状について、実際には患者は（四肢末端優位の中枢性）感覚障害を中心としつつも、眼球運動障害や調節障害、味覚・嗅覚の障害、共同運動障害、聴力障害、言語障害、筋力低下、こむら返り、めまい発作、頭痛、四肢の関節痛、筋肉痛、不眠、物忘れなど多彩な

症状を有することが、かなり早い時期から判明していた。その後も様々な調査・研究によってさらに多様な症状があることがわかり、症状や障害は全身に及び、健康だった者でも年月の経過とともに症状が現れる場合が多い、などと報告されている（下田 2014）。

一方、石牟礼道子は、水俣に生まれ育ち生きてきた1人の女性である。彼女は主婦であると同時に詩人であり小説家である。小学校教員の経験もある。『苦海浄土 わが水俣病』は水俣病についてのルポルタージュである。『神々の村』『天の魚』とともに水俣三部作の1つである。この本は漁民たちの生活、患者たちからの聞き書き、水俣病の症例、工場や政府とのやりとり、裁判をめぐる動向なども描いた。

なお、『苦海浄土』の中で、水俣病について時系列で記録している。以下はこの作品を通して水俣病に関する年表である。

表3 水俣病に関する年表

事件 時間	内容	『苦海浄土 わが水俣病』 中の記述と頁数
1953年	2月15日、水俣病公式第1号患者（水俣市出月・5歳11ヶ月）発病（昭和56年に判明）	『苦海浄土 わが水俣病』42頁（溝口トヨコ、8歳）
1956年	5月1日、細川一新日室付属病院長、脳症状を呈する患者の発生を水俣保健所に報告——水俣病の公式発見。 5月28日、水俣市奇病対策委員会（保健所、水俣市、市医師会、市立病院、新日室付属病院で構成、のち水俣市奇病研究委員会に改組）を設置し、患者の措置、原因究明にあたる。	『苦海浄土 わが水俣病』91頁
1959年	有機水銀中毒（化学性食中毒）と判明。 水俣市漁協と新日室の交渉が難航し、怒った漁民らは交渉会場に乱入。翌日警官隊実力行使、漁民・工場側・警官に負傷者多数である。	『苦海浄土 わが水俣病』78頁、98頁－119頁、120頁－136頁
1962年	16人がはじめて胎児性水俣病または先天性水俣病と診定した。	『苦海浄土 わが水俣病』22頁－23頁（小説の中では、1962年17人に認定されたと述べている）

1968年1月	水俣病対策市民会議結成	『苦海浄土 わが水俣病』 320頁
1968年1月	新潟水俣病関係者が水俣市を訪れ、患者相互会が行われた。	『苦海浄土 わが水俣病』 325頁－326頁
1968年9月	園田厚相は水俣を視察した。	『苦海浄土 わが水俣病』 340頁
1968年9月	政府、水俣病について公式見解を発表「熊本水俣病は新日窒水俣工場アセトアルデヒド酢酸設備内で生成されたメチル水銀化合物が原因」と断定、水俣病を公害病と認める。	『苦海浄土 わが水俣病』 342頁

(出所) 石牟礼道子『苦海浄土 わが水俣病』1969年(この年表では、2004年刊行の講談社文庫新装版[原田正純解説]の頁数で示している。この年表は筆者作成。)

「苦海浄土」という言葉は弘法大師(平安時代の僧侶空海、774年-835年)の和讃

繫がぬ沖の捨て小舟
生死の苦海果もなし

から引用されている。

「苦海」は、苦しみの絶えないこの世を海にたとえていう語である。この本の中で、石牟礼道子は、山中九平少年、山中九平少年の姉臯月(44号患者)、杉原百合(41号患者)など水俣病の被害者たちの生活を「苦海」に喩えた。

水俣市は熊本県の最南部(鹿児島県に隣接)、熊本市から南西に約70kmの場所に位置する。小さい町で、人口も少ない、注目されることもない都市である。当時の厚生省の役人はその所在さえよく知らなかった(所管官庁はその後、環境庁・環境省になる)。水俣は、「厚生省あたりじゃ誰も知らんとですよ。水俣ちゅうても、水俣ちゅうとこはどこにあるかい、ちゅうふうで。九州の片田舎で、地図を出して、どこにあるや、ちゅうふうで」(石牟礼1969=2004:106)というところである。水俣市の人口は1970年に約38000人、2010年に約27000人。

しかし、ここに暮らしている人々は自分たちを育ててくれた地域への愛着は殊のほか強かった。水俣病が発生する以前は、楽しく暮らしていた。水俣病が発生した当初は、それが海の汚染によるものだと全く知られていなかった。例えば、漁師の仙助爺さんの話は次のように語られている。

なんばい。水俣病のなんの。そげんした病気は先祖代々きいたこともなか。俺

が体は、いまだきの軍隊のごつ、ゴミもクズもと兵隊にとるときとちごうた頃に、選ばれていくさに行つて、善行功賞もろうてきた体ぞ。医者どんのなんの見苦しゅうしてかからるるか・・・水俣病、水俣病ち、世話やくな。こん年になつて、医者どんにみせたことのなか体が、今々はやりの、聞いたこともなか見苦しう病気になつてたまるか。水俣病ちゅうとは、栄養の足らんもんがかかる病気ちゅうじゃなかか。おるがごつ、海のぶえんの魚ば、朝に晩に食うて栄華しよるもんが、何が水俣病か（石牟礼1969=2004：67-68）。

仙助爺さんが話すように、栄養をとれば、よくなると思ひ、なお魚を食べる。しかし、汚染された魚を食べ続けたのだから、水俣病はますます重くなつた。最後、水俣病によつて74歳で死去した。

村の人々にとって、仙助爺さんは時計代わりであつた。「仙助老の暮らしにあわせた方が、万事が、きちんと進行していたのである」（石牟礼 1969=2004：64）、身辺の人々は仙助お爺さんを「村時計」と呼んで、彼の勤務時間表に従つて、暮らしている。たとえば、「ほら、ほら、仙助どんの沖に出らずで、もう5時ぞ、起きんかい」「爺さまのお茶の時間じゃ。もう6時ぞ」。仙助爺さんが倒れた時、みんなは慌てた。「おれえ！仙助爺さんも水俣病になつたちぞ」「そげんいやあ、あんわれ（あの人）も、ぶえん（無塩のとりたての魚のさしみ）のすきなひとじゃつたでう」「いやあ、あん爺さまの水俣病にならしたら、まこで、時計の不自由になつたわい。わがいえの時計のネジを巻かんばならん」「この病にさえかからんば、あん爺さまは、きっと百まで生きらす爺さまじゃつたよ」（石牟礼 1969=2004：60-64）と著者は表現している。

村人にとって、仙助爺さんは大切な人であつた。仙助爺さんがなくなつたら、みんなはぼんやりして、支えがなくなつたことを嘆いた。石牟礼は仙助爺さんの気持ちを語るることによつて、独立した一人の人間を読者の前に表現している。この表現の仕方は誰にも真似の出来ないものである。

石牟礼道子は、仙助爺さんだけではなく、ほかの人物も物語にしている。たとえば、最初、水俣病は奇病であるとか、伝染病であるとか噂が流れた。人々は不安になつた。石牟礼は、当時の病気になつた山中九平少年の姿を次のように描いているのだから。16歳になる山中九平少年は病にかかっているのだから、絶対死ぬのだと思ひ込み、医者を信じなかつた。市役所衛生課が病院に来るよつと言つても、彼は拒否した。

「いやばい、殺さるるもね」

「殺さるる？……なんの、そげんこたなか。熊大のえらか先生たちの来て、よう診てくれよらすとぞ。小父さんがついとるけん大丈夫じゃが」

「いや。行けば殺さるるもね」（石牟礼 1969=2004：31-32）。

自分のお父さん、お姉さんは病院に行ったまま遂に帰って来なかった。昔、石ころを拾い上げては棒切れで打つ、野球の練習をしていた山中九平は、水俣病にかかってからは、今は老人のように腰が曲がっている。目が見えないので、両手に持った棒きれを使いながらでなければ、歩くことができない。彼はまだ若いのに、未来に絶望している。ここの「苦海」は水俣病の被害者の精神的な苦海だと考えられる。

石牟礼道子は、「この少年が年月を経るにしたがって、奇怪な無人格性を埋没させてゆく大がかりな有機水銀中毒事件の発生や経過の奥に、すっぱりと囚われていることを意味していた」（石牟礼 1969=2004：33）と述べている。

この作品は単に被害の実態を報告し、チッソ化学会社を告発するだけのルポルタージュではない。この作品には水俣病を告発すると同時に、それによって失われた豊かな自然、またそのような情況においても失われることのない人間性を記録している。例えば胎児性水俣病の患者である江津野奎太郎という少年についての話では、石牟礼道子は練達の漁師である祖父の口を借りる。江津野家は祖父と祖母、水俣病患者であるその息子清人しゃん、そして奎太郎少年を含む孫の3人の6人家族である（奎太郎少年の母は出奔した）。水俣病によって壊された家庭にあつて、焼酎を晩酌に祖父は少年に語りかける。「奎よい、」と少年を呼びながら、老人は不知火の海の上がいかに豊かであるかを説く。胎児性水俣病に侵された奎太郎は「口はひとくちもきけん。飯も自分じゃ食やならん。便所も行きやならん。それでも目は見え耳は人一倍ほげて、魂は底の知れんごて深うござす」（石牟礼 1969=2004：212）という状態である。祖父は6人の家族を取り仕切らなければならない。外の人から見ればこのような家族は苦痛と見えても、本人には果たしてそうであろうか？何が苦痛だ、苦だ、オレはオレの生を生きているだけだという表現で、奎さんの言いたいことを、石牟礼は読者にきちんと伝えている。

さらに、石牟礼道子は松永久美子、杉原彦次の次女のゆりなど様々な人の病像を詳しく描いている。患者の悲惨な生活が生々しく描かれており、読むだけで、息苦しくなってしまう。この作品の後半部分は水俣病の公害裁判と補償について書かれている。政府、学者、原因企業、主に水俣の村民の態度が読者に示されている。「加害者の団結と被害者の分断」も公害問題（に限らないが）で常に見られる現象である。なお、水俣病の認定率は被害者の1割に満たないし、カネミ油症や原爆症、原発被曝労働の労災も、認定率は非常に低い。だから、いままで、水俣病はまだ終わっていないと思われる（戸田2014）。

石牟礼道子の『苦海浄土 わが水俣病』の特徴は、「四大公害病の1つ」などと教科書的な理解しかされていない水俣病の恐ろしい現実が物語として描かれている。もう1つの特徴は、取り返しのつかない公害をもたらすことを方言によって示している。事実を基に書かれた内容も多い。会話の中で、すべて水俣方言が使われている。たとえば、水俣方言中の「ごつ」、「ば」、形容詞の「か」は標準語の中の「のように」、「を」、形容詞の「い」。前述のように引用されている山中九平少年の会話を標準語に直せば、次のようになる。

「いやだよ、殺されるもん」

「殺される？……なんの、そんなことはない。熊大のえらい先生が来て、よく診てくれるんだよ。小父さんがついているから大丈夫だよ。」

「いや、行けば殺されるもん」

水俣方言に言霊を宿させることによって、公害に人性を奪われることがどういうことかということを伝えている。

『苦海浄土 わが水俣病』は怒りや苦しみの吐露ではなく、漁師たち、母たち、そして患者たちが水俣の豊かな自然の中で人間としての誇りを捨てることがなかったことを、彼ら自身の語りを通して、記録している作品である。

さらに、石牟礼道子は情報の透明化を訴えて、水俣病を世の中に知らせた功績も大きいと思われる。

水俣病が「現代日本の公害の原点」であるのに対して、「近代日本の公害の原点」は言うまでもなく足尾銅山鉍毒事件であった（戸田 2014）。水俣病は、憲法 13 条と 25 条がうたう健康権や環境権が軽視された事件である（戸田 2009 : 11）。水俣病については中国で大学生の時代に戦後日本の高度経済成長期の 4 大公害（水俣病、新潟水俣病、四日市喘息、イタイイタイ病）の 1 つとして、教科書に簡単に紹介されていたので、少しは理解していた。

『苦海浄土わが水俣病』を読んで、水俣病の悲惨な出来事が歴史の教訓として、現在の公害問題の理解と解決にも役立つことができると信じている。

補充 水俣病判断条件について

現在水俣病の争点も認定基準である。水俣病は、公害健康法被害補償法（1973）による認定患者が約 2,300 人（新潟水俣病も入れると約 3,000 人）で、認定申請約 3 万人の 1 割にも満たない。2016 年現在、「患者」は熊本、鹿児島両県で 2,280 人、申請中 2,000 人以上、「被害者」は約 7 万人である。小中高等学校で「四大公害」は「解決済み」として教えられる（戸田 2017 : 78）。

1971 年の認定基準は原因食品摂取の確認と 1 つ以上の症状だったものが、1977 年の判断条件では原因食品摂取の確認と複数の症状の組合せに変わった。申請患者の大量却下によって多くの未認定患者を作り出した。ちなみに、日本の場合、通常の食中毒事件には認定基準がない。なお、食中毒で認定基準があるのは水俣病とカネミ油症及びイタイイタイ病だけである。

水俣病 1971 年の判断条件は以下のようである：

第一 (2) 上記 (1) の症状のうちいずれかの症状がある場合において、当該症状のすべてが明らかに他の原因によるものであると認められる場合には水俣病の範囲に

含まないが、当該症状の発見または経過に関して魚介類に蓄積された有機水銀の経口摂取の影響が認められる場合には、他の原因がある場合であっても、これを水俣病の範囲に含むものであること。（下線は筆者が付く。）

「いずれか」とは、事実上ほとんどの場合、四肢末端と口周囲の感覚障害である。この考え方は、原則的に疫学的方法論にもかなった科学的なもので、のちにみるように、司法が採用する認定基準はこれに沿ったものとなる（宮澤2007：33-34）。

1977年の判断条件では「二（2）次のいずれかに当該する症候の組合せ」というように変更された。つまり、1971年の判断条件は原因食品摂取の確認と1つ以上の症状であったものが、1977年の判断条件では原因食品摂取の確認と複数の症状の組合せに変わった。1971年と1977年の判断条件で最大の相違点は、1971年の判断条件では「いずれか」であったものが、1977年の判断条件では「組合せ」となっていることから、結果として、申請条件が厳しくなった。しかし、認定を巡る訴訟において環境庁（後の環境省）は、1971年基準の「もしくは」と1977年基準の「および」は同じ意味であり、1971年基準と1977年基準は実質同じであると強弁し続けている（石原2016：103）と衛生学者石原信夫は批判している。なお、1971年基準は環境庁事務次官通知であるが、1977年基準は環境保健部長通知となっており、役所の慣例としては異例である（石原2016：102）と石原信夫は指摘している。

医師原田正純は判断条件の変遷について、次のように述べている：

行政用語はわかりにくい。ただ読めば、どれも大して変わりがないように見え、こんなものはあまり関係ない、と思う。しかし、知らず知らずのうちに、その通知なり法律なりの意図はちゃんと結果として現れるものである。その場合、それにかかわる人の姿勢が重要な意味をもつ。（原田1985：60-61）。

原田正純と石原信夫が指摘しているように、行政用語は表面的な言葉遣いの裏に真意が隠されている場合がある。つまり、以上のように行政文書の本当の意味を判断するのは非常に難しい場合がある。

1977年の判断条件について、医師頼藤貴志ほかの論文は次のように述べている。

The 1977 Criteria became a continuing source of dispute. In August 1985 the Fukuoka High Court decided that the criteria for accreditation should be relaxed again, allowing more people to qualify (Minamata Disease Museum, 2007) . . . By this time the Japanese Society of Psychiatry and Neurology (JSPN) - an independent academic society consisting mainly of psychiatrists and neurologists - was becoming increasingly involved. In 1998, it examined whether the medical specialists in the EAJ commission in 1975 had used any medical

evidence when creating the 1977 Criteria. It concluded that they did not. Moreover, the JSPN judged the 1977 criteria to be medically invalid based on an evaluation of the data gathered in the Kumamoto University study of 1971 (JSPN, 1998). Subsequently, in a 1999 review, JSPN strongly criticised the 1985 'expert opinion', stating that there was no scientific evidence for the 1985 'expert opinion'; that the 'experts' were selected to justify the 1977 Criteria and the position of the EAJ; and that the 'experts' were guilty of pandering to the government's desires (JSPN, 1999).

(Takashi Yorifuji, Toshihide Tsuda, Masazumi Harada, 2013, "Minamata disease: a challenge for democracy and justice," *Late lessons from early warnings: science, precaution, innovation*, European Environment Agency, 1:109-110.)

上記によって、1998年9月19日には、日本精神神経学会は、最初の水俣病に関する学会見解として、昭和52年判断条件に関する見解を発表した（日本精神神経学会・研究と人権問題委員会1998）。この見解では、文献やデータに基づいて医学的な検討を加えた上で、結論として「(1)昭和52年判断条件の作成過程について調査したが、医学的根拠となり得る具体的なデータを見出すことは出来なかった」、および「(2)昭和52年判断条件に示された症候の組み合わせに基づく診断は、科学的に誤りである」等の結論が示されている（富田2013）。

つまり、それらの症状の組み合わせを水俣病の認定条件とすることに科学的根拠がない（津田2013：6）。

水俣病の公式発見は1956年である。1959年有機水銀中毒（化学性食中毒）と判定され、認定が始まる。1968年政府が水俣病を公害病と認める。1971年の判断条件は食中毒としての調査に基づいてはいないが、患者が列挙した症状のいずれかに該当し、原因食品の摂食が認められれば、「水俣病の範囲にふくむ」としている。この手順は、食中毒における患者診断の手順と概ね同じといえる（津田2014：102-103）。なお、水俣病は食中毒事件として対処すべきだというのが津田敏秀の主張である。

1971年の判断条件により認定患者数は大きく増えた。しかし、1977年の判断条件では、「症候の組み合わせ」が求められたので、申請患者が大量却下によって多くの未認定患者を作り出した。背景には補償金支払額「急増」への「不安」があったと多くの人は推察している（戸田2006）。

さらに、2004年最高裁判決以降、「行政と司法の2重基準」が問題となり、認定審査会の機能停止などが起こっているが、「行政の認定基準」とはもちろん1977年判断条件のことであり、「司法の認定基準」は1971年認定要件にほぼ等しいと見てよいであろう。1977年判断条件は、科学的にも、法的にも（食品衛生法との関係）、疑問があると思われる（戸田2009：81）。

津田敏秀著「カネミ油症における食品衛生に関する問題について」（2006）その他を参考

にして、水俣病の「1971年の判断条件」が「1977年の判断条件」に変更された理由は以下
 のようであろうと考えた：

1. 原因食品（水俣湾産もしくは不知火海産魚介類）を摂食したかどうかは証明することが難しい。被害者は長期にわたり深刻な影響を及ぼす慢性的な全身多彩病に罹っている。症状の表れ方や程度に個人差がある。さらに、原因食品（あるいは病因物質）の摂食量は均一ではなく、毒物の排出量も個人差があるので、発症の原因はメチル水銀であるか否かを判断するのは難しい。

従って、井形昭弘は関西水俣病訴訟（1998, 10, 27）について次のように表現している：申請者が急に増えても、重症且つ典型的なケースでは問題はない。しかし、実際は非常に軽症且つ非典型的な患者さんが多かったために、1971年の判断条件では不十分であったので、より具体性を持たせるような1977年の判断条件に変更された（津田2004：81）。

なお、救済の失敗（1977年判断条件）も、原因の一部は食品衛生法の軽視である（戸田2009：70）。

2. 費用の節約。岩波書店『科学』編集長の2005年5月号編集後記によれば、1977年の判断条件によれば補助金を抑えることができたであろうか。裁判費用や、特に御用学者への研究費など多額の資金提供を考えれば、費用の節約には全くなっていない（津田2006：109 - 110）。

1977年の判断条件に変更する裏には、認定患者が1300人を超え、補償負担によるチッソの倒産が現実化していたという事情があった（宮澤2007：41）。

つまり、国の認定基準は1971年の基準（いずれかの症状）から1977年の基準（症状の組合せ）へと改悪されたと言える。加害企業（チッソ、昭和電工）と国の財政に配慮して患者の「急増」を抑えるためであった（戸田2017：78）。

なお、1977年の判断条件に合致している患者でも、認定審査会は大半を認定しなかった（津田2004：90）。さらに、1991年中央公害対策審議会に、「感覚障害だけの水俣病はある」という結論に達してしまうのであった（宮澤2007：52）。

表4 水俣病の対立構図——昭和52年判断条件およびそれを前提とする2009年水俣病特措法への賛否（のイメージ）

	反対（寄り）	賛成（寄り）	備考
政党	共産、社民、（自由）	自民、公明、民進	
マスコミ	朝日、毎日	読売、産経、（日経）	
政府機関	欧州環境庁（EEA）	環境省	2013年報告書
医学者・医師	白木博次、高岡滋、	荒木淑郎、井形昭	国に虚偽証言を求められ

	津田敏秀、永木譲治、原田正純、藤野糺、村田三郎、頼藤貴志ほか	弘、衛藤光明ほか	て原告団に内部告発した医師や、偽証罪で告発された国側証人もいる。
医療団体	民医連	(日本医師会)	
学術団体	日本精神神経学会		1998年指摘

「公害問題に中立はない」(宇井純 1970) という言葉はよく知られている。

(注) 井形氏、白木氏、原田氏は故人である(白木氏は特措法制定以前に死去)。もちろん上記の表はあえて単純化したものである。組織の公式見解に納得しない個人も少なくないだろう。なおカッコに入れたのは、意見がいまひとつ明確でないと思ったからである。しかし日本医師会のような有力団体は、いまの社会情勢のなかで「沈黙」が賛意とみられる面もあるだろう。

(出所) 戸田清, 2017, 『核発電の便利神話——3・11後の平和学〈パート2〉』長崎文献社, 79頁。

一方、津田敏秀及び石原信夫の主張は、水俣病も油症も「食中毒事件」として対処すべきというものである。しかし、通常の食中毒事件に対しては認定基準がない。

長年にわたり食中毒事件処理をしてきたある自治体職員は、水俣病の判断条件の内容を知ると、食中毒事件において原因食品を食べて下痢をしても食中毒患者と認めないのと同じだと言って絶句した(津田 2013: 124)。

さらに、広島大学法科大学院教授の中田憲悟弁護士は「医学的な知識・見解や知的財産権など高度の専門的知識が必要となる裁判は、どうしても証拠関係資料の収集や整理に時間があるうえ、関係者が理解を深めることにも時間がかかってしまいます。水俣病の患者認定に関しても、膨大な資料の精査を前提として、非常に高度の専門性に基づく判断が必要となるはずです」と述べていた。(津田 2013: 125-126)。

一方、水俣病の認定制度・1977年判断条件を見直すためには、政治の力が必要なことは言うまでもない。

第3節 有吉佐和子著『複合汚染』と『有吉佐和子の中国レポート』

①『複合汚染』

有吉佐和子【注5】(1931年1月20日—1984年8月30日)は、日本の小説家、劇作家、演出家。和歌山県和歌山市出身。

有吉佐和子有吉の著書62冊のうち『複合汚染』(1975年)、『複合汚染その後』(1977年)、『有吉佐和子の中国レポート』(1979年)、の3冊が「環境文学」として、読者に環境問題の重要性を意識させた。なお初期の作品には故郷和歌山を舞台にした作品が多く、そのなか

で自然描写のウェイトが大きければ、環境文学的要素と言えるかもしれない。

海外での知名度について一例をあげる。米国の日本文学研究者としてもっとも著名なうちのひとり、コロンビア大学名誉教授ドナルド・キーン（2012年日本国籍取得）である。スウェーデン・アカデミーの依頼で「日本人初のノーベル文学賞候補者」として、キーンは、第1位谷崎潤一郎、第2位川端康成、第3位三島由紀夫を推薦した。まもなく谷崎が死去したので、川端が日本人第1号となった。キーンと交際のあった「日本の文豪」として、他に、大岡昇平、有吉佐和子、永井荷風、大江健三郎、安部公房、司馬遼太郎らがいる（NHK スペシャル ドナルド・キーン、2015年10月10日放映）。

1965年頃、高度経済成長期を迎えた日本社会においては、豊かな市民社会を作り上げる一方、公害や農村の過疎化、都会の過密化などの様々な問題を引き起こした。急激な資本主義の発展によって社会不安が起こった。1962年、海洋生態学者レイチェル・カーソンはDDTを中心とした農薬汚染警告した『沈黙の春』を出版した。この書を読んだことがきっかけで、食物連鎖による化学物質汚染に危機感を抱いた有吉佐和子の関心は、さらに日本の農業の現状にたいする憂慮へと発展した。

先ず、有吉佐和子は日本の農薬の汚染を理解しようと決意した。調査しているうちに、有吉佐和子は石油化学製品の著しい氾濫によって日本があまりにも汚染されてしまった現状がどうにも情けなく、何とかならないものだろうかと思っていた。農家の人たちが農薬の何たるかを知らずに使用していても、製造販売する会社は儲けることしか考えていないし、官庁特に農林省の行政指導官は傍観し、劇薬猛毒の類の管理の杜撰さは驚くべきものがあった。一方、多くの先覚者と科学者たちが警告し、書いた本は難解な専門書のため、一般人に意識させていなかった。「一般の人間は身を護ることができないとの現状から、もっとみんな知るべきだ」（宮内2000：172）というのは有吉佐和子が『複合汚染』の筆を執った動機である。また、彼女の基本的な方針は「学者の書いた難解な本と住民運動の人々が書いた切羽詰まった激しい告発の書をもっと分りやすく、できる限り面白く、毎日の読者の興味を繋ぎながら書き綴る」（宮内2000：172）ことであった。

こうした動機から有吉の『複合汚染』は1974年10月から1975年6月まで、8ヶ月間にわたり、朝日新聞の連載小説として発表された。

『複合汚染』は市川房枝と紀平悌子の参議院議員選挙の応援演説に関する記事から始まる。市川房枝の選挙の支援活動から話は始まるが、紀平の選挙演説で語られた環境汚染という話題をきっかけに、そうした汚染問題へとテーマが移り変わる。米の中に虫が湧かなくなったという身近な現象を取り上げ、「複合汚染」という現象が説かれる。「複合汚染」という言葉は有吉佐和子が作ったのではない。『広辞苑』第5版（1998年）によれば「複合汚染」は「2種類以上の汚染物質が相乗的に影響する汚染状態」と述べられている。その後、野菜や果物、畜産、養鶏などにも視点を広げ、農薬と化学肥料に頼った近代農法の恐ろしさが語られる。

途中、作者有吉佐和子を感動させた人物が紹介される。1人は京都の漬物屋の主人（常

日頃「横丁の御隠居」と呼ばれる)である。毒を売ってまで儲けたくはないと、20年も前から防腐剤を拒否し、商売を縮小してまで昔どおりの安全な製法にこだわり続けている。もう1人は奈良県五条市の一開業医梁瀬義亮先生【注6】である。彼はレイチェル・より1年も前に『農薬の害について』(1961年)というパンフレットを自費出版していた。自然と人間との関わりについて歴史的な考察をした後、今度は合成洗剤、PCBなどの水の汚染につながるもの、さらには大気汚染につながる排気ガスの問題へと展開していく。アメリカで排気ガスの規制に関する法律が次々成立し、世界中の自動車業界が騒然となっていた時、低公害エンジンの開発の先陣を切ったのは、ホンダとマツダであったことを紹介した。最後に、フランスへ有機農業の視察に出かけたことが語られ、日本の農業を再度、振り返って終わる。

土が死ぬ、水が汚れ、毎日の食べ物で肉体が生まれ来る子供たちが蝕まれている。排気ガスで汚れた空気、工場廃水で滅びる川、化学肥料と除草剤で死んでゆく土、更に食品にふりかけられている殺虫剤・防腐剤・着色料などの毒性物質の複合による影響は、現代科学でも解明できない、全ては食べ物を通じて人間の口へ入る。有吉は今日の工業生産中心の科学技術が、自然を、農業を、生活を、健康を、精神を、そして人間を手ひどく汚染し破壊し滅亡の淵まで追いやっている現実、文学者として人間として黙って見過ごしてられない危機を感じる。

この作品を初めて読んだ時、米を食べることによって体に水銀が蓄積されていくなどの衝撃的な内容に愕然とするが、行政の怠慢や大企業の利益が優先される仕組みという事実の指摘も意味深いと感じた。

有吉佐和子は『複合汚染』の執筆にあたって、10年間300冊に及ぶ文献を読破した(一戸2004)。それら巧みに援用している。その中には、石牟礼道子の『苦海浄土』(1969年)とレイチェル・カーソンの『沈黙の春』が含まれている。

有吉佐和子は『沈黙の春』について「この化学薬品(DDTなどのこと)の出現によって、自然の循環が破壊され、人間にとってどんな恐ろしい破壊が待ちかまえていることになるか、最初に激しい警告を発したのはアメリカの海洋生物学者レイチェル・カーズン女史であった。」(有吉1979=2010:127)と述べている。さらに、昔の公害作品『苦海浄土』については、「石牟礼道子さんの『苦海浄土』が出るに及んで、私はもう公害というものとは小説という虚構で捕まえることができないのを思い知った。事実の重みが、あまりにも大きい。事態は、小説という読み物にのせるには、あまりにも深刻だ。」(有吉1979=2002:102)と述べている。

そのことによって、石牟礼道子の『苦海浄土』とレイチェル・カーソンの『沈黙の春』を多くの人に知らせる役割を果たした。そして、自分の作品の説得力も強くなった。

有吉佐和子には科学者への批判もある。科学者はどうして普通の身近な問題を素人にわかりやすく述べることをしないかという問題について、次のように述べている：

学者の話は例外なく前説がながいので、毎度ながらうんざりさせられる。消費者運動や主婦グループに講演を頼まれて出かけると、話の途中で眠る女が多いのがっかりすると公害学者が私にこぼしたことがあるが、居眠りするのには女の意識が低いのではなく、学者の話が面白くないからに違いない。私もこれまでに、専門家と話をしている、どのくらいあくびを噛み殺したか分からない(有吉 1979=2002: 63)。「公害学者」でわかりやすく語る人に宇井純がいたが、『複合汚染』に宇井純への言及はない。

有吉佐和子は、化学肥料と農薬を使用する近代農業を見直し、これまで変人扱いされてきた自然農業や有機農業にかかわる人々の存在を世に知らしめ、また彼らをどれほど励ましたことか、その大きさは計り知れないほどであった。

有吉佐和子は生活者の立場から、当時の日本で起こっている環境問題をひとつひとつ調べ考えて、作家のペンをこれらの生活者の生きる知恵とするために役立てようとするものだ。それは現場で農業にかかわる人々の体験にもとづいた会話をそのまま引用することで具体的に述べられており、臨場感あふれる作品となっている。例えば有吉と横丁の御隠居との会話：

「あなたは東京の人間なのに、農家の利益ばかり考えているようすな」

「ええ、私は農本主義者です。どんなに科学が発達したって、人間は土から育った物しか食べられないんですからね。農家がまず健全に生きて、生産する者の強みを自覚して、誇を取り戻してくれればと、そればかり願っています」(有吉 1979=2002: 430)

農本主義は、第二次世界大戦前の日本において、立国の基礎を農業におくことを主張した思想もしくは運動である。1970年代以降、近代主義再検討の動きが広がると、従来1930年代のファシズム・イデオロギーと結びつけられ否定的な思想評価を下されることが多かった農本主義のなかに、エコロジ的な生命観やコミュン建設に向かう要素など、より多様な側面を探究する動きも進んでいる。昔から、農業が天下の根本という理念が稲作文化の日本社会に根を下ろして、政府も農民も農業の生産を重視していた。穀物自給ができずに外国からの輸入に依存するという旧態然の農業の現状に直面した時、農本主義者である有吉佐和子が農業及び農民に深く関心を深く寄せたのは当然である。

『複合汚染』は連載中から大きな反響を呼び、翌年(1975年)新潮社から刊行されるとベストセラーとなった。一方、この小説はノンフィクションでありながら小説形式で書かれており、有吉佐和子の作品群の中でも異色のものである。カネミ油症も水俣病も既に発症していてもまだ認識が薄い、危機感が希薄だった(水俣病は1956年、カネミ油脂は1968年)。1970年代、多くの日本人が経済の高度成長に盲目的に追求し、環境保護という意識がまだ希薄だった時代、有吉佐和子の『複合汚染』は、小説形式によって環境汚染の普遍性と深刻さを指摘した。有吉はこうした手法を武器に、大部分の人に有益なことをした

いという誓いを守り続けた。したがって、有吉の文学的才能を表現した『複合汚染』は高い社会的価値がある。

②『有吉佐和子の中国レポート』

『有吉佐和子の中国レポート』は、中国文化大革命後の中国沿岸各地の人民公社を見学した記録である。有吉佐和子は中国との縁が深く、1961年に日本文学代表団の1員として初めて中国を訪問した。以来1978年までに5回訪中している。

その訪中歴は次の通りである。

- ①1961年日本文学代表団の1員として訪中する
- ②1962年夫妻として招待される。
- ③1965年娘玉青と中国作家協会に招待される
- ④1974年中国民航の客として招待される
- ⑤1978年中国友好協会の招きで各地の人民公社に2ヶ月滞在する

この中国レポートは5回目の滞在中の記録である。中国では国全体を巻き込んだ「文化大革命」の動乱（1965年から1975年まで）がおさまった時期である。有吉佐和子は1978年に執筆のため各地の人民公社に滞在した。「人民公社」は、1958年の大躍進政策により全国に設立された集団的農業組織である。農業生産のほか、行政、経済、軍事、学校、医療などを併せもち生産は生産隊ごとに共同で行われた（井上謙、半田美永、宮内淳子 2004:161）。

『有吉佐和子の中国レポート』の前半には、有吉佐和子が中国側の手厚い接待を受けたことを記している。その中で関係の深かった中国の友人たちのことを紹介している。例えば、老舎や夏衍、謝冰心など作家の他、政府要人、特に廖承志と親しく、また唐家璇は1965年の有吉滞在中に通訳を務め、「唐少年」と呼ばれている。唐家璇は2000年から2003年まで中国の外務大臣になった。今は中国国際関係学会会長になっている。

このレポートの後半には、外国人が入ったことのない人民公社で、三同生活（同じ屋根の下で寝て、同じ食事を取り、同じ労働をすること）を自ら体験した状況を述べている。有吉は1975年に『複合汚染』を書いた。その後、環境汚染、特に農薬問題に対して、関心を持っている。だから、各地の「人民公社」の訪問は、農薬や肥料の使用実態という切り口を通して、事実はどうであるかを問うものであった。

このときの訪中は中国側のスケジュールではなくて、周恩来、廖承志の支持を得て、有吉佐和子自身で行動計画を決めることができた。とくに周揚の「虎穴に入らずんば虎児を得ず」というのが毛主席も大好きな言葉でした。その覚悟で出かけてください。そして、いい面も悪い面も両方ともよく見て欲しい」（有吉1979:32）。という言葉が有吉佐和子にとって非常に印象に残るものであった。「いい面も悪い面も両方ともよく見て欲しい」という言葉は、中国の成熟度を示していると有吉は理解したからである。

有吉佐和子は東北部の五三人民公社で人々の話に耳を傾けているときに、ここが世界で最初に DDT の使用を止めていたことを知り、感動した。

世界で最初に DDT の使用を中止したのはハンガリーだと私は私の著書（注：『複合汚染』1975 年）に書きました。1967 年のことです。ところが、私はこの度の旅行で、瀋陽近郊の人民公社が 1964 年に DDT の使用中止をしたと知り、大いに驚きました。もし中国がもっと世界に対して開かれた国であったなら、世界中の国々に瀋陽の農薬科学院の決定が知らされ、先進国はもっと早く DDT の使用を止めたのではないかと惜しんだくらいです。（有吉 1979:229-230）。

なお、日本の DDT 規制では、農薬登録（使用開始）が 1948 年、農薬登録失効（禁止）が 1971 年である【注 7】。なお、禁止後に在庫が東南アジア諸国に輸出された（公害輸出）。日本での全面禁止は 1981 年（化学物質審査規制法）。欧米諸国の大半は 1970 年代前半に DDT を禁止した（米国は 1969 年）。1960 年代の DDT 禁止はおそらくハンガリー（全国）と中国（一部地域）のみである。中国での DDT 全面禁止は 1992 年であった。中国は中央集権国家なのに、DDT 対応では政策の地域差が大きい。ハンガリーについては 1968 年説もある。世界的にも、環境への懸念から先進国を中心に、2000 年までには、40 カ国以上で DDT の使用が禁止、制限されている。2007 年現在では主に製造している国は中国とインドである。それは発展途上国に輸出されて、マラリア対策に使われるためである。亜熱帯や熱帯地域の多くの国々では、マラリアを媒介する蚊を駆除するために DDT が必要とされるためである。

世界保健機関(WHO)の推計によると、マラリアは年間 3~5 億人が罹患し、150~270 万人の死亡者が出ているといわれる。マラリアの感染予防には、マラリア原虫を媒介するハマダラ蚊の防除対策が重要である。しかし、今まで DDT に取って代わるだけの防除効果が高く、人畜毒性が低く、かつ安価な薬剤がないのが実情である。このため、アフリカやアジア、中南米などの国々では、現在も使用制限を設けて DDT を散布している。

なお 2015 年のノーベル生理学医学賞は、米国のウィリアム・キャンベルと日本の大村智が「線虫の寄生によって引き起こされる感染症に対する新たな治療法に関する発見」、中国の屠呦呦が「マラリアに対する新たな治療法に関する発見」で受賞した。屠呦呦は「博士号を持たない（文化大革命の混乱のなかで学位を取りそびれた）女性の受賞」で注目された。

有吉は 1978 年の中国の農村、特に「人民公社」の状態を美化することなく率直に描いた。たとえば、有吉佐和子は「建明人民公社」の農薬工場に見学したとき、技術員との対話：

「今後この工場で、あなたも含めて皆さんがやりたいと思っていることは何ですか？」

「機械化ですね。もっと自動的に生産方式を近代化したいと思っています」

「いまの愚かなやり方から近代化へ進みたいという意味であろう」

「さらに研究して、潜在能力を活用したいとも思います」（有吉 1979:79）。

これも中国で、よく出くわす言葉だった。潜在能力というのは、現在まだ気がついていないものを発掘するという意味があるらしかった。

この工場見学には、西舗大隊副主任の王順氏は来なかった。管轄が違うという点になると、実にはっきりしている。私はこの後ずっと中国旅行中、この官僚組織と闘争をしつづけることになる。「私は迂闊にも、この工場見学で、王順氏の気分を害したことは後々まで気が付かなかった」（有吉 1979:79-80）。有吉佐和子は「人民公社」の最後のころを見た。毛沢東が実施する「人民公社」は農村の社会主義所有制を代表する形態として宣伝されたが、その共同農作業は農民のやる気を削ぎ、非効率的だった。だから、現実にはその後「人民公社」という制度が消滅し、現在中国が抱えている最も厳しい問題は大都市と農村の格差である。1980年代以降、中国の実力者鄧小平は集团的農業組織「人民公社」を否定した。彼は「できるだけ速くかつ容易に農業生産を回復させ発展させる方法があれば、それを採用すれば良い。民衆が望む形式を採用すべきであり、それが非合法であれば合法化すれば良い」と発言した。そして、「黒い猫でも、白い猫でも、鼠を捕るのが良い猫だ」といって、自由競争を奨励した。それ以来、中国は経済的に発展している。しかし、その反面、貧富の差が拡大している。さらに、有吉佐和子の懸念どおり、環境汚染対策も重大な課題となっている。理想は『沈黙の春』の第1章「明日のための寓話」のようなユートピアだが、現実はそうはいかなかったと思う。「今まで日本の文学歴史の中で、『有吉佐和子の中国レポート』は唯一の中国の農村を描いた作品である」（王向遠 2007:371）とあるよに、この作品を通して、その時代の中国の農村の農薬問題がよくわかる。

表 5 『有吉佐和子の中国レポート』で中国の農業公害問題に言及している内容

<p>謎だらけの国</p>	<p>1 「農村は衛生的に問題があります」 「どうしてですか」 「豚とか牛とか沢山いますからね、きたないです。臭いです」 「家畜が農村にいるのは当たり前ですよ。家畜が排出するものは、畑に必要な肥料ですからね。毛主席が、豚は肥料工場だと書いてらっしゃるでしょう？」 「しかし衛生的じゃないですよ。それにもう一つ大きな問題がありますよ」 「何ですか」 「便所が、都会とはたいへん違います」 「当たり前じゃありません。人糞尿というのは上等の肥料なんですから、水洗で流して捨ててしまう農民がいたら馬鹿ですよ」（有吉 1979:9）。</p>
<p>建明人民公社へ</p>	<p>1 建明人民公社の自動車道路は「どこまでもよく舗装されていて、凸凹で車が激しく揺れることなどなかった。見渡す限り小麦畑、折から収穫期に入って、猫の手も借りたい季節だということは一目で分かった。珍しいのは、車道に刈りとった麦を藁ぐるみ敷き展げてあることだった。どの車も、その藁の上をばく進する。」（有吉 1979:54）。</p> <p>2 「小麦の麦ワラは繊維が固いので、堆肥にする場合、時間がかかりすぎるから、こうやって車にひかして潰させている。」（有吉 1979:54）。</p> <p>3 「刈り取った麦ワラは、炎天の車道で乾燥され、走行車によって脱穀され、藁は粉碎される。それを悠々と古来の竹籠を使って、大道の中央に立ち選別する農夫の姿。それは近代と古代の結合であった。自動車は人身事故を起こす凶器だという認識が、農民のサイドは全くないようだった。あのおじいさん礫かれやしないかと、私は何度ハラハラしたことだろう。」（有吉 1979:56）。</p>
<p>西舗大隊にて</p>	<p>1 「すべては毛主席の八字の憲法に基づいて行われている</p>

	<p>るものです」</p> <p>「八字の憲法って、何のことですか」</p> <p>「農業に関する八字の憲法です。水、土、肥、種、密、保、管、工です」</p> <p>・・・</p> <p>「第六の保は、植物保護です。農薬を使って虫退治をします」（有吉 1979:66-67）。</p> <p>2 「農薬については、昨今は前のように使われなくなっています」</p> <p>「理由は？」</p> <p>「汚染を研究していますから。農薬を使うと食べられなくなることもありました。ですから、1975 年以来、電流を使って殺虫をする設備ができています。午後、お目にかけてみましょう。しかし、現在のところは、電流と農薬の両方を使っています。年に一度だけ、DDT を使っています」</p> <p>「えッ」</p> <p>私は仰天した。日本がようやく七年前に使用と販売を禁止した DDT が、この西舗という北京から四時間で着いてしまう山間僻地で使われているというのか。（有吉 1979:67）。</p> <p>3 アメリカの海洋生物学者レイチェル・カーソン女史が DDT の慢性毒性とその世界的な危険性を説いたのが 1962 年、アメリカ政府は 7 年後、DDT の使用と販売の禁止に（一部の例外を除いて）踏み切った。日本は、その翌々年、使用販売の全面禁止をした。しかし両国とも、今に到るも製造は中止していない。（有吉 1979:68）。</p> <p>4 日本から行った学者の忠告に対し「百年後の危険より、現在の飢餓から国民を救うことが我々の急務なのだ」と答えた知識人がいる。（有吉 1979:68）。</p> <p>5 熱帯の害虫の多さは、日本人の想像を絶するものがあるから、ジャバ育ちの私には、彼らの言う意味も多少は理解できるのだが、しかし、遵化県は、亜熱帯にも属していない、温暖の気候風土を持つところである。そこで DDT が現在も使われているというの</p>
--	--

	<p>は理解に苦しむところだ。(有吉 1979:68)</p> <p>6 「河の水を引いたり、雨水を溜めたり。しかし到底足りませんでした。それでも近代化の路線は、この公社では、電気が来るより早くから始めていました。化学肥料は 1953 年かあら、DDT などの農薬は 1955 年以来使用しています」</p> <p>農薬の近代化というのが、中国の農村の自慢であった。25 年前の日本の農村とそっくりだと私は思った。機械、化学肥料、農薬の三本柱は、農村にとって近代三種類の神器だった。誰も、それによって農村に病人が植えたり、死人が出たりすることは考えもしなかった。日本の農林省も、日本の農民も、誰もそれによって食糧自給率が低下してしまうとは思ってもよらなかった、あの当時は。(有吉 1979:76)。</p> <p>7 「1953 年ごろに使っていた化学肥料というのは、何ですか」</p> <p>「日本からの輸入品です。財神牌という商標がついていました」(有吉 1979:76)。</p> <p>8 「農薬撒布に当って、どういう注意をしていますか」</p> <p>「マスクをかけ、手袋をし、長袖のシャツを着ています」</p> <p>「有機リン剤を撒布した後、子供や妊婦がその近くを歩かないように指導していますか」</p> <p>「別に、そんなことは何もしていません」</p> <p>私は黙り込んだ。(有吉 1979:88)</p> <p>9 しかし DDT を、アメリカも日本も使用と販売を禁止しながら今も製造し続けている現実を思うと、私は頭がくらくらした。彼らを「死の商人」と言えないか。(有吉 1979:91)</p>
沙石峪の土	<p>1 招待所から見渡す限り、沙石峪の山々は緑に映え、段々畑も緑一色で、土がないところでこんなに緑が繁るのだろうかとは私は第一印象からいぶかしく思ったのだが、外へ歩き出してみると、なるほど石だらけだ。右足にも石が当り、左足にも岩石の片が当る。道という道は岩石の破片が重っていて、畑の</p>

	<p>土の色は赤い。(有吉 1979:101)。</p> <p>2 「愚公移山」というのが、この村のスローガン。(有吉 1979:101)。</p>
土主の家族にあう	<p>1 遵化県の人民公社に化学肥料と農薬についての講演を手配された。</p>
遵化県にて	<p>1 農事指導員たちとも話しあいましたが、彼らは DDT についても、有機リン剤についても、詳しいことは何も知らないようでした。(有吉 1979:125)。</p> <p>2 私は日本の農業が、この 25 年間に、どういう道を通ってきたかを話した。工業立国で突き進んできた結果、農村に病人が殖え、食糧自給率は 70 パーセントから 30 パーセントに落ち込んでしまった。日本人が食べている小麦の 90 パーセントはアメリカその他からの輸入品だということ、今度は寂として声がなかった。(有吉 1979:126)。</p> <p>3 「まず工業は農業から労働人口を奪います。そして人手の足りなくなった農村に、工業製品である機械と化学肥料と農薬を送り返すのです。人間が自然を支配すると考えるのは思い上がりです。農業は自然と友好関係を持つことによって、正しく安全に成立するものだと私は考えます」(有吉 1979:126)。</p> <p>4 少なくとも中国の農業の現状は、日本のように痛ましくはない。(有吉 1979:127)。</p> <p>5 「私は決してすべての殺虫殺菌剤をつかうべきではないといっているのではありません。自然現象として、5 年に一度とか、10 年に一度という具合に病害虫が異常繁殖をすることがあります。農薬はそういう時に備えて用意すべきものであって、栄養剤のように定期的に毎年使うのはいざというときに困るのだという話をしたのです。これは間違えないでいただきたい。」(有吉 1979:127)。</p>
唐少年驚く	<p>唐少年から誘われて、有吉は遵化県城西舗大隊に化学肥料と農薬についての講演をした。</p>
通訳の風邪が癒った!	<p>大連の化学工場に行った</p>
后牧生産大隊にて	<p>后牧生産大隊の有機リン剤の禁止は 1969 年、日本より 2</p>

	年早い。
大連より瀋陽へ	ここは化学肥料を使わず、農薬も使わない試験畑を作った。
五三人民公社にて	世界で最初に DDT の使用を中止したのはハンガリーだと私は私の著書（注：『複合汚染』1975年）に書きました。1967年のことです。ところが、私はこの度の旅行で、瀋陽近郊の人民公社が1964年に DDT の使用中止をしたと知り、大いに驚きました。もし中国がもっと世界に対して開かれた国であったなら、世界中の国々に瀋陽の農薬科学院の決定が知らされ、先進国はもっと早く DDT の使用を止めたのではないかと惜しんだくらいです。（有吉 1979:229-230）。
「イエス」と答えた青白い顔	中央農業科学院と北京農業科学院の専門家たちにあつて、相談した。
広州へ	廖承志と農薬問題について相談した。
花東県人民公社	花東県人民公社には「農家肥料 60 パーセントに対して化学肥料 40 パーセントです」（有吉 1979:200）
花咲翁さん万々歳	蘇州には DDT を使わない。理由は値段が高い。
蘇州で感じたこと	有吉は日本の農業の失敗の経験を中国人に教えて戒める。

（出所） 『有吉佐和子の中国レポート』 から筆者作成。

『有吉佐和子の中国レポート』はその時代の中国の状況をよく理解する上で非常に役に立つと考えられる。

第4節 綿貫礼子著『胎児からの黙示』

綿貫礼子（1928年-2012年）は、サイエンス・ライターである。東京薬科大学を卒業し、専門は環境学、平和研究、エコロジー、東京医科歯科大学医学部生化学科その他で生化学分野の研究を経て、環境・平和研究にたずさわる。1990年から「チェルノブイリ被害調査・救援」女性ネットワーク代表であった。環境汚染、反原発運動をしてきた。

綿貫礼子（1928-2012）の単著

- ①『生命系の危機』アンヴィエル 1979 のち社会思想社 現代教養文庫
- ②『胎児からの黙示』世界書院 1986 社会科学選書

③『大地は死んだ ヒロシマ・ナガサキからチェルノブイリまで』 1991 藤原書店
ほかに共著 10 冊、訳書 5 冊がある。

『胎児からの黙示』は 3 部 7 章からなる。

第 1 部第 2 章「ユニオン・カーバイド毒ガス漏洩事件—インド・ボパール」は、綿貫礼子が 1985 年ニューデリーで開かれた国際環境教育会議に出席した「機会を利用して、汚染現場に飛び、医学者、科学者、弁護士、市民運動家らにインタビューし、被害者の声を取材した文章である。

ボパール化学工場事故は、1984 年アメリカ系多国籍企業ユニオン・カーバイド社を親会社とする農薬工場が致死性毒ガス（農薬の中間原料）を放出させ、数千人の死者を含む 20 万人余の被害者を出した事件である。

綿貫礼子はまず、科学者として、史上最悪の化学災害であるインドのボパール事件の原因となったイソシアン酸メチル（MIC）と工場で何が起こったかについて、多くの資料を示して説明した。さらに、MIC の危険に対する多数の国の対策と比較して、当工場及び当政府の安全予防の軽視をはっきり指摘した。また、色々な人々、主としてスラム街の住人に取材して、「人々の声」を読者に伝えている。

第 2 章「化学兵器の胎児毒性を追う旅」は、綿貫礼子が 1983 年、ベトナムのホーチミン市で開かれた「戦争における枯葉剤に関する国際シンポジウム」の取材を中心に、その半年前のベトナム調査訪問を併せた報告である。なお、綿貫の取材調査の関心は、枯葉剤の胎児毒性にむけられている。

1962 年～1971 年にかけて、ベトナム戦争中に、推定 1,200 万ガロン 2,4,5-T を主とする枯葉剤が散布された結果、ベトコンが潜む森林が失われ、同時に食料生産が不可能になった。コロンビア大学のジーン・ステルマンの調査では、散布地域と当時の集落分布をあわせて調査した結果、400 万人のベトナム人が枯葉剤に晒されて、1970 年以降現在に至るまで、流産、胎状奇胎、先天異常などの増加がみられる。また、肝臓ガンの発生、生殖中毒、免疫中毒も多い。一方、加害国アメリカでも、枯葉剤を製造した工場は周りの土壌、水質、魚介類を汚染した。さらに、枯葉剤を浴びたベトナム帰還兵の中には、ベトナム人と同様、ガンや子供の先天異常など体に悪い影響を与えることが示唆されている。

綿貫礼子はまず、枯葉剤の種類を説明した。例えば、「2,4,5-T」と「2,4-D」の二つの混合で作られているオレンジ剤とよばれる枯葉剤を紹介した。オレンジ剤は除草剤と同じ成分なのである。もともと化学兵器として開発されたもので、非常に毒性が強く、動物実験で催奇形性が確認されている。綿貫は枯葉剤が散布された地域へ移住した人たちの症例を挙げた。例えば、ベトナム北部、ハムニン省に住む姉妹は二人とも同じ無眼球症で、生まれながらほとんど全盲に近かった。幾度となく医者に聞いた。「なぜ私たち姉妹は眼が見えないのか、そのわけを教えて欲しい」と。医者は、「あなたたちの父親が戦争で枯葉剤を浴びたためにそうになったのだ」ときっぱり告げ、「点字を習って勉強するよう

に」慰めたとのエピソードが残っている。姉妹たちの母親は直接枯葉剤を浴びていないが、父親はもろにそれを浴びた体験をもつ元兵士であった。父親自身は様々な中毒症状に見舞われた。戦争が終わって、故郷に戻った後に、生まれた姉妹たちであった、戦争前に生まれた長男には異常はない。彼女たちの場合にも医学的に枯葉剤との関連が確認されたわけではない。しかし、ベトナムでは医者がある因果関係を被害者に断言したのは、多分この姉妹たちだけという。綿貫礼子はこの医者インタビューした時に、医者の眼に涙が光った顔を描いた。感情の奥底からの個人の叫びを引き出す綿貫礼子の取材力、またそれを独立した存在として構成する描写力に対する力量が感じられる。

綿貫礼子は、数知れない被害二世が誕生し、受苦の生活にある状況を読者に伝えている。

第2部第3章は、「避妊薬『デポ』と第三世界の女たち」である。デポ剤（商品名デポ・プロベラ、成分名メドロキシプロゲステロンのこと）【注8】とは注射剤の一種で、体内に投与後、薬効成分を少しずつ放出し続けるため、作用が長時間持続するメリットがある。しかし、副作用と潜在的な危険性がある。この章では、「アジアの女たちの会」の金子ハルヒが東南アジアの旅から持ち帰った「デポ」の資料と、アメリカの市民運動家ジュディ・ノルシギャンから提供してもらった資料を元に書かれている。さらに、1982年タイのバンコックでマヒドル大学薬学部のW・シタバック博士にインタビューし、世界でもデポの最大の使用国と言われるタイを取り上げた。

第4章は、「ダイオキシンをめぐる社会史」である。ダイオキシンは、大部分が人間の手によって作られた強力な毒物であって、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）、ダイオキシン様ポリ塩化ビフェニル（DL-PCB）の総称である。強力な農薬や殺虫剤、除草剤の材料としても使われた。ベトナム戦争のときに使われた枯葉剤にも、ダイオキシンが含まれていた。ダイオキシンは、人類が製造できる最強の毒物といわれている。多量に体内に入れば、人は即死する。少量でも長期間摂取すれば免疫機能が低下し、発育異常や胎児の奇形、がんを発症するリスクが増大する。この章では、綿貫礼子は将来世代の健康問題に焦点をあてて社会問題として、ダイオキシンを論じている。さらに、現在の化学兵器と汚染源の多様化を心配している。例えば

今日の時代に核兵器と原子力発電所からの脅威と重ねて、化学兵器とダイオキシン含有製品からのそれを見る眼が切に求められているのも、両者が時間を隔てて、緩慢ではあるが確実に、将来世代にとって大量殺戮を招く威力を持っているからである。ダイオキシンをめぐる40年の歴史は、そのことを啓示しているかに思える。

（綿貫 1986 : 205）。

第5章は、「欧米における有害廃棄物事情」である。綿貫礼子は多数の国の有害廃棄物対策と比較して、すべての有害廃棄物の第三世界への持ち込みは、新たな南北問題を過熱させることになるかもしれないと指摘している。

第3部第6章と第7章は、「生命の視座Ⅰ」「生命の視座Ⅱ」である。綿貫礼子は、公害の被害者は女性と胎児に集中する傾向があることを指摘している。さらに、戦争と平和の捉え方、および将来世代の健康影響研究の結果を踏まえて、生命の倫理に注目しつつ、希望する未来の社会像を述べている。

この作品は2つの面を持っている。1つは本書で挙げたインドのボパール事件、避妊薬「デポ」事件、ダイオキシン事件など問題が起きてから、政府と大企業の情報の透明化を訴えている。例えば、綿貫礼子が訪ねたころのボパールでは、健康被害者の実態は何1つ明るみに出されず、企業と政府によって厚いベールで幾重にも覆われているかに見えた。

医療現場の医師たちは、州政府からのかん口令がしかれており、詳細なデータの公表を禁じていた。これまでの世界の科学誌、科学ジャーナリズムでのボパール情報にも、健康被害のデータはほとんどなく、断片的なスクープ記事に限られていたのも、うなずけることであった。しかし、事実は詳かに暴かれねばならない。（綿貫 1986 : 17)

一方、政府は民衆の恐怖が増すことを恐れて、事実を隠した。しかし、民衆にとっては、真実を知らされない状態は最悪である。さらに、大企業と政府の暴走が大きな環境破壊を招くことが多く、それを助長する御用学者も多い（戸田 2009 : ii）。大企業と政府の信用力に影響を与える。綿貫礼子は、民衆が政府に情報の完全の公表を要求しなければならない。その方法を検討した。

もう1つの面は綿貫礼子が、有害物質が先進国の企業から第三世界の諸国に輸出される状況を訴えている。さらに、多国籍企業による破壊的操業に反対する。綿貫礼子はインドのボパール事件について、つぎのように述べている。

インドに限らず第三世界においては、外国からの経済援助によって導入された先進国型の技術への依存を強化しながら近代化・工業化政策が推し進められているが、多国籍企業やその本国政府の手を借りた工業化が進めば進むほど、貧富の分極化がはげしさを増し、貧困層は新たに貧しさを加重してゆく状況にある。その過程で貧困層は農村から都市に追いやられ、一方でその工業化の負の側面である公害を一身にこうむるのも、この最貧困層のひとたちである。（綿貫 1986 : 31)

公害の被害は生物的弱者（胎児、子ども、高齢者など）と社会的弱者（低所得層、底辺労働者、零細漁民など）に集中する傾向がある（戸田 2009 : ii）。さらに、先進国の現在

世代の環境破壊は、将来世代の生存基盤を脅かしている。それは先進国の中産階級以上と発展途上国の上層階級の集団的なエゴイズムである（戸田 2009：23）。綿貫は化学兵器や、工場からのダイオキシン汚染などが「平和のなかの戦争」と表現している。被害者にとっては、特に平和な生活を望んでいる。それは、何代でも続く戦争である。

文学的な表現は、個人の立場から見ることだと思う。綿貫礼子は、経験した個人に語ることによって、真実を読者に伝えている。こうした手法は、石牟礼道子（文学者）も、スヴェトラナ・アレクシエービッチ（記者）も共通している。

第5節 戴晴編著『三峡ダムー建設の是非をめぐる論争』

戴晴【注9】は、1941年中国の四川省重慶市に生まれた。元の名は傅小慶、傅凝、フリーランスのジャーナリストである。実の父は革命の烈士、1945年日本の憲兵に殺された。その後中国共産党の元老葉剣英の養女になり、1960年哈爾濱軍事工程學院（現在は国防科技大学）に入学、ミサイル技術を専攻した。卒業後、中国航空工業部と公安部に勤めた。文化大革命が終わった後、戴晴は南京の人民解放軍外国語学院で英語を2年間勉強し、その後、1982年から1989年まで中国『光明日報』の記者となった。また彼女は中国作家協会の会員である。1989年の天安門事件後、投獄された。彼女は、天体物理学者の方励之などの反体制派の人々の見解を伝えた中国最初のジャーナリストである。彼女は政府の責任性、報道の自由、さらに中国人にとって重要な問題についての公開討論を求める闘いを捨てていない。彼女は、その功績が認められて、1991年に米国のハーバード大学からジャーナリストにとって栄誉あるニューマン奨学金を授与され、また1993年には米国のゴールドマン環境賞を受賞した。現在、戴晴は、フリーのジャーナリストとして活動しており、中国におけるダム建設の歴史に関するシリーズ物を含めて、種々の問題についての著述活動をおこなっている。2015年現在アメリカに在住。

戴晴は現在まで25冊著書を出版している。日本では、田畑佐和子訳で『毛沢東と中国知識人：延安整風から反右派闘争へ』（東方書店1990年）が翻訳されているなど、比較的名である。他にも、戴晴ほか著（林郁編訳）『「性」を語り始めた中国の女たち』（徳間書店1989年）、戴晴編（鷺見一夫・胡暉婷訳）『三峡ダム：建設の是非をめぐる論争』（築地書館1996年）が翻訳されているが、こうした作品にもあらわれているように、女性問題や環境問題について深い見識を持ち、行動をもしている人である（鷺見1996）。

戴晴編著の『長江 長江-三峡工程論争』は鷺見一夫その他の翻訳によって『三峡ダムー建設の是非をめぐる論争』として筑地書館から1996年に出版された。ただし、この日本語訳書には原著（1989年）に収録されていない他の論文も含まれている。その内容は、三峡ダム建設に伴う財政、水運、治水、発電、住民移転、文化財保護、環境保全に係わるあらゆる問題について論じている。ほとんどがダム建設反対の立場から編集され、ダム建設のメリットよりデメリットの方が多い、と指摘している。

本書は6章から成っている。

- 第1章 序文【注10】(ローレンス・R・スリヴァン、その他2人)
- 第2章 中国版の発売禁止の経緯【注11】(戴晴、その他2人)
- 第3章 書簡集【注12】(李伯寧、その他5人)
- 第4章 インタビュー【注13】(戴晴、その他10人)
- 第5章 論文【注14】(戴晴、その他6人)
- 第6章 資料(三峡プロジェクトの概史、1992年4月3日、全国人民代表大会第7期第5回会議採択「三峡プロジェクト建設決議」、1993年5月26日、国務院専門家審査委員会承認「三峡プロジェクトの第1期設計に関するいくつかの問題状況」)

本書の各章は戴晴のほか、多くの人びとによって書かれている。収められているのは、ダム建設反対派の人々の見解である。例えば、第1章のローレンス・R・スリヴァン(米国人)の序文「三峡ダムと中国政策」では、長江の景勝の地に、世界最大のダムを建設しようとする中国政府の計画が論難されている。彼は三峡ダムを糸口として、中国の経済的な健全性と政治的な安定性について論じている。彼は外国人の立場から見て、「中国の指導者たちは、多年にわたって「工学的巨大主義」(engineering gigantism)に魅力を感じてきたのであるが、その豊富な伝統のうちでも、三峡ダムは、安定的で永続的な資金面、人材面および政治面での権力を伴っているという点で、旧式の計画経済の最後の避難場の一つである」(戴1989=1996:30)と述べている。

第2章には、戴晴の「中国における『長江 長江』の刊行の経緯」の文章が収められている。この中で、彼女は『長江 長江-三峡工程論争』の編集出版の背景、発表の過程、封殺の経緯を詳しく描いている。『長江 長江-三峡工程論争』は、戴晴と十数名の北京の大手新聞社の記者が協力して編集した。『長江 長江』の書名は、前中央政府資源委員会委員長で、全国政治協会のメンバーである92歳の孫越崎先生が名づけた。そして、鄧小平と趙紫陽は『長江 長江』に講評を加えた。鄧小平は「国家の政治生活の民主化のためには、広範囲な人民大衆の意見を聞かねばならない。そうすれば、大きな過ちを避けることができ、また小さな過ちは、適宜に正すことができる」(戴1989=1996:53)と述べた。趙紫陽は「重要な事柄を人民に知らせ、重要な問題について人民が討議できるようにすべきである」(戴1989=1996:53)と述べた。この書物は、172頁の薄い冊子であった。1989年4月、この書物は、貴州人民出版社により、初版本として5,000部が出版された。そのあと、5万部を増刷した。そのうち、発売禁止命令により、3万部が回収処分された。貴州人民出版社による刊行と同時に、香港の三連書店により、『長江三峡工程應否興建—学者論争文集』の書名で出版された。また、1991年には、『長江 長江』は、台北の新地社により、原書名で出版された。さらに、カナダの非政府団体(NGO)のProbe Internationalによって、1994年、英訳されて、

Yangtze/Yangtze!: Debate Over the Three Gorges Project の書名で出版された。

第3章、第5章、第6章はほとんどダム建設反対派の見解である。論文とレポートの形式で示された。しかし、戴晴は論争点を明確にするために、第3章では、ダム建設推進派李伯寧の論文も要約して紹介している。この文章「三峡プロジェクトに関する私見と提言」は李伯寧の中国人民政治協商会議第7期常務委員会第3回会議での発言である。彼の説明によれば、三峡ダムについては、水害対策、電気(70万kwの発電機を26基建造する。それによって、1820万kwを産出する。年間では874億kwの電力になる。一方、原子力発電は当時一基の電気出力は60万kw。これは経済効果を目的とするものである。または河川による運送(宜昌から重慶までの貨物の水運は5倍になる)などの利点を紹介した。そして、彼と三峡ダムに賛成する科学者および技術者と関係部門が、過去30年間の観察、調査、科学実験などの膨大な作業による資料に基づいて、ダム建設反対派の見解に反駁した。

第5章「論文」の中には、戴晴の3つの論文が収録されている。即ち、「三峡プロジェクトにおける移住問題」「銭正英女史への質問」「中国版へのあとがき」である。

「三峡プロジェクトにおける移住問題」の項では、戴晴は三峡ダムの移住問題を主に論じている。戴晴は「このプロジェクトの最大の罪悪とも言うべき点は、110~160万人もの現地住民が強制移転させられることである」(戴1989=1996:355)と述べている。そして、ダム建設推進派李伯寧の論文「三峡プロジェクトに関する私見と提言」を反駁した。彼女は李伯寧の「一回払いの補償」、「就近上移後靠」(近接の後方地への移住)、「開発性移民」(開発型移民)の提言をほとんど認めていない。たとえば、「三峡プロジェクトに関する私見と提言」において、李伯寧は

立ち退き住民数については、再三にわたる調査を通じて、すでに明確に確定されてきております。中央政府は、以前の一回払いの補償に代えて、「開発型移民」という方針を定めております。この方針は、過去4年間の実験を通じて、その正しさが完全に証明されています。この方針の採用により、補償費用を大幅に減らすことができ、また大多数の住民は、地元を離れる必要がなく、安定的な生産と生活への活路を見い出せます。こうしたことから、ダム貯水池周辺の大多数の住民が、この方針を受け入れ、地方政府もまた、安定的な再定住を保証しているのです。(戴1989=1996:156)。

それに対して、戴晴は「三峡プロジェクトにおける移住問題」の中で、「開発性移民」(開発型移民)について次のように述べている。

「開発型移民」の概念は、ただ宣伝文句の1種として言われているだけで、今までのところ運用上の具体的な目標と基準は何ら示されていない。具体的な実地調査を行った研究者の報告によれば、このような「開発型移民」なるものは、目下のところ1種の願望にとどまっており、実践的にはほとんど空白状態のままである。現在までのところ

では、この点での成功例はなく、さらに運用計画もなく、しかも参考となり得るような経験もない。たとえ個別的な事例が成功を収めたにしても、100 万人以上の移住業務の大きさに照らしてみれば、問題解決への期待を抱かせるような説得力をもつものではない。(戴 1989=1996 : 357)。

ここでは、戴晴は文学の対比手法で二つの論点をはっきり読者に示した。戴晴は「両面提示」(両面提示は物事の二面性を伝えることである)を使い、文章の文末にレトリックを使って、自分の考えを読者に強く印象づけている。それにより、読者に強い共鳴を引き起こし、自分自身と対等の立場に導いている。たとえば、ダム建設推進の言い訳について、戴晴は「この古臭いトリック手法を、今回もまた弄するのであろうか？」(戴 1989=1996 : 359)と問う。また、上のように理路整然と反論したうえで、次のように読者に訴えている。

住民移住に責任を負うと言いながら、実際には法的裏付けは何もないのである。1949 年から今日に至るまで、明々白々の重大な過ちがあり、それが確かな証拠が裏付けられたにしても、それについて主要な責任を有する政策決定者が法廷に送られるようなことが、一度でもあったであろうか？特にこのような責任者が、党の高級幹部で、軍を率いて人を殺したようなときにも、その責任を問われたであろうか？ 歴史的な過ちに対しては、中国の一般庶民は、もはや実際に重荷に耐えられなくなっている。今回は、秀麗な三峡とその地域の 100 万人の住民に対しては、このような旧態依然たる政策決定方式が繰り返されることはやめられるべきではなかろうか？ (戴 1989=1996 : 359)。

「銭正英女史への質問」の中で、戴晴はダム建設推進派水利部部长、「三峡工程論証指導小組」の責任者銭正英の「三峡工程早上快上」(三峡プロジェクトに早期に着工し、速かに建設する)の考えに反論している。彼女は論証、洪水問題、土砂堆積、船運、発電、住民移住、経費、環境の 7 点を論じている。

まず戴晴は三峡プロジェクト着工前の論証に参加した部門への疑問を提する。この巨大プロジェクトは、従来国家科学技術委員会と国家計画委員会が論証するのだが、今回国务院も参加した。国务院側はすべてダム建設推進の見解に賛成していた。さらに、専門家ではなくて、権力者であり、また、論証の過程が不透明であるということに疑問を表明している。

…異なる意見の発表を許さなかったのは、なぜなのでしょう？・・・論証過程において内部および外部の専門家や学者によって提出された異なる意見が代表たちに伝えられなかったのは、なぜなのでしょう？このようなやり方は、「百家争鳴」の方針に合致するのでしょうか？全人代代表には、「兼聴則明」(多くの意見を良く聞けば、明らかになる)という条件が与えられたのでしょうか？ 民主化と科学化の精神は、はたして貫かれたのでしょうか？ (戴 1989=1996 : 390)。

上のような表現方によって、一般の人に興味を持たせ、意見を言うように導いている。その後、戴晴は三峡ダムの建設における住民 110 万人の強制移転、更には水質汚染や生態系への悪影響等に伴う問題を科学的に分析している。例えば、堆砂問題について、「この堆砂問題への対応策として、蓄清排渾、清水を蓄え、泥水を排すという方式である。即ち、土砂流入の比較的少ない渇水期に貯水池に水を蓄え、増水期に放水することにより、同時に土砂も排出するという。これに対し増水期に排水するというのは洪水防止の目的と矛盾してくるからである。増水期はダム貯水池に洪水量を蓄えなければならないからである。洪水時に排水するなら洪水防止を達成することは出来ない」（戴 1989=1996 : 394）と、批判する。さらに、李鋭の「三峡ダムの洪水防止の役割であるが、三峡ダムは洪水量の 20%を制御し得るにすぎない。水害問題には、堤防の強化、河道の障害物の除去、川床の浚渫、さらには、遊水池を合理的に利用すること、干拓して、農地に変えてしまったところを遊水池に戻すべきである」と、その主張を述べている（戴 1989=1996 : 392）。

「中国版へのあとがき」の中で、彼女は本書の編集出版の背景と経緯を述べている。最後に、戴晴は現代中国の詩人、北島の「私は、信じられない…」で文章を締めくくった。

今日は、私は、またも言わなければならない。私は、信じられない。

中国人が常に自分の頭で考えようとはしないことを、私は、信じられない。

中国人が常に自分の筆で語ろうとはしないことを、私は、信じられない。

道義が失われていくことを、私は、信じられない。

我が共和国は、すでに世界に向けて開放されているにも関わらず、そのようなときにあっても「言論の自由」が未だに一片の空文に過ぎないことを、私は、信じられない。（北島）

この引用詩では、戴晴が、三峡の自然と文化を守るだけでなく、言論の尊厳を維持したい気持ちを表現している。つまり、彼女は新聞記者としての職業意識の観点から、国家の前途と人民の生活にかかわる政策決定過程において、ある程度の言論の自由を推進したいということに関心があったのである。

本書の第 4 章は全部インタビューである。13 篇のインタビューの中で、戴晴がインタビューをつとめた文章が三つある。黄順興への「黄順興とのインタビュー」、李鋭への「三峡プロジェクトは、21 世紀に改めて決めよう」、黄万里への「三峡ダムは、永遠に建設すべきではない」である。

「黄順興とのインタビュー」の中で、黄順興は農業専門家、政治家、環境保護学者として、三峡ダムが環境に対して悪影響を及ぼすことを話題にしている。彼は

環境問題は、人類全体の問題であり、地球全体の問題です。それは、単にどこその

地域とか国家とかの属するのではないというばかりでなく、そもそも国境というものが無いものです。(戴 1989=1996 : 178)。

そして、彼は「それほど多くの電力が、果たして必要なかどうか?」、「代替案があるかどうか?」、「たとえ代替案がないにしても、環境とか人類とかにたいして弊害をもたらさないようにすることに、第一次的な考慮が払われなければなりません」という3つの論点を挙げている。

「三峡プロジェクトは、21世紀に改めて決めよう」の中で、李銳(映像『巨大ダム』アジア太平洋資料センター、1997年、にも出演)は水利電力部の副部長として、三峡ダムの歴史、ダムの貯水池問題、洪水防御問題、堆砂問題、水利発電、生態環境など問題を巡って話した。さらに、政府のある役人の「好大喜功」(手柄を立てたい)とか、「樹碑立伝」(名を残したい)とかの類の議論を批判した。彼は次のように述べている。

革命であろうと建設であろうと、また政治であろうと経済であろうと、それらのいずれの分野であろうとも、「实事求是」(事実に基づいて真理を検証する)が、根本原則であるべきです。つまり、主観的な願望から政策決定を行うのではなく、客観的な規律に従って物事を処することが肝要です。(戴 1989=1996 : 219)。

「三峡ダムは、永遠に建設すべきではない」の中で、中国清華大学水利工学部の黄万里教授は科学者として、三峡ダムの堆砂問題について話した。彼は次のように述べている。

自然科学と人文科学から視点と配慮が必要なのでしょう、設計者本人もまた、水質、地質、地勢といった分野について一定の程度の常識を備えていなければなりません。(戴 1989=1996 : 260)。

さらに、彼は三峡の本流における「淤積河段」(堆積性河段、つまり土砂が沈殿・堆積する河床部分)、ダム建設には絶対に反対した。そして、彼は住民移転と資金問題について、「一日でも早く停止すれば、一日当たりの損失分も少なくなる」(戴 1989=1996 : 270)と述べている。

本章はすべてインタビューである。戴晴は三峡プロジェクトが「科学的な政策決定なのか、それとも権力的な政策決定なのか」(戴 1989=1996 : 417)という疑問を読者に示した。従って、環境問題が読者の目の前に浮かび上がってくるかのようなようである。

また、この本の中で、他の政治家と科学者の論文、記者のインタビューもある。様々な立場から、三峡ダムについての問題を多角的に分析した。戴晴はポリフォニックな表現を使って、この本を編著した。

さらに、戴晴は様々な手法を使い、日常的な表現によって、環境問題を分りやすくしてい

る。彼女は、いつも押韻する中国語を使う。たとえば、三峡ダムの住民問題について、「下流受益、上流損益」（下流は受益するが、上流は損害を蒙る）と描き、三峡ダムの建設について、「投資多、工期長、見効慢」（投資額が大きく、工期が長く、効果が遅い）というふうに対比させた中国の文学手法の一つの特徴である。このような手法は読者にとって覚えやすいと思われる。また、彼女は三峡ダムを万里の長城に喩えている。

秦の始皇帝、隋の煬帝などが、万里の長城と運河をつくるために、国を滅ぼしてしまったように、三峡プロジェクトは、党と国を滅ぼしてしまう恐れのある重要な巨大プロジェクトなのである。戴 1989=1996 : 48)。

毛沢東が予見したように「高い山に女神が生きていれば、一変した世界に目を見張る」ことになるのか、あるいは戴晴の指摘どおり「空想家にとっては悦楽であろうが、実際家にとって悪夢」となるのか（原剛 2005 : 14）、と問うている。

戴晴は、中国の従来「正面報道」（良い報道、政策や現実の良い面だけを報道すること）という慣習を打ち破った。「河川を堰きとめること以上に危険なのは、人々を沈黙させることである」（原剛 2005 : 14）との彼女のコメントを私たちは記憶している。さらに、戴晴はジャーナリストとして、無名の人たちの感情や考えを表現することができる。従って、彼女は人々の代弁者になることができたのである。文学の手法を使った効果である。これは戴晴が社会に与えた功績だと思う。

今中国には、三峡ダムについてのニュースがあまり報道されていないが、この本を読むことにより、その時代の環境保護者である戴晴や他の人が様々な貢献をしたことがわかり、現在の環境問題の解決にも大いに役立つことが期待される。

なお本書の訳者である鷺見一夫は 1997 年に『三峡ダムと日本』を出版した。この本は三峡ダム建設の問題点——住民移住、堆砂、ダムの安全性、歴史と文化遺産の保護、資金問題を詳細に検証するとともに、三峡ダム建設をめぐる日本と世界のハイドロ・マフィアの実態を究明している。ハイドロ・マフィアは次のように述べている。

先進国、開発途上国のいずれを問わず、これらの国々の国内において、さらに国際的な規模において、ダム、発電所、灌漑プロジェクトなどの水関連の (hydro) 事業をめぐっては、巨大な暗黒組織網 (mafia) が形成されてきた。このような地下組織網は「ハイドロ・マフィア」 (hydro mafia) と呼ぶことができる。

「ハイドロ・マフィア」は、これを定義づけるならば、ダム、発電所、灌漑などの水関連事業を食い物にする暗黒組織網であると言うことができよう。この闇の世界は、コンサルティング会社、ゼネコン、重電機メーカー、商社などを中心に、これに金融界が絡み、さらに官界、政界が関する形で形成されている。また、これらと深く結び付いた専門家、学者、研究者、評論家なども、アドバイザー的役割ないしはスポークスマンてき

役割を演じている。(鷺見 1997 : 4-5)。

ハイドロ・マフィアの震源地であるアメリカは、1990年代から、大規模ダム建設には着手しないという方向が公式に打ち出された。さらに、開発途上国のダム建設にも公的援助金を注ぐことを差し控えるという方向も打ち出された。ほかの諸国、スウェーデン、ノルウェー、ドイツ、フランス、オーストリアなどの国々も、自国企業の開発途上国への転進を公的援助資金を供与することによって積極的にバックアップしようとしてきている(鷺見 1997)。

三峡ダムの場合には、アメリカ輸出入銀行(Export-Import Bank of the United States)、日本輸出入銀行、日本企業連合(日立製作所、三菱重工所、東芝、三菱電機、伊藤忠商事、三菱商事、三井物産、住友商事)(鷺見 1997)が流域住民の意向を無視して、長江三峡工程開発総公司から援助を受けてきた。著者はこういう状況を説明して、批判した。

鷺見一夫の『三峡ダムと日本』と戴晴の『長江 長江-三峡工程論争』の立場は違うが、読者に現れる環境保護意識は一緒と考えられる。

第6節 スヴェトラーナ・アレクシエービッチ著『チェルノブイリの祈り』

スヴェトラーナ・アレクシエービッチは1948年、ウクライナ・ソビエト社会主義共和国に生まれた。ベラルーシ大学でジャーナリズムを専攻し、卒業後は地区新聞の特派員をしながら学校でも教えていた。その後、ミンスクの新聞社や、ベラルーシ作家同盟機関誌『ネマン』の特派員をへて同誌のルポルタージュ・社会評論部部長となる。2015年、彼女は小説や詩を書く文学者ではなく、ノンフィクションの徹底したジャーナリストとして初めてノーベル文学賞を受賞した。受賞した理由として、「for her polyphonic writings, a monument to suffering and courage in our time (現代の苦しみと勇気を如実に表す、多様な声を集めた記念碑的作品)」であると評価されている【注15】。

2015年までに、スヴェトラーナ・アレクシエービッチの著書は6冊ある。邦訳書は5冊あるが、入手できるのは1997年の*Voices from Chernobyl: The Oral History of a Nuclear Disaster*(『チェルノブイリの祈り』松本妙子訳、岩波書店1998年、岩波現代文庫2011年)である。アレクシエービッチの著書のうちで、『チェルノブイリの祈り』は環境文学だと思われる。この本は、現在までにモスクワ、スウェーデン、ドイツ、フランスで刊行され、ロシアの「大勝利」賞、ライブチヒの「1998年ヨーロッパ相互理解」賞、第2回ドイツ「最優秀政治書籍」賞を受賞している(Alexievich1997=2011 : 299)。

なお彼女のほかの作品は戦争について、従軍した人、女性、子どもなどの経験を通じて、いろいろな視点から再現した。ちなみに、『チェルノブイリの祈り』の中国語訳は『切爾諾貝利的回憶:核災難口述史』、王甜甜が翻訳して、2014年鳳凰出版社から出版された。

チェルノブイリ原子力発電所事故は、1986年4月26日にソビエト連邦(現:ウクライナ)

のチェルノブイリ原子力発電所 4 号炉で起きた原子力事故である。後に決められた国際原子力事象評価尺度 (INES) において最悪のレベル 7 (深刻な事故) に分類され、世界で最大の原子力発電所事故の 1 つである【注 16】。3. 11 福島事故の 1 号機、2 号機、3 号機もレベル 7 に分類された。

表 6 チェルノブイリ原発事故と福島第一原発事故の比較

	チェルノブイリ 1986 年 4 月 26 日	福島第一 2011 年 3 月 11 日
国際原子力事象評価尺度 (INES)	レベル 7	1 号機 レベル 7 2 号機 レベル 7 3 号機 レベル 7 4 号機 レベル 3
事故の性格	反応度事故 (核暴走事故、臨界事故)	冷却材喪失事故
特徴	旧ソ連崩壊の一因となる 放射能災害 (化学災害や交通事故に比べて時間的、空間的、社会的に広がり大きい「異質の危険」) 地球汚染 歴史上最悪事故 小児甲状腺の多発 作業員数十人の急性死 晩発効果による死亡は万単位と見られる 国の命令で住民避難 数百の廃村が生まれる 遠方のギリシャ、ドイツでも小児白血病が増加したと指摘する論文あり	放射能災害 (化学災害や交通事故に比べて時間的、空間的、社会的に広がり大きい「異質の危険」) 地球汚染 原発震災 4 基同時多発事故 事故収束の長期化 海洋汚染が大きい 1 号機、2 号機、3 号機でメルトダウン (多分メルトスルーも) 炉心に核燃料のない 4 号機でも燃料プールで深刻な事態 1 号機、3 号機、4 号機で水素爆発 (多分 2 号機も) 炉心と燃料プールに海水を注入し、後に真水に切り替え
人の被害	小児甲状腺がんの多発 作業員数十人の急性死 晩発効果による死亡は WHO 推計で 1 万人、民間の学者の推定で数十万～100 万	チェルノブイリより被災人口が多いため (福島県民だけで 200 万人) 数 10 年にわたり綿密な調査が必要
備考	現在も 30 キロ圏は立ち入り禁止	福島県民 200 万人などの長期健康調

		査が始まった
--	--	--------

(出所) 戸田清 2012 などを参考にして筆者作成。

『チェルノブイリの祈り』はその巨大原発事故に遭遇した人々の悲しみや衝撃、普通の人々が黙してきたことを聞き取って、事故直後から公にされた幾多の文献や映像が見落とされていた真実を描いた作品である。この本は3章からなっている。

第1章 死者たちの大地 (9人へのインタビュー)

第2章 万物の霊長 (10人へのインタビュー)

第3章 悲しみをのりこえて (16人へのインタビュー)

まず、事故の消火活動で死亡した消防士の妻の話がある。消防士の夫は深夜に呼び出され、翌朝に戻ってきたときには重症の被ばく者になっていた。すぐにモスクワに治療に送られたが14日目に死亡する。同僚も全員死亡した。医師の目を盗んでつきっきりの看病をした妻は、その2か月後に女の子を早産した。しかし、先天性心臓欠陥を持って生まれた子は4時間後に死んでしまった。政府から亡き夫に勲章が届けられた。事故から10年経った。今も彼女は花束を2つもって墓を訪れ、いつまでもひざまずいていた。本書の一節を引用する。

ちょっと部屋を空けて帰ってみると、夫のそばのテーブルの上に大きなオレンジがあった。ピンク色なんです、黄色じゃなくて。夫はにこにこしている。「もらったんだよ。君が食べるといい」。透明のシートの向こうで看護婦が「だめよ！」と手をふっている。夫の近くに何時間か置かれたものはもう元のものじゃありません。触れるのさえ恐ろしいことなんです。「さあ、お食べ」と夫がすすめる。「君はオレンジがすきだろ?」。私はオレンジを手にとりました。彼は目を閉じてまどろみかけていた。(Alexievich1997=2011:16)。

被ばく者の妻としての彼女は、「なぜ夫が死ぬのか」という思いをぬぐえない。死の床に伏した夫が、妻の喉の渴きを心配してオレンジをあげる描写は、何気ない情景を挟むことで臨場感、そして夫婦の愛情を印象づける。妻は、夫の体がぼろぼろに剥離していくさなかでも、人間の尊厳を伝えている。それが妻の愛のありかたであり、スヴェトラナ・アレクシエービッチの仕事は、最も過酷な形で崩壊していく人間の姿を、書き留めていくことだった。それは決して覆い隠すことで守られる尊厳ではなくて、極限まで語りつくすことによって、守ることができる尊敬である (Ibid: 308)。さらに、当時の人々は放射線による危害をまったく知らなかった実情を嘆いている。

後の登場人物は、放射能で高度に汚染された地域から退避することを拒否して、カササギ

やオオカミと共に死んでいくことを選ぼうとしている老農婦。今も行方不明の被災者を捜し続ける女性。そして民族紛争の戦乱の中で故郷を追われてチェルノブイリにたどりついて生活を続ける若者たちが自分自身を語っている。

また、護送車で原子炉から至近距離に連れて行かれて、黙々と汚染処理作業をした男。ウォッカが放射線に効くからと毎晩酔いつぶれるほど飲みながら、汚染された表土をはぎ取り続けた作業員。汚染地に伝染病がはびこらないようにひたすらペットや野生動物を撃つことを命じられた猟師たちもいる。

そして、隣町プリピャチから原発の火事を、最初はとても美しい光景として見物していた多くの人たち。疎開の準備を始める中でしだいに恐怖感が増していったこと。障害を持って生まれてきた子どもたち。異常な放射能値を示す患者とともに生きる医師も登場している。

上記以外にも、原発の従業員、サマシヨール（強制疎開の対象になった村に自分の一存で住んでいる人）ジャーナリスト、物理学者、被災者組織の中心メンバー、党幹部などの声も紹介されている。各章の末尾の「合唱」には名前は記されていないが、各章十数人の各々の一言が引用されている。たとえば、「兵士たちの合唱」の中で、一人の一言を取り上げる。

ぼくはアフガン戦争から帰ったばかりだった。生きたかった。結婚したかった。すぐにも結婚するつもりだった。ところが、まもなく<短期特別召集>の出頭命令書がきた。一時間以内に指定場所に出頭せよ。母さんはすぐになきだした。ぼくがまた戦争に取られると思ったんです…[中略]…アフガンから帰ったときには、これから生きるんだということがわかっていた。でも、チェルノブイリではなにもかも反対。殺されるのは帰ってからなんです。（Alexievich1997=2011：84-85）。

ここでは、スヴェトラナ・アレクシエービッチが、チェルノブイリを第三次世界大戦に喩えて、当時の兵士の気持ちを生々しく描き出すとともに、それが「正義のための戦争」などではなかったことを明らかにした。被害の原発事故直後に、作業員や消防士138人が急性放射線障害になり28人が亡くなり、2000年さらに19人が死亡した。なお、チェルノブイリは「歴史上最悪事故」であったが、「理論的最悪事故」（住民多数の急性死）ではなかった。ところでチェルノブイリでは、作業員数十人の急性死に対して、住民の急性死はゼロとされている（住民の癌死は1万人以上と推定）。本当にそうだろうか。当時のソ連政府の秘密報告には住民数万人の急性症状が報告されている。乳幼児、子どももかなり多い。深刻な容態の人も数十人はいた。急性死がゼロとは考えにくい（戸田2012）。

「人々の合唱」の中で、一人の一言を取り上げる。

私たちは、はじめての赤ちゃんが生まれるのをまっていた。夫は男の子を望み、私は女の子が欲しかった。医者が私を説得しました。「中絶しなさい。ご主人はチェルノブイリにいらしたんですから」。夫は運転手で、最初の数日にあそこにつれてい

かれ、砂を運んでいたのです。私はだれのいうこともしんじませんでした。子どもは死産でした。指も二本たりなかった。女の子。泣きました。指くらいあればよかったのに、女の子なんですもの。(Alexievich1997=2011:160-161)。

ここでは、スヴェトラナ・アレクシエービッチが、夫は被害者、事故後に汚染地域に住んで、受胎して誕生した子どもの母親の気持ちを描いている。

チェルノブイリの汚染地域の住民であれば、程度の差はあっても、ほとんど誰もが体内に放射性物質を蓄積している。母親は、妊娠する前からすでに子宮や卵巣に放射性物質を蓄積していると考えられている。その状況で受胎し生まれてくる子どもは、微量であったとしても、子宮内で発育していく間に母親の体内の放射性物質、すなわち胎児にとっては外部からの放射線に暴露し、また一部は胎児の身体に移行した放射性物質によって内部からの暴露を受けたと考えられる(綿貫 2005:19)。これは胎児性水俣病と似ていると考えられる。

「子どもたちの合唱」の中で、一人の一言を取り上げる。

私は入院していたの。とても痛かったから、ママに頼んだの。「ママ、がまんできない。殺してくれたほうがいいわ」(Alexievich1997=2011:259)。

ここでは、スヴェトラナ・アレクシエービッチが、汚染地に生きる子どもの気持ちを生々しく描いている。子どもは成人に比べて3~10倍ほど放射線に敏感と言われる。胎児は更に敏感である(綿貫 2005:107)。戸田は、核問題が最長の公害(後始末が長期を要する)だと言われる(公害の原点は水俣病、最大の公害は煙草問題)。この最長の公害は、放射能に汚染された地域の住民と、その子々孫々への継代的な健康に影響がある(戸田 2012)。

チェルノブイリ事故は水俣病と一緒に、今もなお終わらないままである。「原発事故が起きた」のではなく、「原発事故が起きている」状況が続いている。さらに、チェルノブイリ事故は「原発は制御できない」ことを示した。(戸田 2012:136) 原発安全神話も崩壊した。

スヴェトラナ・アレクシエービッチは、自分の手法については、様々な「人々の声」が多声的な合唱のように自らについて語るものと言っている。現代の世界はあまり複雑になり、芸術はしばしばそれに対して無力である。また芸術は嘘をつくことがある。しかし記録は嘘をつかない。複雑な現代世界の全体像を描くためには、記録こそが必要なものだ。

『チェルノブイリの祈り』は、石牟礼道子が水俣病に苦しむ人々取材して書いた『苦海浄土』を連想させる。スヴェトラナ・アレクシエービッチと石牟礼道子はいずれも、さまざまな声を独立させたまま、被害者の気持ちを読者に伝えている。さらに、感情の奥底からの個人個人一人一人の叫びを引き出す取材力、またそれを独立した存在として構成する描写力にスヴェトラナ・アレクシエービッチの力量を感じさせる。

第7節 柴静著『中国メディアの現場は何を伝えようとしているか：女性キャスターの苦悩と挑戦』

柴静【注17】は1976年中国の山西省臨汾市に生まれた。父は医者、母は小学校の教師で、妹がいる。1992年、中南大学に入学（専門は財務と会計）。1995年、在学中19歳の頃に文芸ラジオで「夜はやさしく」、湖南テレビで「新青年」などのキャスターを担当。1998年に中国伝媒大学でテレビ編集について勉強していた。2001年より中央テレビ局に入る。2003年には「新聞調査」の Reporter として SARS（2003年、北京で大流行した、死亡率の高いウイルス性肺炎である）の流行第一線を報道した。また「山西：断臂治汚」「塵肺患者人権調査」といった優れた番組のメイン取材記者として、2007年に中国環境保護部の主催による「緑色中国年度人物」として表彰された。2009年に、中央テレビ局の新聞報道「24時間」と「対面」のキャスターに就任する。2013年に刊行した自らの取材体験を書いた『看見』は、その年のベストセラー1位になった。なお翌2014年この本の日本語版（邦訳『中国メディアの現場は何を伝えようとしているか』）が刊行された。

その後、柴静は中央テレビ局を辞め、結婚して米国で子ども（娘）を産み、しばらく表舞台から姿を消していた。2014年に、中国で大きな問題となったPM2.5（主に人の呼吸器系に沈着して健康に影響を及ぼす粒子径 $2.5\mu\text{m}$ の微小粒子状物質）についても積極的に現場を飛び回り取材活動を行っていた。2015年2月、中国の大気汚染について、独自で調べ上げた調査報告「穹頂之下（中国語版）」をネットで公開し話題になった。同年、この映像は、全国人民代表大会開幕直後の3月5日から中国本土では禁止された。なお、柴静はアメリカの有名な雑誌 *Foreign policy* に2015年世界100名思想家の1人を選出された【注18】。

柴静は中国中央テレビ局の人気キャスター。彼女は主にニュース番組のキャスターとして活躍してきた。インタビューするとき、緊急事態には、慌てずに落ち着いていることでみんなの印象に残っていた。例えば、2003年SARSの時、彼女は病院に突撃取材したり、あるいは土地問題で不正を厳しく追及したりするような、勇気あふれるメディア人である。鋭い追及能力と感性溢れるまなざしの両方を備えるジャーナリストある。

『看見』（中国版2013年、日本語版『中国メディアの現場は何を伝えようとしているか：女性キャスターの苦悩と挑戦』2014年、鈴木将久、河村昌子、杉村安幾子訳、平凡社）の構成は独特である。主として柴静のテレビニュースキャスターとして10年間に取材した社会問題と自分自身の成長の過程を交錯させて、記録している。2013年に中国で出版されるとまたたくまにベストセラーになった。

原書の目次は次のとおりである。

- 第1章 キャスターになっても人でなくならないように（中国中央テレビ局入局経緯）
- 第2章 あの暖かい脈動は、生きている（SARS騒動）

- 第3章 双城の傷（少年少女連続服毒事件）
- 第4章 対峙であって、対抗ではない（「新聞調査」への異動）
- 第5章 水が水に溶けるように（麻薬中毒患者や同性愛者への迫害）
- 第6章 沈黙の叫び（ドメスティック・バイオレンス）
- 第7章 山西よ、山西（開発と大気汚染）
- 第8章 私はただ屈服するのが嫌なだけ（環境汚染を訴え孤独に訴訟をする人）
- 第9章 多くのことは、信じる人がいるからこそ、存在する（全国人民代表大会と中国人民政治協商会議の取材）
- 第10章 真相はいつも涙の中に流れ去る（調査報道のあり方の探求）
- 第11章 ただ理解してほしいだけ（猫殺し映像をネットに流した人々）
- 第12章 新と旧の間には恨みも衝突もない、ただ真と偽は大敵である（唐山大地震と日中戦争）
- 第13章 事実はかくのごとし（幻の河南トラ騒動）
- 第14章 真実には万鈞の重みがある（四川大地震）
- 第15章 聞こえるのは深緑のかぼそい声ばかり（北京オリンピックのエピソード）
- 第16章 ロジックの鎖（土地問題）
- 第17章 無能の力（教育ボランティアのドイツ人青年）
- 第18章 時代の病気（若者の犯罪）
- 第19章 どうして懐かしんでいるかは聞かないで（ともに仕事をした仲間）
- 第20章 陳虻は死なず（元上司の死）

その中で、第2、5、7、8、10、12、14、15、16章は環境問題を扱っている。日本語版では、柴静の成長の過程の部分は、簡略化されている。原書の第2、3、5、6、7、11、12、13、14、16、17、18が完訳されている。そして、日本語版には、柴静へのインタビューが収録されている。

本書は理性と感性が調和を保っている。ドキュメントとして社会の明暗を具体的に表現している。インタビューした時に感動した言葉、普通の人を経験したこと、また彼らが関心を持たなかったことが記録されている。事実を生き生きと表現しているので、読者の共感を引き起こしたと考える。

本論文では日本語版の第5章「山西よ、山西（開発と大気汚染）」を取り上げて、紹介する。

第5章は、柴静が有名なキャスターとして、自分の故郷山西省に帰って大気汚染について取材した記録である。まず、柴静はカーソンの『沈黙の春』第1章「明日のための寓話」と同じ文学的手法を使って、自分の故郷の綺麗な風景を描いた。ただ、カーソンは想像的な理想郷を描いたのに対して、柴静は自分の小さい頃の故郷のありのままを描いている。そして、惜しいのは、時代の変遷に触れて、短い時間に、小さい頃の美しい景観が汚染されて、壊さ

れたことである。例えば：

昔の大気について「見上げた空は、どこまでも青く、ふんわりした白雲が浮かんでいて。悩みごとがあれば空を見ることだ。夕焼けは変幻し、未来の無限の可能性が感じられる。激しい夕立で黒雲が渦を巻くと、空の果てに残った金星がキラッと輝き、たちまち消える。」(柴 2013=2014 : 116)。

昔の水について、柴静は次のように描写している。

父が若い頃には水泳もでき、夏には湿地で蓮をとってきて、穴に箸を刺してふぎけて食べたものだ (柴 2013=2014 : 122)。

子供の頃、川辺には黄水仙、リラ、山萩、カラスノエンドウ等が生い茂っていた。コオロギ、イナゴ、カエル、セミ、ミミズ、テントウムシがおり、紫色のチョウチョが木の葉のように飛んできて地面をかすめた。食べられるものも多く、野草を酢の物にした。母は蒸しヨモギと崩しマントウのニンニク和えが好物だった。(柴 2013=2014 : 122)。

この部分は生氣あふれる情景が読者の目に見えるように描かれている。しかし、沢山コークス工場を作ったら、昔の故郷の綺麗な風景は次のように変わっていた。

現在の大気について、柴静は次のように描写している。

焦げ茶色の空が、鍋のように街に覆いかぶさっていた (柴 2014 : 116)。

村の道路は石炭の燃え殻だらけで、道端の耕地はコールタールで固まり、草一本生えていない。真っ黒な世界で (柴 2013=2014 : 117)。

冬の早朝、視界は5メートルに満たず、道行く人は白いマスクをし、鼻のところが二つの黒い点になっていた。(柴 2013=2014 : 127)。

現在の水について、柴静は次のように描写している。

水は黒く、虹色の油が浮き、周辺の重工業用地からコークス工場の廃水が直接ながされていた。ベンゾピレン濃度は基準値の165倍だった。(柴 2013=2014 : 122)。

川はほぼ断流し、わずかな水はひどくにおった。川辺にはヨモギが少し残り、鳥はスズメだけになった。それでも私たちは川辺が好きだった—他に野原はなく、人も少なく、

異性と歩くとなんとも言えない情緒があった（柴 2013=2014：124）。

今では水道水は洗濯にだけ使う。山あいの農民が、井戸を天秤棒でかついだり、三輪車に水箱を取り付けたりして、街へ「甘水」を売りに来る。（柴 2013=2014：125）。

柴静はここで、ジャーナリストの立場から文学的な対比手法を用いている。レイチェル・カーソンと同じように文学的な表現によって、読者に深い印象を与えている。更に、柴静は記者として、さまざまな職業人にインタビューして、これらの汚染の理由を探そうと試みている。

2006年柴静は孝義（シアオイ）市長に環境汚染について取材した。

「この街は重い代価を支払っています。避けられなかったのでしょうか？」

「代価は悲惨だ。」市長は答えた。

「避けられなかったのでしょうか？」

「代価は悲惨だ。」市長は繰り返した。

「避けられなかったのでしょうか？」もう一度尋ねた。

市長は水を一口飲み、

・・・（無言だった）

市長はまた水を飲み、私たちはにらみ合った。番組は放送できなかった。（柴 2013=2014：128-129）。

この部分の描写は生々しい。この会話は柴静の文学的な表現が非常に優れている。市長の立場から、「まず発展、それから環境」の国の政策に従って、開発は進めなければならない。市長は悲惨をよく知っているが、避けることができない。市長の人間らしい複雑な気持ちがよく現れている。

現在山西省は、中国のエネルギー基地となり、東部と、首都である北京市を支えてきた。60年間の石炭採掘量は百二十億トンに上る。そして、石炭生産を続けた結果、深刻な大気汚染、水質汚染などに見舞われている。市長は市場原理主義（低福祉低負担、自己責任をベースとし、小さな政府を推進し、政府が市場に干渉せず放任することにより国民に最大の公平と繁栄をもたらすと信じる思想的立場）に従って、環境保護を無視している。現代の世代の利益のために、将来の世代の利益や要求を損なっている。それは持続可能な開発の理念に背くものだ。政府役員は自分の利益のために、環境保護の理念を無視することが現状である。そして、地元の農民たちに環境汚染について取材している。

「ここに住んでいて先々が不安じゃありませんか？」と尋ねると、真顔で「慣れれば大丈夫さ。人間は進化するからね」と答えた。

「お子さんの将来は？」

「そんなことまで構ってられるかよ」（柴 2013=2014 : 121）。

この会話は私に中国の作家魯迅の作品『阿Q正伝』（1921年）の主人公阿Q（阿Qは「精神勝利法」と自称する独自の思考法を頼りに、閑人たちに罵られたり、日雇い仲間との喧嘩に負けても、結果を心の中で都合よく取り替えて自分の勝利と思い込むこと）を思い出した。不幸な境遇に甘んじている。自分たちの子孫の心配をせず、自分自身の責任の自覚もない。庶民としてはこういう生き方しかできない。ここに彼らの無力感がよく現れている。

次は子供をインタビューする内容：

「お星様を見たことある？」

「ないわ」

「白い雲は？」

「ない」

「青い空」

子供は考え込み、「ちょっと青いなら」と答えた。

「空気はどんな匂い？」

「くさーい」子供は手で鼻を扇いだ。（柴 2013=2014 : 116-117）。

この風刺的な会話は大気汚染が日常になっている様子を生き生きと伝えている。この場面は、カーソンが描いた鳥たちが鳴かなくなった春の描写を思い出させる。しかし、現在の中国の環境問題はカーソンの時代と比べものにならないほど厳しいと思う。現在の中国の都市の子供にとってはもはや鳥たちが囀ることもない、青い空も存在しない、空気は臭いものだというのが、子供の生きている環境である。

柴静はこのようにひとびとの日常会話をそのまま描写し、多くの事実に基づく取材と科学的データの引用によって、山西省大気汚染の現状を掲示している。それによって、作品の説得力を強めることができる。文章の中で、柴静はジャーナリストの立場から、環境汚染の深刻さを表現するために、文学的な手法を駆使している。

柴静が働いていた中国中央テレビ局は、国営放送であり、体制内メディアである。中国では相当の権威を持っている。政府の完全な統制下で政府に都合のいいニュースだけを民衆に流す。だから、社会の暗黒の面を書いた本書は、当時大きな影響を呼んでいた。そして、本書は、その年を代表すると言っていいほどのベストセラーになった。2013年の作家ランキングでは、多作の流行作家たちに交じって、本書1冊しか出版していない柴静が、10位にランクインしている。

正確さはニュース報道の一番重要な前提である。しかしながら、柴静は「感じ取る」ということが一番重要だと強調している。彼女は、「感情」と「感じ取る」ことは違うと述べ、

「感じ取るは、偏見から解き放たれ、他人の経験の中に入ること」だと述べている。「他人の経験の中に入ること」ということは他人の経験を自分自身の経験とすることである。すなわち、他人の立場になることである。これが、柴静のジャーナリストとしての態度だと思う。

第8節 伊格言著『グラウンド・ゼロ 台湾第四原発事故』（2013）

小説『グラウンド・ゼロ 台湾第四原発事故』（中国語：『零地点 GroundZero』）は2013年に台湾麦田出版社から出版された。著者は台湾作家伊格言である。日本語訳は2017年に白水社から出版された。訳者は倉本知明である

著者伊格言は1977年台湾台南市生まれ、国立台湾大学心理学科、台北医学大学医学学科卒業、淡江大学中国文学研究科修士。ペンネームの伊格言はアルメニア系カナダ人の映画監督アトム・エゴヤンから取ったもので、本名は鄭千慈。台湾連合文学小説新人賞や自由時報文学賞などの各種新人賞を受賞した。2003年、短編小説集『大甕の住人』（中国語：『瓮中人』）がドイツのライプツィヒ、フランクフルト・ブックフェアの選書に選ばれ、新世代作家の一人として大きな注目を集めた。2007年、マン・アジア文学賞にノミネートされる。現在は国立台北芸術大学で講師を務めながら、文学評論などを含めた幅広い執筆活動が続けている。さらに2016年からは作家張耀升、陳柏青らと共にインターネット上の文学評論「外辺世界」に作品を発表するなど、創作活動と同時に原発問題を含めた社会問題に関心を向けてきた。例えば、福島第一原発事故以降、有名な作家や映画監督などが集まって民衆に向かって脱原発を訴えている運動である。それは、毎週金曜日の午後6時から台北の自由広場に通称「不要核四、五六運動」（第四原発不要、五六運動）と呼ばれる反原発集会が定期的に行われている。伊格言もこの運動の常連だった。

訳者倉本知明は1982年香川県に生まれ、立命館大学大学院先端総合学術研究科修了、学術博士。台湾文藻大学助理教授。専門は比較文学。台湾の高雄市に在住。共著『戦後史再考——「歴史の裂け目」をとらえる』（平凡社、2014年）、訳書に蘇偉貞『沈黙の島』（あるむ、2016年）がある。

小説内容は、『グラウンド・ゼロ 台湾第四原発事故』が書かれた2013年は、台湾は原発政策を推進してきた国民党政府が依然として強い力を持ち続けた時点であった。この未来の小説の物語の舞台は、執筆の2年後の近未来2015年に設定されている。第四原発は、当時の国民投票によって商業運転が開始されたが、突如として原因不明のメルトダウン（仮想）を起こすことになる。この時点から、物語が始まる。政府は重大な放射能に汚染された台北市を立入禁止区域に指定する。ついで台南市への遷都を宣言する。かつて第四原発のエンジニアである主人公林群浩氏は事故の影響で当時の記憶を失っている。やがてその失われた記憶の中に事故の原因である重大な秘密があることを気づく。その秘密とは、原発事故当初、核エネルギー安全署長であった賀陳端方氏が、原発事故による大量の汚染水が台北近郊の翡翠ダムに流れ込んでいた事実を知りながら、台北市600万人の生命にもかかわらず、自分

自身の政治的地位を保つために、真相を公表しないままにしている。自ら15名の「決死隊」を率いて立入禁止区域に乗り込むといったパフォーマンスを演出する。本来であれば原発政策の最高責任者であった賀陳端方氏は真っ先にその責任を問われるべきだが、そのパフォーマンスが成功して、彼は責任を問われることはなく、国民的英雄として総統補まで上り詰めていく。この経緯を知った林群浩氏は、政府の厳重な監視下に、置かれるがカウンセラー李莉晴氏と協力することで失踪した恋人小蓉氏の行方を追いながら徐々に事件の核心に近づいていく。最終的、林群浩氏に記憶が戻り一方、与党総統候補である賀陳端方氏の選挙戦は苛烈を極めていくというところで物語が終わっている。

伊格言は、平易でユーモラスな文章によって、第四原発事故（仮想）が起きる前後の状況を読者に示している。さらに、小説は、会話の部分が多く、わかりやすく、大衆向けの読み物として原発の危険性を読者に気づかせる。

例えば、第四原発事故（仮想）から2日後、空港で経済大臣とマスコミの会話は次のようである。

「本当に逃げるつもりですか？」誰かが大声で叫んだ。「大臣！ 台湾電力は経済省の管轄なんですよ。第四原発が事故を起こしたというのに、すべてを放り出して海外へ逃げるんですか？」

なんだ。アイドルじゃなくて、政治家だったのか。

「何度も言っているように、私はなにも仕事を投げ出して逃げるわけじゃないんだよ」。サングラスをかけた男が鼻頭に載ったサングラスを指で押し上げながら答えた。ダークグレーのアルマーニのスーツにポマードできっちりと調えられた髪、真っ白な顔の上には二本のほうれい線の痕がくっきりと浮かび上がっていた。「我々の視察旅行は半年前からスケジュールが組まれていたんだ。あまり穿った見方をしてほしくないね……」

「大臣！ 本音で話していただけませんか？」「大臣、第四原発が事故を起こしたんです。国内に残って、陣頭指揮を執ろうとは思わないんですか？」「大臣！ 事故の原因は原発の電源がおちたことと関係があるのでしょうか？ 現在我々はどのような措置を講じればよいのでしょうか？」「大臣、今回の視察旅行にご家族は同行されるのでしょうか？」

「大臣、大臣！」

「申し訳ないが、私はもうずいぶんと君たちの質問に答えてきたつもりだよ」。経済大臣は露骨にいやな表情を浮かべて言った。「ちょっと道をあけてくれないか？」

……

税関を通り抜けた大臣一行が振り返って、記者たちに手を振ってみせた。その手にはしっかりとパスポートが握られていた。しかし、房真文は彼らが握り締めてい

るパスポートが緑色の表紙をした「Taiwan」のパスポートでないことに気づいた。
それは紺色の表紙のアメリカのパスポートだった。（伊2003=2017：240-243）

上記は、行政上の責任を負うだけでなく、道義的政治的責任も負うべきである経済大臣は事故から2日後にアメリカに逃げる様子を描写している。読んだら、何気ない情景を挟むことで臨場感、政府役員のずる賢さを印象づける。なお、災難の発起は先進国の中産階級以上と発展途上国の上層階級の集団的なエゴイズムで、被害は一般国民だと思われる。この部分は、災難が発生したら、官僚が自分の権力を使って、すぐに海外逃亡する現実政治を風刺している。

一方、2017年1月、台湾の国会にあたる立法院では、新たに就任した蔡英文総統が現在台湾に合計六基ある原発を2025年までに事実上廃炉にすることを決定し、再生可能エネルギーの拡大を目指す方針を明言しました。

当時この小説が台湾政府の脱原発政策に影響を与えたかどうかは不明であるが、発売の翌年には呉濁流文学賞長編小説賞と華文SF星雲賞長編小説賞をダブル受賞し、高い評価を得た。この小説は原発問題に対する台湾の人々の意識を高めたと思われる。

ちなみに、2018年11月24日投票の台湾統一地方選と同時に実施された住民投票の結果から、脱原発政策が後退することが懸念されている。

第9節 まとめ

①共通点

陳昭如、レイチェル・カーソン、石牟礼道子、有吉佐和子、綿貫礼子、戴晴、スヴェトラナ・アレクシエービッチ、柴静及び伊格言9人の手法はさまざまだが、文学という形式によって、環境問題をわかりやすく示して、その重要性を人々に意識させている。

②比較

陳昭如、石牟礼、スヴェトラナ・アレクシエービッチは、患者について書き記すとき、観察者としてだけではなく、語りのあらゆるところに融けこみ、患者自身の言葉として物語を語る。事実と自分の想像を織り交ぜて、各々の患者と一体化し、患者の苦しみや回想、彼らにこの世がどう見えているのかを読者に示している。さらに、被害者の立場になり、被害者当時の状況が再現される。

戴晴と柴静はジャーナリストとして、中国固有の環境問題を中国内外に示している。特に、戴晴は論争点を明確にするために、自著のなかに、ダム建設推進派と反対派両方の論文も要約して紹介している。そのことによって、両者の論点をはっきり読者に示している。

レイチェル・カーソン著『沈黙の春』、綿貫礼子著『胎児からの黙示』は科学者の著書であるが文学性の高いものである。物語性と科学性を兼ねて備えて環境知識を一般人に普及

させた。

有吉佐和子の『複合汚染』は小説形式であるが環境についてのエッセイでありルポルタージュである。さらに、『有吉佐和子の中国レポート』は、政治と現実生活との関係が描かれていて、読者の興味を引くと同時に、環境問題へとテーマを発展させている。現状描写が巧みで当時の中国の状況を現在の世代に改めて実感させる。

③環境文学の例示（戸田 2015、金星 2018 加筆）

多田満（多田 2011：128－129）があげている米英と日本の代表的な環境文学：

Ralph Waldo Emerson, 1836, *Nature* (邦訳「自然論」エマソン『人間教育論』市村尚久訳、梅根悟、勝田守一監修、明治図書出版, 1971) .

Herman Melville, 1851, *Moby-Dick or the Whale* (邦訳メルヴィル『白鯨』阿部知二訳、岩波文庫、1979) .

Henry David Thoreau, 1854, *Walden or the Life in the Woods* (邦訳 新訳ソロー『森の生活 ウォールデン』飯田実訳、岩波文庫 1995) .

Henry David Thoreau, 1864, *The Maine Woods* (邦訳 ソロー『メインの森』小野和人訳、講談社学術文庫 1994) .

Charles Darwin, 1859, *On the Origin of Species* (『種の起原』八杉竜一訳 岩波文庫 1976) .

John Muir, 1911, *My First Summer in the Sierra* (邦訳 ミューア『はじめてのシエラの夏』岡島成行訳、宝島社 1993) .

Henry Beston, 1928, *The Outermost House* (ベストン『ケープコッドの海辺に暮らして』村上清敏訳、本の友社 1997) .

Aldo Leopold, 1949, *A Sand County Almanac* (レオポルド『野生のうたが聞こえる』新島義昭訳、講談社学術文庫 1997) .

Ernest Hemingway, 1952, *The Old Man and the Sea* (ヘミングウェイ『老人と海』福田恒在訳、新潮文庫 1966) .

Rachel Carson, 1962, *Silent Spring* (カーソン『沈黙の春』青樹築一訳 新潮文庫 1974)

Edward Abbey, 1968, *Desert Solitaire: A Season in the Wilderness* (アビー『砂の楽園』越智道雄訳、東京書籍 1993) .

Annie Dillard, 1974, *Pilgrim at Tinker Creek* (ディラード『ティンカー・クリークのほとりで』金坂留美子、くぼたのぞみ訳、めるくまーる 1991) .

Diane Ackerman, 1991, *The Moon by Whale Light* (アッカーマン『月に歌うクジラ』葉月陽子訳、ちくま文庫 1997) .

松尾芭蕉 1702『奥の細道』岩波文庫 1938 .

国木田独歩 1901「武蔵野」『日本近代短篇小説選 明治篇 1』紅野敏郎ほか編、岩波文庫 2012.

南方熊楠 1914-23 『十二支考』 岩波文庫 1994.
柳田國男 1926 『山の人生』 『柳田國男全集』 第4巻、ちくま文庫 1989.
中西悟堂 1935 「野鳥と共に」 『定本・野鳥記』 第1巻 春秋社 1962.
野尻抱影 1952 『星の民俗学』 講談社学術文庫 1978.
石牟礼道子 1969 『苦海浄土』 講談社文庫.
有吉佐和子 1975 『複合汚染』 新潮文庫.
野田知祐 1982 『日本の川を旅する』 日本交通公社 新潮社 1985 講談社 1990.
山尾三省 1981 『聖老人 百姓・詩人・信仰者として』 プラサード書店.
高田宏 1989 『木に会う』 新潮社.
池澤夏樹 1992 『母なる自然のおっぱい』 新潮社 新潮文庫 1996 .

その他（多田があげていないもの）

ホワイト 1789 『セルボーンの博物誌』 講談社学術文庫.
ダーウィン 1843 『ビーグル号航海記』 .
ジュール・ヴェルヌ 1870 『海底二万リーグ』 岩波文庫.
シートン 1898 『動物記』 .
ハドソン 1904 『緑の館』 岩波書店.
ファーブル 1907 『昆虫記』 奥本大三郎訳.
アーネスト・カレンバック 1975 『エコトピア』 .
コルボーン 1996 『奪われし未来』 .
ロバート・ソウヤー 2002 『ネアンデルタール』 シリーズ ハヤカワ SF 文庫.
綿貫礼子 1979 『生命系の危機』 .
川上弘美 2011 『神様 2011』 講談社.
若松丈太郎 2012 『福島核災棄民』 .

筆者加筆（文学・環境学会 2000 『たのしく読めるネイチャーライティング 作品ガイド 120』 ミネルヴァ書房を主に参考した）。

アイザック・ウォルトン 1653 『釣魚大全——瞑想する人のレクリエーション』 .
ヘクター・セント・ジョン・ドウ・クレヴクール 1782 『アメリカの農夫の手紙』 秋山・後藤・渡辺訳.
ウィリアム・ギルピン 1782 『ワイ川探勝』 .
トマス・ジェフォソン 1787 『ヴァージニア覚え書』 中屋健一訳.
ウィリアム・バートラム 1791 『大旅行記』 .
ドロシー・ワーズウス (1798-1803) 『ドロシー・ワーズウスの日記』 藤井綏子訳.

M. R. ミットフォード (1824-1832) 『田園日記』 村上至孝訳.
ジョン・クレア (1820-1850) 『ジョン・クレア自然誌』.
ウィリアム・ワーズワス 1835 『湖水案内』 山内久明訳.
ジョン・ラスキン (1843-1860) 『近代画家論』.
スーザン・フェニモア・クーバー 1850 『いなかの時間』.
アルフレッド・ラッセル・ウォレス 【注 19】 1869 『マレー諸島 オランウータンと極楽鳥
の土地』 新妻昭夫訳.
ジョン・バロウズ 1871 『ウェイク・ロビン』.
クラレンス・キング 1872 『シエラネヴァダ山脈の登山』.
トマス・ハーディ 1878 『帰郷』 大沢衛訳.
ウォルト・ホイットマン 1882 『自選日記』 杉木喬訳.
リチャード・ジェフリーズ 1883 『わが心の記』 寿岳しず訳.
マーク・トウェイン 1884 『ハックルベリー・フィンの冒険』 西田実訳.
イザペラ・L. バード 1885 『日本奥地紀行』 高梨健吉訳.
アルフレッド・ラッセル・ウォレス 1889 『アマゾン河探検記』 長澤純夫・大曾根静香訳.
W. ヘンリーハドソン 1892 『ラ・プラタの博物学』 岩田良吉訳.
チャールズ・G・D・ロバーツ 1902 『野生の一族』 桂宥子訳.
メアリー・オースティン 1903 『雨の降らない土地』.
ジョン・ミリントン・シング 1907 『アラン島』 姉崎正見訳.
エドワード・トマス 1909 『南部地方』.
ヘンリー・ウィリアムソン 1935 『鮭のサラール』 田中清太郎訳.
D. H. ロレンス 1936 『不死鳥』 吉村宏一訳.
レイチェル・カーソン 1941 『センス・オブ・ワンダー』 上遠恵子訳.
レイチェル・カーソン 1941 『潮風の下で』 上遠恵子訳.
ウィリアム・フォークナー 1942 『熊』 大橋健三郎訳.
マージョリー・キナン・ローリングズ 1942 『水郷物語』 村山啓夫訳.
ジョージ・オーウェル 1946 『ヒキガエル考』 川端康雄訳.
ジョン・スタインベック 1951 『コルテス海航海日誌』 仲地弘善訳.
ジョセフ・ウッド・クルーチ 1952 『砂漠の歳月』 太田芳三郎訳.
ロバート・マックロスキー 1952 『海べのあさ』 石井桃子訳.
フランク・ソーヤー 1952 『川の管理人』 倉本護訳.
アン・モロウ・リンドバーグ 1955 『海からの贈物』 吉田健一訳.
ジェラルド・ダレル 1956 『虫とけものと家族たち』 池澤夏樹訳.
サー・ローレンス・ヤン・ヴァン・デル・ポスト 1958 『カラハリの失われた世界』 佐藤佐智
子訳.
ギャヴィン・マックスウェル 1960 『輝く水の輪』 松永ふみ子訳.

ジョン・ヘイ 1961 『自然の一年——ケープ・コッドの四季』.
シオドーラ・コロバー 1961 『イシ——北米最後の野生インディアン』 行方昭夫訳.
ファーリー・モワット 1963 『オオカミよ、なげくな』 角邦雄訳.
ウェンデル・ベリー 1969 『高床式の家』.
N. スコット・ママデイ 1969 『レイニーマウンテンへの道』 滝川秀子訳.
ウォーレス・ステゲナー 1969 『山の水音』.
ローレン・アイズリー 1971 『夜の国』 千葉茂樹・上田理子訳.
ルドルフォ・アナヤ 1972 『ウルティマ、ぼくに大地の教えを』 金原瑞人訳.
エドワード・ホーランド 1973 『幻のマウンテンライオン』 渡辺政隆訳.
メイ・サートン 1973 『独り居の日記』 武田尚子訳.
ゲーリー・スナイダー 1974 『亀の島』 サカキナナオ訳.
ルイス・トマス 1974 『細胞の生命——生物観察のノート』.
アン・ツウィンガー 1975 『流れよ、川よ、流れよ』.
ノーマン・マクリーン 1976 『マクリーンの川』 渡辺利雄訳.
エドワード・アビー 1977 『荒野、わが故郷』 野田研一訳.
ジョン・マクフィー 1977 『アラスカ原野行』 越智道雄訳.
レスリー・マーモン・シルコウ 1977 『儀式』 荒このみ訳.
ピーター・マシーセン 1978 『雪豹』 黒田晶子訳.
ジョン・ファウルズ 1979 『樹』 小松原豊訳.
バリー・ロペス 1976/1979 『水と砂のうた』 藤岡伸子訳.
リチャード・メイビー 1941 『共生の場』.
ロバート・フィンチ 1981 『ケープコッドの潮風』 村上清敏訳.
アニー・ディラード 1982 『石に話すことを教える』 内田三恵訳.
スーザン・ビル 1982 『イングランド田園賛歌』 幸田敦子訳.
ゲーリー・ポール・ナブハン 1982 『雨の匂いのする砂漠』 小梨直訳.
メアリー・オリヴァー 1983 『アメリカの始原』.
グレテル・アーリック 1985 『やすらかな大地』 明石三世訳.
スー・ハベル 1986 『田舎の一年』 中村凧子訳.
バリー・ロペス 1986 『極北の夢』 石田善彦訳.
キム・スタフォード 1986 『すべてがちょうどよいところ』 今泉敦子訳.
リック・バス 1987 『心に野生を』 片岡真由美訳.
アーシュラ・K・ル・グウィン 1987 『バッファローの娘たちと動物の精霊たちの物語』 小尾
英佐訳.
ピーター・コンラット 1989 『山の背後——タスマニアへの帰還』 加藤光野訳.
リチャード・ネルソン 1989 『内なる島』 星川淳訳.
ディヴィッド・ストリート 1989 『原野の釣り』.

戴晴 1989 『三峡ダム—建設の是非をめぐる論争』 鷺見一夫・胡曉婷訳.
 アン・ラバステール 1990 『絶滅した水鳥の湖』 中村凧子訳.
 ジョン・ハンソン・ミッチェル 1990 『時の終わりに生きて』.
 ブレンダ・ピーターソン 1990 『水に抱かれて』.
 ゲーリー・スナイダー 1990 『野生の実践』 重松宗育・原成吉訳.
 カレン・テイ・ヤマシタ 1990 『熱帯雨林の彼方へ』 風間賢二訳.
 テリー・テンペスト・ウィリアムス 1991 『島と砂漠と湖と』 石井倫代訳.
 リック・バス 1992 『帰ってきたオオカミ』 南昭夫訳.
 ジョン・ダニエル 1992 『家路』 生田省悟.
 スコット・ラッセル・サンダース 1993 『住む——喧噪の世で落ち着くには』 西郷容子訳.
 マクシーン・キューミン 1994 『女たちと動物と植物』.
 リンダ・ホーガン 1995 『大地に抱かれて』 浅見淳子訳.
 デイヴィッド・マス・マスモト 1995 『桃への墓碑銘』.
 スヴェトラーナ・アレクシェービッチ 1997 『チェルノブイリの祈り——未来の物語』 松本
 妙子訳.
 陳昭如 2010 『被遺忘的一九七九：台湾油症事件 30 年』.
 柴静 2013 『中国メディアの現場は何を伝えようとしているか』 鈴木将久・河村昌子・杉村
 安幾子訳.
 伊格言 2013 『グラウンド・ゼロ 台湾第四原発事故』 倉本知明訳.
 松尾芭蕉 1702 『おくのほそ道』.
 菅江真澄 1822 『菅江真澄遊覧記』.
 鈴木牧之 (1835-1842) 『北越雪譜』.
 小島鳥水 (近藤信行編 1903-1927) 『山岳紀行文集 日本アルプス』.
 知里幸恵 1923 『アイヌ神謡集』.
 宮沢賢治 1924 『注文の多い料理店』.
 井伏鱒二 1952 『川釣り』
 有吉佐和子 1979 『有吉佐和子の中国のレポート』.
 三木卓 1987 『海辺の博物誌』.
 綿貫礼子 1986 『胎児からの黙示』.
 石牟礼道子 2005 『水俣病闘争 わが死民』 創土社.
 石牟礼道子 2013 『蘇生した魂をのせて』 河出書房新社.

注

1. Rachel Louise Carson (レイチェル・ルイーズ・カーソン、1907 年生まれ) 関係
 アメリカ人、1960 年代に環境問題を告発した生物学者。アメリカ内務省魚類野生生物局の水産生物学者として自然科学を研究した。

- ①Linda, Lear 1997 *Rachel Carson Witness for Nature* (=2000 上遠恵子訳『レイチェル』東京書籍)
- ②Linda, Lear 1998 *Lost Woods* (=2000 古草秀子訳『『失われた森 レイチェル・カーソン遺稿集』集英社)
- ③レイチェル・カーソン日本協会 1992『「沈黙の春」を読む』かもがわ
- ④上遠恵子 2004『レイチェル・カーソンの世界へ』かもがわ
- ⑤上遠恵子 上岡克己 原強 2007『レイチェル・カーソン』かもがわ
- ⑥上遠恵子 2014『レイチェル・カーソン—いまに生きる言葉』翔泳社
- ⑦多田満 2011『レイチェル・カーソンに学ぶ環境問題』東京大学出版会
- ⑧多田満 2014『センス・オブ・ワンダーへのまなざし』東京大学出版会
- ⑨多田満 2015『レイチェル・カーソンはこう考えた (ちくまプリマー新書)』筑摩書房
- ⑩原強 1994『「沈黙の春」の世界—レイチェル・カーソンを語り継ぐ』かもがわ
- ⑪原強 2001『「沈黙の春」の40年—レイチェル・カーソンが問いかけたもの』かもがわ
- ⑫MIURA Shoko and OGIHARA Shiori 2003 *Rachel Carson and Nature Writing, The Report of Tokyo University of Fisheries, No. 38, pp1-22*
(三浦笙子・荻原詩織 2003「レイチェル・カーソンと環境文学」『東京水産大学論集』38号 pp1-22。
2. 村上春樹 エルサレム賞受賞式典スピーチ (2009年)
<http://kakiokosi.com/share/culture/89> (最終閲覧日: 2015年10月5日閲覧)。
3. 2016「環境を守る闘い、女性が主導を」『朝日新聞』10月4日。
4. 水俣病発生公式確認 (1956年5月1日) 後間もなく厚生省が「食中毒」と把握していた事は、厚生省衛生部編纂の昭和31年(1956年)食中毒事件簿に水俣病が食中毒として取り上げられている事から明らかである。翌年1月25日と2月26日の厚生省研究班報告会で「水俣の奇病は汚染魚介類摂食による中毒」であり、「食品衛生法の適用が必要。重金属中毒の可能性大」と確認され、同年5月15日に衆社労委で厚生省環境衛生部長が「水俣病は工場排水かそれに関連する中毒」と答弁している。従って、厚生省も1956年には「水俣病は食中毒」と認識していたと言える(石原2016:101)。なお、1968年に水俣病が公害病として認定され、「公害健康被害補償法」に基づく補償が行われることになった。
5. 有吉佐和子 (ありよし さわこ、1931年生まれ) 関係
日本の小説家、劇作家、演出家。
①井上謙 半田美永 宮内淳子編 2004『有吉佐和子の世界』翰林書房
②宮内淳子 2000『有吉佐和子・作家の自伝』日本図書センター
6. 梁瀬義亮 (1920-1993) 昭和-平成時代の医師。兵庫県立尼崎病院をへて、昭和27年奈良県五条市で開業。農薬の害をうったえ、有機農業の研究、実践をすすめる、35年「健康を守る会」

(慈光会の前身)を結成。有吉佐和子の『複合汚染』に紹介された。50年吉川英治文化賞。平成5年5月17日死去。73歳。奈良県出身。京都帝大卒。著作に『有機農業革命』など。

<https://kotobank.jp/word/%E6%A2%81%E7%80%AC%E7%BE%A9%E4%BA%AE-1116830> (最終閲覧日：2015年10月5日閲覧)。

7. 植村振作ほか、『農薬毒性の事典』改訂版、2002年、三省堂、264頁。

8. 日本大百科全書(ニッポニカ)の解説「デポ剤」を参照

<https://kotobank.jp/word/%E3%83%87%E3%83%9D%E5%89%A4-576777> (最終閲覧日：2015年10月5日閲覧)。

9. 戴晴 (ダイチン、Dai Qing、1941年生まれ) 関係

The Goldman Environmental Prize

<http://www.goldmanprize.org/1993DaiQingAsiaChinaRivers&Dams>

<http://www.goldmanprize.org/recipient/dai-qing/> (最終閲覧日：2015年10月5日閲覧)。

『巨大ダムの終り』アジア太平洋資料センター、BHS映像、1997年 *Large Dams, False Promises*, David Phinney, Andrea Torrice with International Rivers Networkの日本語版

10. ①ローレンス・R・スリヴァン (Lawrence R. Sullivanは、ニューヨーク・ガーデン市にあるアデルフィ大学において政治学の助教授を務めるとともに、ニューヨークのコロンビア大学の東アジア研究所の研究者である) の「三峡ダムと中国政策」である。

②元中国共産党中央委員会の公的機関紙である「人民日報」の編集委員である呉国光の「三峡からの「呼び掛け」(中国版への序文)」である。

③バトリシア・アダムス (Patricia Adamsは、カナダの公益調査機関ProbeInternationalの事務局長である。この機関は、1989年に、三峡プロジェクトに関するカナダ・世銀のフィージビリティ調査報告書の情報公開を要求し、これを開示させた。その後、Probe Internationalは、以下の書名の独立調査報告書を出版した。*Damming the Three Gorges: What Dam Builders Don't What You to Know*, 2nd ed. eds. Margaret Barber and Grainne Ryder (Toronto: Earthscan Canada, 1993)) の「短命のダムへの反対」である。
(戴晴1989=1996) から再引用。

11. ①戴晴の「中国における『長江 長江』の刊行の経緯」である。この文章1989年中国において『長江 長江』が発行され、またその後発禁処分を受けた後に書かれた文書である。それ故、中国版の原書には含まれていない。

②晁容 (以前は「文匯報」の記者を務めていたが、現在は中国における民間会社の社長の地位にある) の「『長江 長江』の出版以降」である。この文章は1989年に中国において『長江 長江』が発売を禁止された後に書かれたもので、従って中国版の原書には含まれていない。

③史禾の「過去4年間(1989~1993)の経緯」である。この文章1989年中国において

『長江 長江』が発行され、その後に発売禁止となった以降に書かれたが故に、中国版の原書には含まれていない。

(戴1989=1996) から再引用。

12. ①周培源 (科学者で、北京大学の元学長でもあり、また全国政協の副委員長も歴任したが、現在はすでに故人となっている) の「三峡プロジェクトに関するいくつかの問題と提言」である。この簡書は、1989年11月9日に書かれたもので、『長江 長江』の中国版の原書のうちに収められている。
- ②孫越崎の「三峡プロジェクトの論証に関する意見と提言」である。『長江 長江』の中国版の原書のうちに収められている。
- ③李銳 (以前は毛沢東の秘書長 (工業担当) を務めるとともに、水利電力部の副部長の地位にあった。かれは、現在、中国エネルギー資源研究所の顧問を務める (戴晴1996)) の「三峡プロジェクトに対する反対意見に耳を傾けるべし」である。この書簡は1993年3月12日付で提出されたもので、『長江 長江』の中国版の原書にはふくまれていない。
- ④田方 (過去において、国家計画委員会の経済研究所の副所長の地位にあった。かれは、住民移住問題の専門家で、この観点から、三峡プロジェクトに対しては、1930年代以来、関心を示し続けてきている)、林発堂 (過去において、国家計画委員会の経済研究所の研究員の地位にあった。彼は、生産力配置 (石炭、電力、石油、運輸などの全体的配置計画を含む) の問題の専門家である) の「三峡プロジェクトに急いで着手し、施工スケジュールを早めようとする陸佑楣 (中国長江三峡工程開発総会社の総経理) の誤った行為をやめさせるよう、全国人民代表大会に提言する」である。この書簡は、1993年3月に開催された全国人民代表大会第8期第1回会議の直前に書かれたもので、『長江 長江』の中国版の原書には含まれていない。
- ⑤陸欽侃 (1949年以降、水利発電の計画立案の分野での仕事に従事し、水利電力部において技師、副技師長などの地位を歴任した。その後、彼は、中国人民政治協商会議の経済委員を務めるとともに、「指導小組」の洪水防止専門家グループの顧問の地位に就いた。1988年には、10名の専門家が三峡プロジェクト論書報告書への署名を拒否したのであるが、彼は、そのうちの一人であった。現在 (1997年)、「水利電力情報研究所のコンサルタントを勤めている」) の「三峡プロジェクト建設案に対する意見書」である。この意見書は1993年3月9日に提出されたものであるが故に、『長江 長江』の中国版の原書には含まれていない。
- ⑥李伯寧 (以前、水利電力部の副部長の地位にあった。彼は、1989年に、中国人民政治協商会議の経済建設部の副委員長となった。現在 (1997年) は三峡工程開発総会社の住民移住、開発局の局長の地位にある) の「三峡プロジェクトに関する私見と提言」である。この発言は、ダム建設推進派の主張を紹介するためには、『長江 長江』の中国版の原書には含まれている。

(戴1989=1996) から再引用。

13. ①「黄順興（1923年に台湾に生まれた。1942年に、日本の農業高等学校（畜産専攻）を卒業した。1964～1969年に民選県知事を勤め、1972～1980年に民選立法委員の地位にあった。1980年に、月刊『生活と環境』を創刊した。1988年以来、中華人民共和国の全国人民代表大会の常務委員会委員の地位にある）とのインタビュー」である。インタビュアーは戴晴。なお、このインタビューは、1993年に行われたが故に、『長江 長江』の中国版の原書には含まれていない。
- ②李鋭へのインタビュー「三峡プロジェクトは、21世紀に改めて決めよう」である。インタビュアーは戴晴。このインタビューは中国版の原書には含まれている。
- ③周培源、林華（以前には国家計画委員会の副主任の地位にあり、現在（1997年）は全国政協の経済委員会の一員である）へのインタビュー「我々は、大変懸念し、心中穏やかではない」である。インタビュアーは銭鋼（ジャーナリスト兼作家である）。このインタビューは、1989年に行われた。『長江 長江』の中国版の原書には含まれている。
- ④孫越崎（全国政協の常務委員を務めるとともに、経済員会の三峡問題検討グループの委員長の地位にあった。現在（1997年）は、全国政協委員の地位にある。）へのインタビュー「異なる意見にも論争の機会が与えられるよう、平等に取り扱われるべきである」である。インタビュアーは張愛平（『光明日報』の記者である）。なお、このインタビューは『長江 長江』の中国版の原書には含まれている。
- ⑤橋培新（長年にわたって、金融界の指導者としての仕事に従事してきた。中国金融学会会長、全国政協経済委員会財金貿易組組長）へのインタビュー「三峡プロジェクトの総投資予算は、過小に見積もられている」である。インタビュアーは李樹喜（『光明日報』の記者である）。なお、このインタビューは『長江 長江』の中国版の原書には含まれている。
- ⑥黄万里（清華大学の水力工学部の教授である）へのインタビュー「三峡ダムは、永遠に建設すべきではない」である。インタビュアーは戴晴。なお、このインタビューは、1993年に行われたが故に、『長江 長江』の中国版の原書には含まれていない。
- ⑦彭徳へのインタビュー「『黄金水道』を断ち切ったら、もう一つの長江を掘り出せるだろうか？」である。インタビュアーは方向明、李偉中二人は『中国青年報』の記者である。なお、このインタビューは『長江 長江』の中国版の原書には含まれている。
- ⑧王興謙（商業部副部長）へのインタビュー「住民移住と土地水没により、生産力が著しく損なわれるであろう」である。インタビュアーは陳鷹（『工人日報』の記者）。なお、このインタビューは『長江 長江』の中国版の原書には含まれている。
- ⑨陸欽侃へのインタビュー「三峡プロジェクトの洪水防止の便益は限られている」で

ある。インタビュアーは陳可雄（記者）。なお、このインタビューは『長江 長江』の中国版の原書には含まれている。

⑩侯学煜（植物学者で、全国政協の常務委員会の委員を務めるとともに、三峡プロジェクトの論証専門家グループ（生態系、環境担当）の顧問）へのインタビュー「三峡プロジェクトによる生態系環境の破壊は、計り知れないほどの負の遺産を残す」である。インタビュアーは朱劍虹（『人民日報』の記者）。なお、このインタビューは『長江 長江』の中国版の原書には含まれている。

⑪陳明紹（北京大学工学部の教授とともに、北京市都市計画委員会副主任、北京市衛生工事局副局長、上下水道工事局局長などの職務を歴任した）へのインタビュー「長江の治水、開発は、『支流を先に、本流を後に』の原則に基づくべきである」である。インタビュアーは鋼劍（『光明日報』の記者）。なお、このインタビューは『長江 長江』の中国版の原書には含まれている。

⑫羅西北（全国政協委員を務めていた。現在（1997年）は中国国際工程諮問会社の副理事長）へのインタビュー「発電のためには、三峡プロジェクトは、合理的な選択ではない」である。インタビュアーは呉錦才（新華社の記者）。なお、このインタビューは『長江 長江』の中国版の原書には含まれている。

⑬田方、林発堂へのインタビュー「国際世論も、三峡プロジェクトへの着手に反対している」である。インタビュアーは張勝友（『光明日報』の記者）。なお、このインタビューは『長江 長江』の中国版の原書には含まれている。

（戴 1989=1996）から再引用。

14. ①陸欽侃の「三峡プロジェクトに関する十大論争点」である。なお、この文章は『長江 長江』の中国版の原書には含まれている。

②戴晴の「三峡プロジェクトにおける移住問題」である。なお、この文章は『長江 長江』の中国版の原書には含まれている。

③陽浪（『中国青年報』の国内政治部の副主任）の「巨大ダムは、ダモクレスの頭上の剣である」である。なお、この文章は『長江 長江』の中国版の原書には含まれている。

④茅于軾（著名なエネルギー経済学者で、中国社会科学院の연구원として、長年にわたってこの分野での研究・調査活動に従事してきた。この論文の執筆当時、彼は、『中国経済評論』の編集主任の地位にあった。現在（1996年）は社会科学院のアメリカ研究センターの연구원の地位にある。）の「ダムの寿命後の状況と影響について、なぜ論証しないのか」である。なお、この文章は『長江 長江』の中国版の原書には含まれている。

⑤呉稼祥（経済学者）の「現在の経済条件と体制下では、三峡プロジェクトを支えられない」である。なお、この文章は『長江 長江』の中国版の原書には含まれている。

- ⑥戴晴の「銭正英女史への質問」である。なお、この文章は『長江 長江』の中国版の原書には含まれていない。
- ⑦景軍（北京大学社会学研究所の研究者）の「三峡プロジェクトの論証には、社会学者と人類学者も参加させられるべきである」である。なお、この文章は『長江 長江』の中国版の原書には含まれている。
- ⑧千家駒（著名な経済学者で、この論文の執筆当時は、民族同盟中央副主席を務めるとともに、全国政協の常務員の地位にあった。現在（1996年）アメリカに亡命している。）の「三峡プロジェクトの着手を延期し、その資金を教育のために使うべきである」である。なお、この文章は『長江 長江』の中国版の原書には含まれている。
- ⑨戴晴の「中国版のあとがき」である。
（戴1989=1996）から再引用。

15. 2015「ノーベル文学賞にベラルーシの作家—チェルノブイリ描いたアレクシエービッチ氏」『朝日新聞』10月9日。

16. 日本大百科全書（ニッポニカ）「チェルノブイリ原子力発電所事故」
<https://japanknowledge.com/lib/display/?lid=1001000150699>（最終閲覧日：2017年10月5日）。

17. 柴静（ツァイ・チン、Chai Jing、1976年生まれ）関係

- ①【日本語字幕】柴静／『穹頂之下』 中国のPM2.5問題ドキュメンタリー
Matthew Ge 2015/03/03 に公開 104分
元CCTVキャスターが中国のPM2.5問題について語る
再生31828回（2015年10月2日現在）
<https://www.youtube.com/watch?v=UfXNyfxT3yo>
「日本語字幕」とあるが、字幕は中国語である。
- ②柴静 2013『看見』 广西師範大学出版社（广西师范大学出版社こうさいしはんたいがくしゅっぱんしゃ）（=2014, 鈴木将久・河村昌子・杉村安幾子訳『中国メディアの現場は何を伝えようとしているか』平凡社）
- ③野嶋剛 2015『全中国を震撼させたPM2.5「告発ドキュメンタリー」』新潮社フォーサイト、3月2日
<http://blogos.com/article/106834/> 2015年10月2日閲覧
- ④延与光貞 2015「PM2.5告発動画、消えた 中国、1億回以上再生 大反響に当局態度硬化？」『朝日新聞』3月10日夕刊、2面 朝日新聞記事データベース聞蔵Ⅱ
<http://database.asahi.com/library2/main/start.php>
- ⑤泉京鹿 2015「グローブ156号<北京の書店から>著者たちの原点」『朝日新聞』4月5日グローブ13面

<http://database.asahi.com/library2/main/start.php> (最終閲覧日:2015年10月5日閲覧)。

18. 「2015年百大思想家出炉! 柴静与2华人女性入榜」

<http://news.guhantai.com/2015/1210/1A891509B0E62724.shtml> (中国語) (最終閲覧日:2015年10月5日閲覧)。

19. アルフレッド・ラッセル・ウォレスは非常に多作であった。2002年にウォレスの著作を分析した科学史家によれば、22冊の本と747篇の小論を書き、そのうち508が科学的なもので、うち191がネイチャー誌に発表された。

<https://ja.wikipedia.org/wiki/%E3%82%A2%E3%83%AB%E3%83%95%E3%83%AC%E3%83%83%E3%83%89%E3%83%BB%E3%83%A9%E3%83%83%E3%82%BB%E3%83%AB%E3%83%BB%E3%82%A6%E3%82%A9%E3%83%AC%E3%82%B9#生物地理学> を参照。(最終閲覧日:2018年10月12日)。

第2章 陳昭如著『被遺忘的一九七九：台湾油症事件 30年』にみられる食中毒事件

第1節 台湾油症事件【注1】

①台湾油症事件の始まり——恵明学校視力障害児童中毒事件

1978年から1979年にかけて台湾でもカネミ油症事件と同質の油症事件が起こった。公表された限りでは台湾油症として登録した被害者は2,000名以上に及ぶとされている。被害者が集中していたのは台中県、彰化県であった。特に多かったのが目に障害を持つ子どもたちを無料で受け入れているキリスト教系の施設、台中県大雅郷の恵明学校だったと言われている。

被害者の属性は、前述の通り恵明学校の教師、生徒と職員、台中県及び彰化県の工場労働者、その他家庭や個人であった。2004年国民健康署が行政院衛生署疾病管制局【注2】から引き継いだ時に、登録されていた生存患者数は約1,600名である。現在登録されている生存患者数は1,886名、そのうち第1世代は1,259名、第2世代は627名である(2018年7月現在、国民健康署)。

台湾油症事件の始まりは恵明学校視力障害児童中毒事件であった。

1978年9月初めから、恵明学校の財務状況が緊迫していたため、当時彰化油脂会社産の米ぬか油を選択し、使用していた。

なお、1978年末、彰化キリスト教病院皮膚科の高信義主任が医療奉仕団について鹿港、福興、秀水の一帯で巡回診療の仕事をしていた時、多くの村の住民が奇妙な皮膚病にかかっていることに気付いた。症状は皮膚が黒くなり、全身に吹き出物が出ており、大きいものはピーナッツの粒、小さなものは米粒ほどであった。これは彼が医師になって以来、見たことのない奇妙な現象であった。その後、彼はある患者が飼育している豚にも異常な症状が現れているのに気付いて、人と家畜が毒物を食べたのではないかと疑った。そこで、地方衛生当局に通報したが、問題視されなかった。

1979年、恵明学校の陳淑静校長は生徒たちの顔に4月から次々とニキビができていくことに気づいた。このニキビは普通のものではなかった。間もなく多くの生徒の眉間、口元、鼻の両側の頬、首、胸と背中に次々と様々な吹き出物が出て、とても痒く痛くなっていた。それが潰れると、普通のニキビとは違い、白い線状の油脂のようなものが流出し、さらに悪臭を発した。数週間を経て、事態は拡大し、何人かの子どもたちの目の周りには黒い分泌物がたくさん出て、見るも恐ろしい光景であった。

医者から食中毒の可能性を示唆され、陳淑静が直ちに台中県衛生局に通報した。衛生局も

事態を重く見て、すぐに職員と専門家を派遣し調査を始めた。すなわち食用油、醤油、井戸水、井戸水濾過用珪砂などを採取し衛生署薬物食品検査局へ送って検査した。一般食品中毒検査項目（青酸、黄燐、有害金属、病原菌、農薬など）を検査した結果、今のところまだいかなる規定に合うものも見つからなかった。恵明学校では病気の生徒を彰化キリスト教病院及び台湾大学付属病院などにわけて送り、治療させた。台湾省立台中病院は皮膚科主任医師を恵明学校へ派遣し診察させたが、病名、発病原因はいずれも確定できず、1979年8月13日衛生局は恵明学校に「学校の食用油には問題はない」という内容の公文書を送った。

同時に、恵明学校理事長の董大成博士（台湾大学医学部教授）は調査研究及び化学分析を進めたが、まだ結論を得るに至っていなかった。この間にも、台中県大雅郷興發工業株式会社は台中県衛生局に水質検査を申請した。当局の問い合わせの後ようやくその会社の職員が1979年5月から次々と類似の皮膚病を発生していることが判断した。

1979年9月7日、当時、恵明学校の総務主任の郭榮祥は、台中県衛生局のある役員から電話を受けて、学校付近の工場労働者にも同じような症状があることを聞いた。彼は聞いてすぐその役員と一緒に見に行くことを要求した。工場に着いた時、そこの労働者たちの顔、首及び腕に、学校の生徒たちと同じ吹き出物がいっぱい出ているのを見た。郭榮祥が、恵明学校と工場の食材リスクを比べ、同じ取次店から購入したことを初めて発見した。そしてその用いられた食用油の出所は台中県神岡郷「豊香」油屋が供給したものであった。

思いがけず、台中県台中潭子郷慶陽紡績株式会社が9月13日、台中県衛生局に行った報告によれば、その会社の職員の多くが類似の皮膚病を発生し、症状は前述の2つの例と同じであり、かつ食用油の出所も同じであった。

これによって、台中県衛生局は恵明学校で発生した教師・生徒たちの皮膚病は「豊香」油屋の油による中毒であるという強い疑いをもった。そのため、直属の省衛生処を飛越して、直接に中央衛生署にこの驚くべき発見を通報した。衛生署はこの事件の重大性を認識し、直ちに詳しい調査をすることを決定した【注3】。

台湾行政院衛生署防疫処の許書刀処長が東京大学医学部衛生学教室山本俊一教授をはじめ、厚生省「カネミ油症治療研究班」（班長：九州大学医学部滝一郎教授）や第一薬科大学増田義人教授にその原因究明ならびに医療に関する研究協力を依頼した。

検査報告書は1979年10月6日に省衛生処に届き、彰化油脂会社の米ぬか油と「豊香」油屋の供給した油、そして恵明学校の教師生徒の使った油に、すべてPCBsが含まれると認定された。その後、台湾行政院衛生署薬物食品検査局及び国立陽明医学院、榮民総院においても本格的にPCBsの分析が進められた。

一方、1979年10月8日、中央及び省県衛生局の役人は彰化県及び台中県に赴いて、彰化油脂会社の製造した米ぬか油5万8,000キログラムと製造機械設備、同時に米ぬか油取次店の見本や原料を差し押さえ、生産と営業停止を命じた。その後、原因企業は倒産した。

恵明学校油食中毒事件はマスコミの報道をきっかけに社会的に注目され、多額の寄付金と協力が寄せられた。例えば、中国災難同胞救済総会は10万元（約40万円）を医療補助金

として寄付した。大成サラダ油株式会社の社長は学校を訪問して、学校で使用するサラダ油の無償提供の継続を約束した。省政府はサウナに毒の排出効果があるという噂を聞いて、学校にサウナを建設した。また、ある人は、民間に伝わる漢方によって、自分が作った薬草を学校に推薦した。ある人は、道教の方術によって、辰砂で薬を作って学校に推薦した。中毒被害者の教師と生徒たちは実験用のモルモットのように、新薬の実験台になった。しかし、症状は収まらなかった。

政府の援助について、省政府林洋港主席の指示に従って、政府からの資金でサウナを建設した。また、省政府は監督指導委員会を設置して、100 万元（約 400 万円）を補助金として学校に支給した。さらに、蔣経国総統もこの事件に関心を示し、被害者が全快するまで無料で治療を行うように命令した。学校の教師と子どもたちは受難者であったが、周囲もいくらか注目するようになった。

②恵明学校

現在恵明学校は、現在恵明学校、恵明育幼院、恵明教養院としてそれぞれが独立して、就学前教育、小学校教育、中学校教育、多重障害者終身ケアを行っている。なお、恵明学校は恵明育幼院の付属であった。1987 年、政府の関係政策に従って、恵明学校は、政府教育部門の管轄を受けて、恵明育幼院から独立し、財団法人になった。しかし、現在恵明学校と恵明育幼院は同じキャンパスにある。生徒たちは恵明学校で授業を受け、恵明育幼院で生活している。



図 1:現在の恵明学校(筆者撮影、2018 年 8 月)。



図 2:1930 年代の恵明学校（恵明学校提供）。

現在の院長の甘淑娟によると、恵明は台湾の障害者介護・教育の最高機関の1つである。恵明の経営費用は有志者・企業からの寄付金、政府からの補助金、一部の入所者からの負担金からなっている。その中で、政府の補助金が総経費の半分以上を占めている。なお、恵明の生徒たちが余暇に作る手工芸品販売による収入も経費の足しになっている。



図 3:社会からの寄贈及び生徒たちが余暇に作った手工芸品が置かれている部屋(筆者撮影、2018年8月)。

現在、恵明学校は、視力障害者クラス（中国語：視障部）と視力多重障害者クラス（中国語：視多重障礙部）からなっている。視力障害者クラスの対象者は、中低收入家庭の小中学校までの教育段階にある視力障害者である。入学条件は、視力障害者の心身障害手帳及び台湾（台澎金馬区含み）の戸籍を持つこと。教育内容は、小中一貫教育（9年）課程概要に従って、国文、健康・体育、社会、芸術・人文、自然科学・生活科学技術、数学、総合運動などの適正教育である。

視力多重障害者クラスの対象は、中低收入家庭の小中学校までの教育段階にある視力障害者を主とする多重障害者である。入学条件は、視力多重障害者の心身障害手帳及び台湾（台澎金馬区含み）の戸籍を持つこと。教育内容は、「多重障害教育課程概要」の7つの領域に従って、生活教育、認知教育、交流教育、運動訓練、余暇教育、社会適応、職業生活などの適正教育である。

現在、恵明育幼院のケア対象は6歳から24歳、中低收入、心身障害者手帳を持つ視力多重障害者である。現在学生総人数120名、視力だけの障害者18名、他は全部視力多重障害者である。その中で、視力・聴力・知能・言語障害者は8名である。

ケア内容は：宿泊養育、医療保健、生活礼儀、生活自立訓練、人間交流、認知訓練、品性陶冶、社会生活適応、余暇生活、家庭的雰囲気における心理指導である。



図4:恵明学校、恵明育幼院は同じキャンパスにある(筆者撮影、2018年8月)。

現在、恵明教養院のケア対象は、22歳以上、心身障害者手帳を持ち、伝染病がない視力多重障害者である。現在人数87名、50代7名、40代10名、30代20名、20代50名。この中で、油症登録者男性2名、女性6名、計8名である。なお、収容人数上限は112名である(2017年現在)。

ケア内容は、日常の食事ケア、余暇ケア、昼間活動ケア、社交活動ケア、緊急病院に送るケア、家族諮問ケアにケア状況を伝えること、日常生活ケア、自立訓練ケア。



図 5: 恵明教養院(筆者撮影、2018年8月)。

当時の恵明学校は、視覚障害児のための全寮制の学校で、三食の食事は学内の食堂でまかなわれていた。油の購入記録によると、1978年9月初めから、彰化油脂会社産の米ぬか油を購入し、使用していた。1979年4、5月油症が頃発症した。154名児童生徒（1979年当時はおおむね6歳から20歳まで）の中で、油症被害者は110名であった。その中で、生徒数は約70～80人であった。現在登録生存患者数は88名、死亡者22名である（2017年現在）。



図 6: 油症事件発生後の恵明学校の生徒。一番後ろの子ども以外は全員登録患者（林柏樑撮影、恵明学校提供）。

③台湾油症事件の経緯

台湾油症事件は、まず最初に 1979 年 5 月に恵明学校で発見され、この学校の教師生徒 152 名に次々と原因不明の皮膚奇病が発生した。台中県衛生局は 5 月 21 日に報告を受けた。間もなく、前後して大雅郷興發工業会社（85 名）、潭子郷慶陽紡績会社（85 名）、神岡郷愛王工業会社（19 名）などで似た病症の報告を受けた。台中県衛生局の追跡調査の結果、この 4 集団の共通部分が台中県神岡郷「豊香」油屋の食用油を使っていること、そしてこの食用油は彰化油脂会社が卸売したものであることが明らかになった。台中県衛生局はサンプルを中央衛生署食品検査局に送り、化学分析されたが、8 月 10 日になっても、化学分析報告書にはいかなる結果も出ていなかった。

9 月初めまでずっと台中県各地で続々と類似の皮膚奇病が発見され、関係のある食品を別々に検査していたが、省衛生処及び中央衛生署を含む関係機関はその頃問題の重大さに気づいて、汚染油のサンプルと中毒者の血液検査の検体を日本に分析等を依頼した。検査報告書は 1979 年 10 月 6 日に省衛生処に届いた。10 月 7 日に中央衛生署が声明を出し、食用油が PCBs という毒物を含んでいたために起こった事件を確認した。

前後 5 ヶ月間、恵明学校の教師生徒たちは、病気の原因がわからないという状況のもとで、終始不安に怯えていたが、原因が明らかにされてからも、治療方法が見つからないために、終始嘆き悲しんでいた。

日本からの分析結果を待っていた間、町内では既に「彰化油脂会社の米ぬか油に毒がある」

という噂が出てきた。だが中央衛生署は全過程で表に立って説明をしなかった。製造業者の利益を損なわず、社会大衆の不必要なパニックを防ぐため、むしろ1割の証拠があれば、1割の情報を公開しようと考えた。そのため、恵明学校以外の人々はいまだに興味津々美味しい米ぬか油を食べ続けた。たとえあの油が「問題がありそう」という噂を聞いても、政府が「食べてはいかない」と言わないため、続けて食べても良いだろうと思っていた。

さらに、1979年9月30日の中央日報は次のように述べている。

…台湾総督府食糧局の省府への報告書への報告書によると、米ぬか油の品質は大豆油やサラダ油よりもすぐれ、ビタミンEを含み、カロリーはかなり高く、神経鎮静、乳分泌促進作用があり、動脈硬化防止、皮膚の保護の効果がある。また副産物の脱脂米ぬかは単一飼料や混合飼料とすることができ、用途が広く、また長期保存ができ、その利用価値は非常に高い…

一方、台中県衛生局のこの間の統計によると、台中県の米ぬか油による中毒患者は、10歳以下の幼児から80歳以上の老人まで、計739名にのぼり、その中で比較的症状の重い患者は382名であり、恵明学校の教師生徒の中毒患者は全患者数の5分の1近くを占める。

これらの先天的あるいは後天的に目に障害のある生徒たちは、顔や手や背中一面の皮膚湿疹のような出来物が悪化し、甚だしいものには、関節炎を併発して、立つことが困難となった人もいる。その他の生徒では、爪が黒ずんだり、まぶたに出来物が出たり、めやにが増えたり、皮膚が硬化して黒ずんだりするなどの症状が更に一層多くなっていた。

1979年10月7日の『中央日報』は食用油にPCBsが含まれていることを次のように報道していた。

行政院衛生署は中部地区で原因不明の皮膚病が発生したと発表した。衛生署薬物食品検査局の検査結果によれば、それは彰化油脂会社の製品の食用油であり、一部に含まれたPCBsが引き起こしたものである。衛生署は台湾省政府衛生処及び関連地方の衛生機関に指示する一方、速やかに食品衛生管理法第21条の規定に基づき、彰化油脂会社に製造一時停止及び製造した食用油を差し押さえることを通知し、業者が保管申請書を提出することで臨時保管した。また、当会社が製造した食用油を食べたために皮膚病に感染した患者は、台湾省政府衛生処を通して関連医療機関と相談して適切な治療を受けなければならない…衛生署は報告を受けた後、9月21日に係員を南（台中、彰化）へ派遣し、その衛生局と合同で前述の食用油製造工場（彰化油脂会社）、油商店（「豊香」油屋）、集団中毒発生した単位（恵明学校、興発工業会社、慶陽紡績会社）などを詳しく調査し、製造工場の熱媒体Essother500を検査した。10月4日によって、薬物食品検査局は食用油のサンプルB,C,DにPCBsが含まれているのを検出し、また発生した皮膚病は皆かつて彰化油脂会社が製造した食用油を食べたためである。資料によ

って明らかになったことは、本件の発生した皮膚病はPCBsを摂取した後引き起こされる皮膚病と同じであり、原因がPCBsを含むことにある食中毒であることを十分証明するものである。衛生署はただちに食品衛生管理法の規定に基づき、以上の措置を取った。

その後、食用油にPCBsが含まれていることが広く報道された。彰化油脂会社は社会全体の非難的となった。さらに、10月8日、中央及び省県衛生局の役人は彰化県及び台中県に赴いて、彰化油脂会社の製造した米ぬか油5万8,000キログラムと製造機械設備、同時に米ぬか油取次店の見本や原料を差し押さえ、生産と営業停止を命じた。

しかし、彰化油脂会社の社長陳存頂社長はしきりに、自社製の米ぬか油には絶対にPCBsは含まれていないと訴え、3つの根拠をあげた【注4】。

1. 台湾の市場では化学商品としてのポリ塩化ビフェニルを購入できなかった。陳存頂は、ある製造従業者が輸入工業用油を食用油に混入したことを疑った。工業用油の中で、人体に有害な過酸化物を含み、現れる症状はポリ塩化ビフェニルと類似しているため、誤解を引き起こした。
2. 彰化油脂会社の米ぬか油は台湾全土で売られているのに、なぜ神岡郷の「豊香」油屋だけで販売した米ぬか油は問題があったのか？ 陳存頂は、「豊香」油屋が自ら不正をしたことを疑っていた。
3. 彰化油脂会社の米ぬか油はかつていかなる問題も引き起こしたことがない。彰化油脂会社は1973年に「米ぬか油」の生産を開始し、品質優良のため、台湾省糧食局も1979年8月1日より公共配給油と認めた。米ぬか油は大ドラム缶に採り、ドラム缶1本180キロである。1キロの米ぬかで9キロの米ぬか油が精製できる。生産過程は、まず5、600度の高温乾燥油とし、次に225度で脱色、脱臭、脱酸して、その後冷却してドラム缶に罐める。1979年9月に「総源サラダ油会社」で実験したところ、冷却試験に不合格となる比重の屈折率が少し不安定である以外、色、ユード価、鹼化価、不鹼化物、酸価などすべて国家基準に合っていた。従って、この米ぬか油には絶対に問題がないはずだ。

陳存頂はさらに言う。衛生機関が操業停止を命ずるなら、異議を申し立てるだろう。なぜなら、PCBsは1キロ百何元もかかり、米ぬか油は1キロわずか30何元で、採算を考えると、決してPCBsは使えないからである。

しかし、1979年10月11日の『中央日報』は次のように述べている。

行政院国家科学委員会（現：中華民国科学技術部、日本の文部科学省に相当）生物医学農業班謝克昌班長は、彼の推測によれば、PCBsは恐らく彰化油脂会社の米ぬか油製造器に管線破裂があり、熱媒体のPCBsが漏れ、米ぬか油に混入したものだろうと言っ

ている【注5】。

彼は次のように述べている。PCBs は液体であり、石油の副産物であるが、中国石油会社（現：台湾石油会社、台湾の石油元売最大手企業であり、經濟部に所属している国営企業である）の台湾での販路は狭く生産も行っていないから、国内の食油製造に使用する PCBs はすべて輸入したものである。これは一種の熱媒体であるのに、食油製造業者は脱臭のため PCBs を加熱している。

知る所によれば、中央衛生署薬物食品検査局が地方の衛生機関と合同して彰化油脂会社製造の米ぬか油を検査した時、恵明学校の剰余米ぬか油と「豊香」油屋のサンプルに明らかに PCBs が含まれていただけでなく、直接工場から検出した米ぬか油の中にも PCBs が明らかに含まれていたということだ。もっとも、その量は少なかったらしい。

彰化油脂会社の先日の説明によると、当会社はすでに PCBs を脱臭加熱媒体として使用していないことを表明し、また、恐らく委託業者が秘かに製品に廉価な工業用油を混入したのが原因であることを表明したということだ。

さらに、陳存頂の弁解に対して、台湾省糧食局は、「中央及び省県市の公務員及び教員に配給する油はピーナッツ油と大豆油だけで、米ぬか油を配給したことはない。さらに、将来の彰化油脂会社から米ぬか油を買い付ける計画もない」と述べている。これは間違いなく手厳しく陳存頂の主張に真っ向から反論するものであった。

この事件に巻き込まれたもう1人は命を懸けて無実を訴えた。彼は「豊香」油屋の社長劉坤光である。劉坤光は陳存頂から仕入れた彼が米ぬか油にすでに何かが混入していたと述べた。それに対して、劉坤光は激怒して、次のように述べた。「自分の5人家族もこの米ぬか油を食べて、全身に塩素挫瘡が出ました。これだけでも、私が米ぬか油の中に毒がある状況を知らなかったことを証明できるでしょう。私が意図的に自分自身を害することはありえないでしょう。さらに、私の約20万元(約80万円)相当の米ぬか油が差し押さえされ、こんなに経済的な損失をこうむり、のれんにも深刻な影響を受けました。私はみんなと同じ被害者です。関係部門は早速真相を突き止めて、自身の潔白を証明してくださることを望んでいます」。

なお、劉坤光は裁判で次のように供述した。彼は1978年5月に彰化油脂会社の米ぬか油を取次販売し、1979年4月に中止するまで、計120缶を仕入れ、現在28缶残っている。彼は供述を続ける。米ぬか油に PCBs が含まれているとは知らなかった。また、営利のため自分で雑油を混入したこともないと述べた。

その後、陳存頂と劉坤光は自分が無実の罪を着せられたことを終始強調していた。この事件をよく知らなかったマスコミは彼らの主張を有利に報道した。従って、政府は誤認逮捕したのだと世間は理解した。そのうちに、いろいろな噂が広がり、政府は信用を失い、パニック状態が蔓延してきていた。1979年末に至り、証拠が明らかになった。薬検局は、彰化油脂会社15人の従業員の血液検査の報告及びこの会社の工場内の土壌の検体検査結

果が全部陽性であるとの証拠を公表した。彰化油脂会社がポリ塩化ビフェニルという化学物質を使用した証拠がきわめて確かだ。また、調査員は、この事件が表面化する前、彰化油脂会社工場の作業員邱氏ら2人が、体調不良を訴え、辞職したことを突き止めた。陳存頂は故意にこのことを隠した。

例えば、1979年10月11日の『中央日報』は次のように述べている。

彰化県溪湖鎮の彰化油症会社が生産した米ぬかから、行政院衛生署藥物食品検査局の検査結果から、一部製品にはPCBsを含有しているのが発見された。このPCBsのために、彰化・台中などの地域住民には、今年相次いで米ぬか油の食後ニキビに類似した症状——手足の爪に黒ずむ症状が発生している。

彰化油脂会社の陳存頂社長は、衛生当局のこの結果に異議を唱え、PCBsを脱臭装置の熱媒体として使用していることを強く否定するとともに、台中県神岡郷の「豊香」油屋が暴利を貪ろうとして工業用油を混合したため発生したのではないかと疑っている。しかし、彰化油脂会社の生産した米ぬか油を食べた彰化県の地区住民は、早くも1979年1月には、相次ぎ少なからずの人々がこの種類の皮膚病にかかっているのであるから、陳存頂社長の言い方は責任を完全に流通業者に転嫁しようと企てたものであるが、すでに自らぼろを出しているのがよくわかる。

彰化油脂会社は米ぬか油生産では6年の歴史を持ち、製品は毎月3000キロに達するが、しかしその工場設備は簡単で粗末で品質管理体制はひどく劣っているので、この会社の油を長期間食用すると、皮膚病にかかるだけでなく、他の慢性内蔵疾患を患うかもしれない。関係機関がその大量生産販売をなぜ許可していたのか全く信じられない。

第1に設備について——この会社は普通の一軒の精米所であったが、1973年になって、精米所の後ろに2棟の作業所を建て精米所の米ぬかを利用して米ぬか油を製造する機械一式を購入した。開始当初の生産量は非常に少なかったが、後に各地の農業協会が精米加工を行い大量の米ぬかを産み出すようになったので、このため当会社当社は米ぬか油の加工原料に恵まれた。しかし、今まで当会社製の米ぬか油はトレードマーク（商標）もなく、使用している機械も依然としてかなり旧式だった。工場内外について言えば、四方八方がゴミやほこりにうもれ、備え付けの機械もひどく汚れていた。

第2に、品質管理について——この工場には小さな粗末な試験室があるけれども、いくつか大小不ぞろいの瓶の他に製品を分析検査できる機器はいくつもなかった。しかも、多くはほこりをかぶっていた。平常ほとんど使用されていないのは見れば分かり、その製品に対して毎日、ひいては毎時間、抽出検査を行っているなどとも言えたものではない。当然その品質と安全性は天のみぞ知ることであった。生産した油は、油槽に注入された後に、きれいではない180キロ入りの大型容器につめられる

が、容器の外側はきれいに洗ってなく、内側も消毒していないのに、長期にわたって繰り返し使用し続けた。全くなぜ衛生基準に合格することができるのだろうか？ すぐ隣は精米所で絶えずほこりが油の容器の中に舞い込んできても少しもお構いなしである。その水準を満たす検査技術者がいないので、その製品にどの位の年月を要するかどうか、または問題が起こった時にはじめて「総源サラダ油会社」の陳春友氏の助力を乞うだけである。

第3に、制度について——当社は会社の名をもってはいるが、家族式の会社であり、そのため製品価格・販売方法は混乱している。系統的な管理が欠如しているとともに、新技術の吸収にも心掛けず、同業者から少しばかりの知識を仕入れてすべてそれに頼って生産していたので、使用している脱臭・脱色剤についても正確に理解していないし、機械の使い方もなまかじりであった。現在、多くの人々がこの会社の内情を見てしまった以上、このような会社は早晚人を害し己れを害す失敗をしでかすに違いないことがわかると思う。

そして、1979年12月17日に衛生署薬物検査局は彰化油脂会社の土壌の検体にPCBsが含まれていることを発表した。1978年12月18日の『中央日報』は次のように述べている。

彰化油脂会社の工場の中の土壌サンプルの8件のうち7件にPCBsが含まれている。これは行政院の衛生署薬物検査局が発表したもの。その中の1件は、脱臭器排気口下の溝の土で、PCBs含有量は1147.2ppmである。

衛生署はこの結果を発表して、この会社がPCBsは使っていないということを否定している。しかも含有量が高いということは、脱臭器蛇管から漏れた可能性が大きい。

現在、薬物検査局は「豊香」油屋から39件の食油検体を調べている。これは、油の製造元の彰化油脂会社が「豊香」油屋に油を売って、「豊香」油屋自身が工業油を混ぜて民間に売ったかもしれないと彰化油脂会社が述べているからである。

もしも検体の結果が工業油が入っていない場合は、「豊香」油屋には疑いがなくなる。故に小売会社の清白が明らかになる。もしも入っている時は、彰化油脂会社か「豊香」油屋のどちらが工業油を入れたかを調べなければならない。

衛生署は相続く検査結果を彰化地方検査処にすでに報告した。これは本件の処理のための重要資料になる

分析した衛生署薬政処食品課の林徽祥課長は、彰化油脂会社の土壌の検体にPCBsが大量に入っている。これは彰化油脂会社がPCBsを熱媒体に使っている証拠である。8年前に衛生署が国家貿易局と工業局に「PCBsの輸入はできる。しかし食品工業は使ってはいけない」と言った。だから、彰化油脂会社は、それを使っており違

反したことになる。また、ある輸入代理店は省略して「クロロベンゼン」（中国語：氯苯）として名義して輸入している。なお、ポリ塩化ビフェニル（中国語：多氯联苯）とクロロベンゼンは類似マーク名称である。

林徽祥課長は次のように述べている。ある食品工場は自分がPCBsを使っていることが判らない。あるいは食品業者はPCBsの知識が足りない。現在工業局は、全省の255県の製油工場の熱媒体の検査について30万元（約120万円）以上出費している。それでそれぞれの工場がPCBsを使っているかどうかを知りたい。

彰化油脂会社の8件の土壌の検査は、12月初めの頃に、彰化県衛生局、省衛生処、彰化地方検験処は、4単位一緒に取り上げて調べていた。そして薬物検験局がその結果を発表した。

1. 彰化油脂会社の油の倉庫を5箇所取り上げて調べた。その中の排油の溝の土地にPCBsが100万分の7.36ppm、油を測る所の地面（油の落ちた所）をヘキサン（中国語：正己烷）という洗浄剤を使って、油の跡を抽出する。この洗浄剤の中に40.58ppmが入っていた。その秤の近くの土壌の中に8.8ppmが入っていた。油を入れる秤の中に残った油に9.1ppmが入っていた。洗浄剤を入れた空の缶の中のPCBsは陰性であった。
2. 脱臭器排気口の洗浄剤のPCBs含有量は15.12ppm、排気口の下の土壌には1147.2ppmであった。
3. 加熱の外壁に強っている油の汚れのPCBs含有量は、1.66ppmであった。

林徽祥課長は次のように述べている。PCBsを熱媒体に使うと脱臭の作用がある。故に脱臭器の中にはPCBsが存在している。脱臭器排気口の中の土はPCBの含有量が100万分の1000以上入っていた。これは、脱臭器がもれて、PCBsが食油の中に入ったと推測できる。

なお、彰化油脂会社は今まで使っていた熱媒体はEssotherm500と述べている。

1980年1月4日、衛生署は彰化油脂会社の従業員の血液検査結果を公表した。その結果、PCBsが使用されていることが明らかになった。

1980年1月12日、彰化市地方検察庁は彰化油脂会社陳存頂社長、マネージャー黄文隆、「豊香」油屋担当者劉坤光の3人を食品衛生管理法に違反し、刑法の重度傷害罪に当たるとして、彰化市地方裁判所に起訴した。同年2月9日、彰化市地方裁判所はこの責任者3人に懲役10年の刑事罰を科した【注6】。

1980年4月、監察院の7人の特別調査班は1月に公表した「米ぬか油食中毒事件調査報告」を訂正して行政院に提出した。衛生署、薬物食品検査局、防疫處、經濟部国貿局、工業局などの部門の職務怠慢に対して、監察院は処罰を行政院に申請した。5月、「中央衛生署

署長王金茂は戒告処分、衛生署防疫處處長許書刀は過失記録処分、防疫處技術員許国雄、李宗雄は戒告処分、薬政處處長李族棋は戒告処分、課長林懋祥は過失記録処分」という行政院による処罰結果が公布された。また、台湾省衛生処の準役員から胡惠徳処長までの職務怠慢は全て重大な過失として記録に留めるという処分が公表された。

台湾油症における救済政策について、事件が発覚した当初、政府は患者の名簿を作成し、血液検査等を実施しながら衛生教育と医療相談等も主導して実施していた。1979 年中に「PCBs 中毒診断手帳」を作成し、医療原則も仮策定だけが行った。さらに指定病院、医療費免除及び生活費補助なども考慮する社会的救助という政策も行っていた。例えば、1979 年 12 月、中央衛生署は「PCBs 中毒患者治療原則」を次のように起草した。省立台中医院、省立彰化医院及び彰化キリスト教医院が指定の治療センターとして患者に医療サービスを提供できるように決定した。省立台中医院、省立彰化医院が台中、彰化地域の患者を受け入れた。恵明学校の被害者の治療は台湾大学付属病院に依頼された。さらに、栄民総医院は巡回医療班を組織して、地方衛生局に協力して、定期的に被害地域で医療サービスを実施した。1980 年代前半までは、政府の対応も活発で油症患者のために、栄民総医院はポリ塩化ビフェニル患者に対する特別検診を実施した。就業補助や、巡回医療の強化（1981 年）を実施してきた。さらに同年、台湾省政府は第 2 予備予算を利用して、東海大学環境科学センターに一部の被害者の血液検査による PCBs 残留量測定を依頼し、PCBs に関する研究が始まった。1982 年には「医療費と生活救助計画実施要点」を制定し、「油症患者診察手帳」を発給していた。患者は「油症患者診察手帳」によって、各省立医院、彰化キリスト教医院、台湾大学付属医院、栄民総医院で無料医療サービスを受けることができるようになった。1983 年、省衛生處は「PCBs 患者に対する針灸漢方薬医療計画書」を公表した。この計画書に従って、中国薬学院付属病院において患者が中国医学と西洋医学を併用した治療を受けられるように決定した。彰化県の鹿港郷、福興郷及び台中県の神岡郷、苗栗県の南庄郷の 4 地域の米ヌカ油中毒被害者たちのために医療サービス機関が設置された。

一方、油症事件は、台湾の人々に食品の安全性について衝撃的な波紋を巻き起こした。その 1 つが消費者文教基金会の設立と同時に、被害者救済のため各地で活動し、200 万元（約 800 万円）を集めた。そして、国立栄民総医院台中分院設立に際して、PCBs 特別部門の設置を実現させた。基金会在催すチャリティー・ショーやバザーには患者が招かれ、実情を訴えた。点在する患者が治療を受けやすいように、送迎バスを定期的に巡回させ、娯楽に乏しい患者への慰安も行った。こうした基金会の活動によって、患者は多くの人々の励ましに支えられてきた。また被害者の不幸や社会全体の不幸とし、これを何とか克服しようというムードが生まれつつある。

故に、この時点で油症を身体的被害だけではなく派生的被害として「生活」面を重視し、経済的被害に対応する政策を実施していたことがわかる（掘田 2017 : 50）。

しかし、油症は持病となり治らない病気なので、たとえ医療サービス機関を増設しても、被害者たちにはあまり役に立たなかった。衛生署上級の役員は「アメリカや日本でさえもポ

り塩化ビフェニル被害者は治らないのだから、台湾で治るといふ奇跡が起きるはずがない」と啖呵を切った(陳 2010:81、筆者訳)。被害者はこの言葉は政府の責任転嫁の口実と見なした。

これが口実かどうかは人によって異なるだろう。医療サービス機関の多くは構想や計画をもってはいたが、被害者の立場に立たなかったため、それらが結果的に実現されることはなかった。

被害者の大部分は低所得層であった。治療費はかからないとされている一方で、入院費と食費は全額自己負担のため、入院すると収入源が断たれ、これまでの生活もできなくなった。病院までの交通費も自己負担になることがあった。故に、病院に行っても症状は好転の兆しを見せなかった。このため、被害者のほとんどは通院することに否定的になった。

しかし、被害者が消極的だったのは治療者の態度に責任があった。

劉聡成は南投県に住んでいる。中毒後、少し風が吹いても、涙が流れ出るようになった。病院に行っても、「医者態度は非常に悪く。私は物乞いする者として、軽蔑された」と彼は病院について不平を言った。さらに、処方された薬は効果が何もなかった。その上、その薬は胃によくないと聞いたので、全く飲まなかった。(簡慧蓉の「公害「猩紅字」再現?」)(陳 2010:82、筆者訳)。

患者たちは、地方衛生局の役員は被害者に対し非常に冷淡だったと言った。経費不足を理由に、二言三言で患者をあしらった。ある地方衛生局は患者たちの登録と医療サービスの申請を拒否する場合もあった。このことが新聞に掲載されてから、仕方なく登録手続きを行った。(曾心儀の「黒郷」)(陳 2010:82、筆者訳)。

現実問題として、被害者が望むのは治療よりも社会的な認知であった。

被害者の自尊心は他人より強いわけではなく、ただ今までと違う目で見られたくないだけであった。しかし、神秘的、恐ろしい疾病は、以前のエイズや癌のように、よく汚名を着せられた。油症も例外ではなかった。次第に、被害者は、友人でさえ彼らをわけがわからなく差別し、排除しようとした。さらに、家族にとっても隔離対象になった。不思議な伝染病が罹患されるようになった。

油症患者である梁林阿彩は、自分たちの中学生の息子も被害者だろうと考えていた。しかし、将来縁談に影響があると心配して、息子の被害を登録することを躊躇った。息子の具合が悪くなると、彼女は自分たちが指定の医院からもらった薬を息子に飲ませていた。「外中村である死亡者が少なくないので、外から来た人はこの村の人に媒酌する時、必ず相手が患者かどうかを確かめる。この病気は遺伝病だと心配するから」と梁林阿彩は言った。今のところ、息子の皮膚症状は明確ではないため、息子が毒油を食べ

たことを秘密にして、誰にも言わないでいる（簡慧蓉「公害「猩紅字」再現？」）。(陳 2010:82-82、筆者訳)。

ある工場労働者は被害者として、生活はもっと苦しかった…被害者は未婚の女性であれば、夫の父母から差別されることを心配した。さらに、「コーラ児」を生みたくないので、ずっと避妊しなければならない。しかし「不孝有三、无后为大」（後継がいなければ、親不孝である）という因習によって、女性は正當に評価されないであろう。だから、恋人がいても、婚約を解消する場合も多い。一方、皮膚症状が軽い若い女性は暗黙の了解のもとに、油症の疑いを秘密にして、青春特有のニキビのせいにした（曾心儀の「黒郷」）。(陳 2010:82-83、筆者訳)。

なぜ患者はむしろ表に立って治療を受けず、自分が油症患者であることを知られたくないのか？ ポリ塩化ビフェニル患者は次の世代に影響を与えることを心配していたからだ。当時、女性患者は「コーラ児」を出生した例が少なくないので、多くの油症患者、特に女性患者は自分が油症患者であることを全く他人に知られたくなかった…高信義医師は被害地域を調査した時、患者に登録を勧め、政府の医療サービスを受けるように説得した。しかし、みんなは反対した。ある患者は鋤を持って高信義医師を追いかけた。「私の娘の縁談を壊したいのか？」とその親は息が切れるほどあわてふためいた。(陳 2010:82-83、筆者訳)。

精神的暴力は毒より被害者の自尊心を傷つけた。被害者と一般人の間には塀及び鉄線がないが、社会に知られることやポリ塩化ビフェニルに対する恐慌及び差別は、被害者たちに世に名を出せず、外界からの連絡を断たせた。彼らは自分の小さい世界に尻込して逃げ、自分自身の症状を隠し、身体の痛みと胸中の苦しみは口では表さない。さらに、彼らは保健所に行かず、登録及び医療サービスを受けたくなく、永遠消息不明の人になった。(陳 2010:84、筆者訳)。

さらに、政府は1981年に『国家賠償法』を制定した。「一連の事件がもし政府の過失による民衆の健康の損失に繋がっているとしたら、被害者は国に賠償金を申請できる」ということを規定した。もともと被害者たちは、この法律が彼らのために特別に作られた法案だと単純に考えていた。政府は予防責任を尽くしていないので、毒油を食べた被害者の損失を補償するはずである【注7】。

しかし、米ぬか油事件の被害者はこの『国家賠償法』の範囲には入らない。その理由は次に示す。政府は次のようにその理由を説明している(陳 2010:94、筆者訳)。

1. ポリ塩化ビフェニル油中毒事件は1979年に発見されたが、『国家賠償法』は1981年7月から施行された。「既往は咎めず」から（法律は遡及できないので）、ポリ塩化ビ

フェニル油中毒事件の被害者は賠償金を得ることができない。

2. この事件は行政の過失責任なのか製造企業の過失なのかの判断は未定である。

結局、一部の被害者は地方政府からわずかな見舞い金を受け取っただけであった。ほかの政府公共部門からはいかなる補助金ももらえなかった。

年月が飛ぶように経ていた。被害者たちは黙々と体内の毒と闘った時、新任の衛生署許子秋署長は、「ポリ塩化ビフェニル中毒に苦しめられていた患者の症状はほとんど治っていました」「衛生部門の立場から見て、政府は出来るだけの方策を尽くしました」と公表した。この政府の発表に対して、被害者たちの症状は「ほとんど治っていた」のではなく、次第に人に忘れられていっただけであった(陳 2010:83、筆者訳)。

1990年代に入ると、政策での大きな変化はなく、1996年台湾で皆保険制度が実施されると油症は慢性疾病に位置づけられた。その範囲内での対応となりそれまでの油症に対する独自の政策はほぼない状態となった。1982年制定の「台湾省政府 1982年 PCBs 中毒患者に対する無料の医療サービス及び生活救済計画実施要点」以上の対策は打ち出されず、しかも他の慢性疾患と同じ扱いとなった。その後 1999年に疾病管制局が油症担当部署となり、そこで定期検診が無料提供されることが決まった。21世紀に入り、2000年、彰化県鹿港町などの4地域の医療機関は、受診者数が少ないという理由で閉鎖された。これで、国民健康局が提供している定期的な健康診断サービス以外、被害者は公的機関からの積極的な医療サービスがなくなった。

2003年10月、今までずっと環境議題に関心を持っている「主婦連盟」は日本の「カネミ油症被害者支援センター」、台湾の「看守台湾」、長期ポリ塩化ビフェニル化学物質汚染を研究している郭育良教授他を誘い、一緒に恵明学校を訪問した。相互に意見交換し、政府、研究者及び民間組織の提携を通じて、被害者が遅れてきた正義及び適切な補償を受けられるように要望した。これは、日本と台湾の被害者の初めての正式な会見であった【注8】。

2005年には名簿に記載された女性の子どもで 1979年以降の出生者の場合は準登録患者として申請が可能となった。

2008年、映画『油症-与毒共存』(73分、蔡崇隆監督)が2009年台北市映画祭他イベントの入選ドキュメンタリー映画として上映された。

2009年、「台湾油症被害者支援協会」が設立された【注9】。

2010年、陳昭如の著書『台湾油症事件三十年』が出版された。

2011年には2世も含めた「PCB中毒患者の健康ケアサービス実施要点」が制定され、2015年『油症患者健康看護奉仕条例』(中国語:『油症患者健康照護服務条例』)が制定されて、同年2月4日に公布・実施され、法として油症患者の救済が確定された。

2016年『油症患者健康看護奉仕条例』の第4条及び第12条が修正され、血液検査は不要になった【注10】。

第2節 陳昭如へのインタビュー

①背景

台湾油症受害者支援協会設立の契機ともなったジャーナリストの仕事もあった。まず、蔡崇隆監督のドキュメンタリー・フィルム『油症——与毒共存』（73分、2008年上映、解説文執筆：陳昭如）であった。これがきっかけで、2009年台湾油症受害者支援協会が設立された。

『油症-与毒共存』では、食中毒被害に遭った学校の生徒、教師および住民の生活を追跡したものである。フィルムの構成は長期フィールドワークにより、当時の貴重な資料と画像を収集し、油症の被害者個人への聞き書きで記録したものである。それによると、台湾においても日本でかつて発生した油症事件と同じ轍を踏んでおり、防ぐことも可能だったことが明らかになっている。ドキュメントとして、台湾油症事件の経過と被害者への影響がパッチワークのように個々に映像化されている。当時台湾社会に大きな影響を与えた。ちなみに、陳昭如は映画の解説文執筆を担当した。2人は昔「自立新聞」会社の同僚であった。

蔡崇隆：台湾政治大学法学部、補仁大学マスコミュニケーション修士課程卒業。イギリスのイーストアングリア大学で映画の研究に携わり、その後各種新聞、雑誌の記者を経て、後に公共テレビ局「記録観点」のプロデューサーを務める。主なドキュメンタリー作品に「島国殺人記事」「公娼啓示録」「奇跡の背後」「私の大事な妻」など。現在、ドキュメンタリー作家、台湾中正大学教師。

報道文学作品『被遺忘的一九七九：臺灣油症事件三十年』、台湾同喜文化出版社、2010年11月16日発行：304頁。販売部数1,000部以上（台湾省人口は717万（2015）、著者によって、台湾で報道文学作品として、1,000-、1500は結構売れている部数に入る）。

陳昭如：1966年出生、台湾大学人類学部を卒業した。「自立新聞」などメディア関係の仕事に長年携わっていた。現在、陳昭如は、フリーライターとして活動している。代表作は『歴史的迷霧中』（1995、台湾の民族グループの間の問題に関する評論集成した本）、『沈黙』（2014、台湾障害者学校（小、中、高）のセクシャル・ハラスメント問題、販売部数5000部ぐらい）。『幽暗国度—障害者の愛輿性』（2018、障害者同士の愛情とセックス問題）など10数種ある。2016年から、第1、2回台湾油症受害者支援協会の常務理事を担当した。

②陳昭如へのインタビューの内容

時期：2017年2月11日（金）

陳昭如 2018年8月20日 確認

筆者 2018年9月8日 作成

台湾油症が発生した時（1979年4月）、私は13歳で、台北市に住んでいた。当時、新聞テレビのニュースで、初めて油症事件を知った（なお、台湾油症について、日本での初報道は1979年12月）。当時の油症についての印象は被害者の皮膚症状が酷かったということだ

ある。

一方、私は若い時、小説など文学に深い興味をもって、時々小説を書いていた。文学少女だったが、大学を卒業して、新聞記者になってから、社会と政治が主な関心になって、現在、報道記事に関する文学作品を書いている。

台湾油症について書いたきっかけは、蔡崇隆のドキュメンタリー・フィルム『油症-与毒共存』であった。私は「自立新聞」で蔡崇隆と同僚だった。さらに、今では親友である。2007年フィルム撮影中に、私は映像の解説文及び映画のパンフレットの執筆依頼を受けた。その時に、被害者たちの話を聞いた時、さらに取材を進め、執筆したいと考え、患者の苦しみや回想、さらに社会が彼らをどのように遇したかを読者に示したいと考えた。

まず被害者、支援者へインタビューした。1年間、約20人に取材した。全て第1世代で、男性のほうが少なかったと記憶している。取材方法は、一人ずつ主として患者の被害症状と生活の苦しみについて聞いた。例えば、油症事件発生時は、皮膚症状が唯一の症状であった。しかし、現在では糖尿病、乳がん、甲状腺異常など症状も次々と明らかになった。それらは油症と直接関係があるかどうかは不明である。しかし、油症患者に共通した訴えは、風邪を引きやすく、疲れやすい症状である。

私は被害者にインタビューした時、一番印象深かったことは、メンタルヘルス問題である。彼らは運を天にまかせるといった態度で暮らしている。さらに、被害者は医療機関を信用しないので、行きたがらない。病気による苦痛を我慢して消極的に生活している。なお、被害者は政府による登録制に不満を持っていない(日本ではおよそ1万4,000人が被害を訴え、認定患者数は2018年3月末現在で2,322人である。家族が同じ物を食べて被害にあったにも拘らず、家族のうち1人だけが被害者に認定されるケースもあるなど(2012年の「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」で改善しつつある。)、認定の基準が被害者には曖昧であることに被害者は不満を持っていると言われる)。

研究資料として、自分は主に1979年-1980年の新聞記事と雑誌『人間』が特集した1989年の油症報道(現在国家図書館にある)をまとめた。行政当局の関係者に資料を頼んだが、関係資料がないと返事していた。さらに、私は政府に当時の油症関係についての資料公開を申請したが、政府は1999年大地震で資料が全て紛失したと答えた。

一方、私はこの本を書く前、主題は、被害者個人個人だと考えた。被害者の生活上の困難を具体的に読者に示したい。それ故に、支援団体の活動、行政政策、環境問題にはあまり言及していない。

今後の計画については、具体的には決めていない。しかし、現在、扱いが難しい問題に興味があるから、性問題(台湾中学校のセクシャルハラスメント問題)及び problematic-orientation を取り上げようと準備している。

第3節 『被遺忘の一九七九：台湾油症事件30年』にみられる台湾油症事件

『台湾油症事件30年』は、台湾作家陳昭如が関連文献資料を整理し、当事者へのインタビューを文学的な表現法によって、台湾油症の全貌を初めて明らかにした一般読者向けのルポルタージュである。

「推薦序（序——推薦文）」「第1部 落幕的事件（既決の事件）」「第2部 未落幕的故事（未既決の事件）」「付録」の4部からなる。

「推薦序」は7編からなる。各界の有名人7人が寄稿したものである。

「推薦序」の最初、陳菊市長は「記得受難者沉痛的心聲」（被害者の重い気持ちを忘れることはできない）の中で、「現代工業の発展に伴い、多種多様な有害物質が我々の生活に瞬くまに侵入してきた。しかし我々はその危険性に気づいたのは、有害物質が我々の体に実害をもたらした後だった。それを受け止めて、我々は積極的に有害物質を警戒し、早期に危機感を持つべきであった」（陳2010：8、筆者訳）と述べている。また、第二篇立法委員田秋堇は「他們不該、也不能被遺忘」（彼らは、このことは、忘れることはできないはずだ）の中で、人類によって発明された危険な化学物質を「科学怪人」と呼んで、当時の政府の各部門が責任をお互いに押し付け合い、自らの不備を認めなかったことを批判している。

「推薦序」の中に、「自由時報」副社長俞国基、法律扶助基金会秘書長郭吉仁、台湾大学医学部教授郭育良、台湾社会福祉連盟顧問曹愛蘭、映画『油症——與毒共存』の監督蔡崇隆の文章も収めており、立場の違う人たちの見解を読者に示した。従って、台湾油症問題が読者の面前に浮かび上がってくるかのようなようである。

これは、陳昭如が独立した見解をそのままに並置している。こうした編集方法が多声的（ポリフォニック）効果を生んでいる。さらに、この7人は社会的に影響力のある人々であり、「推薦序」は一般の人に興味を持たせ、意見を言うように導いている。

「第1部 落幕的事件（既決の事件）」は、陳昭如が当事者たちの口述した内容に従って、台中県大雅郷の被害者個人個人の生活を読者に対して表現している。さらに、往時の新聞ニュース（主に『中国時報』、『連合報』）も引用された。陳昭如は事件の1部始終を物語として読者に紹介している。

「第1部 落幕的事件（既決の事件）」の冒頭は、1979年の春、台中県大雅郷惠明視力障害児童学校の数名の教師と生徒は「眉間、口元、鼻の両側の頬、首、胸と背中に様々な出来物が出て、とても痒くて痛い。出来物が潰れると、白い棒状の臭い油脂が流出する」（陳2010：35、筆者訳）というような不思議な病気になったことから展開している。

この章の前半部分は惠明視力障害児童学校の教師と生徒の生活を詳しく描いている。例えば、陳淑静は校長として、発症した時、それが衛生環境の不備による皮膚病だと思い、校内の大掃除をした。しかし、症状は治まらなかった。さらに、教師と学生の爪、目のまわりが黒くなり、さらに被害者数が100人に増えた。そこで、陳淑静は初めて食中毒の可能性が高いと判断し、全て今までの食材や油を封印する決断をした。また、彼女は政府機関に報告

する一方で、友人の医者に頼んで、発症原因を探求した。

陳淑静と医者との会話は次のように述べている。

「あのう、お尋ねしますが、あなたの家のシーツとか、カバーとか毎日洗ってさらに煮沸しますか。床は毎日消毒液で殺菌しますか？」

「私だって馬鹿じゃないから、そんな役に立たないことはしないよ」と廖泉生は半ば冗談として答えた。彼は陳淑静と知り合って久しく、2人は新しい友人であった。

しかし、陳淑静は笑えなかった。「あなたが学校が汚いから、生徒が病気になると言ったので、私は無駄とも言えるような全校掃除をして、まるで自分の家よりきれいにしたのです。しかし生徒の皮膚病はやはりよくなりならず、その上、爪まで黒くなり始めたのです。」と陳淑静は廖泉生に厳しい表情で語った。

「爪まで黒くなった？」、廖泉生はそれを聞くと、顔色が急に沈み、低い声で「それは大変なことだ！」と言った。陳淑静は不安な気持ちを抑えつつ、慌ただしく「どういうこと？」と聞いた。

廖泉生はしばらく沈思し、ゆっくり言った。「私の見たところあなたの生徒たちは皮膚病ではなくて、恐らく何か毒のあるものを食べて中毒したに違いない。毒のせいで、発疹したのかもしれない。」

陳淑静は啞然として、「中毒ですか？」と問い返した。

病院から学校に戻る途中、陳淑静は非常に心配し、緊張していたにも関わらず、頭の中で冷静に考えをめぐらし、必死に考えた。みんなはいったいなにを食べて中毒したのか？ 魚、肉、野菜は毎日新しいもので、中毒はあり得ない。三食必ず食べる米、塩、砂糖なのか？ 米や砂糖を食べて中毒した人など聞いたこともないし……

彼女は一人車内に座り、車外には騒がしく喧しい俗世間の喧騒が漂っていた。彼女は心が焦り落ち着かなかったが、何の手がかりも全く得られなかった。

車が校門に着く頃には、もう夕方になる時間だった。空はすでに暗く、小さい教会の屋根の十字架が灰色がかった青空にひときわ目立っていた。この時彼女の脳裡に突然1つの考えが浮んだ。「まさか食べた油に問題があったのか？」

彼女は車を降りて学校に着くと、すぐに学校の調理室でもともと使っていた食用油及び醤油を替えることを決めた。実際、彼女も自分自身これが正しいかどうかわからないが、念のため、彼女は全校の教師と生徒の健康を危険にさらすことができないので、今使っている油を替えなければならないと思った。

「それでは以前から使っていた米ぬか油はどのように処理しますか？」と学校の調理師は彼女に聞いた。

陳淑静は少し考えて、「まず捨てないで、それは封印しておいて後で考えましょう！」と言った。(陳 2010 : 36-38、筆者訳)

この段落は台湾油症事件発生の背景を紹介している。恵明視力障害児童学校校長陳淑静の言葉と心理の描写を通して、当時の人々の油症中毒に対する態度がわかる。なお、台湾油症事件の始まりは恵明学校視力障害児童中毒事件である。

台湾油症被害者が集中していたのは台中県、彰化県であった。特に多かったのが台中県にある恵明学校が始まりであった。陳淑静校長は食中毒の発見を衛生機関に報告した。ほとんど同時に、恵明学校の総務主任郭榮祥は学校近くの工場労働者の中で類似な症例があることを耳にした。彼は工場の食材注文リストと学校のリストを比較して、学校と工場の共通点に留意した。同じ取次店を通して米ぬか油を買っていたことを突き止めた。陳淑静は廖医師や郭榮祥と自らの見解を合わせて、県衛生局に報告した。県衛生局はすぐに10数年前、日本の九州で発生した「油症事件」の資料を調べて、両事件の症状がほぼ同じであることを突き止めた。

また、台湾油症事件が事件として認められる1年前、梁火炎の事例が挙げられている。

台湾油症事件が公害事件として認められる1年前、梁火炎とその家族は汚染された油を摂取したせいで、手足に力が入らない、顔に吹き出物ができる等の症状が現れました。彼らは何が起こったのかわからず、あちこちに治療を求め、多くのお金を使ったが、症状はまったく回復しなかったです。1979年4月、梁火炎は子供を授かったが、生まれた時その子は全身が黒く変色しており、2時間ほどで亡くなってしまいました。貧乏で苦しい田舎者の体調はいつも良くないが、生まれたばかりの新生児は全くわからない理由で亡くなったのは、一体なぜなのか？ 彼らは時間をかけて吉凶を占っても、回答が得られませんでした。ひたすら神様に子どもが天国に召されるように祈りました。(陳 2010 : 69、筆者訳)。

この段落には、梁火炎一家が中毒後の体及び精神の被害像が示されている。ちなみに、梁火炎は台湾油症事件の公式認定後、最初の被害者として登録されている。1年後(1980年)、彼の妻も油中毒で亡くなった。陳昭如は、「中毒症状が出始めた時期から、彼ら一家は病気の全快と亡くなった家族の冥福を祈るだけの生活でありました」(陳 2010 : 69、筆者訳)と述べている。

梁火炎にはもう1人息子がいた。彼は、他の地域で働いていたため、事件に巻き込まれることはなかった。しかし、彼の家族の中毒事件が報道されると、彼の周囲の人間は彼を差別するようになり、縁談も破談になった。

貧困と台湾油症事件に苦しむ被害者は全国に大勢いる。彼らは、「これは運命なのだろうか。病気による苦しみを受けないといけないのだろうか」(陳 2010 : 71、筆者訳)と疑問を投げかける。陳昭如は「症状が出始めた日から、被害者たちは無期懲役の囚人のように、心が晴れることはなかった」(陳 2010 : 72、筆者訳)と描写している。

陳昭如は梁火炎及びほかの患者について書き記すとき、1人1人の患者と一体化し、患者

の苦しみを代弁し、彼らにこの世がどう見えているのかを読者に伝えている。

一方、本論文の第2章によって、台湾油症事件とカネミ油症事件はおそらくほぼ同一レベルのダイオキシン汚染による中毒症状とみなすことができると思われる。特に、カネミ油症以前には人類はダイオキシン類の直接的な経口摂取の経験がない。

『台湾油症事件三十年』の中の描写に基づいて、台湾油症についての時系列に記録している。以下はこの作品を通して作成した年表である。

表7 台湾油症年表

事件年	内容	『台湾油症事件三十年』の該当頁
1978	<ul style="list-style-type: none"> ・鹿港、福興、秀水の一帯は、不思議な病気の被害者がますます増える。 ・台中県大雅郷恵明視力障害児童学校が初めに米糠油を使用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 41 頁 ・ 39 頁-40 頁
1979	<ul style="list-style-type: none"> ・ 台中県大雅郷恵明視力障害児童学校の発症状況が地方の衛生局に報告される。しかし、衛生局の調査からは、何の異常も示されなかった。 ・ 台中県「興發」工業、「慶陽」紡織、「愛王」会社等の従業員に皮膚病のような症状が現れる。 ・ 衛生署はその米糠油の検体を日本の九州大学に送って、化学検査に協力してもらおう。油の中に、PCBs が発見された。 ・ 政府は、彰化油脂会社の担当者陳存頂ほかを「食品衛生管理法」違反として、彰化市地方検察署に告発した。 ・ 台湾省政府は 100 万元(約 400 万円)を恵明視力障害児童学校に支給した。 ・ 衛生署は全省に登録された 250 社の食用油の製造工場を全面的にサプリング検査した。その後、168 食油検体には PCBs が発見されなかったことを公表している。 ・ 衛生署は、被害者が台湾大学付属病院、榮民総病院、州立台中病院、州立彰化病院、彰化キリスト教病院で医療サービスを受けることができることを規定する。 ・ 立法委員邱永聰は妊婦が油症患者として中絶することを合法的行為と認めることを提案した。しかし、政府はこの提案を受け入れず、何の対策も取らなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 35 頁、40 頁 ・ 42 頁、44 頁 ・ 45 頁、46 頁 ・ 48 頁 ・ 69 頁 ・ 168 頁 ・ 79 頁-80 頁 ・ 77 頁-79 頁

1980	<ul style="list-style-type: none"> ・衛生署は彰化油脂会社の従業員の血液検査結果を公表した。その結果、PCBs を使用していることを証明した。 ・1月、彰化市地方検察署は彰化油脂会社理事長陳存頂、総責任者黄文隆、豊香油業担当者劉坤光が「食品衛生管理法」に違反し、刑法の重度傷害罪に当たるとして、彰化市地方裁判所に起訴した。同年2月、彰化市地方裁判所はこの3人の責任者に懲役10年の刑事罰を科した。 ・經濟部工業局及び台湾建設庁はPCBsの使用を厳重に監督する。 ・榮民総病院は油症患者に対する特別検診を実施した。 ・責任ある政府の役員は処分を受けた。 ・台湾省政府の衛生署は食品安全のために食品科を増設し、PCBsは検査項目に含まれた。 ・「中華民国消費者文教基金会」が設立された。 	<ul style="list-style-type: none"> ・53頁-54頁 ・54頁 ・80頁 ・61頁-62頁 ・96頁
1981	<ul style="list-style-type: none"> ・「台中県食油中毒被害者交流会」の発起人古漢龍は行政院、監察院、立法院、司法院、台湾省政府及び「中華民国消費者文教基金会」に請願書を提出した。しかし、政府は返事をしなかった。 ・衛生署は食品衛生部を増設した。 ・「中華民国消費者文教基金会」は「PCBs被害者に対する法律諮問団体」を設立した。被害者に代わって高等裁判所台中分院に刑事付帯民事訴訟を起こした。 ・「中華民国消費者文教基金会」は「PCBs患者を救済するためのチャリティー公演」を行って、100万元を広く集めた。 ・政府は『国家賠償法』を制定した。「一連の事件がもし政府の過失による民衆の健康の損失に繋がっているとしたら、被害者は国に賠償金を申請できる」ということを規定した。しかし、米糠油事件の被害者はこの『国家賠償法』の範囲には入らない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・95頁 ・103頁 ・96頁-97頁 ・97頁、99頁 ・93頁-94頁
1982	<ul style="list-style-type: none"> ・「台湾省政府1982年PCBs中毒患者に対する無料の医療サービス及び生活救済計画実施要点」が実施された。その中には、患者は診察手帳をもって、省立病院、彰化病院、台湾大学付属病院、榮民総病院で無料 	<ul style="list-style-type: none"> ・80頁

	<p>の医療サービスを受けることができることを規定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新任の衛生署長の許子秋は「PCBs 中毒に苦しめられていた患者の症状はほとんど治っていました。衛生部門の立場から見て、政府は出来るだけの方策を尽くした」と公表した。 	・ 84 頁
1983	<ul style="list-style-type: none"> ・中国薬学院付属病院は「PCBs 患者に対する針灸漢方薬医療計画書」を公布した。彰化市の鹿港、福興、神岡、南庄の四つの米糠油中毒被害者たちのための医療機関を設置した。 	・ 80 頁
1988	<ul style="list-style-type: none"> ・行政院環境保護署は食品工業に PCBs 化学物質を全面的に禁止することを決めた。 	
1995	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険が実施され、疾病は小、中、大に分類された。その際、油症は慢性病として、小の段階に分類された。 	・ 111 頁
2000	<ul style="list-style-type: none"> ・彰化市の鹿港、福興、神岡、南庄の四つの米糠油中毒被害者たちのための医療機関は、受診者数が少ないという理由で閉鎖された。 	・ 112 頁
2001	<ul style="list-style-type: none"> ・「油症患者受診カード」が発行された。 	
2003	<ul style="list-style-type: none"> ・日本油症患者支援団体（佐藤礼子ほか）は恵明学校を訪ね、中日の被害者が初めて正式に交流する。 	・ 112 頁-113 頁

（出所） 陳昭如『台湾油症事件三十年』台湾同喜文化出版、2010年 の頁数で示している。

この年表は筆者作成。

以上のように、この編では、具体例が実名のままに記されている。また確実な事実及び当時の新聞記事によって、当時の状況が示されている。それによって、作品の説得力が強められている。同時に、登場人物は全部実名であるから、それが読者の興味を引き、一般人が食中毒問題・食品安全問題を重視し、関心をもつようになった。

「第2部 未落幕的故事（未既決の事件）」は、陳昭如がジャーナリストとして米糠油中毒事件の被害者及び関係者に取材した記録に基づいた、個人の物語である。11人の個人に対するインタビューで構成し、中毒による被害者及び様々な関係者たちである。この11人は、恵明視力障害児童学校校長、恵明視力障害児童学校元教師、恵明視力障害児童学校卒業生、台中県市民である。物語は、台湾油症事件の被害者及びそれに関わる人々はそれぞれ異なる人生観と将来に対する多様な考え方を示唆している。恵明視力障害児童学校校長の陳淑静の物語は次のように描かれている。

それは春の息吹に満ちた日曜日の朝であった。明るい光は窓から斜めに入って、学校の礼拝堂の演壇にも、春の兆しが反映されている。一陣の風が吹いて、礼拝堂の中のカーテンはかすかに動いている。外のヤシの樹の葉ずれも聞こえる。

視力障害児童は、1人1人が手をつないで、助け合いながら、聖歌の演奏に従って、列になって礼拝堂に入ってきた。年若い子どもたちは、キリスト教の教義と聖歌が何を謳歌しているのかはあまり理解できず、演壇に立っている牧師の顔も見えないかもしれない。しかし、子どもたちの1人1人の喜びに満ちた顔を見れば、明らかに彼らは礼拝堂の中で、流れている歌声が響きわたる雰囲気を楽しんでいることがわかる。

陳淑静は礼拝堂の片隅に座って、子どもたちの無邪気な顔を見て、哀憐の情がいっぱいにわき起こった。彼女は、子どもたちが永遠にいかなる不幸にも遭遇しないで、往時の米ぬか油を食べた学生と違うようにと心の中で祈った。

毎回中毒被害に遭った子どもたちのことを思い出して、陳淑静は無数のアリの自分の心を刺すように感じる。三十年を経て、いつまでも、彼女は自分の子のように被害に遭った子どもたちのことが忘れられない。さらに、1人1人の名前と顔もはっきり覚えている。彼女にとっては、当時の心身ともに触まれた子供を忘れるのは、最も深刻な裏切りになるのだと考えている。彼女はうなだれて、「神様よ、私を癌患者にしてほしい。そうすれば、PCBs は確かに発ガン物質であると明らかにすることができる。子どもたちの苦しみを代わってあげたい。私は、彼らが永遠にいかなる傷害をも受けず、健康で無事に残りの人生を過ごせるように」陳淑静は祈った。(陳 2010:123-124、筆者訳)。

陳淑静も被害者なので、油症による痛みを耐え忍ばなければならない。しかし、子どもたちの前ではことさら冷静を装って、彼らに元気を出すようにと励ました。現在でも、彼女は、生徒たちのために台湾油症の責任を取るように政府と会社に訴え続けている。

この段落について、著者は陳淑静の記録だけではなく、当時の風景も描いた。陳淑静が子どもたちの苦しんでいる姿を見て、自分の非力、無力感に苦しんでいる気持ちと、現在の天真爛漫な新入生が礼拝堂で礼拝する情景が互いに錯綜する。

また、インタビューの中で、被害者として、恵明学校元牧師吳長究は、「政府は何の責任もないのか、彰化油脂会社はなぜ営業許可なしに米ぬか油を販売することができたのか」と問う。語気には怒りと無力感に満ちている。さらに、「30年も過ぎて、何も変わらない。最近のメラミン汚染粉ミルク事件は、油症事件の再生だろうか」と訴えている。しかし、子どもたちが気落ちしないように、彼らの前ではわざと樂觀的な表情を見せ、「苦難に積極的に直面することはいい薬」と述べ、子どもたちと自分を励ます。

経済的に余裕のある少数の被害者たちは、賠償を既に諦め、生きていくだけで十分であると考えたことにした。例えば、台中県市民楊玉美は被害者として、「本当を言えば、毒油を食べて、今まで生きている人は死んだ人より少ないと思います。胎児のまま死んだ子どももいます。私と娘は賠償金を諦めています。私たちは貧乏人として、生きていますが生きてい

るだけで幸せだと思います」(陳 2010 : 247、筆者訳) と述べている。

しかし、多くの被害者は生活に困窮しており、残りの人生に絶望している。一方、政府は米ぬか油症事件を教訓としなかった。従って、毒ぎょうざやメラミン汚染粉ミルク等の食中毒問題が次々に発生している。著者陳昭如は今の世代の人々にこの事件を忘れず、鑑として、将来を考えるべきだと訴えている。

「附録」は陳昭如が台湾大学医学部郭育良教授【注 11】へのインタビューをした時の記録である。専門家の立場から見て、PCBs についての医学問題と社会問題を対談形式で分析している。

台湾大学医学部環境職業医学教室の主任である郭育良教授は、精密な検査方法を使って、ポリ塩化ビフェニル中毒患者への健康影響を初めて追跡研究した医学者であり、国際的に高く評価されている。彼の研究成果を受けて、多くの環境研究者はポリ塩化ビフェニル汚染物質が人間の体内に入った場合の、長期にわたって影響を与えるメカニズムの研究を始めた。また、彼の論文は *Science News* を始め、各種の医学雑誌及び科学雑誌に約 300 回引用されている。

彼はこの台湾油症事件が、30 年を過ぎても、被害者の心身に受けた影響は今まで残っていると述べている。政府は被害者に医療援助するだけでなく、どのように社会に注意を喚起するか、また食品公害についての公正な補償を行うことが、最も大切なことと訴えている。

陳昭如は科学者ではないが、郭育良へのインタビューを通して、自分の科学的知識の不足を補完している。さらに、郭育良が「油症事件の元凶は PCBs ではなく、PCDFs だ」と言った医学知識を一般人に普及した。対話形式は、読者の興味を容易に引くことができ、説得力も増すと思われる。

郭育良が油症患者の病像を調査した結果について、陳昭如は次のように述べている

Q:油症患者はどのような症状を呈しますか？ 現在、有効な治療方法が確立されていますか？

A:一般的な中毒患者の症状としては、疲れやすく、皮膚に黒いニキビが出る、手足がだるく痺れやすく、しっかりと歩きにくい。神経炎、肝機能障害、血液の異常、免疫の異常などの症状があります。私個人として中毒患者への追跡調査を行った経験によって、患者の頭痛、貧血、甲状腺異常、肝機能障害及び女性月経の異常などの現象に気づいています。しかし、これらの症状は、PCB が原因として引き起こされたのでしょうか？ 現在の医学界ではそれを証明し得る十分な研究調査結果がありません。いまのところ、われわれは、油症が引き起こした疾病と断定できるのは、男性では肝硬変及び慢性肝炎、女性では糖尿病（58-59 歳時罹りやすく、対照群より 2 倍ぐらい高い）、エリテマトーデス（紅斑性狼瘡）【注 12】患者及び 60 歳以上の女性患者の記憶力が衰えることです。

われわれの調査研究によれば、現在まで女性患者5人はエリテマトーデス及びほかの合併症（例えば、肺炎、敗血症、脳の浮腫など）による死亡例がわかっています。さらに、平均死亡時期は中毒後10年以降です。これはダイオキシンにばく露された後も、すぐには発症しないことがわかります。多くの慢性疾患は徐々に発症してきます。特に患者が心配しているのは癌です。

現在、ダイオキシン化学物質は発癌性の強い要因の1つです。しかし、発癌性により、癌の症状が出るまで、通常少なくともばく露後10年以上、大方30年から40年以上です。細胞が突然変異して、癌細胞を形成するまでに、あるいは癌の症状が出るまでに、相当な時間を要します。ゆえに、現在のポリ塩化ビフェニル中毒患者の癌の罹患率は一般人より高くはないですが、将来、このリスクが高くなると考えられます。

Q: 油症事件を引き起こしたポリ塩化ビフェニル【注13】は一体どんな物質ですか？

A: ポリ塩化ビフェニル (PCBs) は1920年代から（訳註：1970年代までに）生産された化学物質の一種（一群）です。（常温では）固体あるいは液体として存在します。耐強酸性、耐強アルカリ性及びほかの化学物質による耐腐食性があります。安定性が高く、電気絶縁性も高いです。例えば、電気会社の変圧器やコンデンサ、加熱や冷却用熱媒体と言った電気機器の塗料、ノンカーボン紙の溶剤などの工業用途に広く用いられました。1966年にある研究者はポリ塩化ビフェニルが自然環境中に存在することを発見しました。河底の汚泥、各種の水流、土壌の中だけではなく、野生動物及び人体からもポリ塩化ビフェニルは検出されました。この環境汚染物質が存在しないところはない、という現象に驚きました。現在、ポリ塩化ビフェニル、鉛、ダイオキシン、アスベストは四大環境汚染物質としてほぼ同列に位置しています。台湾米ぬか油食中毒事件を引き起こした元凶はポリ塩化ビフェニルの混合物の一種アロクロール (Aroclor) 1254 です。米ヌカ油を製造した過程で、脱臭のために熱媒体として使用したAroclor1254が、配管部から漏れて油に混入したとされます。ポリ塩化ビフェニルが、繰り返し加熱されてポリ塩化ダイベンゾフラン (PCDFs) に変化しました。なお、ポリ塩化ビフェニル (PCBs) 及びポリ塩化ダイベンゾフラン (PCDFs) は「世紀の毒」と呼ばれるダイオキシン (PCDDs) の構造とかなり類似します。

ポリ塩化ダイベンゾフランの毒性はポリ塩化ビフェニルより強く、患者の中毒症状をもたらす主な原因成分はポリ塩化ダイベンゾフランと認められています。故に、油症はポリ塩化ビフェニル中毒事件ではなく、ポリ塩化ビフェニル及びポリ塩化ダイベンゾフラン中毒事件という言い方が正しいと思います。

訳注1 世界では自然環境中のPCBs汚染を早い時期に検出したのは、スウェーデンのイェンセン、日本の藤原邦達などで、1960年代末から1970年代初頭のことである

(朝

日新聞社編『PCB 人類を食う文明の先兵』朝日新聞社 1972 年、所収の藤原邦達論文などを参照)。

訳注 2 日本では鐘淵化学がカネクロールの商品名で 1954 年から、三菱モンサントがアロクロールの商品名で 1969 年から PCBs の生産を始め、1972 年(生産・使用中止の行政指導)まで続けられた。

訳注 3 ダイオキシン類は、PCDDs、PCDFs、コプラナーPCBs の 3 群に大別される。PCBs からは PCDFs が生じやすく、2,4,5-T からは PCDDs が生じやすい。宮田秀明『ダイオキシン』岩波新書 1999 年、などを参照。

Q:油症患者はどのような症状を呈しますか? 現在、有効な治療方法が確立されていますか?

A:一般的な中毒患者の症状としては、疲れやすく、皮膚に黒いニキビが出る、手足がだるく痺れやすく、しっかりと歩きにくい。神経炎、肝機能及び血液の免疫機能異常などの症状があります。私個人として中毒患者への追跡調査を行った経験によって、患者の頭痛、貧血、甲状腺異常、肝機能障害及び女性月経の異常などの現象に気づいています。しかし、これらの症状は、PCBs が原因として引き起こされたのでしょうか? 現在の医学界ではそれを証明し得る十分な研究調査結果がありません。いまのところ、われわれは、油症が引き起こした疾病と断定できるのは、男性では肝硬変及び慢性肝炎、女性では糖尿病(58-59 歳時罹りやすく、対照群より 2 倍ぐらい高い)、エリテマトーデス(紅斑性狼瘡)患者及び 60 歳以上の女性患者の記憶力が衰えることです。

われわれの調査研究によれば、現在まで女性患者 5 人はエリテマトーデス及びほかの合併症(例えば、肺炎、敗血症、脳の浮腫など)による死亡例がわかっています。さらに、平均死亡時期は中毒後 10 年以降です。これはダイオキシンにばく露された後、すぐに発症しないことを明らかにしています。多くの慢性疾患は徐々に発症してきます。特に患者が心配しているのは癌です。

現在、ダイオキシン化学物質は発癌性の強い要因の 1 つです。しかし、発癌性により、癌の症状が出るには、通常少なくともばく露後 10 年以上、大方 30 年から 40 年以上かかります。細胞が突然変異して、癌細胞を形成するまでに、あるいは癌の症状が出るまでに、相当な時間を要します。ゆえに、現在のポリ塩化ビフェニル中毒患者の癌の罹患率は一般人より高くはないですが、将来、このリスクが高くなると考えられます。

医学界では、未だに、油症に対する有効な治療方法が確立されていません。1993 年、われわれは日本の油症研究班と提携して、「ポリ塩化ビフェニル中毒患者体内毒物排出への促進方法研究」を行いました。患者にコレステラミン及び食物繊維

の多い食品である米ヌカを摂取してもらって、患者の体内の毒を体外に排出する有効性を期待していました。この排毒方法の原理としては、通常毒はいったん摂取されて、小腸を経由し、血液中に入ります。そして、血液循環によって、毒は全身に入ります。ある毒は脂肪組織に沈澱し、ある毒は血液によって肝臓に運ばれ沈澱します。その一部は胆汁によって体外に排出します。しかし、体内の腸肝循環は腸内の脂質類を肝臓に再吸収するので、摂取した毒は全て体外に排出できるわけではありません。少量の毒は大腸から体外に排出できますが、長期に脂肪組織に沈着する大部分の毒は必ず健康を害します。当時の研究では、患者の糞便の中に少量の PCDFs が排出されることが、一応実証されました。しかし、われわれはこの治療方法を勧めておりません。理由は以下の通りです。

訳注 腸肝循環とは、生体成分や薬物などが、胆汁とともに胆管を経て十二指腸管内に分泌されたのち、腸管から再度吸収され、門脈を経て肝臓に戻る循環のことをいう。

1. 患者はコレステラミンを飲んだ後に少量の毒を排出しましたが、血液中の毒の濃度の変化はわずかです。患者はすでに体内に高いばく露量及び強い毒性作用による中毒症状が、10 年後に発症していて、当時この治療を受けた患者は（病因物質の）摂取後 14 年でした。従って、もし患者が中毒初期にコレステラミンによる治療を受けていたならば、効果ははっきりと現れていたのではないかと推測されています。
2. この研究では患者の治療期間は 3 ヶ月でした。しかし、治療効果を明らかにするためには、少なくとも 1 年間の治療が必要です。しかし、この治療研究の経費はかなり高いので、長期治療研究は困難です。
3. コレステラミンの短期使用は副作用がはっきりしていません。長期に使用された場合、人体への影響を考慮する必要があります。これは医学界治療上 First do no harm(傷害をもたらす前に考慮しなければならない)の原則に従わなければなりません。

訳注 九州大学皮膚科の古江増隆教授（油症研究班長）は、コレステラミンは患者の身体的苦痛が大きいわりに効果が少ないので推奨できないと 2018 年 2 月に述べている。

また、古江増隆教授は次のように述べている。「米ぬか繊維とコレステラミンの併用やコレバイン内服は、体に吸収されないコレステラミンやコレバインに PCDF が吸着され糞便として排泄されることから、ダイオキシン類の体外排泄を促進する効果が期待されたため、患者さんたちの協力を得て臨床試験が行われた。確か

に体外排泄は増加したが、その効果は極めて限定的であった。加えて、体に吸収されないキレート剤を1年、2年と内服を継続することは副作用（腹部膨満感、慢性の便秘）の観点から望ましくないと判断され、油症発生から50年経過し高齢化した油症患者さんたちには推奨しないこととした。」（古江増隆メール2018年）

Q: 事件が発生したのはもう既に30年前でしたが、患者体内の毒はまだ健康を害していますか？

A: 油症患者体内の毒の半減期は7年から8年ですので、現在まで、3ないし4周期を経ているので、彼らの体内の毒の濃度は最初の約1/16のはずでした。しかし、濃度は減少しても、快復するわけではありません。調査研究によると、ある24歳（当時）の中毒患者は70歳になっても、血液中の毒の濃度は一般人より何倍も高いことがわかっています。その上、前述の通り、多くの慢性疾患は中毒後20年から30年後に発症します。しかし、多くの油症患者は既に長い年月を経ている場合は、快復するはずだと期待していますが、それは誤解です。

過去30年来、政府は平均3年ごとに登録患者に血液検査を行ってきました。血液中のポリ塩化ビフェニル濃度が5ppb以下であれば、登録名簿から外します。しかし、油症の病因毒物はポリ塩化ビフェニルだけではなく、ポリ塩化ダイベンゾフランもあります。しかも、ポリ塩化ダイベンゾフランの毒性の寄与度はポリ塩化ビフェニルよりも高いのです。従って、ポリ塩化ビフェニル濃度が下がっただけで、登録名簿から外す制度は不合理です。さらに、調査研究によって、多くの毒物にばく露された患者は20年から30年後に多様な疾病を発症させていることがわかっています。つまり、現在は患者たちにとって、一番救済が必要な時期なのです。しかし、政府は血液検査を唯一の認定基準として油症患者を判定しています。さらに、ポリ塩化ビフェニルの検査だけで、ポリ塩化ダイベンゾフランの検査をしないので、この方法は不合理だと考えます。

訳注 日本では血中のPCBs、PCDFs、PCQsの検査を行っている。

一方、妊娠中及び胎児の初期段階は、周囲の環境における毒物が最も大きな影響を与える時期ですから、第2世代油症患者の健康状態は大きな問題だと考えています。

各種の調査研究により、油症死産児の比率は非常に高く、出生後の歯と爪の異常の比率も高いことがわかっています。さらに、知能は一般人より劣っていて、行為の過剰または不足などの現象が発生します。彼らの免疫組織は全般的に機能不全であり、中耳炎の罹患率は一般人の10倍です。なお、第2世代の男性患者は成人した後、精子の質は、卵子と受精する成功率は一般人より低いです。第2世代の女性患者の月経周期は不正常です。

政府関係及び一般の救済に対する関心は第1世代に集中していますが、第2世代に現れている問題の深刻さが疎かにされています。(陳 2010 : 271-276、筆者訳)。

さらに、郭育良はこの台湾油症事件が、30年を過ぎても、被害者の心身に受けた影響は今まで残っていると述べている。政府は被害者に医療援助するだけでなく、どのように社会大衆の注意を喚起するか、また公害についての公正な補償が、最も大切なことであると訴えている。

郭育良の提案について、著者は次のように述べている。

…実際の補償方法について、欧米先進国の「健康価値」(The Value of Health)という方法を参考にすべきだ。被害者が将来別の病気にかかる可能性、さらに、病後の生活の質の損失を科学的な計算及び合理的な補償を考えるべきである。「悶着が起こったら、賠償する」という態度は問題外である…(陳 2010 : 279、筆者訳)。

陳昭如は科学者ではないが、郭育良へのインタビューを通して、科学的知識の不足を補うことができた。さらに、郭育良が「油症事件の元凶はPCBsではなく、PCDFsだ」と言った医学知識を一般人に普及した。対話形式は、読者の興味を容易に引くことができるので、説得力も増すと思う。

『台湾油症事件30年』は2010年に出版された。当時社会に大きな影響を与えた。それがきっかけで、2015年1月22日、『油症患者健康照護服務條例』が制定され、2月4日に公布・実施されている。2016年『油症患者健康照護服務條例』(修正版)が実施されている。

注

1. 本章は以下の資料を主に参考にして、筆者が邦訳し、まとめたもの。

- ①写真家河野裕昭(北九州市門司で育ち、高校3年時、油症の発生を新聞で知った。東京の大学に進学すると学生運動全盛で、社会問題を告発する活動も活発だった。水俣病問題に関わり、患者の撮影を開始。作家の石牟礼道子らとも交流した(長崎新聞2018年9月5日)。さらに、油症発覚8年後に写真集『カネミ油症—河野裕昭写真報告』を出版した)が提供した資料である。この資料の所有者は「東京カネミ油症連絡会」である。なお、以下の資料の1部は邦訳文があるが、邦訳者は不明である。

I 『中央日報』

1979年12月16日、12月17日、12月18日、12月19日、12月20日、12月21日、12月23日、12月28日、12月29日。

1980年1月1日、1月3日、1月4日、1月7日、1月9日、1月10日、1月11日、1月12日、1月13日、1月16日、1月19日、1月21日、1月24日、1月25日、1月31日、2月1日、2月5日、2月7日、2月8日、2月9日、2月12日。

II 『台湾新生報』

1979年12月31日。

1980年1月1日、1月4日、1月5日、1月11日、1月12日、1月20日、1月25日、1月29日、1月31日、2月5日、2月6日、2月8日、2月9日。

III 『連合報』

1980年2月9日、2月11日。

IV 『民衆日報』

1980年2月9日。

V 『消費者報道』(台湾雑誌)

1981年6月15日、7月15日、8月15日、1983年9月15日の雑誌は台湾油症事件についての報道(4点)である。

VI 「台湾油症患者 終わりなき不幸」『社会新報』1983年12月27日。

- ②陳昭如, 2010, 『被遺忘的一九七九——台湾油症事件 30 年』台湾同喜文化出版社。
- ③国民健康局, 2006, 『国民健康局九十四年度科技研究發展計畫 健康風險及政策評估中心 環境健康風險評估・管理與溝通組』国民健康局。(この報告書は国民健康局が出版したが、「本研究報告は参考まで、本局の意見を代表できない」ということが表紙に書かれている)。
- ④ 台湾油症被害者支援協会 HP
<http://surviving1979.blogspot.com/>(最終閲覧日:2018年10月2日)。
- ⑤衛生福利部国民健康署 HP
<https://www.hpa.gov.tw/Pages/List.aspx?nodeid=176>(最終閲覧日:2018年10月2日)。
- ⑥蔡崇隆, 2008, 『油症——与毒共存』(映像, 73分)。
- ⑦堀田恭子, 2015, 「平成 25 年度在外短期研修員研修成果報告 海外調査着手報告:台湾油症事件に関する環境社会学的調査」『立正大学文学部論叢』138:139-155。
2016a, 「台湾油症事件に関する調査研究レビュー」『立正大学文学部研究紀要』32:23-36。
2016b, 『油症事件の被害構造と油症被害の受容克服過程に関する社会学的研究』立正大学文学部社会学科堀田恭子研究室。
2017, 「台湾油症政策における「被害」の捉え方:救済制度からの考察」『環境と公害』47(1):48-54。
- ⑧「台湾油症考察訪問記 9月15日—19日」『油症ニュース』第7号 1983年12月14日 カネミ油症事件全国連絡会議未訴訟対策委員会。
- ⑨矢野トヨコ 2000『台湾旅行 カネミ油症と台湾 PCB 受害者——昭和五十八(1983)年十二月十二日日記』止めよう!ダイオキシン汚染関東ネット。
- ⑩筆者は2017年2月、8月、2018年8月台湾に行き、郭育良などの当事者達へのヒアリングによる。

一方、上記の資料から、台湾油症事件の年表は以下の通りである。

表 8 台湾油症年表

事件 年	内容
1978 年末	<ul style="list-style-type: none"> ・鹿港、福興、秀水の一帯で、不思議な病気の被害者がますます増えた。 ・台中県大雅郷の恵明学校が初めて米ぬか油を使用した。
1979	<ul style="list-style-type: none"> ・恵明学校の教師と生徒は皮膚が黒くなり、ニキビが出る症状が現れた。発病状況が地方の衛生局に報告された。しかし、衛生局の調査では、何の異常も示されなかった。 ・台中県「興發」工業、「慶陽」紡績、「愛王」会社等の従業員に皮膚症状が現れた。 ・衛生署はその米ぬか油の検体を日本の九州大学に送って、分析化学的検査に協力してもらった。その結果、油の中に、ポリ塩化ビフェニルが検出された。 ・政府は、彰化油脂会社の米ぬか油の在庫品を差し押さえた。さらに、社長陳存頂他を「食品衛生管理法」違反で、彰化市地方検察庁に告発した。 ・彰化県外中村は、多くの人が中毒で死亡したと言われていた。(訳注 カネミ油症では死亡例は多くないとされている) ・台湾省政府は 100 万元を差し出した。衛生処は恵明学校のためにこのお金で栄養品を購入した ・衛生署は全省に登録された 250 社の食用油の製造工場を全面的にサンプリング検査した。その後、168 の食油検体にはポリ塩化ビフェニルが検出されなかったことが公表された。 ・衛生署は、被害者が台湾大学付属病院、榮民総病院、州立台中病院、州立彰化病院、彰化キリスト教病院で医療サービスを受けられるように決定した。労働保険に入っている患者は自ら労働保険が指定した病院で受診できる。 ・彰化油脂会社は衛生署の検査結果を否定し、ポリ塩化ビフェニルを熱媒体として使用したことがないと主張した。 ・立法委員邱永聰は妊婦が油症患者として人工妊娠中絶することを合法的行為と認めることを提案した。しかし、政府はこの提案を受け入れず、何の対策も取らなかった。

1980	<ul style="list-style-type: none"> ・衛生署は彰化油脂会社の従業員の血液検査結果を公表した。その結果、ポリ塩化ビフェニルが使用されていることが証明された。 ・彰化市地方検察庁は彰化油脂会社社長陳存頂、マネージャー黄文隆、「豊香」油屋責任者劉坤光にポリ塩化ビフェニルを含む米ぬか油の製造・販売の嫌疑をかけ、「食品衛生管理法」に違反し、刑法の重度傷害罪に当たるとして、彰化市地方裁判所に起訴した。3人とも犯罪を認めなかった。 ・台湾省主席林洋港は、無料で油症患者を医療する社会福祉基金を推進した。さらに、登録以外の患者資格は次のようである： <ol style="list-style-type: none"> 1. 油症患者から生まれた新生児。 2. 認定登録を行った時に発病していなかったが、その後発病した人。 3. 出身地はほかの県だが、台中県、彰化県に住んでいて発病した人。 ・經濟部工業局及び台湾建設庁はポリ塩化ビフェニルの使用を厳重に管制した。 ・台中県神岡郷古漢龍他は連名で陳存頂他を詐欺、傷害及び民事賠償によって、提訴した。 ・彰化市地方裁判所はこの陳存頂、黄文隆及び「豊香」油屋劉坤光に懲役10年の刑事罰を科した。 ・省衛生部部長胡惠徳は、「80%以上の油症患者が政府から無料で治療を受けた後、全快の希望がありそうです。社会各界には救いようがなく、どうしようもなく、病状が悪化するような状況はないです」と述べた。 ・榮民総病院はポリ塩化ビフェニル特別外来診療部門を設立した。 ・監察院は7人の特別案件処理班を設立し、関係公務員の職務怠慢を直すためであった。 ・台湾省政府の衛生処は食品安全のために食品衛生課を増設し、食品衛生事項を特別に管理し、ポリ塩化ビフェニルも検査項目に含めた。 ・「中華民國消費者文教基金会」が設立された（1月1日）。
------	---

1981	<ul style="list-style-type: none"> ・「台中県食油中毒被害者交流会」の発起人古漢龍は行政院、監察院、立法院、司法院、台湾省政府及び「中華民国消費者文教基金会」に請願書を提出した。 ・中央衛生署は食品衛生処を増設した。 ・「中華民国消費者文教基金会」は「ポリ塩化ビフェニル被害者法律サービス団体」を組織し、被害者を代理し、高等裁判所台中分院に刑事及び民事訴訟を起した。 ・省衛生部は次のように決議した。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 省立病院は油症患者を無料で治療するほか、巡回診療を強化するべきである。さらに、各地方衛生所も油症患者に無料検診を実施するべきである。 2. 油症患者が集中している台中県、彰化県では、地方政府が積極的に患者を訪問し、生活状況を調査するべきである。さらに、困窮している患者に対しては、生活と再就業の助言指導をするべきである。 3. 漢方医療を希望する油症患者は、中国医薬学院で治療することができる。その際、社会福祉基金の一部が支給される。 ・「中華民国消費者文教基金会」は「ポリ塩化ビフェニル患者を救済するためのチャリティー公演」を行って、100 万元(約 400 万円)を広く集めた。 ・『国家賠償法』が実施された。(7 月 1 日)
1982	<ul style="list-style-type: none"> ・「台湾省政府 1982 年ポリ塩化ビフェニル中毒患者に対する無料の医療サービス及び生活救済計画実施要領」が施行された。その中には、患者は診察手帳をもって、省立病院、彰化病院、台湾大学付属病院、榮民総病院で無料の医療サービスを受けることができることを規定した。 ・「中華民国消費者文教基金会」は台中県の「傑人会」と提携し、ポリ塩化ビフェニル被害者のため、100 万元を募集し、榮総病院が設立したポリ塩化ビフェニル特別外来診療費用として寄贈した。 ・新任の衛生署長の許子秋は「ポリ塩化ビフェニル中毒に苦しめられてきた患者の症状はほとんど治っています。衛生部門の立場から言って、政府は可能な限りの方策を尽くした」と発表した。
1983	<ul style="list-style-type: none"> ・中国薬学院付属病院は「ポリ塩化ビフェニル患者に対する針灸漢方薬医療計画」を公表した。彰化市の鹿港、福興、神岡、南庄の四地域の米ぬか油中毒被害者たちのための医療機関を設置した。
1988	<ul style="list-style-type: none"> ・行政院環境保護庁は食品工業にポリ塩化ビフェニルの使用を全面的に禁止することを決定した。
1992	<ul style="list-style-type: none"> ・「台湾省油症医療ケア計画書実施要点」を「ポリ塩化ビフェニル患者に対する針灸漢方薬医療計画」に変えた。被害者は彰化市の鹿港、福興、神岡、南庄の 4 地域で無料中国医学及び西洋医学の治療を受けることができる。

1993	<ul style="list-style-type: none"> ・監察員は行政院環境保護署、台湾省衛生処などの部門が長年未然に防ぐための措置及び具体的な有効管理法を提出しなかったことを改善した。歴任省主席が監督に手を抜いていたため、責任もある。 ・省政府は10年ぐらい後里の民家で封印された「豊香」油屋の米ぬか油を海外に輸出し、処理した。
1994	<ul style="list-style-type: none"> ・「消費者保護法」が公布された。
1995	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険が実施され、疾病は小、中、大に分類された。その際、油症は慢性疾患として、小の段階に分類された。患者は慢性処方せん通り保険薬局で薬を取れるように。
1996	<ul style="list-style-type: none"> ・立法委員趙永清ほかは油症を国民健康保険の大疾病の範囲にいれることを要求した。そして、被告人彰化油脂会社の社長陳存頂が死亡したので、油症患者は政府に慰籍料を期待した。しかし、まだ実現していない。
1997	<ul style="list-style-type: none"> ・「油症防治計畫就診手冊(検診ハンドブック)」を持っている患者に対しては、一部医療費免除ができると決定した。
1999	<ul style="list-style-type: none"> ・省衛生処はポリ塩化ビフェニルに関する業務を新たに設立された行政院衛生庁疾病管制局に引き継いだ。
2000	<ul style="list-style-type: none"> ・彰化市の鹿港、福興、神岡、南庄の四地域の医療機関は、閉鎖された。
2001	<ul style="list-style-type: none"> ・「油症患者受診カード」が更新された。 ・環境保護署はポリ塩化ビフェニル及びポリ塩化ビフェニルを使用する製品の全面的禁止を公告した。
2003	<ul style="list-style-type: none"> ・日本のカネミ油症患者支援団体(佐藤禮子ほか)が恵明学校を訪問した。これが中日の被害者交流の始まりである。
2004	<ul style="list-style-type: none"> ・衛生署国民健康局は油症被害者の追跡看護ケア業務を請け持った。 ・立法委員徐中雄は油症被害者座談会を開いた。被害者たちは現行の「油症患者受診カード」を「重大疾病カード」に変更することを望んでいた。しかし、実現しなかった。 ・元恵明学校の校長陳淑静ほかは「ポリ塩化ビフェニル中毒者親睦会」を設立した。政府に油症被害者救済策を提案した。しかし、実現しなかった。 ・国健社字第0940200672函指示：1979年以降生まれ、登録患者を母親とする者は、準登録患者として、申請できるように。
2005	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康局は新しい「油症患者受診カード」を発行した。
2008	<ul style="list-style-type: none"> ・有志たちは「台湾油症被害者支援協会」の設立を計画する。 ・映画『油症-与毒共存』(73分、蔡崇隆監督)が2009年台北市映画祭他イベントの入選ドキュメンタリー映画として上映された。

2009	<ul style="list-style-type: none"> ・4月、「台湾油症被害者支援協会」準備委員会は関係資料を収集し、計画準備する申請書を内政部に提出した。許可を得た。 ・5月、「台湾油症被害者支援協会」第1回準備委員会を開いた。 ・6月、「台湾油症被害者支援協会」第2回準備委員会を開いた。 ・7月、「台湾油症被害者支援協会」第3回準備委員会を開いた。 ・10月17日、「台湾油症被害者支援協会」設立大会を開いた。 ・12月、国民健康署は、行政院衛生署豊原病院及び財団法人彰化キリスト教病院がポリ塩化ビフェニル特別外来診療部門を新設することを決定した。患者は近くで医療を受けること及び医療サービス（医療費用の一部免除）をが可能に。
2010	<ul style="list-style-type: none"> ・3月29日、健康保険局公告「健康保険カードが預ける内容」の中で「4A-3, 油症註記」を加え付けた。2010年7月1日から実施。 ・4月、衛生署楊志良署長は立法院で油症患者の医療ケアを向上させることを承諾した。 ・11月、陳昭如の本書『被遺忘的1979-臺灣油症事件三十年』が出版された。
2011	<ul style="list-style-type: none"> ・1月、台湾油症被害者支援協会第2回会員大会を開いた。日本カネミ油症被害者支援センター秘書長藤原寿和が出席した。 ・2月、日本NHK放送協会の団体は台湾油症の経緯を取材しに台湾に訪問。 ・4月、国民健康局が日台油症健康ケア検討会を主催した。日本の医学者、民間団体、政府側の専門学者が出席した。 ・4月、日台油症健康ケア検討会の後、国民健康局が油症患者健康ケア業務検討会を開いた。趙坤郁副局長が司会、彰化県衛生局葉彥伯局長、台湾大学医学部環境職業医学科郭育良教授、台北榮民総医院毒物職業医学科楊振昌准教授、台北榮民総医院毒物職業医学科吳明玲医師、曉明社会福祉基金会黃淑貞理事などが出席した。 ・5月、国民健康局はいくつの台湾油症被害者、ポリ塩化ビフェニル中毒者の健康反応を長期研究している郭育良教授と吳明玲医師を招待し、座談会を開いた（事件発生から32年、政府側と被害者が初めて直接対話した）。 ・6月、台湾油症被害者支援協会と立法委員主催者は油症被害者ケア公聴会を確認し、被害者救済法律草案を提出した。 ・8月10日、国民健康局は「ポリ塩化ビフェニル中毒患者健康看護ケア実施要点」を頒布した。油症被害者に毎年無料健康診断、外来診療・急診費用の一部負担、2012年1月1日から第1世代患者の入院費用の一部負担を補助し新設することを継続して提供することを規定している。 ・12月、台湾油症被害者支援協会が油症被害者救済法草案12.22修正版を提出した。

2012	<ul style="list-style-type: none"> ・4月、台湾油症被害者支援協会が台中市議員と共同で「食品公害はいつまで——現在、ポリ塩化ビフェニル中毒患者の権益はどこにあるか？」という記者会見を開いた。 ・5月、台湾油症被害者支援協会の法律組が油症被害者救済法草案の説明書を提出した。 ・9月、日本カネミ油症被害者救済法は事件発生から40年後に制定された。台湾油症被害者支援協会は立法委員尤美女、林淑芬、田秋堇が同行し、立法院で「人民が中毒すると、国家が責任を負うべきだ」という記者会見を開き、台湾油症被害者救済法の制定を早めるように呼びかけた。当日、被害者4人（台中県社口郷や彰化県福興郷から）及びカネミ油症被害者支援センター藤原寿和事務局長が出席した。
2013	<ul style="list-style-type: none"> ・5月、「毒澱粉事件」が発生 ・10月、「大統食用油事件」が発生し、中国における多くの台系食品工場も偽食用油を作ったことが明らかになった。 ・11月、台湾油症被害者支援協会廖脱如理事長、翁裕峰理事、「台湾劳工戦線（Taiwan Labour Front）」秘書長孫友聯及び立法院吳宜臻委員は立法院で共同に「食品は安全ではないため、政府は何をしているのか？」という記者会見を開いて、台湾油症被害者救済法の制定を早めることを呼びかけた。
2014	<ul style="list-style-type: none"> ・3月、「多氯聯苯中毒者健康照護服務條例」（ポリ塩化ビフェニル中毒者健康ケア服務条例）は立法院衛生環境委員会で質疑が行われ、決議案は2ヶ月内に審議に付する。 ・5月、行政院版「多氯聯苯中毒者健康照護服務條例」（ポリ塩化ビフェニル中毒者健康ケア服務条例）を立法院に提出した。 ・7月、台湾油症被害者支援協会が台湾中部各地域で署名活動を行った。 ・10月、大手企業頂新下水油及び飼料油事件が発生。
2015	<ul style="list-style-type: none"> ・1月22日、「油症患者健康照護服務條例」（油症患者健康ケア服務条例）が制定されて、同年2月4日に公布・実施されている。 ・6月、「油症患者受診カード」が全面的に更新された。 ・7月、「台中市政府關懷油症患者実施計畫」（台中市政府による油症患者救済実施計画）が発効した。 ・8月、国民健康庁は「受理申請油症患者遺属撫慰金」（油症患者遺族弔慰金申請）を公布した。 ・8月、衛生福祉部は「多氯聯苯(PCBs)及多氯呔喃(PCDFs)血液濃度異常値基準」（ポリ塩化ビフェニル及びポリ塩化ダイベンゾフラン血液濃度異常値基

	<p>準)を公布した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・12月、台湾油症被害者支援協会は「2015年油症患者生活現況調査報告」(2015年油症患者の生活状況調査報告)を完成した。
2016	<ul style="list-style-type: none"> ・1月、衛生福祉部は「病院は、未認定油症患者血液中のポリ塩化ビフェニル及びポリ塩化ダイベンゾフラン濃度検査の申請を受理する台帳」を公布した。 ・1月、「疑似油症患者申請判定流程图」(未認定油症患者申請判定プロセス)が公布されている。 ・11月、「油症患者健康照護服務条例」(油症患者健康ケア服務条例)の第4条及び第12条が修正された。
2017	<ul style="list-style-type: none"> ・10月、「疑似油症患者申請判定流程图」(未認定油症患者申請判定プロセス) 修正版が公布されている。

(出所) この表は、本論文の第1章注1の資料を主に参考にして筆者作成。

- 2004年から油症患者介護のプロジェクトは衛生福利部国民健康署の管轄になった(1979年から、元台湾省衛生処→台湾省薬物管理局→行政院衛生署疾病管制局→国民健康署が順番に担当した)。
- 台湾と日本の油症事件の関連性の最初の発見については三つの見方がある。①台中県衛生局の技術者顧棋珍が国内外の資料を照合して、発見した(連合報、1980年1月4日)。②中央衛生署王金茂が、この事件は11年前に発生したカネミ油症事件を連想して、言い当てた(連合報、1979年12月8日)。③陳淑静は、張医師が何気なく日本のカネミ油症事件の情報を彼女に伝えた時に気がついた。その後、恵明学校を経由し、台中県衛生局に報告した。政府の関係部門はこの情報を利用して、病気を引き起こす原因を突き止めた(陳淑静へのヒアリングによる)。(陳2010:50、筆者訳)。
- 1979年10月8日の『中央日報』と『台湾油症事件30年』の47頁によって、筆者がまとめた。
- 台湾 PCBs の輸入状況について、1983年12月27日日本『社会新聞』は「台湾の油症患者が置かれている状況で、日本と決定的に違う点は、食用油メーカーが倒産してなくなっていること、混入した PCBs がどこの国からきたものやら分からないことである。だから、患者には損害賠償を求める相手がない。その代わりに、治療や生活援助に対して、中央・地方政府は積極的に乗り出している」と述べている。
- 3人に懲役10年の刑事罰について、1980年2月9日の『新生報』は次のように述べている。

PCBs 毒油を食用した1000余人の中毒について、昨日、台湾彰化地方裁判所刑事庁で判決された。

判決：被告陳存頂、黃文隆、劉坤光の3人は、10年の刑。

判決主文：陳存頂と黃文隆は共同で他人の体を傷害し、重体にされたため、各懲役10年の刑事罰を科した。

劉坤光は他人の体を傷害し、重体にされたため、各懲役10年の刑事罰を科した。

裁判長：吳美義 書記官：黃元雄 検査官：陳清青、が職務を実行した。

8日朝9時15分、刑事第2庁で、被告3人は警察から法廷へ連れてこられ、裁判長吳美義は判決文を読んだ。読み続けた後、被告らに判決文に対して上訴しないかと聞いた。この3人は全員、絶対上訴すると言った。この裁判は10分間で終わり、3人は刑務所に戻った。

彰化県溪湖鎮の彰化油脂企業株式会社が生産した米ぬか油の中にPCBが入っていて、食用者を中毒にさせた。これについての判決は一段落ついた。

被告陳存頂は男で、62歳、彰化県出身で、商業。自宅は溪湖鎮光平里彰化路3-330。黃文隆は男で、32歳、彰化県出身で、商業。自宅は浦心郷俾霞村大溪路1-125-17。劉坤光は男で、54歳、苗栗県出身で、商業。自宅は台中県神岡郷社南村中山路495。

判決書は犯罪事実を次のように述べた。

陳存頂は彰化県溪湖鎮番坡里彰水路5-6 彰化油脂企業株式会社の社長で、黃文隆は彰化油脂会社のマネージャーである。1978年5月から1979年4月まで、米ぬかを原料にして製油し、販売していた。彼らはPCBsを熱媒体として製油することが人体に有害であるとわかっていた。製油過程に加熱管の通路からPCBsがもれて油の中に入った。そのままの油で福興、鹿港郷などに、及び卸して台中県神岡郷の劉坤光が経営した「豊香」油屋に120個大ドラム缶（1つのドラム缶は1,500キロを入っている）合計18,000キロの油を販売した。また劉坤光は台中県の恵明学校、興發工業会社、慶陽紡績会社、愛王工業会社など団体及び一般消費者に販売した。劉坤光も米ぬか油には毒が入っていることを知っていた。

1979年9月11日、行政院衛生署藥物食品検査局と台湾省政府衛生処、及び台中県衛生局が取り上げて検査したところ、油に問題があることを知っていたのにまだ続けて売っていた。劉坤光は消費者の健康を無視して中毒にさせた。

この事件は、彰化県福興、鹿港では354名、他の村では53名、台中県興發工業会社では85名、慶陽紡績会社は85名、愛王工業会社は17名、恵明学校は152名、その他の地区には404名、合計1,152名の患者がいる。

患者は挫瘡様の皮疹になり、目やにが増え、爪の異変、疲れやすく、関節に力が入らず、皮膚変形、医者にもわからず、手の施し様のない重傷であった。

この事件は台湾省政府衛生処から告訴されて、彰化県裁判所と台中地方檢察の両院で一緒に訴訟が進められた。判決理由は以下の3点である。

1. 被告陳存頂、黃文隆は犯罪事実について否認している。陳存頂は、自分の会社が米ぬか油を生産している事実だが、1975年12月から直接蒸気で加熱している。だからPCBsは使ったことがないと言う。黃文隆は、自分は行政事務だけの責任で、米ぬか油の製造については全く知らないと言う。また、被告劉坤光は、油を売っているのは事実であるが、米ぬかの中にPCBsが入っているのは知らなかったと言う。

本院からみると、被告劉坤光が売っている油は陳存頂の会社から買ってきたものであり、黃文隆はマネージャーであるが、陳存頂の会社の事務責任処理だけで製造過程に参加したことはないとは言えない。

劉坤光が売っている油について、1979年9月11日に行政院衛生署藥物食品検査局と省政府衛生処と台中県衛生局は係員を派遣して、彰化油脂会社の排油溝の土、脱臭器排気口の洗浄剤、油の秤のドラム缶の洗浄剤、同じく秤の地面の洗浄剤、脱臭器排気口の下溝の土、加熱器の油汚れ、秤からあふれた累積油、秤のしたの土を採取した。

1979年11月30日、本院の検察官と行政院衛生署、台湾省衛生処、彰化県衛生局、衛生署藥食検査局が再度取り上げて検査した。持ち込まれた検経局はその検査結果を発表した。秤の空きドラム缶の洗浄剤を除いて、全部にPCBsが入っていた——検査成績報告書（1979年11月10日藥檢四字第〇一五八八一号、1979年12月18日藥檢四字第〇一八二三二号）による。

彰化油脂会社が米ぬか油の製造中にPCBsを熱媒体として使っていたということが判明した。1979年9月11日、衛生署など関係機関からの報告によって、劉坤光が売っていた油を検査した時に、多く的人是でに中毒した。しかし、劉坤光はこのことを知っていたのに、損をしないために油を売り続けた。これは消費者の健康を無視し、自分の利益だけを考えており、この罪は許すことができない。

2. PCBsは安定性が極めて高いので、人体に入るとそのまま残り、脳、肝臓に溜まって排出しない。中毒患者は一様に挫瘡皮疹、目やに過多、爪の黒変、疲れ、関節の無力、皮膚の変質などがある。台中市の中山病院の蕭松瑞教授、周明仁教授、彰化キリスト教病院皮膚科高信義主任からの証明である。

また、本院と省立彰化病院は、患者の施文録さん（男）は大変な重症で治すことができないはずであることを確認した。

PCBsは工業上の用途で經濟部からは管制品に指定されている。被告陳存頂、黃文隆は、PCBsを熱媒体として油を製造し、人の健康に害するこ

とを知っていたのに、まだ製造し販売していた。被告劉坤光も知っていたのに、人の健康を無視し、販売し続けた。これは明らかに故意犯罪だ。

3. 被告らの行為は、台湾の刑法第 227 条第 2 項の後部分、及び食品衛生管理法第 26 条第 1 項を用いるのは、この罪に対して軽すぎる。次の刑法 277 条第 2 項の後部分によると陳存頂、黃文隆の行為は、互いに分っていてやったことで、二人は共同正犯と言える。

劉坤光は多くの人に傷害を負わせたが、油を売った単独の行為であり、刑法 55 条によって判断する。公訴人は彼についての判断は、前者との関係もあり、傷害部分も加味され刑法 278 条第 21 項の罪であり、起訴条項は変更するべきであると言う。

本院は、被告らは自分の利益ばかりを考え、消費者の健康を無視していたために、被害者は 1,000 余人になり、この悪行は重い。故に、この判決は大変重い刑の罪を与える。

7. 日本では、大日本帝国憲法のもとでは「国家無答責」であり、国賠制度がなかった。日本国憲法 17 条にもとづき 1947 年に国家賠償法が制定された。たとえば日本の水俣病では、企業の過失責任は 1970 年代の諸判決で確定され、行政（国、県）の過失責任は 2004 年の最高裁判決で確定した。
8. 厳密に言えば、日台油症患者の初めての交流は、1983 年 9 月 15 日-18 日に、矢野トヨコ・忠義夫妻・河野裕昭・西川和子、台湾油症を視察した。
9. 「台湾油症被害者支援協会」が設立する以前、いくつかの民間団体も油症患者に支援していた。例えば、1980 年 1 月 1 日に「中華民國消費者文教基金会」（以下、「消基会」）を設立した。その基金として、青年商会の寄付金 10 万元と三商行翁肇喜の寄付金 100 万元（400 万円）を当てた。これは非政府組織、非営利団体であった。最初の事務局は李伸一 弁護士の事務所であった。柴松林が「消基会」の理事長になった。彼は南部を訪問して、被害者の現況と意見に耳を傾けた。この聞き取りは今まで社会を恐れてひっそりと生きてきた被害者にとって、干天の慈雨であった。彼らは、自分たちの生活を気づかってくれている人がいることに気がつき、自信を持つようになった。倒れず負けずに勇敢に生きていくことができると信じるようになった。

この「基金会」は古漢龍などの被害者たちと相談して、被害者たちは現在法律方面の援助が一番必要だと思ったので、米ぬか油事件被害者に無料で関連の法律相談を受けさせた。さらに、1981 年 5 月 26 日、弁護士樊光群、王寶輝、李申一、郭吉仁、李聖隆、張金盛、洪桂叁など 10 人が起訴団体を組織した。古漢龍ほかの被害者たちの委任を受け、高等裁判所台中分院に刑事付帯民事訴訟を提訴した。また、同年 6 月 23 日「ポリ塩化ビフェニル患者を救助するための寄付慈善公演」を行った。寄付方式で被害者に救済したいと

考えられた。

なお、無報酬の弁護士団体は被害者たちのために、訴訟を起こした時、「徵信社」（探偵会社）を通じて、陳存頂及び劉坤光の財産を調べた。2人の名義の財産が他人に移転したまたは検査し押収されたことが判明した。その後、「消基会」は被害者たちのために、勝訴した。しかし、監獄に入った陳存頂は体調が悪いため、医療のため仮釈放された。数年後、彼は死亡した。さらに、陳存頂の会社が破産したため、被害者たちにとって、「贏了面子，却输了里子」（見た目が勝ったが、実は負けたように被害者は賠償金が得られなかったことである。）であった。

彰化県福興郷外中村の梁進元などの被害者たちも同じ状況が発生した。1982年、彼らは陳存頂及び黃文隆に対して民事訴訟を起こした。1990年、裁判所は、被告に被害者1人あたり50万元（約200万円）の賠償を行うように命じた。しかし、米ぬか油中毒事件後、陳存頂は破産を理由に賠償の支払いを拒否した。結局、被害者たちにとって、この訴訟によって、得られたのは無価値の債権証書だけであった。

さらに、台中県東勢郷においては、被害者頼瑞廷及び約200名は提訴したが、上記の場合と同じ状態におちいった。1984年12月、高等裁判所台中分院は、被告陳存頂他に全額1億1,300万元（約4億5,200万円）の賠償の支払いを命じた。この判決によって、被害者たちは自分たちが正当に評価されたと考えた。しかしながら、1991年、米ぬか油を販売した豊香油業の社長劉坤光はその賠償を不当として、民事訴訟を起こした。その理由は、彼が販売した米ぬか油は自社製ではなく、彰化油脂会社から仕入れたものである。従って、その米ぬか油がポリ塩化ビフェニルに汚染されているかどうかの認識はなく、また検査能力もないので、賠償責任もないという理由である。その提訴は台中分院に認められ、被害者たちの損害賠償請求は却下された（陳2010:96-101、筆者訳）。

10.

油症患者健康照護服務條例（油症患者健康看護奉仕条例、福祉と救済の法令という意味）

【制定日付】 民国104年（西暦2015年）1月22日

【公布日付】 民国104年（西暦2015年）2月4日

【法規沿革】 中華民國104年（西暦2015年）2月4日公布の統領華総一義字第10400014301号令制定公布全文14条を公布の日から施行する

【法規内容】

第一条（立法目的）

油症患者が適切な医療を受ける権利と健康である権利を保障するために、本条例を制定する。

第二条（主管機関）

本条例関係の主管機関：中央政府では衛生福祉部が担当する。

直轄市（台北市、新北市、桃園市、台中市、台南市、高雄市）は直轄市政府が担当する。

県（11 県）及び市（3 市）は県及び市の政府（地方政府）が担当する。

第三条（油症患者の登録の定義及び分類）

この条例において「油症患者」とは、民国 68 年（西暦 1979 年）のポリ塩化ビフェニル油症事件によって中毒症になった患者をいう。

油症患者を次のように分類する：

1 項、第一世代油症患者とは、次のいずれかに該当する者である：

① 民国 68 年（西暦 1979 年）12 月 31 日までに生まれ、中央主管機関に登録された者。または審査登録された者。

② 民国 69 年（1980 年）1 月 1 日から民国 69 年（1980 年 12 月 31 日までに生まれ、実母は①の第一世代油症患者、または審査登録患者である者。

2 項、第二世代油症患者とは、民国 70 年（西暦 1981 年）1 月 1 日以降に生まれ、実母が第一世代油症患者である者。

第四条（第一世代油症患者の申請登録）

第三条 1 項において、審査登録が必要とされた患者は、以下の書類を準備して、県または市の主管機関に申請して審査を受け、その後中央主管機関が審査する。

1 項、中毒物質への暴露に関する証明書類。

2 項、中央主管機関登録審査機関発行の血液中ポリ塩化ビフェニル（PCBs）およびポリ塩化ジベンゾフラン（PCDFs）濃度の異常値についての報告書。

2 項の報告書の中のポリ塩化ビフェニルおよびポリ塩化ジベンゾフランの血液中濃度の異常値の基準については、中央主管機関が決めた数値に従う。

第五条（第一世代油症患者の検査費用の補助の申請）

第四条の規定に従って審査を通過した者は、発行された検査報告書および費用領収書を持参して、中央主管機関に補助を申請する。

第六条（油症患者の人格及び法的な権利の保障）

油症患者の人格を尊重し、法的な権利を保障しなければならない。教育、雇用、医療等の

権利を保障しなければならない。差別的な待遇をしてはならない。これに関連した保障辦法（油症患者權益保障辦法）では、中央主管機關が中央各事業主管機關と協議して制定した條例に従う。

油症患者の同意なしに、録音、録画、撮影をしてはならない。

メディアは油症事件や関連番組を作る場合、油症患者やその遺族の名誉とプライバシーに留意すべきである。

油症患者に対する医療及び介護の機関、機構、団体及びそれに属する個人は、治療方法及び対応に留意しなければならない。患者のプライバシーと社会に関する資料は、これを漏洩してはならない。

第七條（中央主管機關が、油症患者に対して推進すべき事項）

中央主管機關が推進すべき事項は以下のとおりである。

- 1 項、医療院は、油症患者に対する特別診査を実施する。
- 2 項、油症患者の健康状況の評価、医療と介護の促進についての研究と発展を推進する。
- 3 項、医療従事者は油症患者を介護し、生活指導をする。
- 4 項、油症患者の健康とその介護についての国際交流を推進する。
- 5 項、定期的に油症患者に対する健康・介護政策およびその成果を検討する。
- 6 項、その他油症患者の健康・介護に関する事項。
- 7 項の結果は、積極的に公開しなければならない。

第1項の事項に関しては、関連協会、油症患者、有識者、民間団体を招集し、協力して推進する。組織の構成において、性別（男女）の差が3分の1以上であってはならない。また油症患者、有識者、民間団体の代表者数は2分の1以上であること。

第八條（中央主管機關が油症患者に提供する健康・介護の補助）

中央主管機關が油症患者に提供する健康・介護への補助は以下のとおりである。

- 1、油症患者の定期健康診断料。
- 2、油症患者の国民健康保険のうち初診料、急患診察料の一部を負担する。
- 3、第一世代油症患者の国民健康保険のうち入院医療費を負担する。

第九條（中央主管機關が改訂する検査費用の補助基準及び健康診断の項目）

第五條、前條の補助基準及び健康診断項目は、中央主管機關が決めた項目に従う。

第十條（地方主管機關が油症患者に提供する健康・介護サービス）

直轄市、県及び市の主管機關は油症患者を定期的に訪問して、保健情報、転院及び追跡サービスを提供する。報告書を中央主管機關に提出し、保管する。

第十一条（法律援助）

油症患者が本条例の定める法的権利を侵害されて、提訴した場合、主管機関は必要な法的援助を提供しなければならない。

前項にかかわる条例すなわち法律扶助辦法に関することは、中央主管機關が決定する。

油症患者が第1項の訴訟について保全処分を申請する場合は、裁判所は保証金について、一部金額を免除する。

第十二条（本条例を施行する以前に登録された油症患者およびその遺族に対しては慰謝料を支給する）

登録油症患者、または、この条例施行以前の死亡者、その配偶者、直系親族、遺族には、申請に従って、新台幣ドル20万（約80万円）の慰謝料は一括支給が申請できる。

前項の慰謝料は公告後2年以内に限られる。

本条例に従って、慰謝料を受け取った場合、所得税の徴収は免除される。

第十三条（油症患者の法的権利の侵害に対する罰則）

第六条の規定に違反した場合、新台幣2万ドル（約8万円）以上10万ドル（約343,440円）以下の罰金を科する。

第十四条（施行する期日）

本条例は公布の日から施行される。

訳注1 辛亥革命（1911年）の翌年である1912年に中華民国が樹立されたため中華民国が成立した1912年を紀元（元年）とする紀年法が制定された。これを民国紀元（民國紀元・民國紀年）、中華民國曆（略して国曆）という。民国年に1911を加えると西暦年となる。104+1911=2015である。（ウィキペディア「民国紀元」を参照）。

訳注2（陳翔） 台湾（中華民国）の法律に関する呼び方は、中央法規標準法によれば、位階的では、憲法、法律（法、律、条例、通則）、命令（規程、規則、細則、辦法、綱要、標準、準則）に分けられる。憲法以外の法律及び各機關が頒布した命令は、この中央法規標準法を参照。

故に、『油症患者健康照護服務條例』は「法律」という位階にあたり、油症患者權益訴訟案件法律扶助辦法などの辦法は「命令」にあたる。

『油症患者健康照護服務條例』及びその2つの辦法は、中央に所属している衛生福利部によって頒布されたものであり、中央政府に属する法令である。

ちなみに、台湾（中華民国）では、地方自治体（地方政府）が頒布した法令は、だいたい「自治條例」や県（市）の名前を冠す。

金星記、陳翔協力、戸田監修 2016年2月24日。

(出所) 油症患者健康照護服務條例

<http://www.6law.idv.tw/6law/law/%E6%B2%B9%E7%97%87%E6%82%A3%E8%80%85%E5%81%A5%E5%BA%B7%E7%85%A7%E8%AD%B7%E6%9C%8D%E5%8B%99%E6%A2%9D%E4%BE%8B.htm> (最終閲覧:2016年2月11日)。

補充1. 「油症患者健康照護服務條例」の修正版は2016年に公布されている。第四、十二条が以下のように修正されている(下線つきは修正した部分)。

第四条(第一世代油症患者の申請登録)

第三条1項において、審査登録が必要とされた患者は、以下の書類を準備して、県または市の主管機関に申請して審査を受け、その後中央主管機関が審査する。

前項証明書類は、中央主管機関が専門家・学者を招き、委員会を成立し、審査される。

中央主管機関登録審査機関発行の血液中ポリ塩化ビフェニル(PCBs)およびポリ塩化ジベンゾフラン(PCDFs)濃度の異常値についての報告書は1項の補充証明書類である

2項の報告書の中のポリ塩化ビフェニルおよびポリ塩化ジベンゾフランの血液中濃度の異常値の基準については、中央主管機関が決めた数値に従う。

第十二条(本条例を施行する以前に登録された油症患者およびその遺族に対しては慰謝料を支給する)

登録油症患者、または、この条例施行以前の死亡者、その配偶者、直系親族、遺族には、申請に従って、新台幣ドル20万(約80万円)の慰謝料の一括支給を申請できる。配偶者、直系親族、遺族がいない場合は、両親が申請できる。

1項の遺族が2人以上の場合は、その中で1人が代表として申請を提出する。

1項の慰謝料の申請は民国109年8月9日(2020年8月9日)までに限られる。期限切れで無効になる。

1項の慰謝料の申請について、中央主管機関は申請書を遺族に送るべきである。戸籍資料によって遺族者を確認できない場合は、この限りではない。

1項の配達する遺族は2人以上の場合は、中央主管機関はその中の1人に渡す。

本条例に従って、慰謝料を受け取った場合、所得税の徴収は免除される。

補充2. 説明

主に2点の変更になった。①血液検査は登録必要条件ではなく、証明条件の1つになった。故に、登録しやすくなっている。②慰謝料の申請期限が長くなり、申請範囲も広くな

っている。つまり、油症被害者に対する登録条件及び救済制度は積極的になった。

11. 郭育良は、現在国家衛生研究院国家環境医学研究所特別に招聘する研究員・研究所長、国立台湾大学医学院環境職業医学教室教授、国立台湾大学医学院附属病院環境職業医学部・内科部主任、国立台湾大学公共衛生学院職業医学及び工業衛生研究所契約招聘教授である。さらに、彼は台湾油症研究の第一人者と呼ばれている。
12. エリテマトーデス（紅斑性狼瘡）は {こうはん せい ろうそう}、皮膚や臓器などに炎症の症状が現れる自己免疫疾患の総称。全身性エリテマトーデスのほかに、皮膚に炎症が現れる「円板状紅斑性狼瘡」などがある。
13. 台湾では、PCBs は食品産業の熱媒体、トランスやコンデンサーに使用された。大同会社、士林電気工学会社がトランスとコンデンサーの主な2つの製造者で、台湾電力会社が主な使用者であった。PCBs トランスは他のトランスよりも高額だったため、PCBs トランスの商業的な利益はなかった。PCBs の事故が起きる以前は、台湾ではほとんどの PCBs はコンデンサーに使用された。

PCBs と PCBs 廃棄物は 1982 年まで購入された。1985 年に行われた調査では、台湾の PCBs の量は 20 トンの原油、80 トンのトランスなどを、合計で 1,000 トンであった。しかし 1995 年には、軍事庁が、軍事の分野で 512 トンのトランスとコンデンサーが使用されていることを発表した。

PCBs を含むコンデンサーを保有している事業者は 3047 件である。PCBs を含むコンデンサーの数は 23,147 個である。61,360 個のコンデンサーが、PCBs を含んでいるかどうかまだ調査されていなかった。

1991 年の調査では、1980 年 6 月以前に製造されたコンデンサーのうちの数種、1980 年から 1982 年に製造されたコンデンサーの全ての種、1982 年 12 月以前に製造されたトランスが、PCBs を含んでいるとされている。

多くのコンデンサーは PCBs 液を含んでいる。サイズや使用用途に関わらず、PCBs でない液体が使用されているもの以外のコンデンサーは PCBs を含んでいると考えられる。

台湾油症事件発生以来、経済庁は PCBs の輸入禁止をし、コンデンサーの製造者は PCBs の使用を禁止し、PCBs を含んだコンデンサーと PCBs 原液を保管するよう、命令した。

1980 年以降、台湾で製造されるトランスとコンデンサーは PCBs を含んでいない。1980 年から、台湾電力会社は PCBs を含む機器の購入をやめ、PCBs 機器の取り替えを計画した。

PCBs は 1988 年 6 月 22 日に有害物質であることが環境保護庁により発表された。輸入と PCBs の販売、食品産業での使用が禁止された。

1994 年 3 月 10 日に発効された基準によって、50ppm 以上の PCBs を含んだトランスとコンデンサーと油、PCBs 廃棄物は有毒産業廃棄物として分類された。

有害化学物質管理法により、規制される PCBs 量が決められ、製造、輸入、販売が禁止された。この規制によって、PCBs を含む製品は市場から消えた。

環境保護庁が 2001 年 1 月 1 日に、有害化学物質禁止法を発効し、PCBs の使用は禁止された。

(出所) Environmental Information of Taiwan, TEPA, 1987。

http://tabemono.info/report/former/pcd/5/5_2_5/1.html を参照 (最終閲覧日:2108 年 8 月 8 日)。

第3章 環境文学からみたカネミ油症と台湾油症——矢野トヨコ著

『カネミが地獄をつれてきた』（1987年）と陳昭如著『被遺
忘的1979：台湾油症事件30年』（2010年）

第1節 矢野トヨコの生涯

矢野トヨコ（1922-2008）は、86年間の生涯の後半をカネミ油症事件の被害者として過ごした。1972年3月頃から未認定患者の掘り起こし運動を始め、以来、1973年油症患者グループを組織した人物として知られるようになった。

彼女は、1922年9月15日、愛媛県伊予郡上灘町大字高岸に生まれた。家の事情で梅田高等小学校を1年で中退し、機織り工場で働き始め、16歳の夏に大阪に出た。住み込み奉公を経て工場の炊事婦をしていた18歳の時、同郷だった最初の夫矢野喜代松と結婚した。翌年1942年に長女、1943年に長男を生んだ。1945年太平洋戦争中は疎開先の愛媛県今治市で空襲に遭い、夫と子ども共に焼き出された。その後、夫の故郷ではよそ者として厳しい生活を強いられた。矢野トヨコは「そこは畑は段切りで飲み水にも事欠いて担うて運ばなくてはならないという程の農家でした。それはとても辛い仕事でしたが、辛い私は身体が人一倍丈夫で病気一つせず頑張りました。」（矢野1987：30）と述べていた。

戦後1949年は福岡県に移り、大牟田市三池をふりだしに筑豊の小さな炭鉱を転々として、苦労の中で4人の子どもたち（次男1950年、三男1952年出生）を育てた。筑豊京之上炭鉱では1957年春から101日間の大争議を労組の主婦会長として乗り切ったものの、翌年春に夫を落盤事故で失った。その後、労組の青年部長だった矢野忠義（旧姓：柳澤）と再婚した。

福岡県北九州市に住んでいた矢野一家は、1962年12月頃カネミ油を食べ始めた。当時の状況について、彼女は次のように述べている。

別にたのんだわけではないのですが、米屋が持ってきて「これが一番いい」といったからです。値段は、三百八十円でした。その当時私は働いていたので、油とかは買ってさげてこられず、いつも米と油をたのんでいたのです。昭和三十八年の正月、フライや、から揚げをして沢山食べました。正月の松の内が明けた頃、身体一面に紫色に湿疹ができました。胸の血管が出ているようなところ、脇腹のところ、股のところなどです。背中も腹も一杯できました。それがものすごくかゆくて、何の食べ合わせだろうかと思っていました。（矢野1987：31-32）。

彼女は、家族を含めて1963年頃から発症したことを1973年春頃に訴えた。なお、カネミ

油症が広く社会に知られるきっかけになったのは、医師によるものではなくて、1人の患者が保健所に届け出たことによる世の明るみに出た。1968年10月10日朝日新聞（西部版）の夕刊で初めて「正体不明の奇病が続出」と報道されて、カネミ油症事件が広く社会に知られるようになった。1968年10月10日はカネミ油症正式発覚日として認識されている。

しかし、1967年以前に発症した例があることは1972年頃から何度か報告されていた。たとえば1973年10月には医師と被害者・支援者により1968年以前に18人の発症が明らかにされたと報じられ、計18人のうち認定患者が6人、未認定患者が12人で、最も早い発症例は1961年北九州市での発症である。また、1973年10月下旬には山口県で1968年2月以前に27人が発症したと報じられた。

一方、1954年、鐘淵化学工業高砂工場でカネクロール（PCB）の製造が開始された。カネミ倉庫本社工場では1961年4月米ぬか油製造を開始し、鐘淵化学工業の勧めによりPCBを熱媒体として利用した。そして、増産のため脱臭工程の無理な設計変更を繰り返したことで何度も事故を起こしていた。

上記の矢野トヨコが述べている内容は、初期の発症時期を確認するための貴重な記録ではないだろうか。

1963年、矢野トヨコの家族にさまざまな症状が出始めた。しかし、当時カネミ油の汚染を知らず、ずっと食べて続けていた。1968年10月10日から、油症事件が発覚してまもなく彼女は検診をうけ、同年12月に油症患者と認定された。しかし、他の家族はしばらく認定されなかった。なお、三男は1971年油症に認定。夫矢野忠義は1973年油症に認定。長男と次男は1974年油症に認定。

1969年1月頃、矢野トヨコは北九州地区カネミライスオイル被害者の会に入会した。その後、未認定患者問題に関心を持ち、1972年の夏頃から未認定患者の掘り起こし運動に取り組み始めた。1973年6月から「油症患者グループ」の代表として被害者運動の先頭に立った。1975年に代表を夫に譲ってからも相談役として活躍していた。1978年に乳ガンが見つかり、左乳房を全摘出する手術を受けたことで、運動の第1線から一度、退いた。それでも、夫が代表を務めた「カネミ油症未訴訟対策委員会」「油症医療恒久対策協議会」などの会合や集会には参加し、各地の被害者の相談にのっていた。その後、矢野トヨコは名前も顔も明らかにして、様々な場で「患者が教科書だ」「被害の実態から出発しなければならない」「被害者が自ら声を上げなければ抹殺される」などと書き、発言した。特に、1983年9月、矢野トヨコと写真家河野裕昭らは、台湾を訪問し、油症に関係がある学校と病院などで被害者、支援者と交流した。その経験に基づいて書いた「台湾旅行——カネミ油症患者と台湾多氯联苯（PCB）受害者」（1983年12月12日）は、台湾油症の当事者との交流だけではなく、台湾の風景・食事などにも言及されている。これは、一番最初の台湾油症に関する日本語で書かれた文献である。

2001年、矢野トヨコ夫妻の功績に対して田尻宗昭基金から田尻賞が授与された。

一方、矢野トヨコは1980年頃から「毎日文化センター」の文章教室に通い始める。カネ

ミ油症の体験を書き遺しておこうと考えたからである。その初期の座談会で彼女は次のように自己紹介した。

私は立派な教育を受けていません。貧しくて義務教育すれすれです。泥の上を這いずり回って生きてきた人間です。そんなドロドロした生活体験を書き遺したいと思い、文章を習いに来ました。(矢野トヨコ追悼文集刊行会 2010 : 3-4)。

矢野トヨコは文章教室の同人誌に身近な随想、回想記、自伝的創作など様々な文章を書き、自らの作文能力に磨きをかけた。さらに、カネミ油症について書いた千枚以上の原稿を元に、1987年11月に『カネミが地獄を連れてきた』を出版した。

上記は、以下の書籍と記事を参考にしている。

- 1、矢野トヨコ著『カネミが地獄を連れてきた』(葦書房、1987年)
- 2、矢野トヨコ・明石昇二郎「個に生きる(1) 矢野トヨコ 国にだまされ続けた人生でした」(『金曜日』9(6) 30-35、2001年)
- 3、矢野トヨコ追悼文集刊行会編『矢野トヨコ かく生きたり——あるカネミ油症被害者の歩み』(アットワークス、2010年)
- 4、矢野忠義・矢野トヨコ著『カネミ油症、苦悶の記録——地獄と向きあって44年』(書肆侃侃房、2012年)

第2節 『カネミが地獄を連れてきた』と『被遺忘的 1979:台湾油症事件 30年』からみた油症事件

『カネミが地獄を連れてきた』は、カネミ油症被害者矢野トヨコが、自分の経験をもとに、カネミ油症事件を一般読者向けに書いた記録性の高いノンフィクションである。

この作品は、矢野トヨコ一家がカネミ油を食べた前後の生活、特に未認定の被害者の掘り起こし運動、弁護士との意見対立、乳がんの発病などの問題に真正面から取り組み、日付入りで書かれている。

『台湾油症事件 30年』は、台湾作家陳昭如が関連文献資料を整理し、当事者及び専門家にインタビューして、ジャーナリストの視点で、台湾油症の全貌を初めて明らかにした一般読者向けのルポルタージュである。

世界中で、PCB・ダイオキシンを含む食品による大規模な健康被害が発生したのは、日本と台湾だけである。1968年の秋、福岡県北九州市に始まって西日本一帯に及んで発覚した「カネミ油症」事件から10年目の1978年末、台湾の台中県及び彰化県でも発症した例が明らかになった。それはカネミ油症とほぼ同じような症状を有するものであって「台湾油症」と言われる。

なお、カネミ油症事件については、多数の作品がある。例えば、油症被害者の紙野柳蔵著

『怨念の民 カネミ油症患者の記録』（教文館、1973年）、写真家である河野裕昭の写真集『カネミ油症—河野裕昭写真報告』（西日本新聞社、1976年）、佐々木博子の小説『化石の街』（労働経済社、1977年）、カネミ油症被害者支援センター編『カネミ油症 過去・現在・未来』（緑風出版、2006年）などである。それに対して、台湾油症事件についての作品は陳昭如著『台湾油症事件 30年』だけである。

日本全国で約1万4,000人が被害を訴えたが、認定患者数は2018年3月31日で2,322人である。うち、相当数が既に死亡している。認定されない被害者も多く出て、裁判により認められた仮払金も返還を監督され、被害者は追い詰められた。しかし、未認定患者及び次世代患者へのまともな対応もないままである。仮払金返還免除特例と救済法が成立したが、原因企業であるカネミ倉庫と鐘淵化学工業（カネカ）と国は依然として問題解決に消極的である。油症を「史上まれにみる人権侵害事件」とした医師の故・原田正純氏は、この人権侵害が無視されるなら「成熟した民主的国家に値しない」と断じている（長崎新聞 2018年1月12日）。さらに、新たに油症認定された人たちや未認定被害者の救済は進んでいない。カネカについての責任、PCB汚染の現状についてなどの問題も山積みしている。それについての書籍や記事は無数にあって、油症を研究する学者は多いが、意見が多様である。政府側と被害者側は対立し続けている。

台湾油症の場合は、公表された限りでは台湾油症として登録した被害者は2,000名以上に及ぶとされている。台湾油症事件発生後、原因企業は全部破産した。さらに、関係者は刑事罰を科された。台湾の場合は、認定基準がなく、患者自身の申し出による登録制度である。政府は油症被害の存在は認めたが、具体的な登録の目安となる症状による診断基準を定めなかった。自らの症状などを根拠として申請し、油症患者として登録する。これは「登録制度」と呼ばれる制度である。筆者が台湾油症被害者、国民健康署、研究者、支援団体からの聞き取り調査の結果、現在の登録制度は十分とは言えないが、妥当な制度として各方面で認識されている。さらに、台湾油症の場合は、学者の対立の意見の違いは少ない、日本よりそれほど表面化していないため、台湾油症に関する書籍が少ない。

『カネミが地獄を連れてきた』は、主人公は矢野トヨコ一人である。一人称によるノンフィクションである。全文は彼女の視点から1987年までのカネミ油症に関することを述べている。

内容は、矢野トヨコがカネミ油を食べた以前の生活、すなわち彼女の自伝から始まる。油を食べる前、彼女は辛い生活の中で、「身体が人一倍丈夫で病気一つせず頑張りました」。しかし、カネミ油を食べた後、彼女は次のように語っている。

私は三十七年十二月に、初めて買ったカネミライスオイルで三十八年一月に発症していた。以来、吹き出物、目ヤニ、膀胱炎、心身の不安感、頭痛などに悩んできた（矢野 1987：15-16）。…セールスをやってきましたから、他所に行って話をしなければならぬのに、お客さんと話が全然かみ合わないのです。何か、お客さんが遠いところに

いるみたいで、私は一生懸命話しているのにかみ合わないのです。そうこうしているうちに風邪は治りましたが、また顔に湿疹ができるといったふうでした（矢野 1987：32-33）。…昭和三十九年の冬から昭和四十年の正月にかけて、妙なできものが両股と腹の下にできました。それは化膿もないし、上がかたくてつぎつぎできました。同じ頃膀胱が悪くなりました。産婦人科に行って注射を打ってもらっていましたが治りません。自分で薬を買って飲んでも治りません（矢野 1987：33）。…昭和四十年、口の横、眼の縁に一杯栗粒状のブツブツがよくできました。その頃斜視の手術をして眼科に眼を洗いに行っていました、眼の縁にブツブツが一杯できました。眼がジカジカして眼脂がよくできました。先生に何でしょうかと聞きましたが、よくわからないということでした……（矢野 1987：33-34）。

矢野トヨコは自分自身の症状を年代順に詳しく書いて、当時の状況を示している。それによって、作品の説得力が強められている。上記のように、当時の矢野トヨコはさまざまな症状に悩まされただけでなく、仕事にも影響を受けた。

カネミ油症被害症状について、九州油症研究班が制定した1969年の「『油症』診断基準と油症患者の暫定的治療指針」で次のように述べている。

「油症」診断基準と油症患者の暫定的治療指針（1969）

本基準は、西日本地区を中心に米ぬか油使用に起因すると思われる特異な病像を呈して発症した特定疾患（いわゆる「油症」）に対してのみ適用される。したがって、食用油使用が発症要因の一部となりうるすべての皮膚疾患に適用されるものではない。

症状：上眼瞼の浮腫、眼脂の増加、食思不振、爪の変色、脱毛、両肢の浮腫、嘔気、嘔吐、四肢の脱力感・しびれ感、関節痛、皮膚症状を訴えるものが多い。特に、眼脂の増加、爪の変色、瘡瘡様皮疹は、本症を疑わせる要因となりうる。また、症状に附随した視力の低下、体重減少等もしばしば認められる。……上記所見は、典型例においては、その大多数が認められるが、手掌の発汗過多、爪の変色、眼脂の分泌増加、頬骨部の面皰形成、および自覚症のいくらかを総合して、疑症をもうけることは必要であろう。

油症患者の暫定的治療指針：1. SH基剤などを投与する。2. ビタミンB2などを投与する。3. 硫黄あるいはその他の角質溶解剤を含む軟膏またはローションの外用。4. 二次感染の予防および悪臭防止のためにHexachlorophenなどにより皮膚を清潔に保つ。5. 二次感染があれば化学療法を併せ行なう。

1968年10月18日に油症外来が開設され、106人が受診して11人が油症と診断されました。この基準は、翌19日に発表された診断基準である。この頃には、油症が感染症である

かのように考えられていたことがわかる。なお、油症患者の暫定的治療指針の4番目について、今から振り返ると、「ヘキサクロロフェンなどにより皮膚を清潔に保つ」ことにより、日本でさらにダイオキシン汚染を引き起こす可能性があったといえる。英語ウィキペディアのヘキサクロロフェンの項を参照すると、欧米による規制強化やダイオキシン汚染リスクに言及している。

一方、食品衛生法上は、中毒患者の発生を知り得た際には、法令の手續に基づいて必要な処置を講じることが義務づけられている。しかしながら、認定については、医師個人の判断ではなく、当初、九州大学が中心となって設立された「油症治療研究班」が制定した「診断基準」に基づいて、各種の検診が実施された後に、診定会という認定機関での件という結果を受けて、認定、非認定、保留の決定が患者の居住する地域の都道府県知事によって決定が下されること現在までになっている。

上記によって、油症問題の特徴は、①症状の複雑さ（現在まで治療法は不明）、②慢性的（PCBs、PCDFs、PCQsなどの有毒化学物質は体外に排出しにくく、毒性が長期間体内に残留する）、③生活障害（健康問題だけではなく、精神的・心理的・経済的問題も生じている）の多岐にわたることがわかる。医師原田正純は油症を「全身病」「病気のデパート」と形容している。油症関連の疾患は全て非特異的疾患で、その疾病の合併率は尋常ではないと指摘している。

『台湾油症事件三十年』の「第1部 落幕的事件（既決の事件）」は、陳昭如が当事者たちの口述に従って、台中県大雅郷の被害者個人個人の生活を説明している。さらに、往時の新聞ニュース（主に『中国時報』、『連合報』）も引用された。陳昭如は第三者の立場になって、台湾油症事件の1部始終を物語として読者に紹介している。

「第2部 未落幕的故事（未決の事件）」は、陳昭如がジャーナリストとして米糠油中毒事件の被害者及び関係者に取材した記録に基づいた、個々の物語である。11人の個人に対するインタビューで構成されている。彼らは全て被害者かまた関係者である。物語は、第三人称形式で、台湾油症事件の被害者及びそれに関わる人々はそれぞれ異なる人生観と将来に対する多様な個人の考え方が多角的に示されている。

原田正純医師（故人）はカネミ油症が病気のデパートであり、大切な人類の負の財産だと語っている。それは、症状の直接的な苦痛ではなく、そこから派生する日常被害、社会的被害に苦しめられてきたことを意味する。

矢野トヨコは、1968年11月11日、北九州市・小倉保健所でカネミ油症検診を受けた時のことを次のように述べている。

先生はさーっと診て「よっしゃ」といいましたので、着物を着かかっていたら「おばはん、もう一遍」というわけでもう一度全身、手、指、爪など診てもらいました。そして、「かかるとる」といわれました（矢野1987：38-39）。

当時は気軽い診断をしていたと思われる。

一方、診断基準について、1968年10月10日、朝日新聞の夕刊（西部版）が油症の発症を初めて報道している（長崎新聞は1968年10月12日）。その日はカネミ油症事件の正式発覚日として認識されている。10月14日、九州大学医学部附属病院を中心に「油症研究班」が編成され、18日には九州大学医学部附属病院に「油症外来」が開設、多数の患者が訪れて受診した。19日に油症研究班が発表した診断基準は皮膚症状など特徴的な外見初見が中心であった。28日に1部改訂されたが内臓疾患などの全身症状はわずかしき取り入れられなかった。このためさまざまな自覚症状を訴えても認定されない人が少なくなかった。すなわち、典型的な皮膚症状を有する患者でも、全身倦怠感、視力減退、はき気、呼吸器障害、発汗過多、食欲不振、頭痛、集中力減退など多くの症状があったが、これらは他の病気でも見られたし、主として皮膚科の医師が診察したために、ほとんど無視された。

さらに、診療する医師の多くは油症について十分な知識がないままに通常の治療法で対応しようとした。しかし、上に述べたような症状と同じような表れ方をする場合が多い。現在まで、ほとんど治療の効果が無い場合が多い。これが油症の特徴と言える。

『カネミが地獄を連れてきた』の中で、保健婦の訪問をうけ、息子二人が彼らの症状を次のように述べる画面がある。

「ぼくたちも、顔に出来ているようですが……」

「いや、これはニキビで青春のシンボルなんです」

どうやら、当時売り出した歌手の坂本九にあこがれているようなことを言っていた（矢野1987：42）。

……

私の長男と二男も受診していたのがこの四月二十二日認定されたのであった。我が家はこれで全員認定患者となった。このことは、PCB混入の油を食べていれば、油症から逃れることは出来ないことを立証したことになる。悲しい事実である。あれほど彼らは、吹き出物のことを青春のシンボルなどと言っていたけれども……。カネミへの怒りはおさえようもない（矢野1987：191）。

矢野トヨコは1969年に油症患者と認定された。三男は1971年油症に認定。夫矢野忠義は1973年油症に認定。長男と次男は1974年油症に認定。このようにカネミ油を摂取して症状や被害を訴え続けたが、認定の時期はそれぞれずれていた。他の家族でも全員がカネミ油を食べているのに、認定されない家族員もいるという状況が各地で起きていた。認定されない被害者は体の苦痛を訴えても、全く補償は受けられない。未認定患者の存在は、今日に至るまで常に問題となってきた。矢野トヨコの家族全員が認識されたことは、彼らの症状が重かったのではないだろうか。

一方、売り出した歌手の坂本九を話題にした保健婦の言葉は当時油症についていかに無

知であるかを表している。医師の冷淡な問診態度は被害者を 2 次被害者にする結果になった。矢野トヨコは次のように述べている。

油症と診断されて、不安にうろたえながら私は帰ろうとしていた。この目に見たものは、二階の検診場から、廊下や階段を越して、道路にまで並んでいた、検診待ちの人の群れだった。保健所の職員らが

「もう時間がおそいですから、診察を打ち切ります」

「今日せんのなら、明日あるとじゃな。いうてくれ」

「それはわかりません」

「なにィ！」

悲痛に叫ぶ声を後に、複雑な感情を抱いて私はその声から遠ざかった。そかし十五年後のいまも耳の底に残っている。このときも、その人たちの顔を見たように思ったのであった。

二重写しの錯覚に、靈感のようなものがひらめいた。未認定患者の掘り起こしをしようとおもった。未知なる病気の実体は、もっと多数の患者が医者に教えるに違いない。テレビに写っている水俣病患者も、ハンターラッセル症候群以外のことを言っているではないか——（矢野 1987：58）。

上記は、患者と保健所の職員との矛盾を描写している。多くの患者は検診を受けたく、自分の状況を明確にしたかった。しかし、保健所の職員は、人手や時間不足を理由に責任を回避していた。

根本的には、この事件に対応した行政当局は、当時この未知の化学物質 PCB 及びダイオキシン類 PCDF によって起きた大規模で深刻な食中毒事件を人類にとって未経験の事態として十分に重視することができなかった。

さらに、水俣病患者には共通する症状が多いが、油症患者に見られる症状は実に多様で個人差が大きく、ニキビなど特徴的な皮膚症状を除く多数の症状は他の病気と一見共通する点は少ない。さらに、年月の経過とともに、個人差によって、特徴的な症状の減少及び非特徴的な症状が出現し、油症との関連を判断することは困難になる。

現在、全国油症治療研究班班長の古江増隆は次のように述べている。

高血圧とか高脂血症とか、一般にもある症状だけでは、それが油症に伴う症状なのか区別できない。医学的な見地を外れたら、とめどなく（認定することに）なる。油症の患者さんたちも大切にしなければならないが、一方で不確かな根拠をもとに認定することもできない。

また、カネミ油症では水俣病のように国が敗訴していない。自分たちは加害企業と患者さんたちの間において、認定の判断によって、税金などで（救済の費用が）支払われる。

医学的な根拠をもって説明責任を負える範囲でしか認定、未認定の区別はできない。
(朝日新聞 2018 年 11 月 10 日)。

1976 年以来変わらない皮膚症状中心の診断基準が患者の切り捨てにつながっているとの批判がある。皮膚症状以外の多様な症状や疫学条件などによって総合的に判断することが必要であるという意見もある。

2004 年 9 月 29 日に診断基準が改訂され、初めて血液中ダイオキシンが診断基準に追加された。しかし、油の摂取量と排出量は個人差があり、PCB・PCDF・PCQ の濃度値が高い場合は油症と診断する有力な根拠となり得るが、低い場合は否定する根拠となるわけではない。従って、現行の認定の仕組みが続く限りは、未認定問題はいつまでも残り続けることが予想される。

台湾油症の場合、派生する心理的被害について、『台湾油症事件三十年』の第 2 章第 1 節「恵明学校学長 陳淑静——私たちの苦難と犠牲は後世の鑑となる」は次のように述べている。なお、この第 2 章は、著者陳昭如がジャーナリストとして米ぬか油中毒事件の被害者及び関係者に取材した記録である。第 1 節の主人公陳淑静は元恵明学校学長で、自身が被害者であり、同時に支援者である。

ある日陳淑静が病院に行った時の出来事。応対した看護師が油症について聞いたこともなければ、油症カードを見たこともなかったらしく、受付はできませんと返答した。陳淑静は根気強く油症カードのこと、1979 年にポリ塩化ビフェニルによる中毒事件が起きたことを説明しようとした。しかし相手は話を最後まで聞く気がなく、手を振りこう言った。「何回も言ったでしょ。これは受付できませんって。」それを聞いた陳淑静は頭に血が上り、声の調子をあげ「私が油症患者になりたくてなったわけ？ 5cc の PCB を今持ってきてあんた飲んでみる？」(陳 2010 : 256、陳翔訳、筆者加筆)。

また、『台湾油症事件三十年』の第 2 章第 2 節「恵明学校元教師 廖脱如——米ぬか油中毒の被害者である教え子たちは私にとって一生の心配の種である」は次のように述べられている。なお、第 1 節の主人公廖脱如は元恵明学校教師で、自身が被害者であり、支援者である。現在は台湾油症受害者支持協会の事務局長である。

医者 of 傲慢な態度を思い出すと彼女は怒りを覚えたのだ。ここ数年、彼女は数百回病院に通い続け、すでに「慣れた」はずだ。しかし彼女は「慣れ」たでもないし、「慣れる」必要もないと思っているのだ。特に例の「役立たず」の油症カードの話になると、彼女はまた頭に血が上った：

「あの油症カードを持参して病院に行くと本当に尊厳なんて皆無よ！ 彼らがあのカードを見ると毎回変な目で私を見るの。まるで私が油症患者のふりをして無料で見てもらおうとしているかのように、そんな目で見ているのよ。顔にブツブツができているか全身潰爛が出なければ、PCB の患者だと思ってくれないのよ。」

「前病院に行った時、こういうカードは受け付けていませんって言われたの。でも他の病院だと大丈夫でしたよって言ったら、ならその病院に行きなさいって言われたのよ！」（陳 2010：150、陳翔訳、筆者加筆）。

上記によって、病院の医者たちは油症についての知識不足である上に、油症カードの意味もよく理解していなかった。油症患者が油症カードを持って、診察を受けることは、人としての尊厳を捨てて、自分が油症患者であるという汚名（スティグマ）を着せられたことになった。さらに、日本の患者数により、台湾油症被害者の人数が少ないので、医者は油症の知識不足と上から目線の態度をとることによって患者の正当な要求を抑えることになった。つまり、被害者を社会的に認知して、彼らのプライバシーの権利を保障することが被害者救済の基本である。

そのため、2015 年公布の「油症患者健康救済ケア法律」の第六条（油症患者の人格及び法的な権利の保障）は次のように述べている。

油症患者の人格を尊重し、法的な権利を保障しなければならない。教育、雇用、医療等の権利を保障しなければならない。差別的な待遇をしてはならない。これに関連した保障辦法（油症患者權益保障辦法）では、中央主管機關が中央各事業主管機關と協議して制定した条例に従う。

第十三条（油症患者の法的権利の侵害に対する罰則）は次のように述べている。

第六条の規定に違反した場合、新台幣 2 万ドル（約 8 万円）以上 10 万ドル（約 343,440 円）以下の罰金を科する。

上記によって、台湾油症の救済制度は、身体的被害だけではなく生活全般に対するケアが包括されている。すなわち、派生的な被害——差別などに対して罰則を設けている。

一方、油症カードについて、2015 年現在の「油症患者受診カード」が全面的に更新された。1 世と 2 世のカードが区別されている。このカードに従って、油症患者 1 世は 1980 年 1 月 1 日から 1980 年 12 月 31 日までに生まれ、実母が第 1 世代油症患者である者と定義された。2 世は 1981 年 1 月 1 日以降に出生した者で実母は第 1 世代油症患者であることが条件とされた。なお、登録患者である母親から生まれた子どもは申請すると、登録できる。

2015 年の台湾油症患者救済ケア法律による血液検査、すなわち PCBs、PCDFs 数値を要件

として加えた。しかし、2016年11月、台湾油症患者救済ケア法律の改正版に従って、血液検査は不要になった。

2017年台湾における未登録患者申請認定の手続きの要件に従って、未登録患者は関係資料を地方衛生局に提出する。地方衛生局は資料の内容を確認して、中央国民健康署に報告する。その後、国民健康署専門家会議による審査を行って、油症登録患者であるか否かを判定する。

未登録患者が準備する最も重要な資料は中毒被害歴の証明書である。それは、事件が発生したときに、被害者分布が集中する地域に住んでいた証拠——当時の戸籍、あるいは、当時被害者分布が集中する工場で働いた証拠——当時の所属機関の保存書類などである。つまり、当時原因企業彰化油脂会社産の米ぬか油を食べた可能性が高い証拠があれば、申請可能である。

もし中毒被害歴を証明する資料がない場合、未登録患者は私費による血液検査を受ける必要がある。なお、血液検査費用については、油症患者として登録された場合は、費用は返却されかわりに、国民健康署が負担する。登録されない場合は、その費用は返却されない。

しかし、血液検査の限界として、①時期によって、濃度にバラツキがある。②摂取量及び排出量に個人差がある。従って、現在のところ、被害状況を推定する場合は、中毒被害歴証明資料のほうが血液検査結果より、信用性が高いと国民健康署が言っている。(2018年8月国民健康署の見解による)。

一方、台湾油症被害者、国民健康署、研究者、支援団体からの聞き取り調査の結果、現在の登録制度は十分とは言えないが、妥当な制度として認識されている。さらに、差別問題の発生は当時より減少している。

第3節 まとめ

『カネミが地獄を連れてきた』は矢野トヨコの自分史である。油症被害者の視点から、カネミ油症に関することを読者に伝えている。それに対して、『台湾油症事件三十年』の第1章は、陳昭如がジャーナリストとして取材した油症当事者へのインタビュー及び文献資料をもとに、第三者の視点から台湾油症の全体像を読者に伝えている。第2章は、台湾油症事件当事者の各記録で、さまざまな視点から油症事件を読者に示している。すなわち、さまざまな自分史である。2つの作品に共通することは、個人の物語を通して、人の内面を読者に示している。何気ない情景を挟むことで臨場感を持たせ、そして個々人が油症事件に直面する様子を印象づけている。

被害者及びそれに関わる人々はそれぞれ異なる人生観を持っており、将来に対する考え方も多様である。例えば、恵明学校学長の陳淑静は、患者である学生たちの苦しんでいる姿を見て、自分の非力さ、無力感に苛まれる。しかし、現在でも、彼女は生徒たちのために、台湾油症の責任を取るように政府と会社に訴え続けている。矢野トヨコは、晩年まで、未認

定患者掘り起こしに奮闘した。

筆者が油症に関する当事者数十名に直接行った聞き取り調査、文献及び現地に行き入手した1次資料等から、両油症事件はおそらくほぼ同一レベルのダイオキシン汚染による中毒症状とみなすことができるであろうと推察している。医学が専門ではないので、素人としての聞き取り調査の結果になるが、被害者の症状はそれぞれである。しかし、共通点は風邪を引きやすく、疲労感と脱力感、さらに全身の疾病が続発、併発して加齢とともに悪化することを訴えている。一様に当時の油症事件のことは思い出したくないと話した。しかし、聞き取り調査を受けた被害者は全員が積極的に生活している。一般人より、日常生活の食事の栄養バランスや、運動などの健康面に注意している。油症が彼らに及ぼした健康被害は明白であるが、それと同時に、被害者は自らの健康を気にかけることに高い関心を持っているとも言える。

さらに、『カネミが地獄を連れてきた』が社会に与えた影響について、『矢野トヨコ かく生きたり——あるカネミ油症被害者の歩み』は次のように述べている。

この『カネミが地獄を連れてきた』が発表されていなかったならば、油症被害者の実態は明らかにされないまま運動が潰えていたかもしれず、油症被害者センター【注1】の設立も仮払金返還免除特例法の成立もなかったかもしれない。(矢野トヨコ追悼文集刊行会 2010 : 279)。

それに対して、『台湾油症事件三十年』は、2015年『台湾油症患者健康救済ケア法律』を制定することにある程度役に立った。従って、2つの作品は今の世代の人々にこの事件を忘れず、鑑として、将来を考えるべきだと訴えている。

注

1. カネミ油症被害者支援センター (YSC) は油症被害者の支援を目的に活動をしている団体である。会員になる資格や条件は特になく、ニュースの購読会費を納めた者が会員となる。しかし、油症被害者については会費を納めておられる方もおられるが、原則会費はいただかないことになっている。

13 団体について、日常的にはそれぞれの団体及び地域での活動を行っている。メール等で相互間のやり取りがされていることと、「カネミ油症被害者救済総合対策支援法」によって設けられた「三者協議」(国、被害者、加害企業のカネミ倉庫)の場に13 団体が参加するので、その際に全体で情報交換や法律に基づく運営等や国、カネミ倉庫等に対する要望事項などについて相談している。

また、「カネミ油症被害者救済総合対策支援法」に基づいて油症検診やカネミ油症対策については、都道府県（地方自治体）がそれぞれ事務を行っている。油症研究については、「油症治療研究班」に所属する各大学等の研究者によって実施されている。

大学については、九州大学、長崎大学、奈良県立医科大学、中村学園大学、西日本短期大学、福岡大学、熊本保健科学大学などである。岡山には、岡山大学公衆衛生学教室があり、津田敏秀教授をはじめ、頼藤貴志教授らが油症に関する研究を行っているが、この先生方は油症治療研究班には所属しておられない。

一方、国（厚生労働省）が油症治療研究班と協力して全国3箇所の県（福岡県、長崎県、広島県）に油症相談員（看護師）を置いて、油症被害者の相談に対応している。

（藤原寿和電子メール 2019年）。

第4章 カネミ油症と台湾油症の比較—患者の症状、認定基準（日本）・患者登録（台湾）を中心に

第1節 はじめに

油症は人類が初めて経験した PCBs 及び PCDFs 集団食中毒事件である。世界中で、発生したのは日本と台湾だけである。1968 年の秋、福岡県北九州市に始まって西日本一帯に及んで発覚した「カネミ油症」(Yusho) 事件から 10 年目の 1978 年末、台湾の台中県及び彰化県でも油症が発覚した。それはカネミ油症とほぼ同じような症状を有するものであって「台湾油症」(Yucheng) と呼ばれる。すなわち、米ぬか油がポリ塩化ビフェニル (PCBs) や、ダイオキシン類の 1 種であるポリ塩化ジベンゾフラン (PCDFs) などに汚染されたことによる化学性食中毒事件である。

日本では、事件発覚から 44 年後、2012 年 8 月に「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」が制定されて、同年 9 月 5 日に施行されている。台湾の場合は 36 年を経て、2015 年 1 月 22 日、「油症患者健康照護服務条例」【注 1】が制定されて、同年 2 月 4 日に公布、同時に施行されている。

救済制度が確立されたから、もうすでに油症事件は終わったのか？ この疑問を抱え込んで、筆者は以下のように現地調査を行った。

2016 年 6 月、長崎県諫早市で現在「長崎県本土地区油症被害者の会」の代表下田順子に聞き取り調査を行った。

2016 年 12 月、ポスターセッションによる韓国全南大学水産・海洋科学専門の学生たちと交流した。

2017 年 2 月、台湾油症調査のため、筆者は、元カネミ油症被害者支援センター事務局長（現日台油症情報センター長）藤原寿和、下関私立大学名誉教授の下田守と一緒に台湾の政府機関である衛生福利部国民健康署【注 2】（以下国民健康署と呼ぶ）、台湾油症受害者支持協会、国立台湾大学医学部、国家衛生研究院、恵明学校【注 3】などを訪問した。台湾油症登録患者許さん、鄭さん、王さん、台湾油症受害者支持協会事務局長廖脱如、『台湾油症事件三十年』の著者陳昭如、台湾大学医学部郭育良教授、台湾国家環境医学研究所博士研究員李銘杰などの油症に関する方達に聞き取り調査をした。

2017 年 2 月、「新国学的歴史定位」国際学術検討会に参加・発表した。その後、台湾環境文学に関する研究者達と交流をした。

2017 年 7 月 12 日長崎県五島市奈留島で、筆者は「カネミ油症五島市の会」事務局長宿輪敏子【注 4】にインタビューした。7 月 13 日、福江総合福祉保健センターでカネミ油症事件発生 50 年事業実行委員長下田守と九州大学病院油症ダイオキシン研究診療センター長崎

県五島担当谷尾恵子及びほかの委員たちに聞き取り調査した。

2017年8月初旬、2017年2月の油症調査と合わせて、新たに台湾におけるPCBs問題で行政院環境保護署化学局のヒアリングを行った。そして、同時に中国石油化学工業開発株式会社（台南市）の調査も行った。この会社の前身は、1938年に日本の鐘淵曹達株式会社が建設を開始し、1942年に完成した工場である。長期に台南安順事件を研究している黄煥彰【注5】、台南市政府環境保護局李賢衛局長ほかに聞き取りした。

2017年8月27日、カネカPT会議会を傍聴。

2017年8月29日、「カネミ関東連絡会」の鈴木文史朗に聞き取り調査。

2017年8月30日、藤原寿和とともに農林水産省【注6】に聞き取り調査。

2017年8月31日、第181回カネミ油症被害者支援センター（YSC）運営委員会を傍聴。

この間、カネミ油症被害者支援センター（YSC）（〒171-0031 東京都豊島区目白3-17-24）を見学して、カネミ油症事件についての資料収集をした。下田守、佐藤禮子などカネミ油症についての研究者・支援者に会うことができ、交流した。さらに、カネミ油症についての資料を多数頂いた。

2017年10月14日、筆者は「カネミ油症PCBs汚染を考える集い in 高砂」に参加し、「NPO法人高知県難病団体連絡協議会」理事及び「カネミ油症被害者高知連絡会」の一員である中内孝一、「カネミ油症五島市会」の副会長岩村定子、「油症被害者関西連絡会」の一員である渡部道子、カネミ油症新認定被害者森田安子などの油症関係者に聞き取り調査をした。

2018年1月、第13回「水俣病事件研究交流集会」に参加・発表した。その後、公害・食中毒に関する研究者・支援者・被害者と交流をした。

2018年2月、藤原寿和と長崎大学環境学部戸田清教授、友澤悠季准教授と一緒に五島の玉ノ浦、奈留島などでカネミ油症事件を調査した。「カネミ油症被害者五島市の会」旭梶山英臣会長宅、カネミ油症認定患者矢口哲雄宅、五島市福江総合福祉保健センターを訪問した。また、カネミ油症未認定患者永峰博己に聞き取り調査をした。

長崎県カネミ油症を担当する県民生活部衛生課を訪問した。また、九州大学病院油症ダイオキシン研究診療センター古江増隆センター長と第一薬科大学名誉教授増田義人に聞き取り調査をした。

2018年3月、藤原寿和と一緒に、公衆衛生学者宮田秀明と「油症被害者関西連絡会」の一員である曾我部和宏に聞き取り調査をした。大阪府健康医療部食の安全推進課を訪問した。

2018年6月、第57回環境社会学会大会に参加・発表した。その後、公害・食中毒に関する研究者・支援者・被害者と交流をした。

2018年8月、藤原寿和と大月市立大月短期大学環境経済学担当佐藤克春准教授と一緒に台湾で、油症事件と台南安順汚染事件を調査した。2017年の油症調査と合わせて、国民健康署、環境署科学局、国家衛生研究院、台湾油症受害者支持協会、恵明学校への訪問だけでなく、新たに食品安全立法委員吳焜裕、2008年上映ドキュメンタリー・フィルム『油症

——与毒共存』の監督蔡崇隆、「中華民國消費者文教基金会」の創始者李伸一弁護士、「中石化ダイオキシン自救会」会長林吉進などに会い、聞き取り調査をした。

2018年9月、第24回 ASLE-Japan / 文学・環境学会全国大会に参加・発表した。その後、石牟礼道子の研究に関する研究者と交流をした。

2018年9月、戸田清（代表）・藤原寿和・友澤悠季と一緒に「油症事件とPCB汚染を考える2018 長崎展」を企画・開催。

2018年10月6日、福岡市で「カネミ油症事件50周年——カネミ油症に学ぶ集い」に参加し、カネミ油症被害者福岡地区の会事務局長の三苦哲也に聞き取り調査をした。

2016年以来、筆者はカネミ油症及び台湾油症の被害者計26名に聞き取り調査した。その中の14名の具体的状況は本章第3節で言及している。

油症は人類が初めて経験したPCBs及びPCDFs集団食中毒事件である。世界中で、発生したのは日本と台湾だけである。特に、カネミ油症以前には人類はダイオキシン類の直接的な経口摂取の経験がない。なお、ダイオキシン中毒の事例としては、ベトナム枯葉作戦（1961～1971年）やイタリアセベソ事故（1976年）などがある。原田正純医師（故人）はカネミ油症が病気のデパートであり、大切な人類の負の財産だと語っている。

日本と台湾は異なる社会的背景を持つ。しかし、2つの油症事件については、健康被害及び救済制度などお互いに共通する面が少なくなく、いまだに未知の部分が多いことを認識すべきである。さらに、先行研究において、カネミ油症事件と台湾油症事件の比較研究は非常に少なく、この両事件の比較研究が必要である。

第2節 油症についての概要

①カネミ油症事件【注7】

カネミ油症事件とは、1968年に、カネミ倉庫株式会社が製造した米ぬか油を食べた人々とその2世、3世にも疾病及び障害の影響を与えた食中毒事件である。なお、1968年10月10日朝日新聞（西部版）の夕刊で初めて「正体不明の奇病が続出」と報道されたが、1967年以前に発症した例があることは1972年頃から何度か報道されていた（カネミ油症40年記念誌編さん委員会2010:14）。通説では、カネミ倉庫株式会社が食用油を製造した過程で、脱臭のために熱媒体として使用したPCBsが、配管部から漏れて油に混入したとされる。PCBsが加熱されてダイオキシン類の一種であるPCDFs等に変化して、その食用油を摂取した人々に被害を及ぼした。当初はピンホール説（株式会社カネカの責任が大きい）が主張されたが、その後工作ミス説（カネミ倉庫株式会社の責任が大きい）が主力となった【注8】。

カネミ油症事件の場合は、被害届出1万4,627名に対して、最初の認定は913名であった（1969年7月現在、厚生労働省）（カネミ油症40年記念誌編さん委員会2010:14）。2004年に血中ダイオキシンが認定基準に追加された。さらに、2012年の法律により同居家族の積極認定の基準が追加された。しかし、認定されたのは2,318名（2018年12月31日現在、

厚生労働省)にとどまっている。

②台湾油症事件

1978年から1979年にかけて台湾でもカネミ油症事件と同質の油症事件が起こった。公表された限りでは台湾油症として登録した被害者は2,000名以上に及ぶとされている。被害者が集中していたのは台中県、彰化県であった。特に多かったのが目に障害を持つ子どもたちを無料で受け入れているキリスト教系の施設、恵明学校だったと言われている。

被害者の属性は、前述の通り恵明学校の児童・生徒と教職員、台中県及び彰化県の工場労働者、その他家庭や個人であった。2004年国民健康署が行政院衛生署疾病管制局（第1章注2を参照）から引き継いだ時に、登録されていた生存患者数は約1,600名である。現在登録されている生存患者数は1,886名、そのうち第1世代は1,259名、第2世代は627名である（2018年7月31日現在、国民健康署）【注9】。

第3節 カネミ油症患者と台湾油症患者の症状

原田正純は油症を「全身病」「病気のデパート」と形容した。被害者の検査は定期的に行なわれているが、具体的な治療法は確立されておらず、被害者の高齢化もあいまって、検査に訪れる人は年々少なくなっている。またPCBsは内分泌攪乱化学物質の疑いがあるため、被害者の子ども、その孫にも実質的に被害が及んでいると推測される。

原田正純は症状を次のように分類している。

①皮膚系疾患、②腫瘍系疾患、③婦人科系疾患、④男性泌尿器生殖系疾患、⑤内科系疾患、⑥骨・関節系疾患、⑦自律神経・神経系疾患、⑧精神症状など（原田正純2010：22）。

更に、彼は油症関連の疾患は全て非特異的疾患で、その疾病の合併率（重積率）は尋常ではないと述べている（原田正純2010：14）。

第二世代油症患者の症状について、日本の場合に関しては、原田正純は次のように述べている。

メチル水銀と異なって神経麻痺などは見られなかったが単に皮膚が黒かったわけではない、小児期汚染も含めてであるがメニエル症候群、出血、骨異常、低身長・低体重、全身倦怠や咳・たん、風邪を引きやすい、喘息、腹痛・下痢、頭痛、めまいなど自律神経系、内分泌系などの障害が目立っていた。（原田正純2010：7）。

坂下栄（生物学者、故人）は日本と台湾の被害者を比較して①排泄が悪く、数十年におよび癌をはじめ全身病として発症し続け、次世代にも影響していること。②不定愁訴、自律神経系障害が特徴的であること。③男女ともに生殖器に関わる疾病が顕著である。女性では卵巣癌、子宮癌、子宮内膜症など。男性では前立腺癌、前立腺肥大が多いこと。④女性に甲状

腺異常が多発していることなどを共通点としてあげている（坂下 2004 : 59-63）。

ポリ塩素化ビフェニル (PCBs) はビフェニルの水素を塩素に置換したものであり、塩素の数 (1~10 個) と置換位置の違いにより 209 種類の同族体がある (図 7)。市販されていた PCBs は同族体の混合物である。分子量は 188.7~498.7 である。一般に、塩素が多くなるほど、融点 (25~306 °C) および沸点 (285~456 °C) は高くなり、常温での性状は液体から固体になる。水には不溶で、油や有機溶剤に可溶である。日本においては 1954 年に鐘淵化学工業株式会社 (現、株式会社カネカ) が初めて「カネクロール」という製品名で PCBs を製造し始めた。筆者は 2017 年 10 月 14 日兵庫県高砂市カネカ高砂工業所の PCBs 盛立地などを見学し、現在でも、低濃度の PCBs は焼却で処理されたが、高濃度の PCBs は処理しきれずまだ大量に保管されていることを確認した。なお、PCBs は、当時の日本では、同社のほかに、モンサントの日本法人である三菱モンサントも販売していた【注 10】。ちなみに商品の規格として、鐘淵化学の KC-500 はカネクロール (500=5 塩素置換体) を、三菱モンサントの Ar. 1254 は Arocrol (アロクロール、12=PCB、54=塩素 54%、KC-500 相当品) を表している【注 11】。

なお、油症事件を経て、PCBs の毒性が明確になった。さらに各地の PCBs 汚染が社会問題化し、1972 年の生産及び使用の中止等の行政指導を経て、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」(1973 年制定、1975 年施行) に基づき、1975 年に製造および輸入が原則禁止された【注 12】。

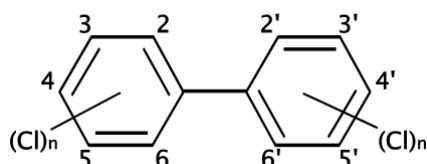


図 7 PCBs の構造式

(注) 塩素のつく位置や数により多くの異性体がある。

公衆衛生学者の宮田秀明により、台湾の場合、熱媒体に使われていた鐘淵化学工業社製の PCBs 製品である、塩素含有量が 48% の KC-400 と塩素含有量が 54% の KC-500 が混入したライスオイルの摂取により、カネミ油症とほぼ同一の症状を呈したことを明らかにされている (宮田 1999 : 55)。

そして、油症被害について、郭育良医師 (台湾大学医学部) の調査によると、当時日本の被害者は平均 633mg の PCBs、3.4mg の PCDFs を摂取していた。台湾の被害者は平均 973mg の PCBs、3.84mg の PCDFs を摂取していた (郭育良 2010 : 5)【注 13】。

表 9 原因油中の PCBs と PCDFs 濃度

原因油	原因油中の濃度 (ppm)	
	PCBs	PCDFs
油症原因油【注 14】	920	5
Yu-Cheng 原因油【注 15】	67～99	0.21～0.4

表 10 油症被害者と Yu-Cheng 被害者の PCBs と PCDFs 摂取量

被害者	発症までの摂取量(mg)		総摂取量(mg)	
	PCBs	PCDFs	PCBs	PCDFs
油症被害者【注 16】	466	2.5	633	3.4
Yu-Cheng 被害者【注 17】	302	1.3	1,000	3.8

(出所) 表 9、10 ともに宮田秀明が作成したものを、藤原寿和より提供を受けた。

表 9 によると、カネミ油症原因油の PCBs 及び PCDFs 濃度は台湾油症原因油濃度より 10 倍以上高いことがわかっている。

表 10 によると、カネミ油症の場合は、症状が出るまで摂取した量は台湾油症より多い。しかし、被害者が摂取をやめるまでの摂取量、すなわち、全摂取量は台湾油症より少ないことがわかっている。

郭育良の調査によれば、台湾油症被害者は、平均して 9 ヶ月油を摂取した結果発症している【注 18】。それに対して、日本の場合は、PCBs 混入米ぬか油を 2～6 ヶ月間にわたり不定期に摂取した結果発症している【注 19】。さらに、台湾では油を使用した料理が多く、ほぼ日常的に汚染油を摂取していたと推測されるので、台湾油症の場合は、原因油の総摂取量はカネミ油症の場合より多いと考えられる。

また、第一薬科大学の増田義人は次のように論述している。

台湾油症患者の PCBs、PCDFs 及び PCQs の一人当たりの全摂取量はそれぞれ 473、3.84 及び 490 mg であり、潜伏期間中の摂取量はそれぞれ 302、1.26 及び 192 mg であった。これらの摂取量は福岡油症患者の摂取量とそれぞれほぼ同じ値であった。台湾油症患者の毒性油の摂取量は福岡油症患者の摂取量の約 20 倍であったが、台湾油症患者が摂取したライスオイル中の PCBs、PCDFs、PCQs 濃度は福岡油症患者のライスオイルのそれぞれの 1/10～1/20 であったからである。(増田 2000 : 52)。

さらに、宮田秀明によれば、油症原因油の毒性の寄与度は、PCBs が 10%程度、PCDFs が 90%程度、PCQs が 0%であることが明らかとなっている(藤原寿和あて電子メール 2017 年【注 20】)。

増田義人は「肝臓で最も濃度が高い PCDFs 同族体は福岡油症患者では 2, 3, 4, 7, 8-penta-CDF であり、台湾油症患者では 1, 2, 3, 4, 7, 8-hexa-CDF であった。」(増田 2000 : 52) と述べている。

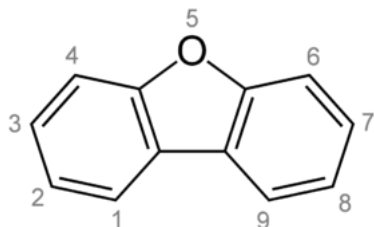


図 8 ジベンゾフランの構造式。

上記によると、台湾油症の場合は 1, 2, 3, 4, 7, 8 の 6 個の水素を塩素に置換した。それに対して、日本の場合は、2, 3, 4, 7, 8 の 5 個の水素を塩素に置換した。表 8 によれば、2, 3, 4, 7, 8-penta-CDF (カネミ油症) の毒性は 1, 2, 3, 4, 7, 8-hexa-CDF (台湾油症) より強い。

なお、宮田秀明は次のように述べている。

PCBs、PCDFs の場合、置換塩素数が多くなると、毒性が強くなります。しかし、塩素個数が 4、5 の場合は、細胞膜を通過して細胞内に入りやすいです。塩素個数が多ければ、例えば塩素個数が 8 の場合は、毒素の寄与度は塩素個数が 4 の場合より強いですが、細胞膜を通して細胞内に入りにくいです。つまり、塩素個数が 4 の場合の入る毒素は 8 より多いので、現れる中毒症状が重いです。なお、KC-500 の毒性は KC-400 よりわずかに強いです。(宮田秀明メール 2018 年)。

従って、台湾の場合は毒性を持つ発症原因因子である PCBs 及び PCDFs 総摂取量が日本カネミ油症の場合と近似するので、両事件はほぼ同一レベルのダイオキシン汚染による中毒症状とみなすことができる(宮田 1999 : 56)。

カネミ油症被害者である矢野トヨコ(故人)らは 1983 年台湾を訪問した時、作った報告書の中で、「現在皮膚症状は徐々に軽快しつつある、食生活の違いから、日本よりも台湾の方が、発症に程度の差があり、重症者が多い。血中 PCBs 濃度:台湾恵明盲童育幼院 51.1ppb、最高 90ppb ; 患者中の最高濃度 1500ppb 以上 ; 日本福岡県患者平均 10ppb」と述べている。また、恵明学校で被害者に会った時、「十四歳の男子は、吹出物が次々に出て、手術の回数は数えきれないほどである。手、足の爪は完全に真黒であった。墨を固めたような感じである。その男子の血中 PCBs 濃度は 1,500ppb 以上で最高だった。日本でもそのような例はなかったのである。」【注 21】と述べている。

また、宮田秀明によれば、カネミ油症でのメラニン色素により黒化した爪の変形頻度は約

23%であるが、台湾の油症では約 68%ときわめて高い。なお、全身的障害としての手足のしびれや頭痛は、約 30%のカネミ油症患者で起こる。この頻度は台湾の患者でもほぼ同じである（宮田 1999：58）。

一方、社会学者堀田恭子は次のように述べている。

資料（国民健康局 2006『国民健康局九十四年度科技研究發展計書 健康風險及政策評估中心 環境健康風險評估・管理與溝通組』）によれば、台湾と日本の主な違いは、2点ある。第1に台湾が被害者の年齢が比較的、若いことであった。台湾では被害者全体のうち 10-19 歳が最も多く、日本ではどの年齢も平均的であった。第2に台湾は日本ほど症状が重くないことである。（堀田 2016a:24、堀田 2016 b :29）。

堀田恭子は『国民健康局九十四年度科技研究發展計書 健康風險及政策評估中心 環境健康風險評估・管理與溝通組』（2016）を参考にしているが、その中に葛應欽医師【注 22】の論文「多氯聯苯中毒之流行病學研究」（1981 年）の以下の部分を引用している。

表 11 台湾と日本油症患者の比較

	台湾	日本
時間	1979 年 4 月 【注 23】	1968 年 3 月～1969 年 1 月
患者数（第 1 次報告）	1,451 名	325 名
性別	女性の方が少し多い	女性の方が少し多い
罹患率	98/100000	8.2/100000
ニキビまた湿疹	49.9%	81.7%
症状【注 24】	第 1 級	第 2 級
PCBs の血液濃度	40.27ppb (1979 年当時測定値 0 の患者も存在した)	4.8ppb (1972 年後測量)
PCBs の最小有害量	0.3～0.5 g	0.5 g
汚染原因	米ぬか油脱臭過程	米ぬか油脱臭過程

（出所） 国民健康局 2006『国民健康局九十四年度科技研究發展計書 健康風險及政策評估中心 環境健康風險評估・管理與溝通組』203 頁の「表 4-3-5 台湾及日本油症患者的比較」の日本語訳（筆者訳）。なお、オリジナルの資料出所は葛應欽 1981 「多氯聯苯中毒之流行病學研究」『臺灣醫學會雜誌』1981 年 80 号 406-17 頁（改変して引用）。葛應欽著「多氯聯苯中毒之流行病學研究」によれば、日本油症患者の資料は『福岡医学雑誌』（1969）【注 25】を参考にしている。

表 11 によると、比較された油症患者数について、台湾の場合（1979 年 4 月-1980 年 2 月）

は1,451名、日本の場合（1968年3月-1969年1月）は325名である。しかしながら、台湾の場合は、認定基準がなく、登録制度である。患者は自らの症状などを根拠に申請して油症患者として登録される。故に、台湾油症患者1,451名の症状は医師の診断によるものではなく、自己申請である。さらに、血液検査結果のPCBs濃度はゼロの患者がいるので、登録患者の中には油症でない患者いわゆる「ニセ患者」も含まれていると思われる。従って、この表では台湾油症患者の症状は平均第1級とされている。なお、台湾では皮膚症状を中心に0～4級に分けていて、4級が最も重症とされている。台湾の患者は多くは1級、日本の患者の多くは2級とみなされているので、日本のほうが重いと台湾の医学界では考えられている。なお、台湾の学者の中で、「日本のほうが重い」（葛應欽ほか）と「日本、台湾ほぼ同じ」（郭育良ほか）という2つの意見がある。

『福岡医学雑誌』（1969）における日本油症患者325名は全て「油症診断基準」（1969年）によって、認定された患者である。この「油症診断基準」は皮膚症状が中心であって、その他の症状を認識するまでには至らなかった。このため、認定患者数が少なかったと考えられる。そして、この基準について、原田正純は次のように評価している。

発見直後であったために、皮膚症状が中心の診断基準となったことはやむを得ない事情があったと認めたにしても、その基準で多くの患者が油症と診断されたとは到底思えない。全身症状は完全に無視されているものの、しびれ感、関節痛などはすでに拾われていた点には注目すべきであろう。（原田正純 2010:30）。

『福岡医学雑誌』（1969）によれば、福岡県衛生部では、患者の実態を把握するため患者の届出を要請したが、1969年1月までに県下各保健所に6,611名の患者が届け出された。その中で、認定されたカネミ油症患者は325名であった。しかし、実際は多くの患者が認定されなかったかもしれない。葛應欽による表11（【注24】にあり）はほぼ皮膚症状によって、油症患者の症状の重さを分類するので、認定されたカネミ油症患者325名は平均第2級と評価している。しかし、カネミ油症届出患者6,611名は台湾登録患者1,451名と比べると、堀田恭子の「第2に台湾は日本ほど症状が重くないこと」という結論と相違する可能性がある。

さらに、2017年8月3日、筆者は台湾国家公共衛生院を訪問した際、郭育良は次のように述べた。

現在の資料によると、台湾の場合はPCBs及びPCDFsの摂取濃度が日本より低いが、摂取期間は長かったです。日本の場合は、PCBs及びPCDFsの摂取濃度が台湾より高いが、摂取期間が短かったです。しかし、歳月が経っているので、現在では、台湾と日本の油症患者の症状はほぼ同程度だと推測しています。

実際の症状について、2016 年以来、筆者は油症に関する現場を訪問し聞き取り調査を重ねた。以下は、油症被害者の年齢、性別、出身、病状（既往歴、治療中）などである。

No. 1、下田順子：女性、1961 年長崎県五島市奈留島出生。当時の家族構成は父親、母親、妹、弟と下田 5 人であった。

下田順子は、1975 年に母親と同時にカネミ油症と認定された。弟は 1977 年にカネミ油症被害者に認定された。なお、当時父と妹は当時の認定基準を満たしていなかったため、認定されなかった。しかし、2012 年の新法の救済で認定された。

下田順子に油症の症状が出始めたのは、1968 年小学校の 1 年生の時であった。米ぬか油を食べたのは 1968 年 2 月以降。記憶は定かではないが、5 月頃に鼻血が出て止まらなくなった時があった。さらに、1970 年小学校 3 年生の時、体がだるくなって、動けなくなった。背中、顔、足、首などの皮膚に臭いおでき、吹き出物が全身に出始めていじめに遭った。体中が熱をもち、膿が出たりした。朝礼では倒れ、激痛で椅子にも座れない状態であった。

当時なぜ米ぬか油を選んだかという、「家の近くの商店に美味しく、体にいい油がきているよ。塗ると皮膚がすごく綺麗になり、動脈硬化に良く、値段も安い」などのうたい文句で売られていた。とにかく健康に良い油と言われていたので、母は家族の為に健康に良いと評判のカネミ油を注文した。その後、肉や魚の天ぷら、野菜炒め等に一滴も捨てず使い切った。近所でも、カネミ油は健康に良いと聞き健康を取り戻すためさかんに食した人もたくさんいたと記憶している。

1968 年当時テレビも新聞も無い下田家では、ニュース等の情報はラジオからだけであった。ある日、下田は「米ぬか油を食べたら、病気がでる」というニュースを聞いて、びっくりして怖かった。母が米ぬか油を使って食事を作っていたのだと心配して、母に聞いた。ところが、母はカネミの油のことを知らなかった。当時は、瓶を持参し、醤油や酒や油を買っていた。だから、買った油がカネミの油かどうかはわからなかった。

母は近所の人たちに体の異常について聞いてみた。他の人も同じように皮膚にブツブツができていたが、他人に知られたくないこととこの病気がうつるのではないかと思われたくないことを心配して、みんな黙っていたと記憶している。

しかし、下田順子はたびたび鼻血が半日も止まらないことがあった。爪が茶色になり剥がれて新しい爪になったが、それもまた茶色になった。体はもう自分の体じゃないと感じた。恐怖と不安が強くなって、中学 1 年の時、母とともに地元の医者に診てもらった。その先生は下田を取り上げた助産師で、良く知っているから、カネミ油症についていろいろ教えてくれた。その後、市役所に行って、カネミ油による中毒だとわかった。だが、この時は事件発生から数年経っていた。

高校卒業と同時に島から逃げるように就職した。島を離れても、健康な人たちと同じように働くことが出来るかどうか不安であった。今でも、差別と偏見を恐れている。さ

らに、毎日病魔と闘って、全身を襲う原因の分からない症状に何度も絶望しながら生活している。もし米ぬか油を食べなかったら、違う人生になっただろうと思っている。

現在も、下田順子には顔以外に時々黒ニキビが出て、膿が出る。頭痛、倦怠感、風邪を引きやすい症状もある。現在、気管支炎、高血圧、リウマチに悩まされて薬を切らすことができない。2015年からは、毎日漢方薬の桂枝茯苓丸（けいしぶくりょうがん）を飲み始めて、少しずつ動きやすくなった。全身倦怠感も少し改善された。

下田順子には子どもが2人いる。長女は1989年出生、長男は1998年出生。2人とも、生まれた時、すでに重い皮膚炎があり、湿疹ができていた。喘息もあった。幼児から中学校まで、彼女は毎月2人を皮膚科に連れて行ったことを記憶している。さらに、以前から2人とも季節に関係なく、非常に風邪を引きやすく、倦怠感に悩まされている。

長女は生まれた時、すでに浅黒かった。ずっと粉ミルクで育てた。現在でも時々ニキビができる。

長男は生まれた時、皮膚の色は普通だった。母乳で育てた。現在皮膚炎は収まっているが、永久歯が生えずに、乳歯のままである。

2人とも血液検査を受けたが、PCDFs濃度は基準以下なので、認定されなかった。なお、長男のPCDFs濃度は長女より高い。

ちなみに、下田順子は、現在「長崎県本土地区油症被害者の会」の代表である。

No. 2、許：女性、1972年台中市出生。6、7歳ごろ恵明学校に入学した。知能及び視力障害者（全盲）。当時全身に大きなニキビができた。特に目の出来物は酷かった。現在も残っている。

No. 3、鄭：女性、1965年フィリピン出生。5、6歳ごろ恵明学校に入学。重度の知能及び視力障害者（全盲）。当時爪が黒かった。両手の関節が動きにくかった。よく風邪をひいた。全身の吹き出物を潰すと臭かった。さらに、毒油を食べたので、成長が遅くなった。今まで、ニキビは同じ場所に繰り返し出していたが、現在は減少している。

No. 4、王：男性、1974年台北市出生。6歳ごろ恵明学校に入学。視力障害者（光だけを感じる）、B型肝炎。当時特に額部分に吹き出物が多く、触ると痛かった。現在、痛みは軽くなっている。しかし、たまに足首の関節に違和感を感じる。

No. 5、廖脱如：女性、1956年台南市出生。1978年8月から恵明学校で働いていた。2007年に退職。2012-2015年、台湾油症受害者支持協会秘書長を担当。2016年より台湾油症受害者支持協会事務局長。当時、頭痛や咳があった。よく風邪を引いた。皮膚症状はそれほどひどくなかったが、疲れやすかった。中毒直後鍼治療と断食療法を受けた。40歳の時、甲状腺の腫瘍の全摘手術を受けた。また、盲腸炎で手術を受けた。50歳の時、目が乾燥し、頭髪が抜けやすくなった。現在はよくなっている。59歳時、メニエル症候群と診断された。現在、全身の関節と筋肉、心臓の近くに不定期に痛みを感じる。頭痛。口内炎。皮膚症状は軽い。現在、甲状腺ホルモン薬と心臓薬及び高脂血症の薬を飲んで

いる。

1982年結婚、1983年長女出生、子どもの出生時の体重2,050グラム、予定より1ヶ月早かった。生後体色はそれほどひどくないが、虚弱体質で、よく風邪をひいた。第二世代患者に登録された。

1986年長男出生、出生時の体重は2,500グラム、予定時期の出生。生後体色がそれほどひどくなく、貧血があった。一年間薬を飲んだら、貧血症状は正常になった。第二世代患者に登録された。

No. 6、宿輪敏子：女性、1961年8月27日長崎県五島市奈留島出生。現在「カネミ油症五島市の会」事務局長をしている。

当時の家族構成は父親、母親、兄2人、姉と宿輪敏子6人であった。家族全員ほぼ同時にカネミ油症と認定された。

宿輪敏子に油症の症状が出始めたのは、小学校1年生（6歳）の時であった。家族全員は缶入り白絞油を食べた。記憶は定かではないが、最初顔がむくむようになった。白い目やにが出やすくなり、朝起きる時、目が開きにくくなった。さらに、体がだるくなって、歩きにくくなった。爪の色が黒く変色するようになり、歯を磨くと、出血するようになった。当時、宿輪の皮膚症状はそれほどひどくはなかったが、おしりに腫れものが出て、触ると強い痛みがあった。22歳の時、卵巣腫瘍になった。26歳の時、毎日微熱が続くようになった。入院しても医者からは原因不明と言われた。さらに、立つことができにくくなる時もあった。足に紫斑がたくさん出るようになった。

31歳の時、尿療法をした。2週間後、微熱がとれて、歩きやすくなった。1ヶ月後、卵巣腫瘍も良くなった。その後尿療法を中止した。41歳の時、下痢が続くことがあったが、3ヶ月の尿療法をして、次第に治った。

他にもいろいろな症状があったが、漢方薬治療を3年半続けて、次第に治った。

しかし、現在、関節が時々痛くなっている。特に膝。そして、寝不足が続いた時には、また紫斑が出ることもある。成長段階によって、病状が変わっていたと思っている。

No. 7、H：女性、1970年7月27日長崎県五島市奈留島出生。当時の家族構成は祖母、父親、母親、Hの4人であった。1988年3月以降、奈留島から離れた。母親の記憶に従えば、当時近所の唯一の売店で、缶入り白絞油を買って、食べた。当時その売店では、缶入り白絞油しか販売していなかったと記憶している。

Hは油症事件以降に生まれたので、その油を食べていないが、Hの祖母と両親はその油を食べた。ただし、普段母親は料理に油をあまり使わなかったのも、家族には症状が出ていなかった。従って、認定申請もしなかった。

No. 8、孫長清：男性、1956年9月11日新北市出生。1973、4年ごろ視力障害者（全盲）として恵明学校に入学。1978年9月から翌年4、5月まで、同校では教職員及び生徒は彰化油脂会社が生産した米ぬか油を食べた。当時非常に重い皮膚症状が全身に現れた。薬を塗るために、頭髪を全部切った。病院（栄総医院、仁愛医院）に行っても、原因不

明なので、治らなかった。

1985年孫長清は同校を卒業して、マッサージ師になった。蔡崇隆監督の映画『油症-与毒共存』（2008年）に、出演している。1987年キリスト教徒になる。

現在皮膚症状は非常に軽くなっている。2001年鼻の癌に罹ったが、完治した。2017年3月大腸癌が発見されて、治療中である。

当時孫長清は皮膚症状により、第1世代患者に登録された。血液検査を受けたことはない。現在体の調子はよくないが、積極的に生活している。

No.9、鈴木文史朗：男性、1962年5月16日京都出生。父親の仕事の関係で1歳で福岡県に引っ越した。母親の記憶に従えば、当時近所の米穀店で、カネミ製ライスオイルを買って、4年ぐらい食べた。この油は体に良いという宣伝によって、従来油より値段が高かった。ただし、普段母親は料理には多量の油は使わなかった。

当時の家族構成は父親、母親、姉と鈴木文史朗の4人であった。父親はほとんど外食だったので、家族の中では症状（皮膚の発疹）が一番すくなかった。鈴木文史朗は年少（6歳）であったせいか、当時の症状が一番重かった。顔に膿をもった。湿疹ができ、まぶたにまで及んだ。1968年10月から11月の間に九州大学の検診でカネミ油症被害者に認定された。当時、母親と姉及び父親は疑症という診断結果であった。記憶によれば、近所には認定被害者はほとんどいなかった。

2015年、「カネミ関東連絡会」代表前島太の紹介により、鈴木文史朗は同年10月にカネミ関東連絡会に入った。その前までは、鈴木は認定患者なのに、西日本を離れて情報がなかったため、カネミ油症の被害が現在まで続いていることをまったく知らなかった。

現在、鈴木文史朗には皮膚症状はない。目は強度の近視である。ずっとテニスと卓球及び体操などのスポーツをやっている。最近体の左側に痛みがある。現在、高脂血症の薬を飲んでいる。

母親と姉は2016年に同居認定申請によって、認定された。姉のPCBsパターンはBである。2人には現在は皮膚症状はない。しかし、母親には咳が続いている。病院に行っても、原因不明であった。カネミ油症との因果関係はわからない。

姉は手が上げにくく、小さい時から強度の近視であった。彼女には3人の子どもがいる。一番下の娘は生まれた時に、皮膚に白い斑点があったが、今は完治している。子どもが生まれた時、カネミ油症に関すること（ダイオキシンが胎児に移行すること）もまったく知らなかった。もし知っていたら、子どもを生まなかったかもしれない。知らなくて幸いだったと思っている。

鈴木文史朗の現在の家族構成は妻、娘2人の4人である。長女は1993年に出生したが、原因不明の痙攣があった。大学1年生の時、体が動きにくくなって、2週間入院した。現在は健康である。次女は1995年出生。そして、幼少の頃から皮膚が黄色で、下痢症状があった。今思い返せば、カネミ油症と関係があったのではないかと思われる。

妻も娘も油症認定被害者と関係があると世間に知られたくないので、聞き取りなどには応じない。鈴木文史朗は自分が被害者ということを隠すことはなく、現在市役所に勤めている。

No10、森田安子：女性、1953年長崎県五島市玉之浦出生。現在福岡県大牟田市在住。1968年から、家族は約2～3ヶ月間缶入り白絞油を食べたことを記憶している。

当時家族構成は父親、森田安子、妹2人と弟の5名であった。父親は1974年に事故で亡くなった。森田安子の記憶によれば、当時父親には皮膚症状がなかった。しかし、重い心臓病があった。申請したが、油症患者に認定されなかった。

1人の妹は1968年にほおの2ヶ所の塩素ニキビによって、油症患者に認定された。現在は良くなっている。

もう1人の妹は2012年に同居家族の申請認定によって、油症患者に認定された。森田安子の記憶によれば、当時妹には皮膚症状はなかった。しかし、鼻水が止まらず、目の病気もあった。その後白内障と診断された。現在、パニック障害があつて、歯が溶けやすい症状がある。

弟も2012年に同居家族の申請認定によって、油症患者に認定された。当時も皮膚症状がなかった。現在歯が溶けやすく、胃と腸にポリープ（良性）がある。

森田安子は原因油を食べた時は15歳であった。2009年に血液検査を受けて、2010年にカネミ油症新認定被害者に認定された。当時皮膚症状がなかったが、お尻の出来物が重かった。現在は良くなったが、時々出来る。喘息が重くなり、いろいろな所に脂肪のかたまりができた。現在でも時々出来る。30歳以降、めまい、頭痛、疲れやすい症状が増えた。現在、自律神経失調症である。2010年以来、桂枝茯苓丸（けいしぶくりょうがん）とほかの漢方薬を飲んでいる。症状を緩和出来ると感じている。

森田安子は子どもが3人いる。長女は1979年に出生。30歳ぐらいから皮膚がボロボロになり、手の震え、子宮筋腫、めまいの症状がある。2017年に血液検査を受けて、油症患者に認定された。

長男は1981年に出生。当時も現在も皮膚症状はない。ほかの症状もほとんどない。血液検査を受け、基準値を満たさないのに、油症患者に認定されなかった。

次女は1985年に出生。当時、肩の出来物が治らず、膿が出て、悪臭があつた。現在は軽くなっている。18歳以来、爪の変形、乾癬の症状がある。来年血液検査を受けるつもり。

No11、渡部道子：女性、1956年鳥取県出生。現在兵庫県姫路市在住。父親の仕事の関係で、1968年に五島市玉之浦に引越した。家族は約3～10ヶ月原因油を食べたことを記憶している。母親の記憶によれば、当時油を売った店員は、この油は直接飲んでも体に非常に良いと宣伝したが、信じなかった。今思い返せば、直接飲まなくて良かったと思っている。

当時家族構成は父親、母親、渡部道子と弟4人であった。当時4人とも皮膚症状が重

かった。父親は約 1969 年頃に油症患者に認定された。現在肺癌、すい臓癌、膀胱癌、糖尿病、心臓病（ペースメーカー付け）に罹っている。

母親は 1972 年頃に油症患者に認定された。当時顔の湿疹は重かった。今はほとんど治っている。現在肝臓病がある。

弟は 1969 年に油症患者に認定された。当時背中、顔の出来物が重かった。潰れたら、強い悪臭がした。現在でも時々出来る。

渡部道子が原因油を食べた時は 12 歳であった。1969 年に油症患者に認定された。まわりに認定患者が多かったことを記憶している。当時渡部の皮膚症状は重かった。特に背中とお尻に多くの出来物があった。現在は背中には出来物がなくなったが、お尻には出来物ができる。高校生の時に、卵巣癌に罹ったが、今は完治した。現在、眼脂、高血圧の症状がある。最近健康食品と水素水を摂取している。ちなみに、渡部道子には子どもはいない。現在「油症被害者関西連絡会」の一員である。

No12、岩村定子：女性、1949 年長崎県五島市奈留島出生。現在も在住。2009 年血液検査を受け、2010 年に油症患者に認定された。当時背中 of 出来物が酷くて、すごく痒かった。いつも背中が痒い時は他の人が見ていない時にかいていた。恥ずかしかった。当時でも現在でも目を開けると、めまいがする。目を閉じると、沈んでいくような感覚がある。30 歳ぐらいの時、胸に出来物が出来た。40 歳ぐらいの時、片方の卵巣に病気が見つかった。50 歳ぐらいの時、もう片方の卵巣にも病気が見つかった。60 歳ぐらいの時、大腸癌に罹った。現在ツムラ社製の漢方薬を飲んでいる。めまいの症状を緩和できると感じている。

23 歳で結婚。1、2 年後に長男を出生。出生後、皮膚症状はそれほど重くなかった。しかし、子どもにチアノーゼ、直腸肛門奇形、口唇口蓋裂、心臓異常等の多くの障害が発症し、生後 4 ヶ月ほどで亡くなった。現在、長男が写っている写真は 1 枚しか残っていない。子どもは油を食べなかったのに、痛みを耐える姿を見て、申し訳ない気持ちでいっぱいであった。

次男は 1975 年出生。生まれた時、皮膚は健康色ではなかった。歯茎に病気があり、2017 年 8 月に血液検査を受けた。結果はまだ出ていない。

長女は 1977 年出生。生まれた時、皮膚症状はなかった。歯茎に病気があった。現在でも体型が細く、食欲が不振で、虚弱体質のため、風邪を引きやすい。2018 年血液検査を受ける予定である。

ちなみに、岩村定子は現在「カネミ油症五島市会」の副会長である。

No13、中内孝一：男性、1971 年 2 月 20 日高知県出生。母親は 1968 年に油症患者に認定された。中内は何回も血液検査を受けたが、基準値を満たさないのに、油症患者に認定されなかった。当時でも現在でも、肺炎になりやすく、胃腸が弱く、口唇口蓋裂や疲れやすく、関節が弱く、腕が上げにくい症状がある。季節の変わり目に風邪を引きやすい。皮膚症状はそれほどひどくない。アレルギー反応が未だに強い。現在リハビリテーション

ンを受けている。

母親の記憶によれば、当時母親の皮膚症状が重かった。特に顔にニキビがたくさん出来た。現在は大分良くなっている。しかし、年とともに体中の痛みと疲れが酷くなっている。

弟は生まれた時に湿疹があったが、今良くなっている。現在ほかの症状がないので、油症患者認定の申請をしなかった。

ちなみに、中内孝一は現在「NPO 法人高知県難病団体連絡協議会」理事及び「カネミ油症被害者高知連絡会」の一員である。

No14、曾我部和弘：男性、1964年7月17日北九州市小倉に生まれ、1969年父親の転勤により家族全員大阪府に引っ越した。

当時の家族構成は父親、母親、妹と曾我部和弘の4人であった。母親によると原因油の購入店は把握しているが、摂取した期間は記憶が曖昧。当時母親、妹及び本人の皮膚症状は重く子供2人は急にぐったりするようになり、妹の足爪は真っ黒になった。その後、母親は歯と肝臓に異常をきたす。なお、現在母親の皮膚症状はそんなに酷くない。1968年10月10日朝日新聞（西部）の夕刊「正体不明の奇病が続出——大牟田・福岡・北九州」の新聞記事を読んで、毒油を摂取したことを初めて知った。1968年母親、妹と本人は北九州の保健所の検診でカネミ油症被害者に認定された。父親は家族とともに最初の一回のみ検診を受けたが、会社員であったので、当時の社会状況を鑑みて認定申請を見送ることにした。

しかし、2014年同居認定申請によって、認定された。2017年亡くなった。

当時から、曾我部和弘は酷い皮膚症状に加えて、風邪を引きやすく、疲れやすい症状がある。特に小学2年から始めたサッカーでは、他の仲間と同じトレーニングを積むも持久力がつかず、中学生のレベルになるとフル参戦がほぼ不可能だった。もちろん当時はそういう体質であるとの認識ですごしていた。現在に至るまで臀部、内股及び背中に大きなニキビ（直径が数センチにもなり、地腫れして膿が溜まる）が不定期で出ている。目やにも酷い時は起床時に目が開けづらいことも。また、1990年頃から尿酸値降下の治療、2008年頃から、高血圧治療を始めた。2016年頃から油症研究班推奨の漢方薬、桂枝茯苓丸（けいしぶくりょうがん）を飲み始め、現在毎日この3つの薬を飲んでいる。また、2003年頃から頸椎ヘルニア（首のヘルニア）を患い、鍼灸治療を定期的におこなっている。

曾我部和弘の現在の家族構成は妻、娘、息子の4人である。妻は油症と関係ない。娘は1993年に生まれ、現在のところ主だった症状はみられず、息子は1995年生まれ、2008年から背中の中広範囲と顔にニキビが出ている。しかし、カネミ油症との因果関係はわからない。

ちなみに、曾我部和弘は、現在「油症被害者関西連絡会」の一員である。

この14名【注26】は筆者がインタビューした油症関係者であった。被害者の症状はそれ

それぞれである。共通点は風邪を引きやすく、疲労感と脱力感、さらに全身の疾病が続発、併発して加齢とともに悪化することを訴えている。一様に当時の油症事件のことは思い出したくないと話していた。

第3世代油症患者の症状については、日本でも、台湾でも、追跡研究は非常に少ないため、詳細は不明である。原田正純は日本の場合について、次のように述べている。

胎内でばく露を受けた第二世代（胎児性油症）は無精子、無排卵であって、独身が多いと聞く。また、その子（第三世代）も色素沈着、低身長、骨や歯の異常がみられており、甲状腺ホルモン、カルシウム代謝に異常が疑われている。いずれにしても、その実態は明らかになっていない。（原田正純 2010：27）。

郭育良によると、台湾油症の場合、第3世代の推定人数は約100名である。

環境ホルモンについて、彼は、「男性油症患者の子どもが影響を受けた例もある。また、動物実験の結果から、女性から生まれた息子の子どもの影響を受けたことと推測できる」と述べている【注27】。なお、台湾では、1世油症患者である母親の子どもは自動的に2世と登録されることに対して、1世油症患者である父親のみの子どもの申請の手続きをしなければならない。

台湾油症を長期に研究する台湾国家環境医学研究所の李銘杰は、油症患者第1、2世代の症状について次のような結果を示している【注28】。

1. 油症患者第1世代の症状：対照群との比較調査の結果によると、男女の患者は甲状腺肥大、皮膚病及び2型糖尿病罹患率は一般人より高い。男性患者の中で、関節炎、椎間板ヘルニア、胃癌、肺癌、リンパ及び造血組織癌の罹患率は一般人より高かった。特に若い男性の精子数が減少し、その活動能力も弱くなる【注29】。PCBs及びPCDFsは内分泌攪乱化学物質だと推測しているため、男性油症患者は1989年までに出生した子どもの性別比率は女性が男性より高いことがわかっている。

女性患者の中で、貧血、死産、生理問題、妊娠期間が40週超、消化系の疾病、エリテマトーデス及び肝癌発生の率は一般人より高かった。特に、老齢の女性患者の注意力、画像記憶力及び学習能力は一般人より劣る。

2. 油症患者第2世代の症状：女性患者の場合、中毒後7年から12年までの間に生まれた子どもの知力の発育は一般人より遅い。身長、筋肉組織及び歯の発育状態も遅くなる。さらに、聴力を損ね、中耳炎の罹患率は一般人より高い。注意欠如・多動性障害（ADHD）の第2世代も少なくないとわかっている。

以上は筆者の聞き取り調査に基づき得られた結果である。油症被害は日本と台湾に事例に限られるものの、有機塩素系化合物による中毒被害の実態を明らかにすることは今後、同

様の被害が途上国等で起こらないように考慮する際に大きな意味があると考えられる。

第4節 食中毒事件としての油症認定問題

日本でも、台湾でも、油症問題は「食中毒事件」である。

だが、日本の場合、通常の食中毒事件に対しては認定基準がない。食中毒で認定基準があるのは水俣病とカネミ油症及びイタイイタイ病だけである。なお、水俣病とカネミ油症は食環境が化学物質によって汚染されたために起きた化学性食中毒であり、長期にわたって深刻な影響を及ぼす大規模な健康被害である。

カネミ油症の認定基準について、1968年10月10日、朝日新聞が油症の発症を初めて報道している（朝日新聞全国版と長崎新聞は1968年10月12日）。10月14日に九州大学の油症研究班が発足して、18日に油症外来が開設され、その結果、106名の受診者中、11名が油症と診断された。そして、19日に診断認定基準が発表され、11月1日、油症研究班は病因物質をPCBsと断定する。しかし、最初の認定基準は皮膚症状が中心の診断基準となっており、PCBs濃度の基準は明らかにされていない。なお、カネミ油症は、自然発生的な食中毒ではなく、人為的行為によって発生した食中毒事件であることが明らかになった。しかし、認定制度が壁となり、1969年7月2日当時の厚生省の集計によると、届出者1万4,627名のうち認定患者は913名であった（カネミ油症40年記念誌編さん委員会2010：14）。すなわち、わずか6.2%しか認定されなかった。

1976年の改正認定基準も皮膚症状中心の基準のままであったものの、「血液中のPCBsの性状および濃度の異常」および「血液中のPCQsの性状および濃度の異常」が基準条件に追加された。

2004年の改正認定基準にはPCBsの汚染に加えて、PCBsとダイオキシン類（主にPCDFs）の複合汚染が付け加えられた。その診断基準によって新たに18名が認定された。2012年カネミ救済法の同居家族積極認定を経ても、認定は2,318名、そのうち同居認定は318名である（2017年12月31日現在、厚生労働省）にとどまっている。

認定基準について、原田正純は次のように述べている。

食中毒事件においては「認定基準」などはいらない。申請などしていなくとも原因食品を食べた可能性があれば、自宅にいても保健所の職員が調査にきてくれる。極言すれば食品衛生法からは認定審査会も認定基準、制度そのものが不要ということになる。カネミ油を食べ、何か健康障害があれば油症として登録（認定）されるべきであった。（原田正純2010：36）。

食品衛生法上、認定基準がない中で、カネミ油症被害者が認定基準によって選別されていることは違法とは言えないのだろうか。

津田敏秀は次のように述べている。

通常は、行政が積極的に曝露者数・油症者数、全数を把握するために、申請や認定など必要ないのである。くり返すが食中毒調査の際は全体の調査が原則であるので、患者把握に申請手続きは必要がない。そもそもカネミ油症事件の認定制度には法的裏付けがないのである。（津田敏秀電子メール 2017 年）。

しかし、保田行雄弁護士は、カネミ油症は食品衛生法上「制度上の空白」地帯におかれているとする（食品衛生法には慢性中毒としての被害の救済に関する規定がない）。「既成事実化」したカネミ油症の認定制度を単純に食品衛生法に沿っていないから「違法」であると直ちに言い切れるかということは、なかなか難しいが、国を相手として行政訴訟を提起しても、勝訴する可能性は低い（違法であれば、裁判の提起も可能である）と述べている（仲千穂子あて電子メール 2017 年）。

一般に食中毒は自然毒や細菌感染を含む飲食物を摂取した結果として起こる下痢や発熱などの疾病を指す。その原因になった因子物質によって 5 つに分類される。①細菌性食中毒（黄色ブドウ球菌など）、②ウイルス性食中毒（ノロウイルスなど）、③自然毒食中毒（有毒キノコ、フグなど）、④寄生虫性食中毒（ジストマなど）、⑤化学性食中毒（農薬、メチル水銀など）。

化学性食中毒としては、農薬中毒などがあり、水俣病、カネミ油症及びイタイイタイ病もこのカテゴリーになる。しかし、油症問題の特徴は、①症状の複雑さ（現在まで治療法は不明）、②慢性的（PCBs、PCDFs、PCQs などの有毒化学物質は体外に排出しにくく、毒性が長期間体内に残留する）、③継世代性（被害は 2、3 世代に広がっている）、④社会的特徴（被害は生物的弱者から始まって、社会的弱者に集中する（宮本 2017）【注 30】）、⑤生活障害（健康問題だけではなく、精神的・心理的・経済的問題も生じている）の多岐にわたる。

社会学者宇田和子によれば、油症は典型的食中毒よりも、むしろ「公害」の被害に親和性をもっている（宇田 2015 : 56）。食品公害とは「事業活動その他の人の活動に伴って生ずる、自然に由来しない有害物質による食品の汚染によって、もしくは原因不明の食品の有害化によって、相当範囲にわたる人々の健康又は生活環境に係わる被害が生ずることであり、特に汚染された食品の摂取に起因する病の治癒、汚染物質の排出、及び生活環境の復元が困難な被害が生ずること、典型的食中毒からは逸脱する特質をもった被害が生ずること」と定義されている（宇田 2015 : 58）。従って、カネミ油症事件は大気汚染、水質汚濁、土壌汚染を経由しないので法律上の「公害」ではなく、法律的には「食中毒」（化学性食中毒）であるが、典型的な食中毒（ブドウ球菌食中毒など）とは相違点が多く、水俣病などの公害事件との類似点が多いので、「食品公害」という新たなカテゴリーを設けてはどうかというのが宇田和子の主張である。なお、カネミ油症事件は森永砒素ミルク事件（1955 年）と同じ、「食品公害」の代表例とされてきた（宇田 2015）。昭和電工トリプトファン事件（1989 年）もよ

く言及される。

しかし、カネミ油症は水俣病と同様に、化学物質を病因物質とする食中毒事件である（津田 2004、石原 2016）。油症も水俣病も食中毒事件として対処すべきだというのが津田敏秀と石原信夫の主張である。油症問題が長期に渡っていること、治療が困難なこと、被害が胎児にも及んでいるという点は同じく化学性食中毒である水俣病と類似するので、カネミ油症問題の学問的に適切な解決策は「水俣病の 1971 年認定基準」と台湾油症の「登録制」（自らの症状などを根拠に申請して被害者として登録する）を参考にすることができるだろう。皮膚症状に偏らずに全身の症状を列挙し「汚染食品の摂取」と「いずれかの症状」があれば認定とすべきであろう。さらに、津田敏秀によれば、胎児性患者は摂食していないので、食品衛生法の調査対象にはならない。従って、食品衛生法か食品衛生法施行令の若干の見直しが必要である（津田敏秀電子メール 2017 年）。

この点について、新大塚いずみ法律事務所の仲千穂子事務局長は次のように提案した。

カネミ油症事件を契機として、食品衛生法の改正、または、未知の物質により国民が被害をうけた際の新たな法の制定が必要である。この点、「食品安全基本法」が平成15年に制定されているが、理念法に留まっており、カネミ油症のような事件が起こった際の救済法としては不十分なままである。被害が発生した際に、国民の命を守るための補償をする法律に改正させていく運動が必要である。（仲千穂子電子メール2017年）。

以上、カネミ油症被害に対する認定制度を概観してきた。カネミ油症は空間的な環境汚染（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染）を経由しなかったため、「環境基本法」及び「公害健康被害の補償等に関する法律」（以下「公健法」と呼ぶ）の対象外になる。また、「食品衛生法」は短期間で軽快する中毒を想定している法律（宇田2015：56）なので、典型的食中毒と異なる性質を持つカネミ油症を救済するには不備な点が多い。

一方、各食中毒事件は、それぞれ（水俣病、イタイイタイ病も）調査がなされ、最終的には「最終報告書」が提出されて事件終了となる。カネミ油症については、最終的な報告書が存在せず、2005 年頃、保田行雄弁護士が厚労省にカネミ油症事件の最終報告書の存在を確認したところ、国からの回答は、報告書は作成されていないこと、事件として終わっていない、との回答を得ていた事は事実である（仲千穂子電子メール 2017 年）。

認定問題について学問的に適切な解決策を以下のように検討している。

1、現在の食品衛生法及び食品衛生法施行令を改正し、運用を改善する選択肢（代表的人物：医学者津田敏秀、医学者石原信夫）。

カネミ油症は空間的な環境汚染（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染）を経由しなかったため、「環境基本法」及び「公害健康被害の補償等に関する法律」の対象外になっている。カネミ

油症は法的な位置づけとしては食中毒（食品衛生法）である。

だが、日本の場合、通常の食中毒事件に対しては認定基準がない。なお、食中毒で認定基準があるのは水俣病とカネミ油症及びイタイイタイ病だけである。

医学者津田敏秀によると、全国の食中毒事件に関する報告書をまとめた食中毒統計では、大まかに原因を「原因施設」「原因食品」「病因物質」の3つに分けて集計している（津田2004）。従って、油症の場合は、油症患者は以下のように決定される。

すなわち、認定申請を行って、「原因施設」（日本：カネミ倉庫 KK 製油部。台湾：彰化油脂企業製油部）産の「原因食品」（日本：ライスオイル、台湾：米ぬか油）を摂取していた油症関連の症状がある患者の発症の原因が「病因物質」（日本：PCBs、PCQs、PCDFs 及び台湾：PCBs、PCDFs）であるか否かを判断する。

なお、食品衛生法を適用する際に、病因物質の判明は必要条件ではない。原因食品と原因施設が明らかであれば良い。食品衛生法による法的措置は、原因施設が調査により判明すれば営業停止・営業禁止、原因食品がまだ流通していれば回収命令である。現行の食品衛生法でも、原因食品の特定は必須だが、病因物質の特定は不要との前提で運用がなされている（戸田2006、津田2004参照）。理由は以下のようである。

もし病因物質の判明を必要条件としてしまうと、水俣病事件のような未知の病因物質による食中毒事件の際に、たとえ原因食品もしくは原因施設が明らかで対策可能であっても、対策がとれなくなってしまうからだ。これは水俣病のような悲劇につながる。また、たとえ既知の病因物質であっても、それを分析し検出している時間が長くなるほど、対策が遅れてしまい、それだけ患者の発生数は増加することになる。これは食中毒事件対策において、致命的な遅れにつながる。（津田 2004 : 52）。

水俣病公式発見は1956年、病因物質（有機水銀中毒）とわかったのは1959年のことである。1956年の熊本県における食品衛生法第4条（2003年以降の第6条にあたる）適用事例を見ると、ネズミチフス菌（サルモネラ菌）やテトロドトキシン（ふぐ毒）のように病因物質の明らかなものもあるが、病因物質が「不明」のものも少なくない。病因物質が不明でも、原因食品が明らかであれば実際に規制している（戸田2006）。例えば、1942年3月から1950年にかけて静岡県浜名湖アサリ貝食中毒事件は、病因物質が判明しなくても、関連対策を迅速にとることができた。また、2002年11月から2003年7月にかけての重症急性呼吸器症候群（SARS）事件は、病原体であるコロナウイルスが確認される前に感染防止対策が始まった。

カネミ油症の場合、1968年10月10日に朝日新聞（西部版）夕刊で奇病発生が発表された（朝日新聞全国版と長崎新聞は1968年10月12日）。同年11月6日には九州大学属付属病院皮膚科において、五島慶安医師が油症被害といわれるダーク油による鶏の被害の原因が同じであることを実験によって証明した（カネミ油症被害者支援センター2006：73）。なお、8月中旬から五島慶安はカネミ油が原因であることを知っていたが、公衆衛生局に届け

ていない。食品衛生法では届け出ない場合は罰せられるのである（原田正純 2010 : 36）。1975 年九州大学の長山淳哉は PCBs からダイオキシン類の PCDFs を検出した。1983 年油症研究班（九州大学医学部を中心とする研究グループ）は PCDFs が主原因であることを発表した。

津田敏秀は「カネミ油症事件では、事件当初から患者も医師もライスオイルが原因食品であると認識できていた。しかし、九州大学医学部の医師たちは、事件による被害が拡大しているにもかかわらず、また、病因物質までもが明らかになっているにもかかわらず、食品衛生法に基づく届出を怠り、1968 年 10 月に朝日新聞がスクープするまで対応しなかった…（中略）…通常の食中毒事件であれば患者たちが当然受けられるべき補償の権利を、認定制度を運用することにより奪われている」と述べている（津田 2004 : 185-186）。

従って、食中毒患者の判定に病因物質の特定は必須ではない。原因食品摂取の確認 1 つ以上の症状が判定の要件と言える。なお、1 つ以上の症状は、食品衛生法第 58 条（カネミ油症発症時の第 27 条に相当）【注 31】以下に明記され義務付けられている食品衛生法体系に基づき調査を実行すればわかる。水俣病事件もカネミ油症事件も、この法律に義務付けられた調査を行っていない（津田敏秀電子メール 2017 年）。

しかしながら、第 2 章第 3 節に述べたように、認定、未認定、1 世及び 2 世を問わず油症患者に現れる症状は実に多様で個人差が大きい。毒物の摂取量及び排出量にも個人差がある。さらに、外部環境の変化及び年月の経過とともに症状が変わる。つまり、油症の場合、症状の特徴によって、油症患者であるか否かを判断することは難しい。

さらに、津田敏秀によれば、胎児性患者は摂食していないので、食品衛生法の調査対象にはならない。従って、食品衛生法及び食品衛生法施行令の若干の見直しが必要である（津田敏秀電子メール 2017 年）。

従って、食中毒としての油症の認定基準についての理論的な解決策を以下のように考察してみた。

- ①通常の食中毒事件と同様に、全国的な疫学的調査、汚染油を摂取したことが確かである者全員を認定し、公的かつ包括的な事件報告書を作成すること（宇田 2015 : 250）。さらに、本来、汚染油を食べた人は全員登録し、症状が出たら油症被害者として認めるべきである（山田 2018）。以上の意見を参考にして、カネミ油症は法的な位置づけとしては食中毒であるので、食品衛生法及び食品衛生法施行令に従って、認定基準を廃止することが理想的な解決策だと考えられる。
- ②食品衛生法では、有害食品を食べて症状のあった人（曝露有症者）はすべて救済しなければならない。症状の組み合わせで選別してはならない（津田 2004 : 75）。従って、カネミ油症は食中毒としての認定基準があっても、水俣病の 1971 年の認定基準を参考にすること（皮膚症状に偏らずに全身の症状を列挙し「汚染食品の摂取」と「いずれかの症状」があれば認定とすること）が妥当だと考えられる。なお水俣病の 1971 年の認定基準（次官通知）は、1977 年の昭和 52 年判断基準へと「改悪」されている。

一方、医学者津田及び医学者石原信夫の主張は、水俣病も油症も「食中毒事件」として対処すべきというものである。

- ③食品衛生法では、胎児性について言及していない。なので、食品衛生法第 58 条の「食品、添加物、器具若しくは容器包装に起因して中毒した患者若しくはその疑いのある者（以下「食中毒患者等」という。）を診断し、又はその死体を検案した医師は、直ちに最寄りの保健所長にその旨を届け出なければならない。」の後に、「さらに、食中毒の継世代的影響も考慮する」を付け加えることが妥当だと考えられる。

一方、津田敏秀は、「長期にわたる症状に関しては食品衛生法の対象ですので、食品衛生法のまま、毎月 10 日の報告の際に、まとめて報告をすればいいだけだと思います」と述べている。それによって、食品衛生法と食品衛生法施行令の若干の見直しが必要だけではなく、法律の運用を改善することも必要だとかんがえられる。

2、現在の公害の法的定義を拡張して、カネミ油症を公害病に認定する選択肢代表的人物：社会学者宇田和子、社会学者堀田恭子。

1972 年 7 月 18 日に明らかにされた政府見解は、カネミ油症は、製造された食品による直接の健康被害であり、公害対策基本法の公害にあたらないと内容をした（加藤 1977 : 144）。従って、カネミ油症は公害ではなく、法的な位置づけとして食中毒事件である。もし、公害の法的定義が拡張できれば、油症のような特質（油症問題の長期に渡る、治療困難性及び胎児性患者の存在などの特徴）をもった被害を公害病に認定し、公害被害の補償等に関する法律で対処するということになる（宇田 2015 : 57, 括弧内は筆者）。このことは社会学者宇田和子がすでに提唱している。

さらに、「厳密に言えば、環境侵害の結果として生じる公害病と、物それ自体が有毒・有害であった結果の食品、薬品中毒とは分けて論じた場合がよいこともあるが、ここでは、企業や行政の利潤追求最優先方針によって国民の健康破壊が生じるという共通点でくくって、同一範域の疾病として扱いたい」（飯島 1984 : 26）として、公害と食品・薬品中毒を同列に扱っている（宇田 2015 : 19）ことを宇田が提唱している。

さらに、堀田恭子は次のように述べている。

カネミ油症の被害構造は、四大公害問題の被害構造とほぼ同じ構造をもっていることがわかった。

……

何よりもまず、カネミ油症は公害病として指定されれば、救済制度構築がたやすいであろうか。公害病であれば、地域指定と時間指定が必要となってくる。しかしながら、本論で分析/考察してきたかぎりでは、地域指定も時間指定も油症事件においては無意

味である。油という市場で売買されているものの流通を通して、食した人全員およびその子孫にいたるまでの世代間を超えた視点を入れないと、救済制度は常に不完全である。世代間を超えた視点が必要である。すなわち時空間を乗り越えた視点を政策に取り入れることとなるが、それは可能だろうか。(堀田 2018 : 176-177)。

一方、水俣病とカネミ油症は食環境が化学物質によって汚染されたために起きた化学性食中毒であり、長期にわたって深刻な影響を及ぼす大規模な健康被害である。水俣病は法的な位置づけとしては食中毒(食品衛生法)および公害(環境基本法)である。認定・救済の場合、公害を優先して、「公害健康被害補償法」「水俣病補償協定」に基づいて、被害者を認定・救済している(当初の中毒報告は「食品衛生法」、患者認定は「公害健康被害補償法」)。なお、当初の水俣病の認定基準(1959~1970年)は重症患者を念頭においた「狭い」ものであったが、1971年の認定要件(当時の環境庁長官は大石武一、医師)では、汚染地域に住んで魚介類を食べ、知覚障害などのうち「いずれかの症状」があれば水俣病に認定するとしている。そのため認定患者数は大きく増えた。大量棄却によって多くの未認定患者を作り出したのは、「症候の組み合わせ」を求める1977年判断条件(当時の環境庁長官は石原慎太郎、作家)である。背景には補償金支払額「急増」への「不安」があったと多くの人は推察している(戸田 2006)。

食品衛生法では、有害食品を食べて症状のあった人(曝露有症者)はすべて救済しなければならない。症状の組み合わせで選別してはならない(津田 2004a : 75)。「食中毒患者の認定制度」という奇異なものは、水俣病(熊本と新潟)とカネミ油症の他に例を見ない。すなわち、「1万人を越える未認定食中毒患者」という異常事態はこの2つの事件の他にない(津田 2004b)。水俣病では、救済の枠を拡大した1971年の認定要件は選別、切り捨てにつながらなかったため、科学的にも法的にも妥当と思われる(科学論争はあるが、日本精神神経学会は1998年以来、1977年の判断条件が「科学的に誤り」であると指摘し続けている)。しかし、1959年(認定制度の正式な発足)から1971年の認定要件採用までと、1977年判断条件採用から現在までは、食品衛生法の趣旨に反する状態が続いているのではないだろうか(戸田 2006)。

従って、水俣病、原爆症などの公害では、国の不当に厳しい認定基準が問題となっている(戸田 2017 : 95)ので、油症が法的に公害と定義されても、認定基準についての法律を被害者の立場からうまく運用できるかどうかは疑問である。

3、カネミ油症は慢性疾患である点などから公害に似ているので、マスコミや市民運動などから「食品公害」と呼ばれることが少なくない。それをきっかけとして、「食品公害」を新しいタイプとして法律上の定義をし、「食品公害」という新たなカテゴリーを設ける選択肢(代表的人物：社会学者宇田和子)。

保田行雄弁護士は、カネミ油症は食品衛生法上「制度上の空白」地帯におかれているとしている（食品衛生法には慢性中毒としての被害の救済に関する規定がない）（仲千穂子あて電子メール 2017 年, 括弧内は筆者）。

一般に食中毒は自然毒や細菌感染を含む飲食物を摂取した結果として起こる下痢や発熱などの疾病を指す。その原因になった因子物質によって5つに分類される。①細菌性食中毒（黄色ブドウ球菌など）、②ウイルス性食中毒（ノロウイルスなど）、③自然毒食中毒（有毒キノコ、フグなど）、④寄生虫性食中毒（ジストマなど）、⑤化学性食中毒（農薬、メチル水銀など）。

社会学者宇田和子によれば、油症は典型的食中毒よりも、むしろ「公害」の被害に親和性をもっている（宇田 2015 : 56）。食品公害とは「事業活動その他の人の活動に伴って生ずる、自然に由来しない有害物質による食品の汚染によって、もしくは原因不明の食品の有害化によって、相当範囲にわたる人々の健康又は生活環境に係わる被害が生ずることであり、特に汚染された食品の摂取に起因する病の治癒、汚染物質の排出、及び生活環境の復元が困難な被害が生ずること、典型的食中毒からは逸脱する特質をもった被害が生ずること」と宇田は定義している（宇田 2015 : 58）。従って、カネミ油症事件は大気汚染、水質汚濁、土壤汚染を経由しないので法律上の「公害」ではなく、法律的には「食中毒」（化学性食中毒）であるが、典型的な食中毒（ブドウ球菌食中毒など）とは相違点が多く、水俣病などの公害事件との類似点が多いので、「食品公害」という新たなカテゴリーを設けてはどうかというのが宇田の主張である。なお、宇田和子は、第3の選択肢を優先し、「環境汚染型公害と食品公害では、異なる対処が必要になるため、独立した法制度を設計したほうが、食品に由来する被害の軽減にとっては望ましいと思うからだ」と述べている（宇田和子電子メール 2018 年）。

さらに、宇田和子は次のように述べている。

環境汚染型公害の場合、汚染源に働きかけて汚染物質の排出を停止するだけでなく、一度汚染された環境を浄化し、復元していく作業も必要となる。その作業には長期間を要し、場合によっては汚染地域への立ち入り及び居住禁止や、汚染環境の利用禁止等の措置も求められる。それに対して食品公害の場合は、汚染食品の出荷・販売禁止や毒性のある食品の飲食禁止及び回収を行うことができれば、それ以上同じ食品から被害が拡大することは考えにくい（宇田 2015 : 58）。

従って、宇田和子は食品公害を「環境汚染型公害」（大気汚染、水質汚濁、土壤汚染）とは異なるものとして定義したので、水俣病とイタイイタイ病は「環境汚染型公害」であるので、食品公害にならないと述べている。さらに、宇田が定義する「食品公害」は、工場で製造される食品の汚染事件を想定しており、環境汚染を介さない食品汚染である。従って、食品公害新法（仮称）が設立できるとしたら、それは厚生労働省の所管になり、環境省には関

わらないと述べている（宇田和子電子メール 2018 年）。

しかし、油症問題の長期にわたる、治療困難性及び胎児性患者の存在などという特徴は水俣病などの環境汚染型公害病の特徴と比べて、共通点が少くない。故に、環境汚染型公害と食品公害に共通する問題があるとする立場もある。例えば、山口英昌編『食環境科学入門——食の安全を環境問題の視点から』（2006 年）は、森永砒素ミルク事件及びカネミ油症事件も水俣病、イタイイタイ病と同様に「食品公害」の代表例としている。一方、医学者津田敏秀と医学者石原信夫は、水俣病もカネミ油症も有害化学物質の経口摂取という共通点があるので、食中毒事件として対処するべきだというものを指摘した（津田 2004、石原 2016 参照）。

なお、昭和電工トリプトファン事件（1989 年）も「食品公害」の代表例としてよく言及される。

一方、「食品公害」と「化学性食中毒」がほぼ同義語である。例えば、山口英明ほか著『食品衛生学』（1999）は、森永砒素ミルク事件、水俣病、イタイイタイ病、カネミ油症事件といった悲惨で大規模な食中毒事件が「食品原料あるいは食品に本来含まれていないはずの有害化学物質の汚染、混入、生成などにより発生する中毒を化学性食中毒と呼んでいる（山口英明ほか 1999：90）」ということ述べている。

そうすると、食品公害新法（仮称）は、厚生労働省（食安全規制・被害回復・健康補償）と環境省（環境汚染原因者に対する規制）の共同管理になると推測される。

一方、食品公害新法（仮称）ができたという表は以下のようである。

表 12 食品公害新法（仮称）ができたなら？ 20180612 20180617 改訂 戸田清作成

青字：金星 20180803

	食中毒患者（食品衛生法）	公害病認定患者（公害健康被害補償法）	被害者（2009 年水俣病特措法）	食品公害病の患者（食品公害新法）
水俣病	○ 運用失敗	○1971 年認定基準を 1977 年に改悪	○1977 年改悪で切り捨てられた人の一部を救済。1971 年基準のままなら不要な制度。	○（形式的には適用される。しかし、実質には今のままに公害健康補償法の認定基準が継続されると推測。）
イタイイタイ病	○ 運用失敗 定義はそもそもカドミウム食中毒のはず	○骨軟化症にまで進展して初めて認定。富山以外を切り捨て。	△2013 年協定によるカドミウム腎症の一時金 60 万円がこれに相当する。	○（形式的には適用される。しかし、実質には今のままに公害

				健康補償法の認定基準が継続されると推測。)
カネミ油症	○ 運用失敗	×公害に該当しない。	△全国油症治療研究班作成「油症診断基準」があるが、根拠法令がない。2012年カネミ油症救済法公布・施行（1968年当時の同居家族を積極認定）。	○現在の診断基準（根拠法令なし）がそのまま利用される可能性が高い。 ただし、森永ヒ素ミルク中毒と同様の「総合的認定」を行うことが望ましい（宇田和子メール2018年）。
森永ヒ素ミルク事件	○	×	△飲用者の名簿登録→医学的基準→総合的に飲用の有無を判断（宇田2015：194）。	○現在の基準（根拠法令：厚生労働省通知「森永ひ素ミルク飲用者の認定に係る事務要領」（2010））がそのまま利用される可能性が高い。
昭和電工トリプトファン事件	○	×		○
（参考 原爆被爆者）	（1957年以降の被爆者手帳配布、原爆症認定）		（被爆体験者、裁判、不当判決）	×

上表によれば、食品公害新法（仮称）が設立できるとしたら、水俣病とイタイタイ病の場合、形式上は食品公害の枠に入るが、行政の運用上は従来通りであり、環境省から厚生労働省（おそらく食品公害新法を所管）に移管されることなく、公害に関する法令に基づいて、被害者を認定・救済していると考えられる。つまり、形式上は変化するが、実質的に変化なしと推測している。

なお、カネミ油症事件と森永ヒ素ミルク事件の場合、従来の公害認定を適用する必要がなく、医学的な診断基準に限らず、「原因食品を摂取した」「患者である母親から生まれた」「いずれかの症状があった」という総合的な状況を重視した認定は望ましい。なお、現在の診断基準に根拠法が無いことは、責任を誰も持たないことに繋がっているため、なんらかの根拠法令は作るべきだと思う（宇田和子メール 2018 年）。

しかし、上記のような食品公害に関する制度を設けたにしても、以下のような問題が生じると懸念される。

- ①原因食品を摂取したかどうかを証明することは困難。
- ②費用の節減の可能性。水俣病事件を参考にすると、国の認定基準は 1971 年の基準（いずれかの症状）から 1977 年の基準（症状の組合せ）へと改悪されたと言える。つまり、認定基準が厳しくなった。加害企業と国の財政に配慮して患者の「急増」を抑えるためであった（戸田 2017 : 78）。

従って、油症の場合も、加害企業と国は財政を考慮して、患者の認定数を抑制する可能性が高いと考えられる。ちなみに、従来の認定基準が踏襲される恐れがあるとも考えられる。

一方、食品公害の被害者支援のため国と関連企業で基金を創設するよう提言する声もある。宇田和子は、原因企業による補償金負担を基本としながらも、経営が立ちゆかずに補償が行き詰まった場合には基金で患者を支えることを想定する（毎日新聞 2018）。

以上は、食品公害新法が仮に成立した場合の推論である。

さらに、認定問題について学問的に適切な解決策を検討してきた。「2、現在の公害の法的定義を拡張して、カネミ油症を公害病に認定すること」と「3、『食品公害』を新しいタイプとして法律上の定義をし、『食品公害』という新たなカテゴリーを設けること」の実現は難しいと考えられる。仮に、実現できても、認定基準の厳しさは変わらない可能性が高いと推測しているため、「1、現在の食品衛生法または食品衛生法施行令を若干見直すこと」は目前の提言として妥当だと考えられる。しかし、1 の①現行の認定基準を廃止すること及び②現行の血液検査などの厳しい認定基準を変えて、原因食品の摂取及びいずれかの症状で認定すること。この 2 つは非常に難しいと考えられる。

なお、2004 年認定基準に PCDFs を追加、2007 年カネミ特例法が公布（仮払金返還免除）、2012 年カネミ救済法が公布（1968 年当時の同居家族を積極認定）、近年のカネミ油症事件の発展によれば、認定基準は以下のように改善されることが望ましい。

- ①胎児性油症患者はすでに認定されている。油症患者である母親から生まれた子は無条件に油症患者として認定されることは望ましい。
- ②油症事件発生当時、油症患者（認定患者）と同じ職場の食堂や飲食店で、汚染油を摂

取した証拠及びいずれかの病状があれば、油症患者に認定されることは望ましい。

一方、2001年に坂口力厚生労働大臣が「油症の主な原因物質はダイオキシン類」と答弁したことによって診断基準が見直されたり、06年に自民・公明の与党プロジェクトチームが結成されたことに端を発して油症被害者のための議員立法が成立したり、重大な政策転換は大臣や議員の行為をきっかけにして生じている（宇田2015：152）。これによって2007年に新たな債務免除の基準が設定され、仮払金返還問題は一定の決着をみた。さらに、カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律案が参議院本会議で可決成立し、2012年9月5日にカネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律が公布・施行された。積極認定の方向へ発展していくと思われる。

それ以降現在に至るまで、被害者団体からの認定基準改正の要求はないので、自民公明も野党もどのように考えているかは不明である。しかし、特に野党は被害者団体が認定基準の改正を要求すればそれに応じるとと思われる（藤原寿和電子メール2018年）。

一方、被害者未認定患者の救済はいまだに進んでいない。または、いまごろになっても認定患者が加害企業（カネミ倉庫）との民事裁判で負けている（2013年福岡地裁、2014年福岡高裁、2015年6月最高裁）（戸田2017：94）。さらに、2017年の衆院選には、カネミ油症は争点とはなっていなかった。従って、解決には政治の力が必要なのは言うまでもない（山田2017）。

台湾の場合、2011年までに、政府は油症被害の存在は認めたが、具体的な登録の目安となる症状は定めなかった。自らの症状などを根拠として申請し、油症患者として登録する。これは「登録制度」と呼ばれる制度である。しかし、患者自らが申請しない場合もある。その背後には、患者になることで予想される社会的差別を恐れている可能性がある。なお、登録しても、補助金などの救済が非常に少ないことも理由の1つに考えられる。

しかし、この制度は、第1世代の患者の人数が増えないことを前提としている。従って、多数の患者が、表面化されないままになった。

2011年、台湾政府は「台湾省政府七十一年度PCBs中毒患者無料医療及生活救済計書実施要点」（原文）を公布した。なお、これは国民健康署からの行政指導で、政権が交代すると破棄される可能性があった。この公布によって、1世は1979年12月31日以前に出生した者、2世は1980年1月1日以降に生まれ、実母が第1世代油症患者である者と定義された。未登録者は登録するために、1世は原因食品及び病因物質への暴露と表12における症状に関する証明書類を準備する。2世は1980年1月1日以降に生まれ、実母が第1世代油症患者である者に関する証明書類を準備する。両者とも地方衛生局の主管機関に申請して事前審査を受けた後に、すなわち、国民健康署が本審査にあたる。

2015年、政府は「油症患者健康照護服務条例」（原文）を公布した。この条例は正式な「総統令」であるため、政権が交代しても効力を持つものである。それによって、1、2世代油症患者の定義が変更されている。すなわち、1世は1980年1月1日から1980年12月31日

までに生まれ、実母が第1世代油症患者であるということが認定基準になった。つまり、1世に属する患者の数が増えることを意味する。2世は1981年1月1日以降に出生した者で、実母は第1世代油症患者であることが条件とされた。上記の「台湾省政府七十一年度PCBs中毒患者無料医療及生活救済計書実施要点」(原文)に血液検査(PCBs、PCDFs数値)を必要条件として加えた。しかし、2016年、血液検査は不要となっている。

2016年公布の「台湾における未登録患者申請判定プログラム」【注32】の骨子は、未登録患者は関係資料を準備して、地方衛生局に提出することである。地方衛生局は資料の内容を確認して、中央国民健康署に報告する。その後、国民健康署専門家会議【注33】による審査を行って、油症登録患者であるか否かを判定する。しかし、国民健康署専門家会議は具体的な判定基準を持っていない。結果として「行政裁量」とどまってしまう。中国語では「行政裁量」は「自由裁量権」を意味する。従って、行政権力が強く影響していると考えられる。

湖南省沅陵県人民裁判所趙月欣所長著「浅谈法官自由裁量权」は「自由裁量権」について次のように述べている。

自由裁量権の危険性は次のように表現されている：1、裁判官が職権を濫用する可能性がある。法治精神及び目的に違反する可能性がある。2、同類の事件において、違う裁判結果が出る可能性がある。3、個々の裁判官は自由裁量権の名目で、消極的な裁判をする、法を曲げる、法律の実施を妨げる。または、報復する可能性がある【注34】。

しかし、台湾油症の「患者登録」は、上記の税務機関及び裁判機関の「行政裁量」ではない。「行政裁量」の核心である「自ら判断し、自主的に選択する行政の権力が大きい」ということは「患者登録」制度の特徴だと考えられる。つまり、「自由裁量権」の幅は広いので、危険性も高いと思われる。例えば、台湾油症患者に支給されている見舞金は地方政府により違う。これは地方政府が自らで制定した制度なので、首長が変わると、制度も変更される可能性がある。

言い換えれば、台湾の患者登録制度は行政裁量の範囲の問題であろう。

筆者は2017年2月と8月に台湾国民健康署ほかを訪問した際、関係職員から、当初から登録制度は被害者にとって登録しやすかったとの回答を得ている。2014年までの認定基準のハードルは高くなかった。すなわち、認定(登録)基準は米ぬか油を食用にした年月だけの証明で十分であった。2015年に、血液検査が必要条件となった。認定申請患者は2万4,000元(約8万9,000円)を支払わなければならない。認定された場合には返却される。しかし、その間、申請した患者は1名だけであった。2017年2月まで、1名のみが申請して、認定された。2016年の改訂版条例により、血液検査は不要になった。2014年までの認定基準と同じ、疑い油症患者は米ぬか油を食用にした年月だけの証明を地方衛生局に提出し、確認されたら、国民健康署専門家会議による審査を行って、油症患者であるか否かを判断する。

その間、台湾油症受害者支持協会は「2015 年油症患者生活現状調査報告」を公表した。2013 年から、毎年台中市各地衛生所が油症患者健康検査をする際に、連絡先を残した油症患者の名簿を作成した。この報告書によれば、2015 年 2 月から同年末まで、名簿に登録された油症患者は 695 名であり 64 回の電話訪問と 32 回の家庭訪問を行った。このうち、油症患者 301 名（台中県 291 名、彰化県 10 名）の状況が把握されている。登録患者は 226 名、未登録患者は 37 名、ほかの 38 名は不明である。

また、台湾油症受害者支持協会事務局長廖脱如によると、「現在の患者登録制度は曖昧だが、日本の厳しい認定基準よりいいと思います。しかし、現在の患者登録制度の「行政裁量」の権限が大きいことに不安を抱えています。」と述べている。

一方、郭育良は父親の油症患者も子どもに影響を与えることがあると推測している（カネミ油症被害者支援センター2006 年編の『カネミ油症は終わっていない——家族票に見る油症被害』の中で、油症患者である父親は子どもに影響を与えるケースがいくつかある）。現在、台湾油症受害者支持協会は未登録被害者の状況を把握するために、調査を行っている。

なお、現在、未登録患者が準備する最も重要な資料は中毒被害歴の証明書である。それは、事件が発生したときに、被害者分布が集中する地域に住んでいた証拠——当時の戸籍、あるいは、当時被害者分布が集中する工場で働いた証拠——当時の所属機関の保存書類などである。つまり、当時彰化油脂会社産の米ぬか油を食べた可能性が高い証拠があれば、申請可能である。

もし中毒被害歴を証明する資料がない場合、未登録患者は私費による血液検査を受ける必要がある。なお、血液検査費用については、油症患者として登録された場合は、費用は返却され、国民健康署が負担する。登録されない場合は、返却しない。つまり、個人が負担することになる。

しかし、血液検査の限界として、①時期によって、濃度にバラツキがある。②摂取量及び排出量に個人差がある。従って、現在のところ、被害状況を推定する場合は、中毒被害歴証明資料のほうが血液検査結果より、信用性が高い（2018 年 8 月国民健康署の見解による）。

一方、台湾油症被害者、国民健康署、研究者、支援団体からの聞き取り調査の結果、現在の登録制度は十分とは言えないが、妥当な制度として認識されている。

また、台湾における食品安全に関する法律に関しては、「食品安全衛生管理法」及び「公害紛争処理法」[注 35] があるが、被害救済に積極的ではない。2015 年から施行されている「油症患者健康照護服務条例」は医療費免除の規定、人権保護規定と罰則規定及び死亡者へ見舞金を支払う規定があるが、経済的な補償に関する規定がない。それは、油症被害者及び支援者が政府の関係部門に救済を要求する運動をしないからであろう。

なお、第 3 世代油症患者については、台湾でも、日本でも、具体的な認定基準がない。将来にわたって追跡調査及び研究が必要だと考えられる。

第5節 まとめ

筆者は油症に関係する様々な分野で聞き取り調査をした結果、以下のような見解をまとめた（表13）。

表13 カネミ油症事件（日本）と台湾油症事件における相違点

	カネミ油症（日本）	台湾油症
事件の前兆	ダーク油による鶏の大量死事件【注36】	
事件の始まり		恵明学校視力障害児童中毒事件
原因企業及び経営規模	鐘淵化学工業（カネカ）：大企業【注37】、カネミ倉庫：小企業【注38】	彰化油脂企業株式会社：小企業、豊香行有限会社：小企業【注39】
企業責任者の処罰	カネミ倉庫社長は無罪。工場長は禁錮1年6カ月の実刑判決を受け、服役した。	1980年、彰化油脂会社理事長陳存頂、総責任者黄文隆、豊香行有限会社担当者劉坤光は懲役10年の刑事罰を科された。
担当官庁	厚生労働省（厚生省） 農林水産省（農林省） 文部科学省（文部省）	衛生福利部国民健康署
被害者数	最初被害届出約1万4,000名。2000年頃までの被認定者は約1,900名。以降、2017年3月31日までの被認定者は2,307名。	最初の列冊（登録）被害者は2,000名以上。2016年12月31日まで登録されている生存患者数は1,854名。そのうち第2世代は1,269名（68%、平均年齢56歳）。第2世代は585名（32%、平均年齢は25歳）。
1世と2世及び3世の定義	公式な定義なし【注40】。	1世及び2世の公式な定義あり（2世は母親が患者の場合を指すが、3世はなし【注41】）。
被害者分布	福岡県、長崎県を中心とし	台中県神岡郷、大雅郷、彰化

	た西日本一帯。長崎では福江島玉之浦町と奈留島奈留町（現五島市）に被害が集中。	県鹿港鎮、福興郷。台中県大雅郷の恵明学校とその近隣の工場に被害が集中。
運動主体【注42】	被害者本人と支援者	支援者
油症を研究する学者	政府側は被害者側と対立。	台湾の学者の対立は少ない。
運動戦略【注43】	被害者が国と企業を提訴。	初期に原因企業への訴訟があったものの、倒産したために、訴訟は現在まで行われていない。国への提訴なし、支援者が油症被害の深刻さを広く社会に認識させた結果、政府の関係政策に影響を与えた。
認定根拠【注44】	医学的認定基準	列冊（登録）制度
認定費用	政府が負担。	個人で前払いする。列冊（登録）したら返却。
最新の法律	『カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律』（2012年9月施行）	『油症患者健康看護奉仕条例』（中国語『油症患者健康照護服務条例』（2015年2月施行、2016年1月改正）

（出所） この表は、筆者作成。

上表のように、カネミ油症事件と台湾油症事件にはそれぞれの問題状況と歴史的な経緯による違いがある。しかし、両油症事件は互いに共通する面も少なくない。

例えば、CiNii Articles で検索したところ（最終閲覧日：2018年1月22日）、「台湾油症」に関する論文は5本である。この中で、社会学的側面から台湾油症事件を紹介しているのは堀田恭子の3本である【注45】。堀田恭子はカネミ油症患者の症状は台湾より重いという結論を出している。それに対して、筆者は現場からもらった一次資料及び文献や新聞記事といった二次資料を参考にして、郭育良ほかの「現在、台湾と日本の油症患者の症状はほぼ同程度」という推測に同意の立場を導出する。

現在、日本と台湾ともに油症事件は公害と認定されていない【注46】。しかし、典型的な公害（水俣病、台湾安順工場汚染事件【注47】）と比べて、「油症症状」と「認定問題」については、健康被害及び精神被害の面で、似ていることが多い。例えば、被害者は長期にわたり深刻な影響を及ぼす慢性的な全身多彩病に罹っている。いまだに、有効な治療法が確立さ

れていない。さらに、胎児性など後世代にも影響を与えることなどである。

水俣病及び油症は、大半の裁判が終わったが、被害はまだ続いている。しかし、油症の補償体系は、典型的な公害と比べ、制度の根拠、補償金額、補償内容、制度の運用態勢などにおいて不十分である。例えば、水俣病の認定患者には医療費のほか、生活補償として1,600万～1,800万円の慰謝料などが支給されるが、裁判で国の責任が認められなかったカネミ油症患者は和解した加害企業から医療費と見舞金 22 万円が支給されるのみである。さらに、水俣病や大気汚染は法や補償協定に基づき国や企業から障害補償費なども支給される（迫田 2009）。

台南安順工場汚染事件の場合は、2008 年、被害者 347 名は中国石油化学工業開発株式会社、經濟部及び台南市政府に提訴した。2015 年 12 月 7 日、一審は、中国石油化学工業開発株式会社及び經濟部は被害者 312 名（残り 35 名は血液濃度及び他の手続きなどは基準に合わない）に約 1 億 6,800 万元（約 6 億 800 万円）を支払う判決を出した。ちなみに、台南安順工場汚染事件の担当部門は行政院農業委員会、經濟部及び行政院環境保護署である。なお、2005 年から、ダイオキシン濃度 64pg 以上の被害者は月 1 万 7,820 元（約 6 万 4,000 円）を受け取れる。ほかの全住民は月 1,814 元（約 6,600 円、約 1,600 名）を同様に受け取れる。死亡慰謝料は 1 人あたり 20 万元（約 72 万円）である。ちなみに、ダイオキシン濃度検査費用は經濟部が負担することになっている【注 48】。

さらに、筆者の聞き取り調査により、油症患者が望むのは治療及び補助金よりも社会的な認知【注 49】であった。しかし、治療を無料で受ける被害者たちを、物乞いする者のように扱う医者もいた。さらに、政府は社会に対して油症による被害を的確に説明しなかった。現在でも有効な治療法が確立されていない【注 50】。特に、発生初期の頃、皮膚症状が重かった時、油症はエイズのような恐ろしい伝染病であると信じられ、友達さえ被害者を差別し、排除しようとした。結婚や就職においても油症を隠し、いつも不安におびえていたと訴える被害者もいた。このような精神的暴力は彼らの自尊心を傷つけることとなった。

単に医療費だけではなく交通費その他の経費も必要となる。特に台湾の場合、被害者の大半は貧困な生活を送っている。貧しい者が病気になることはまるで火に油を注がれたようなものである。日常生活機能の低下は職場、地域、家庭内における役割分担にも変化をもたらし、家庭・地域内阻害要因となり人間関係の悪化をもたらす。身体的な被害だけではなく、派生的な精神的被害も深刻である。

油症事件においても公害事件の場合と同様に、被害者及びそれに関わる人々はそれぞれ異なる人生観を持っており、将来に対する考え方も多様である。経済的に余裕のある少数の被害者たちは、賠償を既に諦め、生きているだけで十分であると考えている。しかし、多くの被害者は生活に困窮し、高齢化しており、様々な症状は悪化し、残りの人生に絶望している点を忘れてはなるまい。

以上、油症の被害症状と食中毒としての認定問題という2つの面に着目して、カネミ油症と台湾油症被害の現状を明らかにしてきた。日本と台湾の社会的背景及び法制度的背景が

異なるとしても、油症事件への対策は同じ課題を抱えているだろう。従って、将来このような健康被害が仮に引き起こされた場合には、総合的・統一的な制度の策定が必要とされる。

【注51】

注

1. 油症患者健康看護奉仕条例、油症患者の福祉と救済の法令という意味。
2. 筆者はビザの関係上、国民健康署内部に入れなかったが、関係資料を入手できた。なお、2004年から油症患者介護のプロジェクトは衛生福利部国民健康署の管轄になった（1979年から、元台湾省衛生処→台湾省薬物管理局→行政院衛生署疾病管制局→国民健康署が順番に担当した）。台湾油症受害者支持協会 HP による。
<http://surviving1979.blogspot.jp/p/about04.html>（最終閲覧日：2017年10月22日）。
3. 恵明学校は1956年恵明盲人福祉会によって開設された慈善学校である。現在恵明育幼院（6歳から24歳、現在学生人数120名）、恵明教養院（24歳以上、全ての自立が難しい障害者。現在人数87名、50代7名、40代10名、30代20名、20代50名。この中で、油症被害者男2名、女6名、計8名）の2校があった。当時の恵明学校は、視覚障害児のための全寮制の学校で、食事は朝昼晩と学内の食堂でまかなわれていた。計154名の関係者（教職員・児童生徒）の中で、油症被害者は110名であった。現在登録されている生存患者数は88名、死亡者22名である（2017年2月、私立恵明視力障害者教養院周鳳雪院長からのヒアリングによる）。
4. 宿輪敏子の父矢口哲雄は元「カネミ油症被害者五島市の会」会長であった。2018年2月お宅を訪問した時に、本人と会うことができなかったが、奥さん矢口フジエ、長女矢口京子、長男矢口真二に会い、交流ができた。しかし、2017年7月筆者は奈留島に行った時に、矢口哲雄に会い、交流した。
5. 黄煥彰：現在台南市社区大学研究発展学会常務理事、中華医事科技大学護理学部准教授
黄煥彰は十年以上台南安順汚染事件を調査研究している。安順事件を研究する第一人者と呼ばれている。
6. 農林水産省は現在のカネミ倉庫の医療費等の支給を持続させるための支援策及びカネミ倉庫の製造した油脂製品の倉庫への保管のための支援金を担当している。ちなみに、厚生労働省はカネミ油症の被害者救済のための医療面（油症治療研究班、健康実態調査、食品衛生法の所管など）を担当している。文部科学省は現在油症ダイオキシン研究診療センターの事業継続のための補助金の支給を担当している。
- 7.

表 14 カネミ油症年表

年	事項
1954	鐘淵化学がカネクロール（PCBs）を製造開始
1961	カネミ倉庫が脱臭装置を導入して米ぬか油の製造開始

1963	この頃から北九州・飯塚など各地で患者に症状が出始める
1968	2月 西日本各地で鶏の大量死や産卵の急激な低下など多発（ダーク油事件）
1968	6月7日 九大病院皮膚科に三歳女児受診
1968	10月10日 大牟田、福岡、北九州での「奇病」続出を朝日新聞西部本社版が報道
1968	10月14日 九大病院を中心に油症研究班が発足。福岡市の村山博一らが被害者の会を結成
1968	10月19日 九大油症研究班が診断基準を発表。厚生省が米ぬか油中毒事件対策本部を発足
1968	10月21日 長崎大学病院で特別検診を開始
1968	11月1日 油症研究班がライスオイルからのPCBs検出を発表
1968	11月20日 〔福岡〕田川地区カネミライスオイル被害者の会（会長紙野柳蔵）結成
1968	12月26日 長崎県が長崎市36人、〔五島〕玉之浦町221人など262人を油症と認定
1970	福岡地検がカネミ倉庫の社長と工場長を起訴。東京カネミ油症被害者を守る会準備会活動開始。福岡、山口、長崎などの被害者がカネミ倉庫、加藤社長、国、北九州市を福岡地裁小倉支部に提訴。長崎市などの被害者44人が提訴
1972	国連人間環境会議に油症患者が参加。厚生省油症治療研究班が新診断基準を決定。
1975	長山淳哉（当時、九大院生）がライスオイルからPCDFsを検出
1977	福岡民事一審判決で原告が鐘淵化学、カネミ倉庫、加藤社長に勝訴
1978	小倉民事1陣一審判決でカネミ倉庫、鐘淵化学に勝訴、加藤社長、国、北九州市に敗訴
1979	台湾の米ぬか油中毒事件で患者千人以上と報道
1983	全国油症治療研究班長倉恒匡徳が油症の主要原因はPCDFsの妥当性が高いと発表
1985	小倉民事3陣判決で原告がカネミ倉庫、加藤社長、鐘淵化学、国に勝訴、北九州市に敗訴
1986	小倉民事2陣控訴審判決でカネミ倉庫、加藤社長に勝訴、鐘淵化学、国、北九州市に敗訴
1987	6月16日 カネミ油症原告連盟が国への訴訟を取り下げ
1996	農水省九州農政局が原告に仮払金の返還について督促状送付
2001	坂口力厚生労働大臣がダイオキシン（PCDFs）中毒を説明
2002	カネミ油症被害者支援センター設立
2004	油症被害者147人が日本弁護士連合会に人権救済を申し立て。全国油症治療研究班が診断基準に血液中のPCDFs濃度を追加
2007	「カネミ油症事件関係仮払金返還債権の免除に関する特例に関する法律」が成立。五島市がカネミ油症被害資料展示コーナーを福江総合福祉保健センター内に設置
2008	九大病院に油症ダイオキシン研究診療センター開設。新認定患者26人がカネミ倉庫と社長を福岡地裁小倉支部で提訴。九大油症ダイオキシン研究診療センターがメディカルソーシャルワーカーを五島市に配置。カネミ油症40年シンポジウム in 五島
2010	長崎市でカネミ油症ナガサキ大集会を開催
2012	「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」（同居家族の積極認定ほか）
2013	3月21日 新認定患者が福岡地裁小倉支部で敗訴（除斥期間20年の適用）
2015	6月2日 新認定患者が最高裁で敗訴

（出所） 戸田清作成。

参考資料 『回復への祈り カネミ油症40年記念誌』（長崎県五島市2010年）ほか。

（註） 2017年12月末現在、認定患者2,318人（1968年の保健所への届け出は約14,000

人)。

8. PCBs がパイプから漏れてしまったという原因説には、2 つの代表的な見方がある。1 つは、PCBs の一部が脱塩素化し、それによって生じた塩酸がステンレス製のパイプを腐食し、穴が空いて PCBs が漏れ出したという「ピンホール説」である。これは事件発生当時の九州大学による鑑定を根拠としたもので、当時から広く支持されていた。もう1 つは、カネミ倉庫の作業員が脱臭缶の修理の際にパイプの接合に失敗し、PCBs の漏出に繋がったという「工作ミス説」である(宇田 2015 : 64-66)。当初、刑事裁判の判決は第一審・控訴審ともにピンホール説(株式会社カネカの責任が大きい)を採用した。1979 年 10 月から工作ミス説(カネミ倉庫株式会社の責任が大きい)を主張され始めた。

一方、原因説について、北九州市立大学国際環境工学部職員の原田和明は次のように述べている。

1. ピンホール説。

私は「ピンホール説」には否定的です。PCBs があの 3 つのピンホールから漏れることはなかったと考えています。もともと、厚生省が九大鑑定班に「工作ミス」以外の可能性を要求して、九大鑑定班がひねり出してきたのが「ピンホール説」だからです。新聞には大々的に報じられましたが、米油工業会はまったく信じていませんでした。1968 年 12 月 25 日に加藤社長の知人(技術士)が現場検証して、ピンホールから PCBs が漏れないとの確証を得ています。「ピンホール説」の可能性があれば加藤社長無罪の可能性もあり、その期待もあって知人に現場検証を依頼したと思われます。ところが、希望が断たれて加藤社長はガッカリというところだったと思われます。そこへ、被害者弁護団が「ピンホール説」に飛びつくというハプニング発生。当初「ピンホール説」など歯牙にもかけなかった福岡県警がこの流れに乗ります。

これで、加藤社長無罪への道が見えてきました。

2. 工作ミス説。

溶接ミスの部分までは通常言われている通りです。ただし、脱臭工程の条件(250℃、減圧)では PCBs⇒PCDFs(ダイオキシン)の変化は起きないのではないか? との疑念があります。少なくとも、誰も脱臭工程の条件(250℃、減圧)で PCBs⇒PCDFs(ダイオキシン)の変化が起きることを確認していません。厚生省はダイオキシンの発生を隠そうとしてきました。

3. 小さな事故説。

油症事件の直接の原因ではありませんが、カネミ倉庫では恒常的に小さな事故は頻発していて、ライスオイルに PCBs が混入するという事故は珍しくなかったのだと推測しています。1 月 29 日の工作ミスも特別な事故という認識がないままに、脱臭工程にかけたり、正常なライスオイルで希釈したりという、いつもの作業をやっただけだ

と考えています。

【そう考える理由】『カネミが地獄を連れてきた』に、1968 年以前に油症の症状が出ている人が多数いるという記述があります。これは、小さな油症事件は 1968 年以前にも何度も起きていたと「小さな事故説」で説明できます。

4. 犯行説

工作ミスにより PCBs が混入したライスオイルの缶が 2 月 5 日までの間に別の油とすり 替えられた可能性があると考えています。

【そう考える理由】

- ①工作ミスによる PCBs 混入量から計算される被害者数は 10-20 万人。ところが実際被害を訴えた人（自覚症状があった人）は 14,000 人余り。被害者数の差は PCBs 混入量の異なる 2 種類の油の存在を疑わせます。
- ②脱臭工程の条件（250℃、減圧）では PCBs⇒PCDFs（ダイオキシン）の変化は起きないのではないか？ との疑念があります。

以上のように、工作ミスにより発生した汚染油（PCBs 多いが、ダイオキシンは少ない）と別の油（PCBs 少ないが、ダイオキシンの割合が多い）があったのではないかと考える余地があります。

ダーク油事件で一番驚いたのは加藤三之輔社長自身ではなかったか？ いつものように、脱臭や希釈で、汚染油を販売しただけなのに、このときだけ大きな被害が出たことに戸惑ったはず。福岡肥飼検の担当官が「ライスオイルは大丈夫か？」と聞いた際、加藤社長が「飲んでいるが、問題ない」と答えたという件、加藤社長が確信犯という印象をもたせるエピソードだが、当時の報告書には査察時に誰が対応したかの記述無し。にもかかわらず、テレビや新聞で報道された。誰がその情報源かもわかっていません。

【想定される犯人像】

この当時、米軍は 245T に代わる新枯れ葉剤（加熱するとダイオキシンになる）を探していました。すでにダウケミカルが 1968 年までに PCP を提案して採用されています。供給工場は台湾苛性安順工場で 1969 年から PCPs の大量生産を開始しています。

一方、モンサントは PCBs が候補化合物となりうると考えていたと思われます。カネミ油症事件発覚前から三菱モンサントが三重県四日市で PCBs 製造を計画、事件が発覚した後も、計画を見直すことなく、1969 年秋から PCBs の製造を開始しています。三菱モンサントの事業部長は国会で「(カネミ油症事件を見ても) PCBs が危険なものとは思わなかった」と証言しています。

犯行説は、台湾油症事件ともつながりがあると考えています。(原田和明メール 2018 年)。

なお、国民健康署及び郭育良によると、台湾油症の場合、PCBs の米ぬか油への混入経路

は日本の「ピンホール説」と同じと推測されている（2017年8月郭育良へのヒアリングによる）。

また、葛應欽 1981「多氯聯苯中毒之流行病學研究」『臺灣醫學會雜誌』の中で、「意外発生（脱臭過程かもしれない）→PCB が漏れ出し、米ぬか油に混入」と書いている。

9. 2018年8月に藤原寿和らが台湾国民健康署を訪問したときに受領した資料による。なお、日本の統計では3月末までと違い、台湾の場合は7月末である。

10. 三菱モンサントは1969年から販売した。Robin, Marie-Monique, 2008, *Le Monde selon Monsanto*, Paris : La Découverte. (=2015, 村澤真保呂・上尾真道訳、戸田清監修『モンサント——世界の農業を支配する遺伝子組み換え企業』作品社。) 29頁を参照。

なお、日本では、PCBs は1972年（昭和47年）の生産・使用の中止等の行政指導を経て、1975年（昭和50年）に製造および輸入が原則禁止された。米国では1973年に開放系での利用が禁止され、1979年に国内生産が禁止された。英国では1981年に使用が禁止された。

https://en.wikipedia.org/wiki/Polychlorinated_biphenyl を参照（最終閲覧日：2018年4月1日）。

また、以下の表を参照。

表 15 PCBs 年表 戸田清作成 20161008 20170502 改訂 下線は金星が 20180401 加筆

1881年	ドイツで PCBs 合成
1929年	米国で PCBs 工業生産始まる（スワン、のちモンサント）
1954年	日本で PCBs 生産始まる（カネカ）
1961年	カネミ倉庫がカネカの勧めで PCBs の熱媒体利用を始める
1962年	この頃から油症患者
1965年	中国で PCBs を生産開始
1968年	ダーク油事件、カネミ油症の公式発見
1969年	三菱モンサントが PCBs 生産開始
1972年	日本で行政指導という緊急避難的な措置として製造・輸入・使用を原則として中止
1973年	日本で「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」を制定し（略称は化審法。施行は1975年）、法的に禁止。PCB を含む廃棄物は、国が具体的対策を決定するまで使用者が保管すると義務付けられたが、電気機器等については、耐用年数を迎えるまで使用が認められたことから、PCBs を含む機器の所在や廃棄物の絶対量の把握が曖昧なものとなった。 同年、塗料やセメントの可塑剤、鋳造剤、難燃剤、熱安定剤、絶縁材、接着剤、防水剤など開放系用途での PCBs がスウェーデンで禁止された。
1974年	中国で PCBs を禁止

1975年	PCBs からダイオキシン類の PCDFs 検出（九州大学の長山淳哉）
1977年	米国で TSCA（毒性物質規制法）を制定して PCBs を製造禁止 同年、カナダで PCBs を製造禁止
1979年	フランスで接着剤、添加剤、工業用油脂類への PCBs 使用を禁止 同年、台湾油症の公式発見
1980年	<u>台湾の PCBs の製造禁止及び PCBs の輸入禁止（当時は国家貿易局が管轄）</u>
1981年	英国で新規製造機器の PCBs 閉鎖系使用を禁止、PCBs の国内生産がほぼ終結、5 リットル以上の PCBs を含有する既存機器での閉鎖系使用は 2000 年 12 月まで に停止
1982年	台湾で PCBs の輸入禁止
1983年	西ドイツで PCBs 製造禁止
1987年	フランスで PCBs を含有する機器の販売と使用を禁止
1987年	<u>台湾「環境保護局」は「行政院環境保護署」へと昇格し現在に至っている。</u>
1988年	<u>台湾で PCBs を有害化学物質に指定（食品産業での使用が禁止された。現在の電 子工業（1988 年前に成立した電子工業会社）での使用は OK。）</u>
1990年	中国で PCBs を含むコンデンサーの廃棄終了
2001年	5月、PCBs を 2028 年までに全廃することを含む国際条約である POPs 条約（残 留性有機汚染物質に関するストックホルム条約）が調印された（POPs は persistent organic pollutants の略語で、残留性有機汚染物質を指す）。POPs 条約の対象品目の大半は PCBs をはじめとする有機塩素化合物。 同年 6 月、日本で POPs 条約の調印を受け PCBs 処理特別措置法を制定し、併 せて環境事業団法を改正して、2016 年までに処理する制度を作った。
2011年	<u>1月、台湾行政院環境保護署が有害化学物質禁止法を発効し、PCBs を全面的に 禁止することを決定した。</u>

（出所） ウィキペディア日本語版「ポリ塩化ビフェニル」、同英語版、同仏語版、同エス
ペラント版、同西語版 2016 年 10 月 8 日閲覧。

表16 1960-70年代当時のPCBsの用途 環境省作成

用途	製品例・使用場所	
絶縁油	変圧器用	ビル・病院・鉄道車両・船舶等の変圧器
	コンデンサー用	蛍光灯の安定器・白黒テレビ・電子レンジ等の家電用コンデン サー、直流用コンデンサー、蓄電用コンデンサー
熱媒体（加熱用、冷却用）	各種化学工業・食品工業・合成樹脂工業等の諸工業における加 熱と冷却、船舶の燃料油予熱、集中暖房、パネルヒーター	
潤滑油	高温用潤滑油、油圧オイル、真空ポンプ油、切削油、極圧添加 剤	

可塑剤	絶縁用	電線の被覆・絶縁テープ
	難燃用	ポリエステル樹脂、ポリエチレン樹脂
	その他	ニス、ワックス・アスファルトに混合
感圧複写紙 塗料・インキ		ノンカーボン紙（溶媒）、電子式複写紙 印刷インキ、難燃性塗料、耐食性塗料、耐薬品性塗料、耐水性塗料
その他		紙等のコーティング、自動車のシーラント、陶器ガラス器の彩色、農薬の効力延長剤

（出所） 環境省『ポリ塩化ビフェニル（PCBs）使用製品及びPCB廃棄物の期限内処理に向けて』2017年3月版。

<http://www.env.go.jp/recycle/poly/pcb-pamph/full8rr.pdf>

表 17 有機塩素化合物の例

塩素と炭素の結合を有する有機化合物（炭素化合物）を有機塩素化合物という。多くの化学商品がある。有害なもの、禁止されたもの、使われなくなったものも少なくない。自然界（生物界）にはほとんど存在しない。なお有機塩素化合物、有機臭素化合物（臭素系難燃剤など）、有機ヨウ素化合物（甲状腺ホルモンなど）を総称して有機ハロゲン化合物という。

1. 天然物（生物由来）

クロラムフェニコール（抗生物質）

2. 塩素系殺虫剤

DDT、BHC、ディルドリン、エンドリン、ヘプタクロール、ジプロモクロロプロパン（DBCP）など

3. 塩素系除草剤

2, 4, 5-T（ベトナム枯葉作戦で軍事利用）、2, 4-D（ベトナム枯葉作戦で軍事利用、除草剤耐性の遺伝子組み換え作物も認可）、CNP、ペンタクロロフェノール（PCP）など

4. PCBs

5. ダイオキシン類（化学商品ではなく、非意図的生成物）

PCDDs（2, 4, 5-T に不純物として生成しやすい）、PCDFs（PCBs に不純物として生成しやすい）、コプラナーPCBs（PCBs の一部）

6. 毒ガス

ホスゲン（毒ガス、工業原料）、マスタードガス（毒ガス）

7. プラスチック

塩化ビニル（モノマーで労災）、塩化ビニリデン

8. 有機溶媒

トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、四塩化炭素、クロロベンゼン、ジクロロベ

ンゼン（工業原料、溶媒、殺虫剤）など

9. 医薬品

クロロホルム（19世紀から20世紀前半の麻酔剤、トリハロメタンのひとつ）、キノホルム（クリオキノール、薬害スモンの原因）など

10. 食品添加物

スクラロース（人工甘味料、三塩化ショ糖）

11. その他 多くの化学商品がある。

（出所） 戸田清作成

11. 日本 POPs（残留性有機汚染物質）ネットワークによる。

http://www.ecochemi.jp/pops_net/PCB/PCB.html（最終閲覧日：2017年6月30日）。

12. 山田貴己 2017 「PCB とカネカ再検証を——カネミ油症 49 年」 論説『長崎新聞』10 月 17 日による。

13. 『台湾油症事件三十年』の付録「被害者を即刻救済すべきである——台湾大学医学部郭育良教授へのインタビュー」は次のように述べている。

台湾米ぬか油食中毒事件を引き起こした元凶はポリ塩化ビフェニルの混合物の一種アロクロール（Aroclor）1254 です。米ヌカ油を製造した過程で、脱臭のために熱媒体として使用した Aroclor1254 が、配管部から漏れて油に混入したとされます。ポリ塩化ビフェニルが、繰り返し加熱されてポリ塩化ダイベンゾフラン（PCDFs）に変化しました。なお、ポリ塩化ビフェニル（PCBs）及びポリ塩化ダイベンゾフラン（PCDFs）は「世紀の毒」と呼ばれるダイオキシン（PCDDs）の構造とかなり類似します。

ポリ塩化ダイベンゾフランの毒性はポリ塩化ビフェニルより強く、患者の中毒症状をもたらす主な原因成分はポリ塩化ダイベンゾフランと認められています。故に、油症はポリ塩化ビフェニル中毒事件ではなく、ポリ塩化ビフェニル及びポリ塩化ダイベンゾフラン中毒事件という言い方が正しいと思います。

訳注 1 世界では自然環境中の PCBs 汚染を早い時期に検出したのは、スウェーデンのイエンセン、日本の藤原邦達などで、1960 年代末から 1970 年代初頭のことである（朝日新聞社編『PCBs 人類を食う文明の先兵』朝日新聞社 1972 年、所収の藤原論文などを参照）。

訳注 2 日本では鐘淵化学がカネクロールの商品名で 1954 年から、三菱モンサントがアロクロールの商品名で 1969 年から PCBs の生産を始め、1972 年（生産・使用中の行政指導）まで続けられた。

訳注 3 ダイオキシン類は、PCDDs、PCDFs、コプラナーPCBs の 3 群に大別される。PCBs からは PCDFs が生じやすく、2,4,5-T からは PCDDs が生じやすい。宮田秀明『ダイ

オキシシン』岩波新書 1999 年、などを参照。(陳 2010 : 271-272、筆者訳)。

しかし、筆者は 2018 年 8 月藤原寿和らが郭育良に訪問したとき、郭育良は「台湾米ぬか油食中毒事件を引き起こした元凶はポリ塩化ビフェニルの混合物の一種アロクロール (Aroclor) 1254 ではなく、カネクロール 400 と 500 の混合物だと推測しています」と述べている。理由について、Shu-Tao Hsu et al.: Discovery and Epidemiology of PCB Poisoning in Taiwan: A Four-Year Followup. *Environmental Health Perspectives*, 59:6(1985). は次のよう述べている。

The laboratory analysis showed that the C-rice oil from both the Hui-Ming School for Blindness and The F-H Oil Store contained a Kanechlor-400, 500 mixture at concentrations as high as 65 and 108 ppm, respectively. These findings were also confirmed by M. Kuratsune and Y. Masuda of Kyushu University. However, PCBs were not detected in the newly purified rice oil from C-Company, and the owner claimed in defense that he had not used PCBs as a heat conductor in the deodorizing process since 1976. But both soil samples and workers' blood samples of the C-Company were proved by Y. Masuda to have abnormally high levels of PCBs.

さらに、Yueliang Leon Guo, Mei-Lin Yu: The Yucheng Rice Oil Poisoning Incident. *DIOXINS AND HEALTH*, SECOND EDITION, 22:893(2003) は次のように述べている。

A Japanese-produced polychlorinated biphenyl (PCB) mixture (Kanechlor-400 and 500) was used as the heat transfer medium in the process of deodorization and deodorization of rice oil by a rice oil company in central Taiwan. PCBs and ter- and quaterphenyls (PCTs and PCQs), leaked into the rice oil and poisoned 2000 people who had consumed the oil.

なお、台湾では最も早く PCB を研究している論文は Shu-Tao Hsu et al.: Discovery and Epidemiology of PCB Poisoning in Taiwan. *American Journal of Industrial Medicine*. 5:71-79(1984). である。内容は上記とほぼ同じである。

14. Hayabuchi et al.: Consumption of toxic oil by "Yusho" patients and its relation to the clinical response and period. *Food Cosmet. Toxicol*, 17, 455-461 (1979) (藤原寿和あて電子メール 2017 年)。
15. C.-F. Lan et al.: An epidemiological study on polychlorinated biphenyls poisoning in Taichung area [in Chinese; English summary], *Clin. Med.* (Taipei)

7, 96-100 (1981). *Food Cosmet. Toxicol*, 17, 455-461 (藤原寿和あて電子メール 2017 年)。

16. 注 14 に同じ。

17. 注 15 に同じ。

18. 2017 年 8 月に郭育良へのヒアリングによる。

19. 愛知県衛生研究所 2004 「PCB ポリ塩化ビフェニル」。

<http://www.pref.aichi.jp/eiseiken/5f/pcb.html> (最終閲覧日：2017 年 5 月 30 日)。

20. 油症の汚染原因物質について、宮田秀明は次のように述べている。

油症と Yu-Cheng 油症は、米ぬか油の脱臭工程で熱媒体の PCBs が漏出し、その漏出した熱媒体によって汚染された米ぬか油の摂取が原因となって発症したものです。熱媒体としては、日本では KC-400、台湾では KC-400 と KC-500 です。

しかし、熱媒体に使用されていた PCBs は、PCBs の一部がポリ塩化ジベンゾフラン PCDFs に変性し、その後、脱臭装置内で約 200℃と減圧の条件下において、大半の PCBs は気散し、元の PCBs よりも高沸点物の PCBs 異性体組成に変性していました。一方、PCDFs は PCBs よりも沸点が高いため、気散率が少なく、元の熱媒体よりも PCDFs/PCBs の比率が高くなっていました。一方、PCBs には PCBs の二量体である PCQs (ポリ塩化クワッターフェニル) が 4%程度含まれています。そして、PCQs は沸点が極めて高いため、脱臭槽内においても全く気散しないため、原因油中では PCBs と PCQs はほぼ同じ濃度になっています。

以上のように、油症原因油と Yu-Cheng 原因油には PCBs、PCBs 濃度と同じ濃度の PCQs と約 1%程度の PCDFs が含まれています。(藤原寿和あて電子メール 2017 年)。

上記の宮田秀明の研究によれば、台湾ではカネクロール 500 とカネクロール 400 の混合物が使われた。一方、郭育良ほかは、台湾の場合はカネクロール 500 が使われたと推測している (Wan-Ting Hung, George H. Lambert, Ping-Wei Huang, Donald G. Patterson Jr., Yue Leon Guo, 2013, “Genetic susceptibility to dioxin-like chemicals’ induction of cytochrome P4501A2 in the human adult linked to specific AhRR polymorphism,” *Chemosphere*, 90:2358-2364 による)。郭育良の研究によると、高塩素化 PCBs は低塩素化 PCBs より生物学的半減期が長いので、体外排出速度が遅い(郭育良 2010 : 6)。KC-500 (五塩化ビフェニル、塩素含有量は 54%W/W) は KC-400 (四塩化ビフェニル、塩素含有量は 48%W/W) より塩素量が多いので、つまり、現在の日本の患者の場合より台湾の患者のほうが、体内 PCBs 蓄積量が多いと推測されている。

PCBs 塩素数と代謝の関係について、九州大学薬学部の吉村英敏は次のように述べている。

生体異物のうち DDT, BHC, あるいはドリソ剤のような有機塩素系殺虫剤は、脂溶性

が高く生化学的にも安定で容易には代謝されないため、次第に体内に蓄積して慢性中毒を惹起する危険性が指摘されているが、PCBs もこれらの化合物と同様の広範な環境汚染を示していることから、恐らくかなり代謝されにくいものと推定される。特に高塩素化体はきわめて安定と考えられ、このことは一般のヒトを含め、ウシやブタなどの哺乳動物、さちにはニワトリなどの鳥類の組織中に貯留する微量の PCBs が、主として五、六塩素化ビフェニルなどの高塩素化体になっていることから裏づけられる。すなわち、環境中には低塩素化体も排出されているにもかかわらず、これらは動物体内で高塩素化体よりも代謝されやすく、かつ脂溶性もより低いため、結果的には排泄が早く、そのため高塩素化体の蓄積が起これると考えられるからである・・・アロクロール 1254(モンサント社の PCB 製品で、塩素含量約 54%、すなわちカネクロール 500 に相当する)をラットに投与した場合も得られており、塩素数の多い PCBs はこれが少ない PCBs より代謝されにくいことが結論された(吉村 1976 : 71-72)。

また、郭育良ほかは次のように述べている。

Immunotoxicity of PCBs and PCDFs on human has been studied on two cohorts that had exposed accidentally to PCBs/PCDFs through consumption of contaminated rice bran oil, the Japanese Yusho and the Taiwanese Yucheng cohorts. The Japanese Yusho patients suffered frequently from respiratory infections and had decreased serum concentrations of IgA and Ig M in the first three years after the outbreak. Immunologic evaluation of the Taiwanese Yucheng victims showed decreased serum concentration of IgA and IgM, reduced percentages of total T-lymphocytes, active T-cells, and helper T-cells, suppressed DHR, and lowered percentages of monocyte and polymorphonuclear leukocyte bearing immunoglobulin and complement receptors a year after the incident. Three years later, the percentage of total T-cells and active T-cells were recovered, yet the percentage of helper T-cells was still low.”

(Mei-Lin Yu, Jyh-Wei Hsm, Chen-Chin Hsu, Wu-Chiang Chan, and Yueliang Leon Guo, 1998, The Immunologic Evaluation of The Yucheng Children, *Chemosphere*, 37(9-12): 1857) .

上記によると、日本の油症患者は呼吸器感染と血清濃度減少の症状が中毒後 3 年経過して現れ、台湾の場合は 1 年後に現れたことになる。つまり、台湾油症患者はカネミ油症患者より、発症が早い傾向があったことになる。

筆者の郭育良へのヒアリング（2017年8月）によれば、台湾の場合、PCDFs発見の具体的な時期は不明である。しかし、遅くとも、1996年にPCDFsが原因物質だと確認されている。なお、郭育良ほかの1981年の論文（Lan CF, Chen PH, Shieh LL, et al. 1981, “An epidemiological study on polychlorinated biphenyls poisoning in Taichung area,” *Clinical Medicine*, 7:96-100.）の中で、PCDFsは部分的に言及されているが、郭育良ほかの1996年の論文（Yue Leon Guo, Mei-Lin M. Yu and John J. Ryan, 1996, “Different congeners of PCBs/PCDFs may have contributed to different health outcomes in the Yucheng cohort,” *Neurotoxicology and Teratology*, 18(3):255-256.）の中で、PCDFsは原因物質だと確認されている。一方、同氏は、PCQsという化学物質は知っているが、それに関する研究はしていないと述べた。

なお、日本の場合、1975年九州大学の長山淳哉はPCBsからダイオキシン類のPCDFsを検出した。

21. 「台湾油症考察訪問記」油症ニュース第7号（1983年12月14日発行）による。
22. 葛應欽：当時は台湾省政府衛生署技術部主任、現在は高雄医学大学副学長、客員教授。
23. 葛應欽著の「多氯聯苯中毒之流行病学研究」54頁の表には「1979年4月～1980年2月」と記されている。
24. 以下の表18を参照のこと。油症患者は症状により、次のように分類されている。

表18 油症患者の症状別分類

等級	主要な症状	副次的な症状
第1級	①目脂の分泌増加 ②皮膚の色素沈着	①発汗量が増える ②口内炎症状が現れる。歯茎が黒くなる。 ③皮膚が乾燥する
第2級	顔に大量の吹き出物のまたは発疹	関節部、大腿内側の毛穴が角化する
第3級	①体の一部分に痔に似た吹き出物が生じる ②陰部が腫れて分泌量が増える ③頸部、胸部の毛穴が広がる	①臉が腫れる ②関節部が腫れ、倦怠感、痛みを伴う
第4級	①全身に痔に似た吹き出物ができ ②全身の毛穴が広がる	①顔の毛穴やふくらはぎが腫れる ②二次感染

（出所） 「日本油症受害者支援中心藤原壽和秘書長瀨蒞署訪問議程」（2017年2月に藤原寿和らが台湾国民健康署を訪問したときに受領した資料、筆者訳）。この表は、1981年葛應欽が調査した1,451名の台湾油症事件の被害者の症状により、分類される表である。国民健康署は現在でも、この表によって、油症患者症状の重さを判断する。なお、被害症状は第1級から第4級へと順に重くなる。

25. 『福岡医学雑誌』(60[3]:513-532, 1969) による。
http://www.kyudai-derm.org/fukuoka_acta_medica/image/fukuoka_acta_medica01.pdf
(最終閲覧日: 2017年9月12日)。
26. No. 1 は 2016年6月(諫早市)と2017年11月(長崎市)に筆者が行った本人への聞き取りによる。
No. 2-5 は 2017年2月に筆者が台中市恵明学校に赴き行った本人への聞き取りによる。
No. 6 は 2017年7月に筆者が奈留島に赴き行った本人への聞き取りによる。
No. 7 は 2017年7月に筆者が長崎市に赴き行った本人への聞き取りによる。
No. 8 は 2017年8月に筆者が台北市に赴き行った本人への聞き取りによる。
No. 9 は 2017年8月に筆者が東京に赴き行った本人への聞き取りによる。
No. 10 は 2017年10月に筆者が高砂市に赴き行った本人への聞き取りによる。
No. 11 は 2017年10月に筆者が高砂市に赴き行った本人への聞き取りによる。
No. 12 は 2017年10月に筆者が高砂市に赴き行った本人への聞き取りによる。
No. 13 は 2017年10月に筆者が姫路市に赴き行った本人への聞き取りによる。
No. 14 は 2018年3月に筆者が大阪府に赴き行った本人への聞き取りによる。
27. 2017年2月、筆者は台湾国家公共衛生院を訪問した際に実施した郭育良へのヒアリングを要約した。
28. この内容は、2017年8月3日に筆者が台湾国家衛生研究院での「油症会議」に参加した折り、李銘杰の論文発表から要約したもので、その内容の引用は本人の承諾を得ている。なお、李銘杰は長期に台湾油症事件を研究している。台湾油症受害者支持協会の理事を担当している。ちなみに、李銘杰は郭育良の門下生である。
- また、李銘杰ほか論文(Ming-Chieh Li, Pau-Chung Chen, Pei-Chien Tsai, Masutaka Furue, Daisuke Onozuka, Akihito Hagihara, Hiroshi Uchi, Takesumi Yoshimura and Yue Leon Guo, 2015, "Mortality after exposure to polychlorinated biphenyls and polychlorinated dibenzofurans: A meta-analysis of two highly exposed cohorts," *International Journal of Cancer*, 137:1427-1432.)の中で、日台油症事件の他の点は次のように述べられている。

Polychlorinated biphenyls (PCBs), polychlorinated dibenzofurans (PCDFs), and dioxin-like chemicals are ubiquitous food contaminants in developed countries. However, only two major events of food contamination by PCBs and PCDFs have occurred around the world: the Yusho event in Japan in 1968 and the Yucheng event in Taiwan in 1979. In both events, the victims were Asian people, and they were exposed to similar, high doses of PCBs/PCDFs. This is the first study to examine overall mortality in the two cohorts. The results

suggest elevated mortality from all cancers and lung cancer among males, and elevated mortality from liver cancer among females.”

(Ming-Chieh Li, Pau-Chung Chen, Pei-Chien Tsai, Masutaka Furue, Daisuke Onozuka, Akihito Hagihara, Hiroshi Uchi, Takesumi Yoshimura and Yue Leon Guo, 2015, “Mortality after exposure to polychlorinated biphenyls and polychlorinated dibenzofurans: A meta-analysis of two highly exposed cohorts, ” *International Journal of Cancer*, 137:1428)

上記によると、李銘杰ほかは、台湾の場合、男性油症患者は、全ての癌と肺癌による死亡率が対照群より高い。女性油症患者は、肝臓癌による死亡率が対照群より高いことが示されている。一方、宮田によれば、カネミ油症においても、事件発生後 23 年間にわたって男性 916 名、女性 899 名の患者について死亡追跡調査がおこなわれている。しかし、死亡期待値にくらべて有意的に高い死亡率は、男性における悪性腫瘍全体（死亡期待値の 1.55 倍）と肝臓癌（脂肪期待値の 3.36 倍）によるもののみであり、1994 年メイリン・ユーほか台湾油症に関する死亡率調査の結果とは大きく異なっていた。台湾の場合は患者と同じ環境下に住む非汚染者を対照者とし、その対照者の死亡率を基準にしているのに対して、日本の場合は環境の異なる普通的人の死亡期待率を基準にしていることが、結果として大きな相違が生じたのではないかと考えられる（宮田 1999 : 59-60）。

また、李銘杰ほかの論文の中では次のように言及されている。

Several discrepancies in SMR were found between Yucheng and Yusho. Comparing to their own control population, Yucheng had elevated heart disease mortality, but Yusho did not. Causes for such observed difference include several possibilities. Japanese people had lower standardized mortality rate for heart diseases as compared to Taiwanese people. Even after 40 years of follow-up, exposure to PCBs and PCDFs did not affect the Yusho victims' heart mortality significantly. On the other hand, heart diseases were increased in Yucheng, likely as a results of accelerated atherosclerosis, as reviewed by Humblet et al. The finding of elevated heart mortality in Yucheng is comparable to people highly exposed to Agent Orange. It is also possible that misclassification in ICD-9 coding occurred in Japan caused inability to detect elevated heart diseases in Yusho victims.”

(Ming-Chieh Li, Pau-Chung Chen, Pei-Chien Tsai, Masutaka Furue, Daisuke Onozuka, Akihito Hagihara, Hiroshi Uchi, Takesumi Yoshimura and Yue Leon Guo, 2015, “Mortality after exposure to polychlorinated biphenyls and polychlorinated dibenzofurans: A meta-analysis of two highly exposed

cohorts, ” *International Journal of Cancer*, 137:1431)

上記によると、李銘杰ほかは、日本と比べて、台湾の場合は心臓病に罹った油症患者は一般患者に比べて死亡率が高いことが示されている。なお、日本は心臓病が他の先進国より少ないことは、喫煙関連死者のうちの心臓病が日本はアメリカより低い点からも示唆される（戸田1988）。

29. 藤野紘医師の意見では、精子数減少は大変貴重なデータである。九州大学油症研究班の報告書を参照してはいるが、恐らく同じ見解ではないかと推測される（藤原寿和あて電子メール2017年）。

30. 2017年7月2日の宮本憲一の「危機に立つ日本社会憲法・地方自治・基本的人権」長崎講演会に参加し、その発表内容を筆者が要約した。

31. 食品衛生法第58条（発生当時の第27条に相当）による。

第五十八条 食品、添加物、器具若しくは容器包装に起因して中毒した患者若しくはその疑いのある者（以下「食中毒患者等」という。）を診断し、又はその死体を検案した医師は、直ちに最寄りの保健所長にその旨を届け出なければならない。

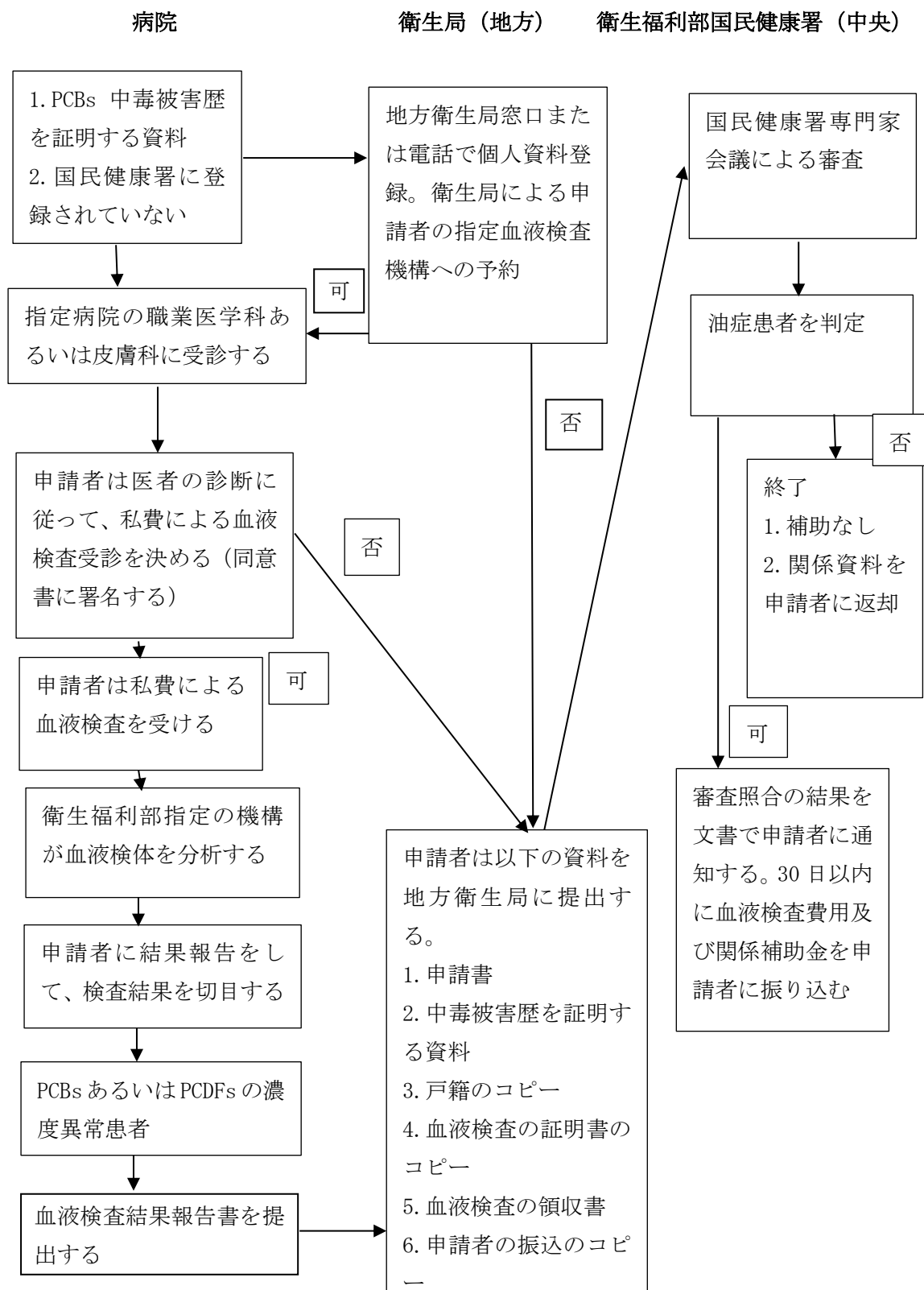
○2 保健所長は、前項の届出を受けたときその他食中毒患者等が発生していると認めるときは、速やかに都道府県知事等に報告するとともに、政令で定めるところにより、調査しなければならない。

○3 都道府県知事等は、前項の規定により保健所長より報告を受けた場合であつて、食中毒患者等が厚生労働省令で定める数以上発生し、又は発生するおそれがあると認めるときその他厚生労働省令で定めるときは、直ちに、厚生労働大臣に報告しなければならない。

○4 保健所長は、第二項の規定による調査を行つたときは、政令で定めるところにより、都道府県知事等に報告しなければならない。

○5 都道府県知事等は、前項の規定による報告を受けたときは、政令で定めるところにより、厚生労働大臣に報告しなければならない。

32. 図9 台湾における未登録患者申請判定プログラム(2016年1月施行、2017年10月改正)
 (筆者訳) <https://drive.google.com/file/d/0B5k3zCF8EJhCbHVSVDZLM1R0LVk/view> (最終閲覧日: 2017年11月1日)。



33. 国民健康署専門家会議のメンバー分の野は医学、毒物学、職業医学（環境汚染による被害が主なケア範囲）などである。しかし、社会科学、法律学の専門家は含まれていない。（2018年8月に国民健康署したとき、ヒアリングによる）。

34. <http://hunanfy.chinacourt.org/article/detail/2009/11/id/1384344.shtml>（最終閲覧日：2017年9月5日、筆者訳）。

35. 台湾「公害紛争処理法」（中国語：「公害糾紛處理法」）（1992年2月1日公布、2009年6月修正）の第2条は次のように「公害」を定義している：

本法律中の公害は、人為的な要因で生存環境が破壊され、国民の健康を損なう、あるいは損なう恐れがある者を指す。その範囲は、水汚染、大気汚染、土壌汚染、騒音、振動、悪臭、廃棄物、毒性汚染物、地盤沈下、放射能汚染、及びその他中央管轄機関が指定し、公表したものを含んでいる。（筆者訳）。

従って、上述した10種類の汚染項目及びその他中央管轄機関が公表したものによる損害、あるいは損害可能性があるものによって引き起こされた紛争は公害紛争であると定義される。

公害紛争が発生したら、「公害紛争処理法」の第9条は「行政院環境保護署は公害紛争裁定委員会を設置して、調停や裁定などによって公害紛争の迅速・適正な解決を図ること」と定めている。

しかし、台湾油症事件発生後、原因企業は全部破産した。さらに、関係者は刑事罰を科された。被害者は公害紛争裁定委員会に調停や裁定の申請をしていないので、台湾油症事件は公害紛争という形で表面化していない。

なお、筆者は2018年8月に台湾環境署科学局を訪問した時、台湾油症事件はなぜ公害に認定されていないという問題について、行政院環境保護署土壌および地下水汚染治理基金管理会総合企画課課長の何建仁は次のように述べている。

1. 油症事件は「公害紛争処理法」を施行する前のため、認定されていない。
2. 油症事件は、「人為的な要因で生存環境を破壊し、国民の健康を損なう」ということではない。この事件では、食物が汚染されたが、環境と関係ないため、認定されていない。さらに、日本が「公害健康被害補償法」があることと違い、台湾では公害に関する被害救済法律がないため、公害に認定されても、救済に対する影響はない。

（出所）台湾環境署科学局の書面回答（2018年8月）による。筆者訳。

日本の場合、環境基本法（1993年）による「公害」の定義は：「環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁

(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む)に係る被害が生ずること」をいう。

2012年(平成24年)9月19日に環境基本法が改正施行され、これまで適用除外とされていた放射性物質を公害物質と位置づけることとなった。

カネミ油症は環境汚染を経由していないので「公害」ではなく、食中毒事件と定義されている。ゆえに、法律上「公害健康被害補償法」は適用されていない。

36. 1968年2~3月頃、西日本で約49万羽ものニワトリの大量死事件が発生した。家畜衛生試験場や福岡肥飼料検査所等の調査により、カネミ倉庫製造のダーク油を含む配合飼料が原因と判明した(その後、ダーク油から多量のPCBsが検出される)。台湾油症の場合、事件の前兆例えば動物の発症がない。1978年年末に彰化県の鹿港、福興、秀水の一帯は、不思議な病気の被害者がますます増える。台中県大雅郷恵明学校が初めて米糠油を使用する。台湾油症受害者支持協会HPによる。

<http://surviving1979.blogspot.jp/p/about04.html>(最終閲覧日:2017年9月30日)。

1979年春、恵明学校の教職員と児童生徒たちが発病した際、台中の興発工業、慶陽紡績などの工場の従業員にも同じ症状が現れるようになっていた。校長陳淑静は県衛生局に報告して、県衛生局は中央衛生署にこの奇病の発見を報告した。なお、最初に台湾と日本の油症事件の関連の発見には3つの見方がある。1. 台中県衛生局の技術者顧棋珍が国内外の資料を対照して、発見した。(連合報、1980年1月4日)2. 中央衛生署王金茂が、この事件は11年前に発生したカネミ油症事件を連想して、言い当てた。(連合報、1979年12月8日)3. 陳淑静は、旦那の友人張医師が何気なく日本のカネミ油症事件の情報を彼女に伝えた時に気がついた。その後、恵明学校を経由し、台中県衛生局に報告した。政府の関係部門はこの情報を利用して、病気を引き起こす原因を突き止めた。『台湾油症事件三十年』及び李銘杰へのヒアリングから要約)。

一方、発生当初、台湾行政院衛生署の許書刀防疫処長は、東京大学医学部山本俊一教授をはじめ、厚生省「カネミ油症治療研究班」(班長:九大医学部滝一郎教授)や第一薬科大学増田義人教授にその原因究明並びに医療に関する研究協力を依頼した。難問山積するなかで、原因物質の分析に関しては11年来の研究によってガスクロマトグラフィー/マススペクトロメトリー及びエレクトロンキャプチャー検出器付きガスクロマトグラフィーによる方法が確立されており、秋には原因油並びに患者血液中にPCBsの存在が確認された。その後、台湾行政院衛生署薬物食品検驗局及び国立陽明医学院、榮民総院においても本格的にPCBsの分析が進められ、原因油の出所並びに患者の分布が明確化された。(荒川泰昭1983「台湾における油症の分析」『ぶんせき』第4号(日本分析化学会刊)による。

<http://www.arakawa-yasuaki.com/gallery/dataimge/1437146573.pdf>(最終閲覧日:2017年9月30日)。

37. 株式会社カネカは現在、大阪府大阪市北区中之島と東京都港区赤坂に本社を置く日本の化学メーカーである。当時は鐘淵化学工業として、PCBs 化学物質を製造した。なお、カネミ倉庫はモンサント（当時の日本企業で言えば三菱モンサント化成）から PCBs を購入していないので、モンサントは PCBs の用途と使用量を地球規模で拡大した道義的責任にとどまる。
38. カネミ倉庫株式会社は現在、福岡県北九州市に本社を置く、倉庫業・食用油の製造を営む企業である。当時は食用油（こめ油・米ぬか油）「カネミライスオイル」を製造販売した。
39. 当時、彰化油脂企業株式会社は米ぬか油を製造販売した。豊香行有限会社は代理店であった。台湾油症事件発生後、両社とも破産した。
40. 日本の場合は、1 世、2 世の公式的定義がない。藤野紘医師は次のように述べている。

医学的に言えば、いわゆる黒い赤ちゃんの胎児も、子供の時に被曝した母親から被曝後に生まれた子供も 2 世です。しかし、前者と後者は発症のメカニズムが異なっていると思います。後者が母親の体内に残留したダイオキシンの影響だけだとすると、子供の時に被曝した父親から被曝後に生まれた子供の影響が説明できません。したがって、私は胎児性の障害とその後を分けて、前者は直接の曝露という意味で 1 世と同じだと言います。（藤野紘電子メール 2018 年）。

古江増隆は次のように述べている。

カネミ油症の 1 世、2 世、3 世の医学的な定義について、1 世は直接原因油を摂取した者。2 世は 1 世から生まれた者。なお、1 世から生まれた者は母乳を摂取してはいるが、直接原因油を摂取してはいないので、2 世としている。3 世は 2 世から生まれた者。（古江増隆メール 2018 年）。

41. 台湾の場合、第 1 世代油症患者：①1979 年 12 月 31 日まで生まれた者、中央主管機関に列冊（登録）された者、あるいは審査を経て認められた者、②1980 年 1 月 1 日から、1980 年 12 月 31 日までに生まれ、母親は第 1 世代油症患者あるいは審査を経て認められた者、第 2 世代油症患者：第 1 世代油症患者を母親として、1981 年 1 月 1 日以降に生まれた者と定義している（国民健康署 2016 改正版「油症患者健康照護服務條例」による）。
42. カネミ油症についての支援団体「五者」とは①政府、②自治体（区市）、③被害者、④支援会、⑤研究者を言う。三者協議は日本厚生労働省、業者、被害者から構成されている。
- 被害者組織（NPO）は 13 団体（①カネミ油症関東連絡会、②カネミ油症被害者関西連絡会、③広島県カネミ油症被害者の会、④広島油症被害者の会、⑤カネミ油症被害者高知連絡会、⑥油症医療恒久救済対策協議会、⑦北九州被害者の会、⑧カネミ油症被害者福岡地区の会、⑨田川地区被害者の会、⑩長崎市油症患者の会、⑪カネミ油症五島市の会、⑫カ

ネミ油症新認定訴訟原告団、⑬長崎県本土地区油症被害者の会)である。しかしながら、上記の被害者組織のうち、1団体が反対しているため、カネミ油症被害者支援センター(2002年設立、メンバーは全員支援者)は参加組織に含まれていない。

台湾の場合は、社団法人台湾油症被害者支援協会(2009年設立)がある。

また、油症患者の生理、心身及び社会各層面のニーズのために、2016年4月に「油症患者全人ケアセンター」(Holistic Health Center PCBs)が成立した。なお、これは政府が委託した民営企業である。「油症患者全人ケアセンター」が担当することは以下の通りである。

1. 健康資料統計分析：国内と海外の油症に関する文献及び健康診断の結果を分析して、油症患者の健康状況を把握する。
2. ケア諮問サービス：専用電話を設置し、患者の声に耳を傾け、患者との連絡を強化し、積極的に症状が深刻な患者と向き合い、油症患者の身体・心身・社会的各方面ニーズを把握する。また、諮問サービス、医療サービス及び追跡研究を提供する。
3. 健康促進活動を行う：油症患者の心身健康のために、定期的に油症患者及び団体に訪問し、健康訓練活動を行う。

(出所) 衛生福利部国民健康署, 2016, 『油症患者衛教手冊』 による。筆者訳。

43. カネミ油症の場合、被害者はカネミ、カネカ及び国に提訴した。結果は次のようである。
カネミ：①2013年1月1日から、認定者に年間医療補助金5万円が支払われることになっている。②認定者の油症による受診の自己負担分と交通費を負担している。その他の給付(通院費・介護費等を含む)は地域によって違う。③医療金+見舞金(一時金)23万円を約800名原告に支払った。和解金500万円は経営難を理由に支払われていない。なお、カネミ油症事件の新認定患者50名と遺族が、2008年に提訴し、ダイオキシン類などに汚染された食用油を製造、販売したカネミ倉庫(北九州市)などに総額2億7,500万円を求めたが、民法の「除斥期間」により敗訴した。原告は診断基準が見直された2004年以降に認定された人が大半で、認定されるまでは何の補償も受けていない。

カネカ：1987年3月に和解。約700名原告に和解金約300~500万円を支払った。

国：①2013年1月1日から、認定患者1人当たり年19万円が支払われることになっている(2012年カネミ救済法により健康実態調査に協力した患者に国から19万円、カネミ倉庫から5万円の計24万円が年間支給されている。同社は患者の医療費も負担)。②仮払金総額約27億円を約800名の原告に支払った(1985年、国は原告829名に26億9,800万円の仮払金を支払った(平均1名あたり300万円)。2007年までに、約7億円の仮払金が完済された。2007年に、「カネミ油症事件関係仮払金返還債権の免除に関する法律」が成立した。1世帯あたりの世帯収入700万円未満の原告は国への返還を免除した。今まで485名の債権を免除している。2017年8月末までに、残っている7名約1,500

万円の免除はこれからもできるので、今の収入状況などを確認してやっつけていけるようにしている（筆者が2017年8月に農林水産省への聞き取りからの要約）。

台湾油症の場合、政府が公布した「油症患者健康照護服務條例」の第12条では、「列冊（登録）された油症患者、または、この条例施行以前の死亡者、その配偶者、直系親族、遺族には、申請に従って、20万元（約68万6,880円）の慰謝料の一括支給を申請できる」と規定している。医療費（問診費自己負担、入院費は一定範囲内の政府負担）は全て政府が負担している。また、地方政府の場合、台中市は、①3つの祭りのお見舞い金：毎年の春節、端午の節句、中秋節の場合、申請の必要はなく、3回6,000元（約2万2,000円）を支給する。②葬儀と埋葬の費用手当：列冊（登録）された死亡者に、査定に従って経費を支給する、最高の手当は5万元（約18万2,000円）。③妊婦栄養手当：列冊（登録）された妊婦は出産する前後各2ヶ月（計4ヶ月）、あるいは妊娠中3ヶ月以上、または自然流産と死産の前後2ヶ月（計4ヶ月）、毎月の手当として6,000元（約2万2,000円）を支給する。申請審査結果に従って、一括して支給する」と規定している。彰化県は、3つの祭りのお見舞い金：毎年の春節、端午の節句、中秋節の場合、申請の必要はなく、3回1,000元（約3,800円）を支給する。新北市は、2つの祭りのお見舞い金：毎年の春節、中秋節の場合、申請の必要はなく、2回1,000元（約3,800円）を支給する。なお、ほかのところに住んでいる患者には支払われていない。原因企業の負担はない。

44. カネミ油症の認定基準は、①米ぬか油を食べたことの証明、②総合症状、③PCBs、PCDFs、PCQsの数値。台湾油症の具体的な列冊（登録）基準はない。なお、2015年に血液検査（PCBs、PCDFs数値）が必要条件となったものの、2016年からは血液検査は不必要となった。
45. Cinii Articlesでは、「台湾油症」に関する日本語論文は5本ある。それに対して、「カネミ油症」に関する日本語論文・記事は200本以上ある（最終閲覧日：2018年1月22日）。
46. 日本でも台湾でも、環境（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染など）を経由しないので法律上の「公害」ではない。
47. 水俣病：新日本窒素肥料株式会社（のちのチッソ）が海に流した廃液にふくまれたメチル水銀が食物連鎖の過程で魚介類に蓄積し、それを日常的に食べていた漁民を中心に引き起こされた公害病のことである。2016年3月現在、[患者]は熊本、鹿児島両県で2,280名、認定申請中2,000名以上、[被害者]は約7万名である。小中高校において、四大公害（水俣病、新潟水俣病、四日市ぜんそく、イタイイタイ病）は解決済みとして教えられる（戸田2017：78）。

台湾安順工場汚染事件：台湾の台南市安順地区に1938年から1945年まで日本鐘淵曹達株式会社が当時の日本海軍の軍需品として苛性ソーダや臭素、液化塩素などの生産を行っていたが、1945年以降は台湾政府が工場を接管して生産を開始し、1969年からは農薬のPCP（有機塩素化合物ペンタクロロフェノール）の生産を始めている。当時の生産技術は、戦前からの鐘淵曹達のもので、生産した商品の大半は日本に輸出された。なお、苛性ソーダの製造は水銀電解法を採用していたらしく、当時の従業員の尿中から高濃度の

水銀が検出されていたことがわかっている。また、1969年当時の工場内の内部文書の中に、従業員の大半の体に吹き出物があることが記載されており、カネミ油症と同じく PCBs と同類の中毒だったのではないかとされている（寺西俊一2008『台南市安順工場跡地汚染に関する現地調査記録報告書』一橋大学院経済学研究科より要約）。なお、台南安順工場汚染事件は公害事件と認定された。

48. 筆者が2017年8月に元日本鐘淵曹達工業株式会社台南工場办公厅舎を訪問した際、長年台南安順工場汚染事件を研究する台南社区大学黄煥彰教授へのヒアリングからの要約による。

49. 油症被害の社会的認識について、小中高校の教科書にカネミ油症事件についての記載はほとんどない（原田正純2010：14）。2016年、初めて長崎県教育委員会発行の中学生用教材に登場する（副読本「ふるさと長崎県」に概要が記載された）。同年4月から長崎県内の全公立中学校へ発送している。長崎新聞2016年4月16日付記事による。

<http://www.nagasaki-np.co.jp/news/kanemi-ki-ji/2016/04/16122025.shtml>（最終閲覧日：2017年9月22日）。2017年8月に筆者が東京教科書図書館センターに赴き、油症が記載された教科書（高等学校農業科用『食品製造』2013年実教出版）を確認したのみである。

台湾の場合、2010年、高校生物教科書（翰林出版社）に初めて台湾油症事件が記載された。台湾油症受害者支持協会HP による。

<http://surviving1979.blogspot.jp/2012/01/ch4.html>（最終閲覧日：2017年9月5日）。

50. 病気の痛みが和らぐ方法について、カネミ油症の場合、2016年全国油症治療研究班編「油症ニュース第31号」（2016年刊）によれば、桂枝茯苓丸（けいしぶくりょうがん）の臨床試験において、桂枝茯苓丸を内服1ヶ月後または3ヶ月後とも全身倦怠の改善・皮膚のきび・できものの改善が見られた。さらに、咳・たんの呼吸器症状は3ヶ月後に改善したことを報告している。カネミ油症被害者及び支援者矢野トヨコは針灸治療法が油症に有効であることを証明した（2017年7月宿輪へのヒアリングから）。

台湾油症の場合、西洋医学と中国医学（東洋医学）、漢方医学、針灸など、すべてをマッチさせて治療を行っている（油症ニュース1983年12月14日第7号「台湾油症考察訪問記」による）。1981年、省衛生部は「漢方医療を希望する油症患者は、中国医薬学院で治療することができる。その際、社会福祉基金の一部が支給される」ことを決議した。1983年、中国薬学院附属病院は「PCBs患者に対する針灸漢方薬医療計画書」を公布した。

2017年2月、筆者は廖脱如に質問した際、彼女は中毒直後鍼治療と断食療法を受けたが、いくらか有効であったと答えている。

以上のことから、油症に対する漢方薬治療は有意義だと考えられる。（『油症研究——30年の歩み』（2000、228-235頁）によれば、玄米発酵食品の摂取はPCBs及びPCDFsの吸収と再吸収を抑制し、毒素の体外への排泄促進において、有効であった）。

一方、『台湾油症事件三十年』の付録「被害者を即刻救済すべきである」——台湾大学医

学部郭育良教授へのインタビュー」は次のように述べている。

医学界では、未だに、油症に対する有効な治療方法が確立されていません。1993年、われわれは日本の油症研究班と提携して、「ポリ塩化ビフェニル中毒患者体内毒物排出への促進方法研究」を行いました。患者にコレステラミン及び食物繊維の多い食品である米ヌカを摂取してもらって、患者の体内の毒を体外に排出する有効性を期待していました。この排毒方法の原理としては、通常毒はいったん摂取されて、小腸を経由し、血液中に入ります。そして、血液循環によって、毒は全身に入ります。ある毒は脂肪組織に沈澱し、ある毒は血液によって肝臓に運ばれ沈澱します。その一部は胆汁によって体外に排出します。しかし、体内の腸肝循環は腸内の脂質類を肝臓に再吸収するので、摂取した毒は全て体外に排出できるわけではありません。少しの毒は大腸から体外に排出できるが、長期に脂肪組織に沈着する大部分の毒は必ず健康を害します。当時の研究では、患者の糞便の中に少量のPCDFsが排出されることが、一応実証されました。しかし、われわれはこの治療方法を勧めておりません。理由は以下のようです。

訳注 1 腸肝循環とは、生体成分や薬物などが、胆汁とともに胆管を経て十二指腸管内に分泌されたのち、腸管から再度吸収され、門脈を経て肝臓に戻る循環のことをいう。

1. 患者はコレステラミンを飲んだ後に少量の毒を排出したが、血液中の毒の濃度の変化はわずかです。患者はすでに体内に高いばく露量及び強い毒性作用による中毒症状が、10年後に発症していて、当時この治療を受けた患者は（病因物質の）摂取後14年でした。従って、もし患者が中毒初期にコレステラミンによる治療を受けていたならば、効果ははっきりと現れていたのではないかと推測されています。
2. この研究では患者の治療期間は3ヶ月でした。しかし、治療効果を明らかにするためには、少なくとも1年間の治療が必要です。しかし、この治療研究の経費はかなり高いので、長期治療研究は困難です。
3. コレステラミンの短期使用は副作用がはっきりしていないが、長期に使用された場合、人体への影響を考慮する必要があります。これは医学界治療上 First do no harm(傷害をもたらす前に考慮しなければならない)の原則に従わなければなりません。

訳注 2 九州大学皮膚科の古江増隆教授（油症研究班長）は、コレステラミンは患者の身体的苦痛が大きいわりに効果が少ないので推奨できないと2018年2月に述

べている。

また、古江増隆は次のように述べている。

米ぬか繊維とコレスチラミンの併用やコレバイン内服は、体に吸収されないコレスチラミンやコレバインに PCDF が吸着され糞便として排泄されることから、ダイオキシン類の体外排泄を促進する効果が期待されたため、患者さんたちの協力を得て臨床試験が行われた。確かに体外排泄は増加したが、その効果は極めて限定的であった。加えて、体に吸収されないキレート剤を1年、2年と内服を継続することは副作用（腹部膨満感、慢性の便秘）の観点から望ましくないと判断され、油症発生から50年経過し高齢化した油症患者さんたちには推奨しないこととした。（古江増隆メール2018年）。

51. 『台湾油症事件三十年』の付録「被害者を即刻救済すべきである）——台湾大学医学部郭育良教授へのインタビュー」は次のように述べている。

Q: 当時の政府はこの中毒事件の全ての責任を負うべきだったと思いますか？ 現在、政府は患者のために、何をすればいいと思いますか？
...

A: 油症患者のような食品公害被害者は、無過失の被害者です。従って、台湾政府は海外の「公害防治法」における「無過失責任主義」に準じて、積極的に油症患者の健康権を守るべきです。そのためには、例えば、関係機関を設立して、油症に関する事情を処理する責任を負います。また、政府は別途に救済基金を設立するか、あるいは国民健康保険から医療費全額を給付するべきです。被害者の数は現在約2000人で、台湾総人口の1万分の1にすぎないので、政府は全国の医療費の1万分1を支給して、彼らを救済することを考えるべきではないでしょうか。

実際の補償方法については、欧米先進国の「健康の価値」(The Value of Health) という観点を参考にすべきだと考えています。公式の算定方法に基づいて、被害者が将来別の病気にかかる可能性、また、病後の生活の質の得失を判断して、合理的な補償を考慮すべきです。現行の「悶着が起こったら、賠償する」という態度は問題外ですので、公平・正義の原則に違反します。現代人の健康に影響を与える因子は、遺伝性、広義の環境及び医療行為です。患者は環境因子の中で弱い立場に置かれます。政府は患者の健康を守るために医療の利便性（給付を含む）を向上させて、患者が本来の健康を取り戻すための治療をすべきです。これも実現可能な方針の1つだと思っています。

訳注 日本で関連する法律は公害健康被害補償法であるが、水俣病の昭和 52 年判断基準（1977 年）、水俣病特別措置法（2009 年）など関連法律、制度の不適切が指摘されている。原田正純、津田敏秀などの著書を参照。

上記の内容について、2018 年 8 月 24 日に郭育良のヒアリングによって、「公害防治法」は具体的な法律を指すことではなく、国際の先進的な公害・労災などの理念を参考することを望ましい。*Health related quality of life and polychlorinated biphenyls and di-benzofurans exposure: 30 years follow-up of Yucheng cohort* (2015) は身体的 (Physical: Pain and discomfort, Energy and fatigue, Sleep and rest, Mobility, Activities of daily living, Dependence on medication or treatments, Working capacity)、心理的 (Psychological: Positive feelings, Thinking, learning, memory and concentration, Self-esteem, Bodily image and appearance, Negative feelings, Religion/spirituality/personal beliefs)、社会関係 (Social Relationship: Personal relationships, Sexual activity, Practical social support)、環境 (Environmental: Physical safety and security, Physical environment (pollution/noise/traffic/climate), Financial resources, Opportunities for acquiring new information and skills, Participation in and opportunities for recreation/leisure, activities, Home environment, Health and social care: accessibility and quality, Transport) の 4 つの方面から台湾油症患者の QOL (quality of life) を考察した。結果は次の通りである。

The Yucheng people had significantly reduced scores in the physical, psychological, social, and environmental domains as compared to the referents. Those with skin manifestations were more severely affected than those with no skin manifestations, suggesting a dose-related effect on QOL in exposed people.

つまり、台湾油症事件から約 36 年過ぎているにもかかわらず油症という病気は長期にわたって患者の QOL に影響していることがわかった。

終章

「環境」と聞けば、地球温暖化とか、自然破壊とか、原発事故とかを思い浮かべる。環境問題ということは、既に世界中誰もが知っているが、今なお破壊は進んでいる。なぜか？実は「知っている」、あるいは「言う」だけで、全然実感していないのではないか。環境問題は「頭理解」ではなくて、「心の経験」として感じる方が良いと思う。「心の経験」ができる「読書」を通して、つまり「文学」を通して自然や環境に触れることが良いと思う。「環境」という対象を文化的側面からとらえるのである。そのような豊かな感性をもったほうが良いと思う。つまり、環境と文学という2つの異なるカテゴリーを架橋する可能性がある。

広辞苑は「文学」（literature）を次のように定義している。

言語によって人間の外界および内界を表現する芸術作品。詩歌、小説、物語、劇曲、評論、随筆などから成る。文芸。【注1】

また、平凡社大百科事典は「文学」（literature）を次のように定義している。

文学は詩と散文に二大別される。【注2】

平凡社大百科事典は「環境」（environment）を次のように定義している。

一般に、生物や人間を取り巻く外圍（環界）のうち、主体の生存と行動に関係があると考えられる諸要素・諸条件の全体を環境という。【注3】

本論文の課題は、環境保全における環境文学の社会的な役割を考察することである。

1. 複数の作品を通して、これまでの環境文学の特徴とその定義がどのように変わってきたかを明確にするとともに、環境文学の役割を具体的に追求した。
2. 文献調査及び聞き取り調査によって、『台湾油症事件三十年』の中で登場する環境問題、すなわち油症事件をピックアップし、台湾油症を考察した。
3. 世界中で日本と台湾にのみ発生した油症事件について両国の対応を比較・考察した。

補充 本論文の新規性・独創性

先行研究を参照しながら、本論文では次のような考察を新たに行った。

1. 第1章「環境文学にみられる環境問題」では、環境文学にみられる環境問題を考察した。画期的な意義があるアメリカのレイチェル・カーソン著『沈黙の春』、「現代日本の公害の原点」といわれる水俣病についての石牟礼道子著『苦海浄土 わが水俣病』、毒性物質の複合がもたらす汚染の実態を訴える日本の有吉佐和子著『複合汚染』及び『有吉佐和子の中国のレポート』、「日本のカーソン」とも言われる綿貫礼子著『胎児からの黙示』、環境保護先駆者としての戴晴著『三峡ダム——建設の是非をめぐる論争』、2015年ノーベル文学賞を受賞したベラルーシのスヴェトラナ・アレクシエービッチ著『チェルノブイリの祈り』、中国の大気汚染問題についての柴静著『中国メディアの現場は何を伝えようとしているか：女性キャスターの苦悩と挑戦』、サイエンス・フィクションである台湾原発事故を仮想する伊格言著『グラウンド・ゼロ 台湾第四原発事故』という環境文学をとりあげ、その中に挙げられている環境問題を考察した。先行研究によると、『苦海浄土 わが水俣病』と『沈黙の春』に関する論文・記事が多数あるが、ほかの作品に関する研究、特にその作品にみられる環境問題についての研究は非常に乏しい。本論文は、上記作品の内容と影響について分析し、その中に挙げた環境問題を考察した。従来の環境文学の主題は人間と自然の関係である。人間と自然の関係を扱っている作品は環境文学といえる（加藤 2007：103）。しかしながら、人間と人間の関係を主に表現する『台湾油症事件三十年』と『カネミが地獄をつれてきた』も環境文学といえる。本論文が挙げた「環境文学」の中の「環境」は、「自然環境」、「社会環境」及び「人工環境」を含むものである。すなわち、人間と自然、人間と人間の関係を扱うことである。「文学」は、固有の人間の内面を描写する。この手法によって、作品の中で、環境問題をわかりやすく説明し、一般人に認識してもらうことができる。従って、文学作品が一般人の環境意識を高めることに寄与している。人間・社会・自然の関係を扱う文学作品はそれぞれ独自の主題と表現方法によって環境保護の意識を育てる役割を果たしていることを明らかにした。
2. 第2章「陳昭如著『被遺忘的 1979：台湾油症事件 30 年』にみられる食中毒事件」では、『台湾油症事件三十年』及び現地調査によって、台湾油症の全貌を明らかにした。さらに、食中毒事件である台湾油症事件発生の経緯、患者の症状、政府の対応について、『台湾油症事件三十年』がいかに取り上げられ、どのように展開されたかの検討を行った。この作品が社会に与えた影響を通して、食中毒問題がいかに認識されているかについて考察した。
3. 第3章「環境文学からみたカネミ油症と台湾油症——矢野トヨコ著『カネミが地獄をつれてきた』（1987年）と陳昭如著『被遺忘的 1979：台湾油症事件三十年』（2010年）」

では、矢野トヨコ著『カネミが地獄を連れてきた』（1987年）を通して、カネミ油症事件を考察した。なお、『カネミが地獄を連れてきた』は矢野トヨコの自分史である。油症被害者の視点から、カネミ油症に関することを読者に伝えている。それに対して、『台湾油症事件三十年』の第1部は、陳昭如がジャーナリストとして取材した油症被害者、支援者、研究者へのインタビュー及び文献資料をもとに、第三者の視点から台湾油症の全体像を読者に伝えている。第2部は、台湾油症事件被害者、支援者、研究者の各記録で、さまざまな視点から油症事件を読者に示している。すなわち、さまざまな自分史である。2つの作品に共通することは、個人の物語を通して、人の内面を読者に示している。何気ない情景を挟むことで臨場感を持たせ、そして個々人が油症事件に直面する様子を印象づけている。

4. 第4章「カネミ油症と台湾油症の比較——患者の症状、認定基準（日本）・患者登録（台湾）を中心に」では、台湾と日本とは異なる社会背景を持つが、2つの油症事件については、いまだに未知の部分が多いことが現実である。さらに、先行研究において、カネミ油症事件と台湾油症事件の比較研究は非常に少ないので、この両事件の比較研究を行った。油症被害者及び支援者数十名及び研究者数名に直接聞き取り調査を実施し、文献及び現地で購入した1次資料等を参考にして、健康被害について、油症問題の長期にわたる、治療困難性及び胎児性患者の存在などの特徴を考察した。その結果、両油症事件では、おそらくほぼ同一レベルのダイオキシン汚染による中毒症状が発現したとみなすことができるであろう。

さらに、食中毒としてのいわゆる「認定基準」（日本）や「患者登録」（台湾）について考察した。両油症事件は、環境汚染を経由しないため法律上の「公害」ではなく、法的な位置づけとしては食中毒事件である。一方、油症は慢性疾患である点などが公害に類似しており、マスコミや市民運動などから「食品公害」と呼ばれることが少なくない。

しかしながら、食中毒事件の被害者としての認定条件は厳しすぎると思われる。現実の問題として、当然認定されるべき患者が公式認定されていない。認定条件について、1971年の水俣病の認定基準（原因食品摂取の確認と1つ以上の症状が判定要件）を参考にすることを提案し、検討した。さらに、油症に関係する様々な分野での聞き取り調査の結果をまとめた。それによって、台湾油症とカネミ油症被害の補償が不十分であるなどの現状を明らかにした。本論文が、カネミ油症と台湾油症の比較考察への第1歩にあることを願う。

注

1. 『広辞苑』第6版、岩波書店、2008年、2570頁。
2. 『大百科事典』第1版、平凡社、1985年、第13巻、322頁。
3. 『大百科事典』第1版、平凡社、1985年、第3巻、927頁。

今後の課題

「現代日本の公害の原点」といわれるのは昭和の水俣病であるが、「近代日本の公害の原点」といわれるのは明治の足尾鉍毒事件である。荒畑寒村の『谷中村滅亡史』（岩波文庫、1999年）は、1907年（20歳のとき）に刊行された。これを手始めに、足尾鉍毒事件を環境文学の視点から考察したい。

ポール・エリックやバリー・コモナーなどの思想を踏まえ、自分の知識面を広く深めていきたい。さらに、化学性食中毒に関することは自分のライフワークとして、社会事象を正確に分析できる力量を持ち、社会に貢献できるように頑張りたい。

参考文献・映像リスト

日本語文献及び映像

- 相川泰, 2008, 『中国汚染「公害大陸」の環境報告』ソフトバンク新書.
- 相川泰, 2018, 「環境問題」『中国年鑑 2018』中国研究所.
- 明石昇二郎, 2002, 『黒い赤ちゃん カネミ油症 34年の空白』講談社.
- 荒川泰昭, 1983, 「台湾における油症の分析」『ぶんせき』100:283.
- 有吉佐和子, 1975, 『複合汚染』(上下) 新潮社, 新潮文庫 1979.
- 有吉佐和子, 1977, 『複合汚染その後』潮出版社.
- 有吉佐和子, 1979, 『複合汚染』新潮社.
- 有吉佐和子, 1979, 『有吉佐和子の中国のレポート』新潮社.
- 淡路剛久, 1978, 『公害賠償の理論』有斐閣.
- 飯島伸子, 1984, 『環境問題と被害者運動』学文社.
- 飯島伸子, 1993, 『環境社会学』有斐閣.
- 飯島伸子, 2000, 『環境問題の社会史』有斐閣.
- 井上謙・半田美永・宮内淳子編, 2004, 『有吉佐和子の世界』翰林書房.
- 生田省悟・村上清敏・結城正美, 2008, 『「場所」の詩学——環境文学とは何か』藤原書店.
- 池澤夏樹, 1992, 『母なる自然のおっぱい』新潮社.
- 石澤春美, 2009, 「油症ダイオキシン被害と対応を考える」2009年3月8日五島市カネミ油症を考えるワークショップ特別講演資料.
- 石田慶介, 2017, 「カネミ油症発生50年の来年 台湾の被害者と交流へ」『長崎新聞』9月28日.
- 石田慶介, 2017, 「カネミ油症発生50年の来年——台湾の被害者と交流へ」『長崎新聞』2017年9月28日.
- 石牟礼道子, 1972, 『苦海浄土 わが水俣病』講談社, 2004, 講談社文庫新版.
- 石牟礼道子, 2005, 『水俣病闘争 わが死民』創土社.
- 石牟礼道子, 2011, 『苦海浄土』(池澤夏樹=個人編集 世界文学全集第3集)河出書房新社.
- 石牟礼道子, 2013, 『蘇生した魂をのせて』河出書房新社.
- 石原信夫, 2016, 「食中毒として扱われるべき水俣病」『日本衛生学雑誌』71(1):100-105.
- 市川定夫, 1993, 『環境学—遺伝子破壊から地球規模の環境破壊まで』藤原書店.
- 一戸正勝・西島基宏編, 2016, 『図解 食品衛生学 第5版——食べ物と健康、食の安全性』講談社.

- 一戸良行, 2004, 「『複合汚染』を読む」井上謙ほか編『有吉佐和子の世界』翰林書房.
- 伊藤詔子, 1998, 「序章 緑の文学批評—エコクリティシズムとは何か」ハロルド・フロムほか. 伊藤詔子ほか訳, 『緑の文学批評—エコクリティシズム』松柏社.
- 伊藤詔子・吉岡美樟・横田由理編, 2008, 『エコトピアと環境主義の文学—日米より展望する広島からユッカマウンテンへ—』晃洋書房.
- 伊藤詔子ほか, 2011, 『オルタナティブ・ヴォイスを聴く—エスニシティとジェンダーで読む現代英語環境文学 103 選』音羽書房鶴見書店.
- 伊藤嘉昭, 1980, 『虫を放して虫を滅ぼす—沖縄・ウリミバエ根絶作戦私記』中公新書.
- 稲垣孝雄, 1977, 『衝撃の塩ビモノマー』風媒社.
- 宇井純, 1971, 『公害言論 I II III』. 2006, 『新装版 合本 公害原論』叢書書房.
- 植村振作ほか, 2002, 『農薬毒性の事典』三省堂.
- 牛山積, 1976, 『公害裁判の展開と法理論』日本評論社.
- 宇田和子, 2012, 「カネミ油症事件における『補償制度』の特異性と欠陥——法的承認の欠如をめぐって」『社会学評論』63(1):53-59.
- 宇田和子, 2015, 『食品公害と被害者救済』東信堂.
- 太田哲男, 1997, 『レイチェル・カーソン』清水書院.
- 大竹聖美, 2018, 「東アジアにおける「生態環境文学」の視点から振り返る日本の平和絵本 : 災害・公害・戦争・核に取材した作品から」『カトリック文化』(11) 1-25.
- 大場英樹, 1979, 『環境問題と世界史』公害対策技術同友会.
- 岡島成行, 1990, 『アメリカの環境保護運動』岩波書店.
- 岡田幹治, 2013, 『ミツバチ大量死は警告する』集英社.
- 小栗一太ほか, 2000, 『油症研究—30年の歩み』九州大学出版会.
- 尾関周二, 1996, 「環境問題と人間・自然観」尾関周二編『環境哲学の探究』大月書店.
- 小原秀夫監修, 阿部治・戸田清ほか解説, 1995, 『環境思想と社会 (環境思想の系譜 1, 2, 3)』東海大学出版会.
- 加藤邦興, 1977, 『日本公害論——技術論の視点から』青木書店.
- 加藤典洋, 2014, 『人類が永遠に続くのではないとしたら』新潮社.
- 加藤貞通, 2007, 「環境文学入門: 自然とのコミュニケーションを回復する」『メディアと文化』(3):103-113.
- カネミ油症被害者支援センター, 2006a, 『カネミ油症 過去・現在・未来』緑風出版.
- カネミ油症被害者支援センター, 2006b, 『カネミ油症は終わっていない——家族票に見る油症被害』カネミ油症被害者支援センター.
- カネミ油症被害者支援センター, 2012, 『厚生労働省実施「油症患者に係る健康実態調査」検証報告書〈最終版〉』カネミ油症被害者支援センター.
- カネミ油症被害者自主検診調査団(団長・原田正純), 2011, 『カネミ油症被害者の現

- 状——40年目の健康調査』カネミ油症被害者支援センター。
- 上遠恵子, 2004, 『レイチェル・カーソンの世界へ』かもがわ出版。
- 上遠恵子・上岡克己・原強, 2007, 『レイチェル・カーソン』かもがわ出版。
- 上遠恵子, 2014, 『レイチェル・カーソン——いまに生きる言葉』翔泳社。
- 紙野柳蔵, 1973, 『怨怒の民 カネミ油症患者の記録』教文館。
- カネミ油症 40 年記念誌編さん委員会, 2010, 『回復への祈り——カネミ油症 40 年記念誌』五島市。
- 川名英之, 1989, 『ドキュメント 日本の公害——第 3 巻 薬害・食品公害』緑風出版。
- 川名英之, 2005, 『検証・カネミ油症事件』緑風出版。
- 川名英之, 2008, 『実は危険なダイオキシン「神話の終焉」の虚構を衝く』緑風出版。
- 金星, 2017, 「環境文学についての考察——『被遺忘的一九七九:台湾油症事件 30 年』(2010 年)を中心に」『東亜漢学研究』(2017 年特別号):518-529。
- 金星, 2017, 「台湾油症をめぐる報告文学——『被遺忘的一九七九:台湾油症事件 30 年』(2010 年)について」『ASLE-Japan/文学・環境学会 NEWSLETTER』(2017 年特別号) No. 43:9。
- 金星, 2018, 「カネミ油症と台湾油症の比較——患者の症状、認定基準(日本)・患者登録(台湾)を中心に」九州地区国立大学教育系・文系研究論文集 5(2), No. 4。
- 熊本学園大学水俣学研究センター, 2012, 『原田正純追悼集 この道を-水俣から』熊本日日新聞社。
- こうのみなど, 2013, 『原田和明氏講演会 カネミ油症事件から「フクシマ」が見える』You tube 2013. 9. 1 公開 <https://www.youtube.com/watch?v=Ofik3U8NEjk> (最終閲覧日:2018 年 1 月 5 日)。
- 公害薬害職業病補償研究会, 2009, 『公害・薬害・職業病/被害者補償・救済を求めて——制度比較レポート集』東京経済大学学術研究センター。
- 公害薬害職業病補償研究会, 2012, 『公害・薬害・職業病/被害者補償・救済を求めて——制度比較レポート第 2 集』東京経済大学学術研究センター。
- 公害薬害職業病補償研究会, 2015, 『公害・薬害・職業病/被害者補償・救済を求めて制度比較レポート第 3 集』東京経済大学学術研究センター。
- 小谷一明・巴山岳人・結城正美・豊里真弓・喜納育江, 2014, 『文学から環境を考えるエコクリティシズムガイドブック』勉誠出版。
- 湊照宏, 2017, 「台湾の産業・軍事遺跡と経済史研究」『日本台湾学会ニュースレター第 32 号』:9-10。
- 多田満, 2006, 「R. Carson『沈黙の春』と有吉佐和子『複合汚染』にみられる化学物質の生態への影響」文学と環境 (9):47-53。
- 多田満, 2011, 『レイチェル・カーソンに学ぶ環境問題』東京大学出版会。

- 多田満, 2014, 『センス・オブ・ワンダーへのまなざし』 東京大学出版会.
- 多田満, 2015, 『レイチェル・カーソンはこう考えた (ちくまプリマー新書)』 筑摩書房.
- 茅野佳子, 2005, 「『エコクリティシズム』と『環境文学』の関係--そのダイナミズムを定義する試み (ラウンドテーブル エコクリティシズム再考)」 文学と環境 (8), 51-54.
- 新妻昭夫, 1997, 「訳者解説」 ホワイト 『セルボーンの博物誌』 小学館.
- 柴静, 2013, 『看見』 (=2014、鈴木将久、河村昌子、杉村安幾子訳 『中国メディアの現場は何を伝えようとしているか』 平凡社) .
- 坂下栄, 2004, 「発症から 35 年余を経ても癒えぬカネミ油症—日本と台湾における油症被害の追跡調査」 『高木基金助成報告集』 1:59-63.
- 戴晴, 1989, 『長江 長江』 (=1996、鷺見一夫, 『三峡ダム—建設の是非をめぐる論争』 築地書館) .
- 高橋暁正・藤木英雄・森島昭夫・柳沢文徳, 1973, 『食品・薬品公害』 有斐閣.
- 高橋暁正, 1974, 『食品公害のしくみ—合成殺菌料 AF-2 をめぐって』 東京大学出版会.
- 迫田修一, 2009, 「公害補償—大きな差」 『読売新聞』 2009 年 9 月 24 日.
- 笹栗俊之ほか, 2017, 『福岡医学雑誌』 108(3) (カネミ油症の特集号) .
- 下田守, 2007, 「カネミ油症の被害と人権侵害の広がり」 『下関市立大学創立 50 周年記念論文集』 93-106.
- 下田守, 2009, 「公害・薬害・職業病被害者補償救済の比較—カネミ油症」 『下関市立大学論集』 53:45-64.
- 下田守, 2010, 「カネミ油症の未認定問題について」 『日本環境学会—第 36 回研究発表会 予稿集』 316-319.
- 下田守, 2014, 「水俣病とカネミ油症:共通の問題を中心に」 『水俣学研究』 5:49-64.
- 社団法人日本食品衛生協会, 1998, 『食中毒予防必携第 3 版』 社団法人日本食品衛生協会.
- 鷺見一夫, 1997, 『三峡ダムと日本』 築地書館.
- 関礼子, 1997, 「自然保護運動における『自然』—織田が浜埋め立て反対運動を通して」 『社会学評論』 47(3):461-475.
- 須藤紀子, 2010, 「環境汚染物質と出生性比」 『保健医療科学』 59(4):325-329.
- 津田敏秀, 2004a, 『医学者は公害事件で何をしてきたのか』 岩波書店 (岩波現代文庫 2014) .
- 津田敏秀, 2004b, 「行政の不作為とタバコ病 水俣病事件の教訓を生かせ 裁判官の不勉強を憂う」 『禁煙ジャーナル』 166.
- 津田敏秀, 2006, 「カネミ油症における食品衛生に関する問題について」 .カネミ油症

- 被害者支援センター編, 『カネミ油症 過去・現在・未来』 緑風出版.
- 津田敏秀, 2013, 『医学的根拠とは何か』 岩波書店.
- 津田敏秀, 2014, 『医学と仮説——原因と結果の科学を考える』 岩波書店.
- 寺西俊一, 2008, 『台南市安順工場跡地汚染に関する現地調査記録報告書』 一橋大学
大学院経済学研究科.
- 戸田清, 1988, 「喫煙問題の歴史的考察」『科学史研究』 27(167):138-151.
- 戸田清, 1993, 「総説 昭和電工エトリブトファン」『社会薬学』 12(1):3-16.
- 戸田清, 1994, 『環境的公正を求めて—環境破壊の構造とエリート主義』 新曜社.
- 戸田清, 1998, 「喫煙問題の歴史的考察」『科学史研究』 27(167):138-151.
- 戸田清, 2003, 『環境学と平和学』 新泉社.
- 戸田清, 2006, 「水俣病事件における食品衛生法と憲法」『長崎大学総合環境研究』
8(1):23-38. (戸田, 2009 に収録).
- 戸田清, 2008, 「食品公害」, 加藤尚武ほか編, 『応用倫理学事典』 丸善出版.
- 戸田清, 2009, 『環境正義と平和』 法律文化社.
- 戸田清, 2011, 『核発電を問う——3・11 後の平和学』 法律文化社.
- 戸田清, 2014, 「自然に寄り添う水俣の漁民をおそった悲劇を描く古典」 日本平和学
会, (編集) 『平和を考えるための 100 冊+α』 法律文化社.
- 戸田清, 2017, 『核発電の便利神話——3・11 後の平和学 〈パート 2〉』 長崎文献社.
- 富田三樹生, 2013, 「水俣病認定に関する最高裁判所判決 (2013 年 4 月 16 日、第三小
法廷) を受けての日本精神神経学会見解」.
- 友澤悠季, 2007, 「『被害』を規定するのは誰か——飯島伸子における『被害構造論』
の視座」『ソシオロジ』 (158):21-37.
- 友澤悠季, 2014, 『「問い」としての公害——環境社会学者・飯島伸子の思索』 勁草書
房.
- 長崎新聞, 2007, 「世代超えた苦痛訴え——ダイオキシン国際 NGO フォーラム」『長崎
新聞』 2007 年 9 月 2 日.
- 長崎新聞, 2016, 「カネミ油症が副読本に「ふるさと長崎県」事件概要や支援策など記
載」『長崎新聞』 2016 年 4 月 16 日.
- 長崎新聞, 2018, 「特集 50 年目の枷 カネミ油症次世代の今」 2018 年 10 月 10 日.
- 長山淳哉, 2005, 『コーラベイビー——あるカネミ油症患者の半生』 西日本新聞社.
- 長山淳哉, 2007, 『ダイオキシンは怖くないという嘘』 緑風出版.
- 野田研一, 2003, 『交感を表象——ネイチャーライティングとは何か』 松柏社.
- 野田研一・結城正美, 2004, 『越境するトポス 環境文学論序説』 彩流社.
- 花田昌宣・田尻雅美編, 2017, 『水俣病問題のいま 差別禁止法制定を求める当事者
の声⑨』 一般社団法人 部落解放・人権研究所.
- 原剛, 2005, 『中国は持続可能な社会か—農業と環境問題から検証する』 同友館.

- 原田和明, 2013, 『真相——日本の枯葉剤 日米同盟が隠した化学兵器の正体』五月書房.
- 原田正純, 1985, 『水俣病は終わっていない』岩波書店.
- 原田正純, 2010, 『油症は病気のデパート——カネミ油症患者の救済を求めて』アットワークス.
- 原田正純他著, 2006, 「カネミ油症事件の現況と人権」『社会関係研究』11(1・2) .
- 原強, 1994, 『「沈黙の春」の世界—レイチェル・カーソンを語り継ぐ』かもがわ出版.
- 原強, 2001, 『「沈黙の春」の40年—レイチェル・カーソンが問いかけたもの』かもがわ出版.
- 藤野紘, 2014, 「カネミ油症未認定患者の救済実現を」『前衛』11:87-199.
- 藤野紘, 2018, 「書評 二塚信著『水俣病小史』」『水俣病研究』8:117-127.
- 藤野紘・武田玲子ほか, 2018, 「カネミ油症被害者の底辺——カネミ油症発生46年後の未認定患者検診と認定問題」『水俣病研究』8:17-45.
- 藤原邦達, 1972, 『食品公害と市民運動——PCB汚染とのたたかい』新時代社.
- 藤原邦達, 1973, 『PCBの脅威』第三文明社.
- 古江増隆ほか編, 2010, 『油症研究Ⅱ——治療と研究の最前線』九州大学出版会.
- 文学・環境学会, 2000, 『たのしく読めるネイチャーライティング 作品ガイド120』ミネルヴァ書房.
- 堀田恭子, 2015a, 「食品公害問題における社会学的アプローチの検討」『立正大学人文科学研究所年報』47:25-36.
- 堀田恭子, 2015b, 「平成25年度在外短期研修員研修成果報告 海外調査着手報告:台湾油症事件に関する環境社会学的調査」『立正大学文学部論叢』138:139-155.
- 堀田恭子, 2016a, 「台湾油症事件に関する調査研究レビュー」『立正大学文学部研究紀要』32:23-36.
- 堀田恭子, 2016b, 『油症事件の被害構造と油症被害の受容克服過程に関する社会学的研究』立正大学文学部社会学科堀田恭子研究室.
- 堀田恭子, 2017, 「台湾油症政策における「被害」の捉え方:救済制度からの考察」『環境と公害』47(1):48-54.
- 堀田恭子, 2018, 「食品公害問題の被害構造:カネミ油症事件を事例に」立正大学文学部論叢 (141):91-120.
- 毎日新聞, 2018, 「救い手 あまねく——基金づくり安定補償を」2018年10月10日.
- 増田義人, 2000, 「油症を起こした原因化学物質」. 小栗一太・赤峰昭文・古江増隆編, 『油症研究30年の歩み』九州大学出版会.
- 増田義人, 2009, 「油症などにみられるPCB, PCDFの人体に対する毒性影響」『福岡医誌』100(5):141-155.
- 水上茂樹ほか編集, 1969, 『福岡医学雑誌』60(6) (カネミ油症特集号) .

- 宮内淳子, 2000, 『有吉佐和子・作家の自伝』 日本図書センター.
- 宮澤信雄, 2007, 『水俣病事件と認定制度』 熊本日日新聞社.
- 宮田秀明, 1999, 『ダイオキシン』 岩波書店.
- 八杉龍一, 1989, 『ダーウィンを読む』 岩波書店.
- 山口英昌編 2006 『食環境科学入門——食の安全を環境問題の視点から』 ミネルヴァ書房.
- 山口英明・藤井建夫・塩見一雄, 1999, 『食品衛生学』 恒星社厚生閣.
- 山田貴己, 2007, 「被害実態を世界に——カネミ油症と台湾油症」『長崎新聞』2007年10月14日.
- 山田貴己, 2012, 「真の被害者救済——図解・カネミ油症事件」『長崎新聞』2012年9月16日.
- 山田貴己, 2017a, 「国、2世の救済消極的」『長崎新聞』2017年6月25日.
- 山田貴己, 2017b, 「論説 PCB とカネカ再検証を——カネミ油症 49年」『長崎新聞』2017年10月17日.
- 山田貴己, 2018, 「論説 PCB とカネカ再検証を——カネミ油症 49年」『長崎新聞』2018年1月12日.
- 矢野トヨコ, 1987, 『カネミが地獄を連れてきた』 葦書房.
- 矢野トヨコ, 2000, 『台湾旅行 カネミ油症と台湾 PCB 受害者——昭和五十八(1983)年十二月十二日日記』 止めよう!ダイオキシン汚染関東ネット.
- 矢野トヨコ追悼文集刊行会編, 2010, 『矢野トヨコ かく生きたり——あるカネミ油症被害者の歩み』 アットワークス.
- 矢野忠義・矢野トヨコ, 2012, 『カネミ油症、苦悶の記録 地獄と向きあって 44年』 書肆侃侃房.
- 止めよう!ダイオキシン汚染・関東ネットワーク編, 2000, 『今なぜカネミ油症か:日本最大のダイオキシン被害』 止めよう!ダイオキシン汚染・関東ネットワーク.
- 『油症ニュース』第7号 1983年12月14日 カネミ油症事件全国連絡会議未訴訟対策委員会.
- 『油症ニュース』第31号 2016年10月21日 カネミ油症事件全国連絡会議未訴訟対策委員会.
- 吉野高幸, 2010, 『カネミ油症 終わらない食品被害』 海鳥社.
- 吉村英敏, 1976, 「PCBの代謝と毒性」『化学と生物』14(2):70-77.
- 米村恵子, 2008, 『『余暇文学』の探求——ワーク・ライフ・バランスの視点から』『情報と社会』(18):225-236.
- 米本浩二, 2017, 『評伝 石牟礼道子——渚に立つ人』 新潮社.
- 渡辺正雄, 1984, (=1986) 『ダーウィンと進化論』 共立出版.
- 綿貫礼子, 1986, 『胎児からの黙示』 世界書院.

- 綿貫礼子・臼井久和, 1993, 『地球環境と安全保障』有信堂高文社.
- 綿貫礼子・吉田由布子, 2005, 『未来世代への「戦争」が始まっている ミナマタ・ベトナム・チェルノブイリ』岩波書店.
- Alexievitch, Svetlana, 1997, *Chernobyl's Prayer* (=2011 松本妙子訳『チェルノブイリの祈り——未来の物語』岩波現代文庫).
- Atwood, Margaret, 2008, *Debt and the Shadow Side of Wealth* (=2012 佐藤アヤ子訳『負債と報い——豊かさの影』岩波書店) .
- Beer, Gillian, 2009, *Darwin's Plots: Evolutionary Narrative in Darwin, George Eliot and Nineteenth-Century Fiction*(=1998 渡部ちあき・松井優子訳『ダーウィンの衝撃—文学における進化論』工作舎).
- Brooks, Paul, 1972, *The House of Life*(=2007 上遠恵子訳『レイチェル・カーソン』新潮文庫).
- Carson, Rachel, 1962, *Silent Spring* (=1974 青樹築一訳『沈黙の春』新潮文庫) .
- Carson, Rachel, 1941, *Under the Sea Wind* (=2012 上遠恵子訳『潮風の下で』岩波現代文庫) .
- Carson, Rachel, 1941, *The Sense of Wonder* (=2012 上遠恵子訳『センス・オブ・ワンダー』岩波現代文庫) .
- Carson, Rachel, 1962, *Silent Spring* (=2011 吕瑞兰 李長生訳『寂静的春天』上海译文出版社) .
- Darwin, Charles, 1845, *The Voyage of the Beagle*(=1954 内山賢次訳『ビーグル号航海記』河出書房).
- Darwin, Charles, 1859, *On the Origin of Species*(=2009 渡辺政隆訳『種の起原 上、下』光文社).
- Darwin, Charles, 1881, *The Formation of Vegetable Mould, Through The Action of Worms, With Observations on Their Habits* (=1994 渡辺弘之訳『ミミズと土』平凡社).
- Economy, Elizabeth, 2004, *THE RIVER RUNS BLACK-The Environmental Challenge to China's Future*(=2005, 片岡夏実訳『中国環境レポート』築地書館).
- Fromm, Harold, et al. (=1998 伊藤詔子・横田由理・吉田美津・城戸光世・水野敦子・結城正美・辻和彦訳『緑の文学批評——エコクリティシズム』松柏社).
- Goudge, Thomas A, et al. 1968, *Dictionary of the History of Ideas*(=1987 渡辺政隆ほか訳)『進化思想のトポグラフィ』平凡社).
- Hemingway, Ernest, 1952, *The Old Man and the Sea*(=2006 吳勞訳『老人与海』上海訳文出版社).
- Hersey, John, 1946, *Hiroshima*(=1971 石川欣一ほか訳『ヒロシマ』法政大学出版局 2014 石川欣一ほか訳『ヒロシマ 増補版』法政大学出版局).
- Hudson, William, 1904, *Green Mansions*(=1972 柏倉俊三訳『緑の館』岩波書店).
- Illich, Ivan, 1973, *Tools for Conviviality*(=2015 渡辺京二・渡辺梨佐訳『コンヴィヴィ

- アリティのための道具』筑摩書房).
- Jungk, Robert, 1956, *Heller als tausend Sonnen. Das Schicksal der Atomforscher* (=2000 菊森英夫訳『千の太陽よりも明るく一原爆を造った科学者たち』平凡社ライブラリー).
- Lear, Linda, 1997, *Rachel Carson Witness for Nature* (=2000 上遠恵子訳『レイチェル』東京書籍).
- Lear, Linda ed, 1998, *Lost Woods* (=2000 古草秀子訳『失われた森 レイチェル・カーソン遺稿集』集英社).
- Louis, Auchincloss, 1965, *Pioneers&Caretakers*(=1971 佐藤宏子訳『アメリカ文学の開拓者たち』研究社).
- Mangano, Joseph, 2008, *Radioactive Baby Teeth: The Cancer Link*, RPHP (=2012, 戸田清、竹野内真理訳『原発閉鎖が子どもを救う』緑風出版).
- Melville, Herman, 1851, *Moby-Dick*(=2004 八木敏雄訳『白鯨』岩波文庫).
- Moorehead, Alan, 1969, *Darwin and the Beagle*(=1982 浦本昌紀訳『ダーウィンとビーグル号』早川書房).
- R. Ehrlich, Paul& H. Ehrlich, Anne, 1990, *The Population Explosion*(=1994 水谷美穂訳『人口が爆発する——環境・資源・経済の視点から』新曜社).
- Robin, Marie-Monique, 2008, *Le Monde selon Monsanto*, Paris : La Découverte. (=2015, 村澤真保呂・上尾真道訳, 戸田清監修『モンサント——世界の農業を支配する遺伝子組み換え企業』作品社).
- Thoreau, Henry David, 1854, *Walden: or, the Life in the Wood*(=2004 今泉吉晴訳『ウォールデン 森の生活』小学館).
- Thoreau, Henry David, 1864 *The Maine Woods*(=1994 小野和人訳『メインの森』講談社学術文庫).
- White, Gilbert, 1789, *The Natural History and Antiquities of Selborne* (=1997 新妻昭夫訳『セルボーンの博物誌』小学館).

中国語文献及び映像

- 王向遠, 2007, 『中国体裁日本文学史[M]』宁夏人民出版社.
- 郭育良, 2009, 「戴奥辛对人体疾病的影響」『台大医院健康電子報』第 21 期.
- 郭育良, 2010, 「泛談台灣與日本之油症中毒族群之健康照護」行政院衛生署国民健康局『特殊健康危害專題季刊』第二季:5-9.
- 郭育良, 2011, 「多氯聯苯(Chlorinateddiphenyls)或同類物中毒之認定基準」行政院衛生署国民健康局『特殊健康危害專題季刊』第二季:184-190.
- 趙月欣, 2009, 「浅谈法官自由裁量权」湖南法院网.
- 陳昭如, 2010, 『被遺忘的一九七九——台灣油症事件 30 年』台湾同喜文化出版社.
- 葛應欽, 1981, 「多氯聯苯中毒之流行病學研究」『臺灣醫學會雜誌』56:406-417.

张淑卿, 2008, 「逐渐被遗忘的悲剧——多氯联苯中毒事件」『科学发展』第 430 期:82-84.

国民健康局, 2006, 『国民健康局九十四年度科技研究發展計畫 健康風險及政策評估中心 環境健康風險評估・管理與溝通組』国民健康局.

社团法人台湾油症受害者支持協會, 2015, 「2015 年油症患者生活現狀調查報告」社团法人台湾油症受害者支持協會.

衛生福利部国民健康署, 2016, 『油症患者衛教手冊』衛生福利部国民健康署.

蔡崇隆, 2008, 『油症——与毒共存』(映像, 73 分).

柴静, 2015, 『穹頂之下』(天空のもとで)(映像, 104 分).

戚晖 2008 「达尔文主义对文学创作与文学批评的影响」『北方论丛』No. 14.

英語文献

Carson, Rachel, 1962, *Silent Spring*, 2002, Mariner Books.

Lan CF, Chen PH, Shieh LL, et al. 1981, “An epidemiological study on polychlorinated biphenyls poisoning in Taichung area,” *Clinical Medicine*, 7:96-100.

Jean-Pierre Desforges¹, Ailsa Hall, et al. 2018, “Predicting global killer whale population collapse from PCB pollution,” *Science*, 361:1373-1376.

Mei-Lin Yu, Jyh-Wei Hsu, Chen-Chin Hsu, Wu-Chiang Chan, and Yueliang Leon Guo, 1998, “The Immunologic Evaluation of The Yucheng Children,” *Chemosphere*, 37(9-12): 1855-1865.

Ming-Chieh Li, Pau-Chung Chen, Pei-Chien Tsai, Masataka Furue, Daisuke Onozuka, Akihito Hagihara, Hiroshi Uchi, Takesumi Yoshimura and Yue Leon Guo, 2015, “Mortality after exposure to polychlorinated biphenyls and polychlorinated dibenzofurans: A meta-analysis of two highly exposed cohorts,” *International Journal of Cancer*, 137:1427-1432.

Ming-Chieh Li, Chi-Hsien Chen, Yue Leon Guo, 2017, “Phthalate esters and childhood asthma: A systematic review and congener-specific meta-analysis,” *Environmental Pollution*, 229:655-660.

MIURA Shoko and OGIHARA Shiori, 2003, Rachel Carson and Nature Writing, The Report of Tokyo University of Fisheries, 38:pp1-22.

Takashi Yorifuji, Toshihide Tsuda, Masazumi Harada, 2013, “Minamata disease: a challenge for democracy and justice,” *Late lessons from early warnings: science, precaution, innovation*, European Environment Agency, 1:92-130.

Wan-Ting Hung, George H. Lambert, Ping-Wei Huang, Donald G. Patterson Jr., Yue

- Leon Guo, 2013, "Genetic susceptibility to dioxin-like chemicals' induction of cytochrome P4501A2 in the human adult linked to specific AhRR polymorphism," *Chemosphere*, 90:2358-2364.
- Yue Leon Guo, Mei-Lin M. Yu and John J. Ryan, 1996, "Different congeners of PCBs/PCDFs may have contributed to different health outcomes in the Yucheng cohort, " *Neurotoxicology and Teratology*, 18(3):255-256.
- Shackelford, Todd K., Hansen, Randal D. (Eds.), 2015, *The Evolution of Sexuality*, Springer-Verlag.

初出一覧

序文：①金星, 2017, 「台湾油症をめぐる報告文学——『被遺忘的一九七九：台湾油症事件 30 年』(2010 年) について」『ASLE-Japan/文学・環境学会 NEWSLETTER』No. 43:9. と ②金星, 2017, 「環境文学についての考察——『被遺忘的一九七九：台湾油症事件 30 年』(2010 年) を中心に」『東亜漢学研究』(2017 年特別号) :518-529. に修正・加筆。

第 1 章：書き下ろし。

第 2、3 章：金星, 2017, 「環境文学についての考察——『被遺忘的一九七九：台湾油症事件 30 年』(2010 年) を中心に」『東亜漢学研究』(2017 年特別号) :518-529. に修正・加筆。

第 4 章：金星, 2018, 「カネミ油症と台湾油症の比較——患者の症状、認定基準（日本）・患者登録（台湾）を中心に」九州地区国立大学教育系・文系研究論文集 5(2), No. 4. に修正・加筆。

終章：書き下ろし。

謝辞

本論は、筆者が長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科博士後期課程学生として、多くの方々のご指導とご協力に支えられてまとめたものである。

お名前を出すことは控えるが、さまざまな思いを乗り越えて口を開いてくださった日本と台湾の油症被害者の皆さんの語りなくしては、本論の問題意識が育てられ、鍛えられることはなかった。心から感謝申し上げたい。

筆者に初めて油症の存在を教えてくださった長崎大学の戸田清先生、日本語及び英語にご協力頂いた大屋富久代先生、調査にご協力頂いた日台油症情報センターの藤原寿和さん、長崎大学の友澤悠季先生、カネミ油症被害者支援センターの佐藤禮子さん、岡山大学の津田敏秀先生、高崎経済大学の宇田和子先生、水俣協立病院名誉院長の藤野紘先生、第一薬科大学名誉教授の増田義人先生、摂南大学名誉教授の宮田秀明先生、下関大学名誉教授の下田守先生、北九州市立大学国際環境工学部の原田和明事務職員、九州大学病院油症ダイオキシン研究診療センターの古江増隆先生、写真家の河野裕昭さん、長崎新聞社の蓑田剛治さんと山田貴己さん、新大塚いずみ法律事務所の仲千穂子さん、立教大学名誉教授の野田研一先生、国立環境研究所の多田満先生、国立台湾大学医学部の郭育良先生、台南社区大学の黄煥彰先生、台湾国家環境医学研究所の李銘杰先生、台湾油症受害者支持協会事務局長廖脱如さん、作家の陳昭如さん、監督の蔡崇隆さん、台湾出身の陳翔さんなどに、いくら言葉を重ねても感謝の意を表しきれない。